

政府關係金融

本巻で「政府関係金融」とは、政府の出資にかかる法人としての金融機関（「政府関係機関」のうちの金融機関）、具体的には、「復興金融金庫」、「国民金融公庫」、「住宅金融公庫」、「日本輸出入銀行」、「日本開発銀行」による金融である。

第一章 復興金融金庫

第一節 復興金融金庫の設立過程

一 復金構想の展開

終戦から昭和二十一年にかけての日本経済は、戦争による生産の破壊が異常なインフレーションをもたらし、それがさらに生産の再開を阻止するというまさに危機的な状況にあった。しかも生産の停滞がさらにインフレーションを一層激化させるという悪循環がつづいた。

日本経済をこうした破局的状況から救うためには、何よりも、金融面から適切な対策が講じられる必要があった。昭和二十二年二月には、すでに本巻「金融政策」編第二章でふれられた「日本銀行券預入令」や「金融緊急措置令」が施行され、さらに同年八月には「会社経理応急措置法」ならびに「金融機関経理応急措置法」が施行されるなど、急激なインフレーションのもとで金融機構の建直しのための一連の対策が講じられた。なかでも、生産再開のための産

業復興資金供給体制の確立が焦眉の急をつげていた。復興金融金庫の設立につながる「復興金融機関」設置の構想は、こうした背景のもとに登場したのである。

昭和二十一年一月二日、内閣は総理官邸において緊急経済対策会議を開き、当面の経済危機打開につき検討し、金融面では金融緊急措置と同時に復興金融会社設立の構想が打ち出された。これは、二〇年十二月大蔵省内に新設された金融制度調査会の建議⁽¹⁾によるもので、最初の議案がつけられたのは二十一年一月二三日、最終的な「設立要綱」という形で明確にされたのは一月二二日であった。⁽²⁾この構想について閣議は、二月一八日原則的にこれを確認し、復興金融機関設置の方針を固めた。

第一次吉田内閣は右の方針をもとに、二十一年六月一九日「復興金融資金設置要綱案」を作成した。これが復興金融制度に関する最初の具体的構想であった。その内容は大蔵省に預金部方式により特別会計で経理される大蔵省復興金融部を新設し、「復興金融資金」の具体的管理・運用方法は、融資決定機関としての復興金融委員会を設け、同委員会の融資決定にもとづいて融資の実行にあたるというものであった。⁽³⁾要するに、特別会計を通じる政府資金を産業資金として融資させようとする構想であった。

一方、政府はこの時期に戦時補償の打切りに着手しており、これに伴う損失の整理、企業の再建促進を図るため「会社経理応急措置法」ならびに「金融機関経理応急措置法」を実施することになった。これとの関連において、企業救済、生産再開のための緊急融資が必要となり、前記復興金融資金の開設までの応急措置として、興銀に「復興資金特別融資」を行なわせることになった。

この間の事情を要約すれば、ほぼ次のようになる。昭和二十一年八月の預金封鎖措置につづく戦時補償打切りは、企業の事業資金枯渇を一層強めると予想されたから、早急な特別融資が必要であった。かくして六月二五日には「戦後産業再建のための応急的金融対策」⁽⁴⁾が閣議決定され、その目的に沿って早急に復興金融委員会を設置し、特別金融の審議に当たらせることになったのである。

しかし、この特別会計による復興資金設置の方針は、その後独立金融機関の設立による融資制度へと方向転換することになった。すなわち、大蔵省は右の特別会計法案の立案に当たり、総司令部と交渉を重ねた。具体的経過の詳細は資料的に定かでないが、結局総司令部は「合衆国復興金融会社」(the United States Reconstruction Finance Company)にならった「復興金融会社」の設立を認め、さらに同会社を総司令部の直接的政策指導のもとに置くことを決定したからである。⁽⁵⁾これによって「復興金融金庫」という独立した国家金融機関設立の具体的構想がはじめて登場したわけである。

この構想にもとづいて、二十一年九月「復興金融金庫法案」が国会に提出された。ここにいたる過程で、当時の石橋湛山蔵相の産業復興優先主義的な構想がその根底にあって強力な推進力となっていたことはいうまでもない。第九〇帝国議会に同復金法案が提出された際、石橋蔵相はその提案理由を次のように述べている。⁽⁶⁾「戦時補償の徹底的解決を断行することになったので、今後は企業及び金融機関共に過去の老大な負債の過重から解放せられ、新たな活動の基盤を確立致すことができることとなり、企業は健全な資産のみを有して資金の借入れが容易となり、金融機関は又軍需融資の回収を顧慮することなく新たな融資に専念し得ることとなった結果、当面の金融梗塞の根本的な原因は除去せられたものと信ずる。しかしこの経済整理の過程において一時的にも金融機関の機能が低下し、ために整理の不円滑を来すが如きことがあつてはならない。のみならず今後日本経済が一応の安定を見るに至る迄の間においては事

業の先行に不安のある企業や、ここ当分採算の立たない企業或は従来共、物的な信用の薄弱であつた中小企業等に対して仮令その必要とする資金は、我が国経済の復興に不可欠なものであつても、その総てを一般の金融機関から通常の方法によつて供給を確保することは、困難な場合が尠なくないものと予想せられる。かかる見地よりいついかなる場合においても苟くも我が国経済の復興に寄与する企業の必要とする資金は、これを円滑迅速に供給し、以つて民生産の再興を促進する為には、特殊の金融機関を設立し一般の金融機関のなし得ない金融を分担せしめることが絶対に必要であると考ええる。……」こうして、同法は同年一〇月八日、法律第三四号として公布、二九日より同法施行令、復興金融委員会官制によつて施行された。こうして復金はのちの「傾斜生産」政策に対応する「傾斜金融」を担当すべき金融機関として具体的な設立過程に入ることになったが、後述のような事情から設立が遅れ、業務の開始は翌二二年一月二五日に持ち越されたのである。

さて以上のような、復興資金供給構想の推移、復金設立の動きに対して、現実の金融事情は日増に深刻の度を増し、本格的な国家機関としての復金設立を待つ余裕はなく、結局、前述のような応急措置としての興銀による「復興資金特別融資」がスタートすることになった。この措置は、八月一日から興銀内に新設された「復興金融部」を通じて実施されることになったのである。この特別融資の開始は、七月二七日蔵銀四二五号「復興金融金庫（仮称）設立に至るまでの暫定措置に関する興銀總裁宛通牒」⁽⁷⁾および同四二六号「復興金融金庫（仮称）設立に至るまでの暫定措置に関する日銀總裁宛通牒」⁽⁸⁾によるもので、「日本経済の復興を促進し又は国民生活の安定を確保するため必要な資金であつて、他金融機関等より供給をうけることが困難」な資金について「興銀の責任」においてこれを融資し、復興金融金庫が設立されたときに、同金庫はこの特別融資を肩代りするというものであった。また、特別融資のための

資金は興銀の債券発行等による調達を原則とするが、興銀に資金不足が生じた場合には、日銀が「円滑にこれを供給する」というもので、事実上、日銀信用膨張による産業資金供給が制度的に認められることになった。

二 日本興業銀行「復興金融部」の設置と特別融資の展開

昭和二二年六月二五日の「戦後産業再建のための応急的金融対策」の閣議決定が、基本的には戦後復興金融に関する諸政策の第一歩であつた。前述のように、この閣議決定によつて興銀の暫定的特別融資が決められたのであるが、復興金融委員会が金融についての審議に当たるとされていた。もっとも、この委員会は、当初の「復興金融資金特別会計法案」の段階では、中央委員会と地方委員会とからなり、地方委員会をさらに第一部会と第二部会に分けるといふ構成であつた。資金計画を担当する中央委員会に対し、地方委員会第二部会では、まず、他金融機関からの融資が可能か否かを審議し、融資不能なものを第一部会に回付し、第一部会がこれについて融資の必要性を審議し、金額、条件を決定した上で興銀に通知するという仕組みであつた。⁽⁹⁾

しかし、六月二五日の閣議決定の段階にいたつて委員会構成は変更され、中央委員会を欠く第一部会と第二部会の二部制（各機能は前述と同じ）とされた⁽¹⁰⁾。さらに、最終的な興銀「復興金融部」の開設に当たつて、これが再度変更されることになり、七月二七日、大蔵次官山田義見を委員長に關係各省部局長、日銀、興銀の役員、關係部局長一四名（大蔵大臣の委嘱）からなる一部会編成の大蔵大臣諮問機関としての暫定的な委員会が組織された。

このような委員会構成の変更がどのような理由によるものかは明らかでないが、復興金融部の開設に伴つて発足し

た復興金融委員会は特別融資の資金計画あるいは融資方針等について大蔵大臣の諮問に依りて意見を具申する目的のもので、原則として毎月一回、委員長が召集により日銀内で開催されることになっていた。さらに、右の中央の復興金融委員会とは別に地方（日銀本支店所在地）に、復興金融諮問委員会が設置された。これは正規の制度による委員会ではなく、日銀本支店長が任意に設置する諮問機関であり、各本支店長を委員長とし、財務局理財部長、興銀、金融機関の各代表者を委員とするもので一般金融機関より金融を期待しえない場合の判定に当たり、日銀がその意見を徴するというものであった。前述の復興金融委員会に関する当初案である二部会からなる地方委員会制を実質的に踏襲したものといえよう。

さて、以上のような特別融資機構の成立と同時に、興銀は全国的な融資網の確立を図った。融資の開始に先立って、同行はまず日本勧業銀行、商工組合中央金庫、北海道拓殖銀行等と代理店契約を結び、同時に既設八支店、出張所以外に全国一〇都市に新たに駐在員事務所を設置し、上記三金融機関店舗一〇一店を加えた一二〇の店舗を全国に配した。融資に当たっては復興金融委員会の決定に従い、その資金に不足が生じたときは日銀から融資を得るという仕組みであった。同委員会が決定した融資方針は、次の三点に要約される。⁽¹¹⁾

- (一) 融資対象は産業の復興、民生の安定に必要な資金であるとともに、一般の金融機関の金融に依り難いものでなければならぬ。
- (二) 本融資も金融である以上、最初から回収不可能と認められるもの、あるいは単なる救済資金等は除外されねばならず、また旧債返済資金も認められない。
- (三) 融資に当たっては経済安定本部（二一年八月二日発足）等中央官庁の総合計画に即応するよう留意し、かつ將

来その健全な発展を期待し得る如き企業に対しては、設備資金に限らず企業維持費、人員整理資金等についても配慮すること。

特別融資が実施された期間は、八月一日より復金が正式に発足した二二年一月二四日までのわずか六カ月足らずにすぎなかったが、当初予定された融資資金は総額三〇億円であった。しかし、実際に融資された金額は四一億一七〇〇万円（九〇八件）に達した。その実績を表にまとめれば表1-1のごとくになる。閉鎖時点での融資残高四一億円のうち、一二億五〇〇〇万円は政府の補助金交付までのつなぎ資金である石炭赤字融資分であったから、残りの二八億六六〇〇万円が復金に肩代りされることになった。なお、右の融資総額四一億円余りは、同期間中の全国銀行貸出純増額二七〇億円の約一五％に相当し、「生産再開の足副らし的資金」⁽¹²⁾の供給として重要な役割を果たしたということが出来る。

表1-2は、特別融資の使途別、産業別内訳を示したものであるが、全体の三分の二が運転資金であって、このうち前述のつなぎ融資たる石炭赤字融資が含まれていることを考慮してもなお、本来の設備資金供給の比率が低いことが明らかである。当時の産業企業の多くが、生産再開、あるいは生産増強のための設備資金よりも、むしろ当面の運転資金の調達に奔走していた事情を反映していることが出来る。⁽¹³⁾

業種別には、傾斜生産方式によって最重点が置かれていた石炭業が中心で、全体の四〇％を越えている。その大部分が前述の石炭赤字補填資金である。次いで肥料を中心とする化学工業が全体の一八％に達し、さらに中小企業に關係の深い機械工業（一二％）、食糧確保を目的とする水産業（五％）がそれに続き、これら四業種で全体の八〇％近くに及んでいるのである。

表 1-1 復興金融部貸出残高
(単位：千円)

年 月 末	残 高	対 前 月 増 減
昭和21年 8月	41,871	41,871
9月	488,706	446,835
10月	1,223,000	734,294
11月	1,871,782	648,782
12月	3,424,761	1,552,979
22年 1月(24日)	4,117,579	692,818

出所：『日本興業銀行五十年史』719ページ。

表 1-2 復興金融部最終貸出残高使途別・業種別内訳(昭和22年 1月24日現在)
(単位：千円)

使 途 別	摘 要	貸 出 件 数	金 額	比 率 %
		402	1,379,534	33.5
	設 備 資 金	506	2,738,045	66.5
	運 転 資 金			
	合 計	908	4,117,579	100.0
業 種 別	業 業		(1,250,855)	(30.3)
	鉄 業	264	1,732,385	42.1
	化 学 工 業	162	755,314	18.3
	機 械 器 具 工 業	209	513,106	12.5
	水 産 業	48	207,723	5.0
	金 属 工 業	43	92,713	2.3
	電 気 ガ ス 業	1	40,000	1.0
	交 通 業	23	36,976	0.9
	交 際 業	9	30,270	0.7
	食 料 品 工 業	22	21,070	0.5
紡 績 業	16	20,762	0.5	
そ の 他	111	667,260	16.2	

(原注) 1. その他 667,260 千円中の大口は住宅営団 200,000 千円, 産業設備営団 30,000 千円。
2. 鉄業の()内の数字は石炭赤字融資額。

出所：『日本興業銀行五十年史』719ページ。

表 1-3 日銀の興銀特別融資手形担保貸付の推移 (単位：百万円)

年 月	興銀特別融資	日銀当該貸付月中増加
21年 8月	41	0
9月	524	412
10月	657	609
11月	784	800
12月	1,416	1,372
22年 1月	733	(-)2,062*

(注) 1月25日復金発足の際, 石炭関係赤字補填を除き返済された。

出所：日本銀行資料。

なように、特別融資開始の八月から二一年末にいたる五カ月間の特別融資総額三四億円は、ほとんどその大部分を日銀からの借入れによって行なわれていた。復金設立以前の段階で、すでに復興金融は日銀信用の創出に依存していたことが、これによって明らかである。

三 復興金融金庫の設立

であった。それは次のような事情によっていた。

前述のように、復興金融金庫は昭和二一年一〇月七日法律第三四号「復興金融金庫法」の公布、同二九日同法施行とともに正式に発足することになった。しかし、同金庫が実際に業務を開始したのは、翌年の二二年一月二五日

復興金融金庫法の施行とともに金庫設立のための委員および官制による復興金融委員会の委員が任命された。一月二日貴族院において設立委員会が開催され、設立関係の一切の事務処理が行なわれた。一月一〇日には復興金融委員会で金庫役員を選出、同一五日には復興金融金庫法にもとづく金庫の業務に関する承認事項の審議決定等、正式な発足に必要な手続きがすすめられた。しかし、復興金融委員会が理事長に推薦した末広幸次郎と副理事長に推薦した篠原三千男が公職追放の範囲拡張によってこれに該当することとなった。追放決定は日時を要するとみられたので、復興金融委員会は二二年一月一〇日急遽、新たに興銀総裁伊藤謙二と日銀理事川北楨一をそれぞれ兼職のまま理

ところで、これら貸付の多くは期限九〇日の手形貸付の形式により、金利は日歩一銭四厘以上、平均一銭四厘五毛で、返済は将来設立を予定されている復金よりの借入金で行なわれることになっていた。また前述のように、貸付資金は原則として興銀債発行等により調達することとされていたが、不足が生じた際は、日銀が興銀の一般資金繰りの不足尻に対し融資するという形での資金供給が認められていた。戦後混乱期にあってインフレの高進が顕著で、貯蓄資金がほとんど枯渇していた状況のもとでは、興銀債の発行による資金調達はほとんど望めない状況であったから、日銀の興銀への融資はいわば必然的に増加せざるをえない状態であった。興銀の特別融資手形を担保とする日銀融資は、日歩一銭二厘の手形貸付の方法によって興銀の特別融資をほとんど賄うという結果になった。表1-3で明らか

事長、副理事長に推薦した。さらに同二三日付をもって金庫役員全員の任命があり、二四日第一回政府出資金四〇億円の払込み、主務大臣の設立認可、設立登記の完了を経て、設立準備が完了した。

「復興金融庫法」によれば、同金庫は「経済の復興を促進するための必要な資金で他の金融機関等から供給を受けることが困難なものを供給することを目的とする」(第一条)という点で、従来の復興金融の目的をそのまま継承している。また、資本金の全額政府出資(第四条)と理事長、副理事長、理事、監事の復興金融委員会の推薦による政府任命(第一二条)という規定によって、純然たる政府金融機関としての性格を明確にしている。しかし、同金庫があくまでも緊急な復興資金供給を目的とした一時的機関であり、経済復興が達成されて経済情勢が正常に復した場合には、一般金融機関にその地位を譲るべき性格のものであるという考え方は当初からあった。その第一七条には、設立時から三年間のみ新たな資金融通、債務の引受・保証、社債の応募・引受等、後述の業務が認められ、復興金融委員会の承認によってのみ、右期間の変更が可能であるとされていた。

その業務は、(1)資金の融通、(2)債務の引受または保証、(3)社債の応募または引受、(4)以上に付帯する業務、とされ、さらに復興金融委員会の承認によって、これ以外にも復金の目的達成上必要な業務を行なうことができる(第一五条)とされていたから、かなり幅広い業務が認められていたことになる。融資の対象、種類等については、前記のような「経済の復興を促進する」、「他金融機関からの融資が困難」という二つの条件をみだす限りにおいて、事実上認められていたわけである。

復金が貸出を決定する場合、金額一件五〇〇〇万円以上の事案については復興金融委員会の承認が必要であった。また、五〇〇〇万円未満のものについては、東京で一件三〇〇万円以上のもの、その他地方で一〇〇万円以上のもの

は、特別融資の場合と同じく、地方融資懇談会⁽¹⁹⁾の審議を経る必要があった。資金は、前記のような全額政府払込による資本金以外に、「復興金融債券」(復金債)の発行が認められており、発行額は未払込資本金から債券引受・保証残高を差し引いた範囲で認められていた(第一八条)。

さて、以上のような機構、機能、役割をもとに復興金融金庫の本格的な業務が開始されたのであるが、その推移は大きくいつて昭和二二年一月二四日から二四年三月にいたるまでの約二年間と、二四年四月から二七年一月一六日の日本開発銀行への権利義務の引継ぎ・解散までの二年九カ月間の二期に分けられる。

すなわち、前期は、前述のような傾斜生産方式に沿った基幹産業融資に重点が置かれ、しだいにその範囲を拡張するという積極的活動期であり、後期は、ドッジ・ラインによるインフレ収束政策の下にあって、新規融資が停止され、復金解散方針にしたがって管理回収がおしすすめられた時期であった。そこで、以下では節を改めて、この二つの時期における復金の具体的な活動内容を追っていくことにしよう。

- (1) 昭和二〇年一月二〇日、日銀において行なわれた金融制度調査会第一部、第二回会議で「金融制度整備改善概要」が討議された。この概要のうち、「企業金融機関」の項では、「第一条 日本興業銀行、北海道拓殖銀行及日本勧業銀行ノ企業金融業務並ニ日本勧業銀行ノ都市不動産金融業務ヲ合体スルト共ニ戦後ノ復興金融業務ヲ営マシムルヲ為テ特殊金融機関ヲ新設スルコト」とある。しかし、これには「備考」が付せられ、「企業金融ハ普通銀行ヲシテ為サシメ特殊機関ハ不要ナリト見解モ有力ナリ」とある。復興金融専門の機関を設立するという意向はこの時点ではまだ不確定な要素を残していたとみられる(大蔵省資料Z五一九一一、銀行、金融制度調査会議事録)。

- (2) 復興金融会社設立要綱(試案) (昭二一、一、二二)
民生生産ノ再興ガ我国経済維持ノ為最大ノ急務タルニ拘ラズ別稿ニ詳述セル如ク我が国民需生産ノ将来ニ付テハ不安ヲ抱クベキ各種ノ政治的、経済的原因ガ存在スルヲ為ニ金融機関トシテハ仮令企業者ガ民生生産ノ再興ヲ開始セントノ意欲ヲ有ス

ル場合ニモ之ニ対シテ資金ヲ供給スルコトヲ肯シ得ザル実情ニ在ル。而シテ、インフレーション抑制ノ為ニハ一方ニ於テ浮動購買力ノ吸収ニ種々ノ施策ヲ講ズルコトガ必要ナルト共ニ其ノ反面ニ於テ必要ナル方面ニ必要ナル資金ヲ供給シ以テ民需生産ノ再興ヲ図ルコトガ肝要ナル依而左ニ依リ政府ノ損失補償ヲ背景トシテ資金ノ供給ヲ為スベキ特殊金融機関（復興金融会社ト仮称ス）ヲ設立シ以テ他ノ一般金融機関ガ其ノ将来ニ不安ヲ感シ資金ノ供給ヲ行ヒ得ザル場合ニ之ニ対シテ必要ナル資金ヲ供給シ民需生産再興ノ為ノ注ギ水ノ役割ヲ果サシメントスルモノデアル。之ニ依リ現在一般金融機関ニ於テモ政府ノ損失補償ヲ前提トスル政府命令ニ基ク融資ヲ実行シテ居ルノヲ廢シ今後一般金融機関ハ専ラ正常ノ資金供給ヲ行フコトトシ特ニ危険性高ク而モ公衆ノ利益ノ為ニ必要ナル資金ノ供給ハ専ラ此ノ復興金融会社ヲシテ行ハシメルコトトスル

一、復興金融会社ノ形態
（一）目的及業務

左ニ掲グル目的ノ為ニ必要ナル資金デアツテ經濟事情不安定ノ過渡的期間ニ於テ他ノ金融機関等ヨリ供給ヲ受クルコト困難ナル資金ヲ供給スルコト（但シ飽迄将来ノ回収ヲ前提トスル金融ヲ行フデアツテ初メカラ回収ノ見込ナキモノニ付テハ政府支出トシテ処理スルモノトシ兩者ハ嚴ニ区分スルコト）

- (1) 国民生活ノ維持（例ヘバ肥料工業、石炭採掘業、土建事業其ノ他一般民需産業ニ対スル資金ノ供給）
- (2) 我國經濟ノ速カナル民主主義的再建（例ヘバ農地制度ノ改革、財閥解体等ノ經濟民主主義化ヲ円滑ニ実行スル為ニ新ニ土地株式等ヲ獲得スベキ資力少キ多数ノ者ニ対スル資金ノ供給）
- (3) 我國經濟ノ速カナル國際經濟ヘノ協力参加（輸出品産業ニ対スル資金ノ供給）

（二）資本
資本金〇億円トシ全額政府出資トスルコト

（三）役員

- (1) 總裁一名、副總裁一名、理事及監事若干名トシ政府之ヲ命ズルコト
- (2) 役員ハ關係官庁官吏ノ兼務ニ依ルモノ及金融機関、商工業者、農業關係者ノ代表者ヲ以テ之ニ充ツルコト
- (3) 業務ノ重要事項ニ関シ總裁ノ諮問ニ応ズル参与若干名ヲ置クコト

（四）資金調達

- (1) 社債ノ発行、払込資本金ノ一定倍数ヲ限リ社債発行ノ特典ヲ認ム
 - (2) 一般金融機関ヨリノ共同融資
 - (3) 日銀預金部ヨリノ借入
- （五）損失補償
政府ハ毎事業年度生ズル損失ノ全部ヲ補償スルコト
- （六）政府ノ監督
政府ノ嚴重ナル監督ニ服スルコト尚本会社ヨリ資金ノ供給ヲ受ケタ相手方ノ經理ニ付テモ嚴重ナル監督ヲ行ヒ得ルモノトスルコト
- （七）存続期間
設立後五年ヲ経過セルトキ解散スルコト但シ帝國議會ノ協賛ヲ經テ其ノ以前ニ解散シ又ハ存続期間ヲ延長スルコトアルベキコト 解散後ハ清算法人トシテ存続スルコト

二、経過的処置

前述ノ復興金融会社ノ設立ハ議會ニ於テ法律案ノ協賛ヲ要スル結果其ノ設立ハ本年七、八月トナルガソレ迄ノ間何等ノ処置ヲシナイデオルコトハ絶対ニ許サレナイ ソコデ経過的ニ左ノ措置ガ考ヘラレル

- (1) 連合司令部ノ許可ヲ受ケ復興金融会社ノ設立ノ原則ヲ決定シタ上復興金融会社設立ノ際ハ之ニ肩替ヲスルコトヲ条件トシテ融資ヲスル方法

之ニ付テハ現在ノ日本興業銀行ニ別勘定ヲ設ケサセ興業銀行ヲシテ復興金融ノ実務ニ当ラシメル
復興金融ニ必要ナル資金ハ興業銀行ガ政府保証付キ債券ヲ発行シテ預金部又ハ市中銀行ヨリ調達スル

- (2) 連合司令部ノ許可ヲ得テ現在ノ強制融資ノ制度ヲ暫定的ニ統行スル方法
コノ場合モ日本興業銀行ニ実務ヲ担当サセ資金ノ調達ハ前項ト同様トスル
右ノイヅレノ場合ニツイテモ新ニ官民ヨリナル復興金融委員會ノ如キモノヲ設ケ慎重ナル手續ニヨリ融資ヲ決定スル

三、関連シテ考慮スベキ事項

- (1) 民需生産再興ノ為ノ諸施策トノ關係殊ニ産業界ニ於ケル措置トノ關係

- (2) 民需生産再興ノ為企業經理ニ関シ講ズベキ施策
- (3) 「インフレーション」抑制策トノ関係
- (4) 他ノ金融機関トノ関係
- (5) 命令融資制度トノ関係
- (6) 本会ト政府支出トノ関係

(大蔵省資料Z五二六一三—二)

(3)

復興金融資金設置要綱

- 一、戦後の産業再建を促進し速かに国民生活の安定を図る為必要な産業資金の供給に付いて、種々の客観的条件により普通の金融機関よりの金融を期待し得ない場合が予想せられるので、政府は、かゝる場合にも資金の円滑なる供給を図る為、復興金融資金を設置する。
- 二、この資金は、特別会計とし、資金は二億円とするが、資金に不足を生じた時は一般会計より繰入れる。
- 三、この資金の貸付をなし得る期間は、資金設置の日より三年以内とし、貸付当初より二年以内は、特別の事情のある者に対しては特に低利の貸付をすることが出来る。但し、二年を経過した時は、一般の金融機関の貸付条件と同等に改める。
- 四、この資金の運用に付いては、復興金融委員会を設け、貸付けは総べてこの委員会が必要と認定したものに限り、委員会の決定した条件に従つてなす。
- 五、この委員会は、中央委員会と地方委員会よりなる。

中央委員会は、内閣総理大臣の監督に属し、この資金の運用計画に関する事項を審議し、地方委員会は、大蔵大臣の監督に属し、貸付に関する実際の運用を審議決定する。

地方委員会は、日本銀行支店所在地毎に、これを設置する。

地方委員会には、第一部会と第二部会を設け、この資金が借入申込を受けた時は、先づ第二部会に於てこの融資が他の金融機関でなし得ないかどうかを審議せしめる。

第二部会に於て他の金融機関で融資し得ないものと認定したものに限り、これを第一部会に送付し、第一部会に於て、その融資が必要であるか否かを審議し、融資が必要であると認定したときには、更に貸付の金額及びその他条件を決定す

る。

中央委員会の委員は、大蔵・商工・農林・運輸・経済安定本部各庁関係官、金融及び産業の業務に従事する者及び政党代表合計二十人以内を以て組織する。

地方委員会第一部会の委員は、関係各庁官吏、産業及び金融の業務に従事する者を以て、第二部会の委員は、大蔵省官吏及び金融の業務に従事する者を以て組織し、委員の数は地方の実情に応じて大蔵大臣が定める。

六、復興金融資金の運用事務を掌理する為、大蔵省に復興金融部を置く。

復興金融部は、復興金融資金計画をたて、復興金融資金の運用に関する全般的業務を行ふ。

大蔵省復興金融部は、所要の地(概ね日本銀行本支店所在地)に支部を設け、又各地方に出張所を設ける。

支部は、中央委員会が決定し、其の決定に従つて本部より配布を受けた資金の範囲内で、地方委員会の議を経て資金の貸付に関する業務を行ふ。

出張所は、興銀、勸銀等の支店をして其の事務に当らしめ、借入申込の取次、借入申込人の事業の調査、貸付資金の受付、貸付資金の回収等の事務を処理する。

七、民需産業の再開は焦眉の急である為、復興金融資金が設置せられて業務の運用を開始するに至る期間に於ても、通常の方法によつては資金の調達が出来ない者に対する資金の融通に付き、何等かの経過的措置を必要とする。

之が為、差当り、閣議決定に基いて早急に復興金融委員会を設け、同委員会が必要と認められたものに限り、同委員会の決定した条件に依つて日本興業銀行に特別の融資を為さしめることとする(以下此の融資を特別融資と称する)。この委員会には、中央委員会は設けないが、構成、運用及び審議事項は官制に基く委員会と大体同じものとする。

復興金融資金が設置されたときには、特別融資を受けた者は必ず復興金融資金より借入を受け得ることとし、新たな借入金をして特別融資を返済せしめることとする。

(大蔵省所蔵日本銀行資料)

(4) 昭和二十一年六月二十五日 閣議決定

戦後産業再建のための応急的金融対策

戦後の産業再建を促進し速かに国民生活の安定を図る為に必要な産業資金の供給に付ては、今後各種金融機関の自由敏活な金融に期待すべきであるが種々の客観的条件に依つて普通の金融機関よりの金融を期待し得ない場合がある。斯る場合に

応ずる為の金融機構を整備する為、今議会に「復興金融資金特別会計法案」(仮称)を提出する予定であるが、復興金融資金が設置せられその業務の運営を開始するに至る迄の期間に於いても、民生生産を速かに開始する為、通常の方法によつては資金の調達を期待し得ない者に対して、何等かの金融の途をつける機構が必要である。これが為、左記要領によつて、日本興業銀行に特別の金融をさせることとし、その金融に付ては、新たに復興金融委員会を設けて審議に当らせることとする。

記

- 一、国民経済に必要な産業の復興及び平和産業への転換に必要な資金並びに国民経済の民主化を図る為必要な資金で特に通常の方法に依つては調達する事が困難な資金であると復興金融委員会が認定したものに限り、同委員会が決定した条件に従つて日本興業銀行をして融資せしめる。(以下この資金の融通を特別融資と称する)
 - 二、特別融資を受けた者は復興金融資金が設置せられた時には必ず復興金融資金より借入を受け得ることとし新たな借入金をして特別融資の返済に充てしめるものとする。従つて特別融資に対しては政府補償を要しない。
 - 三、復興金融委員会は官制によらず差当り閣議決定に基いて設置し大蔵大臣の監督に属せしめる。
- 委員会に一部会、二部会を設け日本興業銀行が特別融資の借入申込を受けたときは先づ第二部会に於てその融資が他の金融機関でなし得ないかどうかを審査せしめる。
- 第二部会に於て他の金融機関で融資し得ないものと判定したものに限りこれを第一部会に送付し第一部会に於てその融資が必要であるか否かを審議し融資が必要であると認定したときには更に貸付の金額及び条件を決定する。
- 第一部会の委員は大蔵、商工、農林、運輸各省関係官、金融及び産業に従事せるもの及び政党代表合計十五名以内を以て組織する。第二部会の委員は大蔵省関係官及び金融に従事せるもの十名以内を以て組織する。
- (備考) 計要に^(174...必)応じ日本興業銀行の外日本勧業銀行をして同様の融資を行はしめること。

〔公文類集〕昭和二十一年・産業門・六)

(5) Supreme Commander for the Allied Powers, "History of the Nonmilitary Activities of the Occupation of Japan, 1945-57" Vol. 13, Money and Banking, p. 35.

(6) 復興金融金庫『復興融資の回顧』昭和二十五年、一六一―一七ページ。

(7) 昭和二十一年七月二十七日 蔵銀四二五号

復興金融金庫(仮称)設立に至るまでの暫定措置に関する興銀総裁宛通牒

政府においては、今般日本経済の復興を促進し又は国民経済の安定を確保するため必要であつて、一般の金融機関等から供給を受けることが困難な資金を供給することを目的として、新たな金融機関の設置を企画し、今期議会に「復興金融金庫法案」(仮称)を提出することとなつたが、復興金融金庫が設立され業務を開始するに至るまでの暫定的措置として、閣議決定に基き、貴行をして八月一日より左記により特別な融資の実施を委託することとする。

記

- 一、特別融資の目的

日本経済の復興を促進し又は国民生活の安定を確保する為必要な資金であつて、他の金融機関等より供給を受けることが困難であるものを融通することを目的とすること。
- 二、特別融資の決定

特別融資は一、の目的に準拠し、貴行の責任に於て決定すること。但し、一般の金融機関から供給を受けることが困難であるかどうかの認定に当つては、日本銀行支店長(本店においては資金調整局長)の意見に従ふこととし、個々の融資の適否に関しては復興金融委員会の決定する資金の運用計画及び融資方針に従ふこと。尚、重要又は異例な案件については、復興金融委員会の議を経て決定すること。
- 三、特別融資の回収

復興金融金庫が設立されたときには、復興金融金庫は、特別融資の債務者に対し、特別融資に基く債務の残存額と同額の融資をなすものとし、貴行は、債務者の復興金融金庫からの借入金をして特別融資を回収すること。
- 四、特別融資条件の基準
 - イ 金利 一銭四厘以上 平均一銭四厘五毛程度
 - ロ 担保 原則として担保を徴すること。
 - ハ 期限 九十日以内
 - ニ 形式 手形貸付

ホ 返済方法 復興金融金庫よりの借入金を以て返済させること。
五、特別融資の申込受付

特別融資の借入申込は、申込人の取引金融機関を経由して、日本銀行本支店に対してなされるべきものとする。この場合、日本銀行は、金融機関の添付する融資困難な旨の副申書に基き、一般金融機関において融資困難であるかどうかを審査し、一般金融機関において融資困難と認めた事案に限り貴行の特別融資に回付するものとする。

六、其の他の注意事項

(一) 特別融資に関しては、本年三月大蔵省告示第一二九号第一項但書による枠外処理の許可があつたものとして取扱ふこと。

(二) 特別融資の取扱手続は、正確を期するとともに、可及的簡易迅速を旨とすること。

(三) 調査に当つては、可及的に事業者の所管官庁の意見を徴して、判断の公正を期すること。

(四) 特別融資に基く債権は、貴行の他の債権と区分し、別勘定として整理すること。

(五) 特別融資の申込処理及び融資実行状況に関しては、別に定める様式に従ひ、日本銀行經由大蔵大臣宛報告すること。

(8) 昭和二十一年七月二十七日 蔵銀四二六号

復興金融金庫(仮称)設立に至るまでの暫定措置に関する日銀総裁宛通牒

標題の件に関し、日本興業銀行総裁に対し通牒したが、この措置の実施に関しては、左記要綱に従ひ、十分の御協力願ひたい。

記

一、日本興業銀行がこの特別融資を為すにつき資金の不足を生じた場合には、貴行より円滑にこれを供給すること。

二、特別融資の申込が金融機関を経由して貴行本支店に進達されたときは、貴行は、金融機関が添付した副申書に基き、一般の金融機関が融資し得ないかどうかを審査し、一般の金融機関において融資困難と認めるもの限り、これを日本興業銀行に回付すること。但し、特別融資の決定については、日本興業銀行の責任に於いてするものなること。事業の審査に当つては、極力他の金融機関に融資の斡旋をなして、一般の金融機関の活発な融資を助長するやう指導し、苟くも特別融資の濫用せられるが如きことなきを期し、このため、必要に応じては、財務局長と協議の上金融機関の代表より成る融資

斡旋機関を設置するも差支へなきこと。

三、この措置に関しては、一般の金融機関に対してもその趣旨を周知徹底せしめると共に、一般金融機関が融資の申込を受けこれに応じ難いときは、貴行に連絡の上特別融資へ斡旋するやう指導すること。

(9) 前注(3)の「復興金融資金設置要綱」を参照。

(10) 前注(4)の「閣議決定」を参照。

(11) 復興資金融通取扱方針

本資金は、日本経済の復興を促進し又は国民生活の安定を確保するため必要な資金であつて、一般の金融機関から金融を期待し得ない場合に於て融通しようとするものであるから、苟くも金融として此の目的に添ひ得るものについては、積極的に融通に応ずること。

但し、本融資制度が、整理企業の単なる救済に墮するやうなことの無い様配意すること。

一、本件融資に付ては、経済安定本部等中央官庁の総合計画に即応して融資することを目途とし、又は、右計画外であつても、地方的特殊事情に基く緊要なものに対して、優先的取扱を行ふこと。

従つて、融資の決定に当つては、関係官庁其の他関係方面と緊密に協議連絡を遂げ、資金の重点的活用に留意すること。

二、日本経済の復興を促進し又は国民生活の安定を確保する為め必要な資金に付ては、生産基礎資材、其他肥料、見返物資、生必物資等広く現下緊要物資の生産の増強、配給機構の整備等に関連して、必要な資金とすること。

尚、中小商工業の育成に付ては特に留意すると共に、独占企業の開放援助等の点に関しても意を用ひること。

三、一般の金融機関から金融を期待し得ない場合に付ては、融資を必要とする企業が経理内容等の諸事情の爲め、金融機関が自己の危険負担で融資することが困難な場合とすること。

金融機関が資金不足の爲め融資困難な場合に於ては、日本銀行は、其の金融機関又は他の一般金融機関に於て融資が出来るやう極力斡旋すること。

四、本件融資は、事業の育成に多少の時日を要する場合であつても、将来其の健全な発展が期待出来るものに付ては之を行ひ、努めて其の育成に意を用ひることとし、当初から回収が全然不可能と見られる様な事業者に融通しないこと。

- 五、(1) 企業維持費に付ては、事業の再建可能の見込のあるものに付ては考慮すること。
- (2) 人員又は設備整理の爲め必要とする資金に付ても、事業の再建可能の見込みのあるものに付ては、考慮して差し支えないこと。
- (3) 旧償返済資金は認めないこと。
- (12) 『日本興業銀行五十年史』、七二一ページ。
- (13) 同前、七一九―二〇ページ。
- (14) 同懇談会は日銀支店長の諮問機関として、日銀本支店所在地に設置され、委員長は日銀支店長、委員には大蔵省関係官、商工省及び地方商工局関係官、都道府県庁関係官、復興金融金庫職員、主要金融機関代表者、その他委員長の委嘱するものとされていた。同懇談会が審議すべきことは、提出された案件が経済復興の促進に必要な否か、他金融機関からの融資を受けられるか否か、などの問題であった。

第二節 復興金融金庫の活動（設立からドッジ・ラインまで）

一 融資活動

(一) 概況

復興金融金庫が正式にその業務を開始した時点では、金融機関の預貯金は伸びず、再建整備が進行中であり、日銀貸出の制限強化も実施されていたから、金融逼迫の度合が増しつつあった。一方、企業は事業の再建、生産再開に乗り出していたが、自己資金は極端に欠乏し、設備資金はもとより運転資金のほとんどすべてを外部に求めざるをえない状況であった。時あたかも傾斜生産方式が開始された時期でもあり、いわゆる「傾斜金融」の中心的機関としてその活動が期待されていた復金に資金需要が殺到したのは当然であった。

昭和二四年三月末までの復金融資の推移は、表1―4に示すとおりである。初年度末には、発足後間もないという事情から貸出残高は六〇億円弱にとどまっております。全国銀行貸出残高と比較してもわずか四％にすぎなかった。しかし、融資活動が本格化した二二年度以降、その金額は急激に増加し、同年度末五九五億円と一挙に一〇倍にふくらみ、対全国銀行貸出残高比も二五％に上昇した。復金が整理過程に入る二三年度末には一三二〇億円と、さらに二倍以上に増加したのである。もっとも、この間全国銀行貸出残高に対する比率は頭打ちの状態にある。これは金融機関の再建整備が一段落し、銀行貸出が次第に活発化し、二三年三月末に一八三二億円だったものが、二四年三月末には

表 1-4 復金融資の推移と全国銀行貸出の比較

(単位：百万円, ()内%)

年	月	復金貸出残高	全国銀行貸出残高	合計
22年	3月	5,986(4.2)	135,477(95.8)	141,463(100)
	9月	28,845(17.6)	134,708(82.4)	163,553(100)
23年	3月	59,463(24.6)	182,296(75.4)	241,759(100)
	9月	91,951(24.0)	291,189(76.0)	383,140(100)
24年	3月	131,965(24.4)	408,245(75.6)	540,210(100)

出所：日本銀行統計局『本邦経済統計』各年より作成。

四〇八二億円と二・二倍以上に増加したからであり、復金についても、後述のような復金インフレの抑制、経済自立化促進等の政策的観点から、二四年に入って融資が大幅に制限されるにいたったからである。

この間の事情をやや立ち入ってみておこう。二二年度には物価抑制を堅持しながら生産を最大限に拡大しようという政策のもとに、復金の貸出は一般産業への設備資金供給を中心に顕著に増加した。さらに、低物価維持のためには基礎的生産財の確保と価格の低位維持が不可欠であり、国家財政による補給金がこういった部門に支給されていた。復金融資はこれを補完する形で一般産業に対する運転資金供給ないし赤字融資にも向けられざるをえなかったのである。ところで、のちにくわしくみるように、右のような復金融資活動の所要資金は、そのほとんどが復金債の発行によって調達されざるをえなかった。しかし、復金債の大部分は日銀引受による信用創出を通じて消化されたから、いわゆる「復金インフレ」をひき起こす結果となり、強い批判の対象となるにいたった。

二二年度に入ってからには、しだいにインフレ収束、経済安定が志向されるにいたった。とくに年度後半に入って企業三原則の実施と経済九原則の指令があり、日本経済の安定に関する基本方針が確定されたのである。こうした

政策を背景に復金の融資方針にも変更が加えられた。重要産業であっても、たとえば炭鉱労務者住宅向融資のように直接生産に寄与しないものは打ち切られ、赤字融資は企業三原則から排除され、さらに運転資金の直接融資は事実上停止されるなどが、それであった。こうして企業に関しては復金資金の利用は極力制限し、自己資本調達を促進し、同時に市中金融機関の正常化を促進して復金の機能・役割を副次的・補完的なものとし、その存在をあくまでも臨時的なものたらしめるという方針が前面に押し出されてきたわけである。

このようにして、前述のような復金融資の相対的頭打ち傾向がみられるようになったわけであるが、しかし、それでもなお対全国銀行貸出残高に比して二四％を維持しているし、貸出の内容も設備資金に集中するようになった。二二二二年度における生産の伸びはめざましく、二二二二年度末に対して二二二二年度末には鉱工業生産指数(昭和九一一年一〇〇)は四七・七から七二・三にのびている(経済審議庁調べ)。増産の基礎条件ともいえるべき設備の復元、改良、増設のための資金供給に果たした復金の役割はきわめて大きかったといえることができる。

そこで、以下、この時期における復金の活動をいくつかの側面からやや詳細にみてゆくことにしよう。

(二) 業種別貸出の動向

ひとくちでいって復金融資はいわゆる傾斜金融にその特徴がみられ、石炭、電力、肥料、鉄鋼の四業種に重点的に融資が集中した。表1-5は二二二二年から二二二二年にいたる各年度末業種別融資残高の推移を示しているが、石炭は一七〜三六％と最大部分を占め、次いで肥料が五〜九％、電力が五〜一七％、鉄鋼が三〜五％と、この四種で四〇〜五〇％にも達しているのである。とりわけ石炭業に対する融資は二二二二年度、二二二二年度と、全体の三分の一を越えており、さらに電力業も二二二二年度には一七％に達していることから、エネルギー産業といった基幹的産業部門への注力がきわ

表 1-5 復興金融金庫の業種別融資の推移 (単位：百万円)

業 種 別	昭和21年度末 (22/3)		22 年 度 末 (23/3)		23 年 度 末 (24/3)	
	金 額	百分比	金 額	百分比	金 額	百分比
鉍 業	1,589	26.5	21,941	36.9	51,485	39.0
(石 炭)	1,036	17.3	19,874	33.4	47,519	36.0
金 属 工 業	349	5.8	2,122	3.6	4,390	3.3
(鉄 鋼)	291	4.9	1,858	3.1	3,526	2.7
化 学 工 業	1,222	20.4	5,155	8.7	10,060	7.6
(肥 料)	561	9.4	3,751	6.3	6,030	4.6
電 力 業	302	5.0	2,807	4.7	22,400	17.0
機 械 器 具 工 業	835	13.9	2,806	4.7	6,522	5.0
農 林 業	4	0.1	48	0.1	229	0.2
水 産 業	491	8.2	2,839	4.8	5,302	4.0
織 維 工 業	45	0.8	711	1.2	4,984	3.8
公 団	—	—	18,199	30.6	18,182	13.8
そ の 他	1,149	19.2	2,835	4.8	8,412	6.4
合 計	5,986	100.0	59,463	100.0	131,965	100.0

出所：復興金融金庫調べによる。

表 1-6 復興金融金庫の石炭鉍業融資残高 (単位：百万円, ()内%)

年 月	設 備 資 金	運 転 資 金	合 計
22 年 3 月 末	494(47.7)	542(52.3)	1,036(100)
	(17.6)	(17.1)	(17.3)
23 年 3 月 末	11,715(59.0)	8,158(41.0)	19,874(100)
	(47.4)	(49.4)	(48.2)
24 年 3 月 末	32,819(69.1)	14,700(30.9)	47,519(100)
	(38.3)	(52.2)	(41.8)

(注) (1)上段()内数字は合計に対する割合。(2)下段()内の数字は各全産業融資残高(公団融資を除く)に占める割合を示す。

出所：大蔵省銀行局資料より作成。

だった特徴を示しているといえよう。さらに、二二年度以降の公団に対する融資の増加も顕著で、二二年度には全体の三〇%を越えている。

そこで、以下では右の石炭、電力、肥料等の重点的主要産業と中小企業、公団等融資対象のおもなものについて、復金の融資状況をみることにする。

(一) 石 炭 業

終戦直後の時期に石炭産業がいかに麻痺状態にあったかは、昭和一〇―一二年を一〇〇とした出炭量指数で示して昭和二〇年九月二五・七、十一月一六・〇、十二月二四・七という一連の数字から明白であろう。石炭産業の壊滅的状況の他産業への影響はきわめて大きかったから、政府は石炭対策を戦後最大の重点施策のひとつと考え、石炭庁設置、炭鉍労務者確保をすすめると同時に、インフレ対策としての低価格維持政策の基本を石炭に置き、補給金制度と赤字金融の実施とによって生産コストと石炭価格の矛盾を解決せんとした。低価格石炭の増産をテコに基幹産業たる電力、鉄鋼、化学等の復興促進をねらったものである⁽¹⁾。

前述の「復興特別融資」が石炭業に最大の重点を置いたのは、こうした事情によっているが、二一年末までは設備資金の供給にまではいたらず、ほとんどが運転資金の不足と貸金支払の補填を目的とするものにとどまっていた。急激なインフレーションの進行は、このような特別融資の実施にもかかわらず石炭産業の立直りを遅らせ、赤字を拡大させていったのである。

基礎生産部門に資材と資金を重点的に投下し、生産復興・再開の契機を与え、インフレと縮小再生産の悪循環を断つという「傾斜生産方式」が導入されたのは、こうした状況下においてであったが、「復興特別融資」を継承した

表 1-7 石炭生産の推移

年 月	鉱工業生産指数	月間出炭量 (千トン)	鉱夫数(千人)	出炭能率 (トン)
23 年 4 月	41.6	2,572	441	5.8
6	44.2	2,791	444	6.3
8	49.8	2,503	451	5.6
10	54.6	2,989	452	6.6
12	53.2	3,191	457	7.0
24 年 2 月	61.2	3,028	452	6.7
3	55.2	3,571	445	8.0

出所：『復興融資の回顧』, 53-54ページ。

表 1-8 復興金融金庫の電力業融資残高の推移

(単位：百万円, ()内%)

年 度 末	設 備 資 金	運 転 資 金	合 計
21 年	99(33) (3.5)	203(67) (6.4)	303(100) (5.1)
22 年	2,054(73) (8.3)	753(27) (4.6)	2,807(100) (6.8)
23 年	19,129(85) (22.3)	3,270(15) (11.6)	22,400(100) (19.7)
24 年	18,497(99) (22.6)	146(1) (1.2)	18,643(100) (19.8)

(注) (1)上段()内数字は合計額に対する割合。(2)下段()内数字は一般産業への貸出総額(公団を除く)に対する割合。

出所：表 1-6 に同じ。

復興金は、二二年度中に政府の損失補償金を引当てに初年度三億円の赤字融資を行なった。さらに同年度中に運転資金として二億五四三〇万円、設備資金九億四五六三万円が供給された。このほか、炭鉱労務者確保の一環として炭鉱労務者住宅の建設が実施されたが、そのための資金を復興金が供給した。二一年にはその額は一億九七〇〇万円にのぼり、次いで二二年度七四億円、二三年度一二億円(ただし計画額)と継続された。⁽²⁾

ところで、復興の本格的活動が開始された二二年度に入ってから、表1-5、表1-6に示されるように、石炭向け融資は急増し、公団融資を除く一般産業向け貸出のほとんど五〇%ちかくにまで達しているのである。ちなみに、二二年度の鉱業に対する全国金融機関の融資総額に対する同業向け復興融資の割合は一七〇%をこえた。さらに金融機関の再建整備が終了し、融資が活発に行なわれた二三年度中においても、その割合は二四%にたっしており、⁽³⁾復興融資の石炭鉱業に対する重要性を物語っている。

石炭の産出量は右のような復興の積極的融資を反映して順調に伸びた。二三年度末には、総産出量は月産三〇〇万トンを超え、労働者一人当りの出炭量も約一年間の間に五・八トンから八トンへと三八%ちかくも伸びた(表1-7参照)。こうした石炭生産の順調な回復にもかかわらず、インフレの進展が企業経営をますます苦しめ、赤字は累増の一途をたどった。ことに、たび重なる労働争議と、賃金引上げによって、その傾向は顕著となった。復興のいわゆる赤字融資が必要となるのであるが、この点のちにあらためてふれる。

(二) 電 力

経済復興にとって、電力業の果たす役割は、石炭、鉄鋼と並んで大きなものがあった。戦時における設備の破壊と荒廃は石炭鉱業と同様であったから、早急な復興には、なによりもまず設備資金の供給が必要であった。⁽⁴⁾し

表 1-9 電力設備資金の調達 (単位：百万円)

	21年	22年	23年	24年	25年	合計
自己資金	171	1,481	2,396	8,391	8,657	21,096
内部留保	96	708	1,622	4,453	5,799	12,678
内減価償却費	75	329	463	1,719	2,858	5,444
増資	—	444	311	2,219	—	2,974
外部資金	629	3,275	19,031	17,036	16,678	56,649
社債	207	59	382	5,304	1,470	7,422
開銀(復金)	135	2,205	18,549	9,793	10,000	40,682
市中銀行	287	1,011	100	1,939	5,208	8,545
合計	800	4,756	21,427	25,427	25,335	77,745

出所：電力中央研究所資料(『現代日本産業発達史・Ⅲ電力』交詢社出版局, 460ページより再録)。

表 1-10 発電量の推移 (単位：百万キロワット/時)

	水力	火力	合計
20年	20,648	2,533	23,181(100)
21年	28,029	1,032	29,061(125)
22年	30,227	2,328	32,555(140)
23年	32,033	3,546	35,579(153)
24年	35,805	5,171	40,976(177)

(注) 通産省公益事業局調べ。()内は20年=100とする指数。

出所：『現代日本産業発達史・Ⅲ電力』交詢社出版局, 統計表19ページ。

かし、その必要性にもかかわらず、巨大な固定設備と資本回転率の低さという事情もあって、民間金融機関からの融資はきわめて受けにくい状況にあった。かくして復金の電力融資が展開されたのである。⁽⁵⁾

昭和二一年度には、電力事情がまだそれほど深刻でなかったこともあって、復金融資は運転資金中心に同年度末で三億円にとどまっていたが、二二年度に入ってから急増し、一挙に二八億円にふくれ上がり、さらに二三年度末では二二四億円となり、石炭鉱業の四七五億円について二番目の重点融資の対象となっている。しかも石炭とはちがってその大部分が設備資金であったところに特徴があった(表1-8)。

表1-9は電力会社の設備資金調達の状況を示しているが、そのほとんどを外部資金にたより、しかも復金融資の依存度がきわめて高い点が目立っている。二二年には設備資金の四六%、外部資金の六七%を、二三年にはそれぞれ八七%、九八%を復金からの借入れで賄っているのである。

一方、運転資金については、電産争議による不足人件費、低料金に原因する不足運転資金、配電会社の超過料金納付、日産の石炭代等をカバーするために融資され、その額は、二四年三月末現在で三五億四二〇〇万円に達した。⁽⁶⁾ 以上のような電力業への積極的融資の結果、表1-10にみられるように、同業の復興テンポは早く、発電量は急速に増加し、他産業にくらべていち早く戦前水準を上回る回復を示した。

(三) 化学肥料工業

昭和二〇年一月に「食糧確保に関する緊急措置に関する件」の閣議決定がなされ、「肥料製造業者に対する資金の融資については金融機関に対する融資命令、農林中央金庫よりの融通、産業設備営団等の引受を考慮する」ということになった。この命令融資は金融機関の資金力の不足から実施されなかったが、二一年三月の融資規制の実施に当

表 1-11 復興金融金庫の化学肥料工業への融資
(単位：百万円, ()内%)

年度末	設備資金	運転資金	合計
21 年	523(93.3) (18.6)	37(6.7) (1.2)	561(100) (9.4)
22 年	2,612(69.5) (10.6)	1,139(30.5) (6.9)	3,751(100) (9.1)
23 年	4,466(74.0) (5.2)	1,564(26.0) (5.5)	6,030(100) (5.3)
24 年	5,367(80.4) (6.6)	1,276(19.6) (10.3)	6,644(100) (7.0)

(注) (1)上段()内数字は合計額に対する割合。(2)下段()内数字は一般産業貸出(公団を除く)総額に対する割合。
出所：大蔵省銀行局資料より作成。

表 1-12 設備資金調達先の内訳(昭和24年3月末)
(単位：百万円, ()内%)

	復 金	市中銀行	自己資金	その 他	合 計
硫 安	2,878(57.0)	1,052(20.8)	16(0.3)	1,107(21.9)	5,053(100)
石灰窒素	735(70.3)	166(15.9)	—(—)	143(13.7)	1,045(100)
過磷酸石灰	261(70.0)	103(27.7)	0.5(0.1)	8(2.2)	372(100)
合 計	3,875(59.9)	1,321(20.4)	16(0.3)	1,258(19.4)	6,470(100)

(注) 「その他」は日本肥料株式会社を通じるつなぎ資金の借入れ。
出所：復興金融金庫資料より作成。

たつては、肥料工業は貸出優先順位(「金融政策」編第三章第二節を参照)を「甲の一」と指定され、重点産業の取扱いを受けることになった。

しかし、化学肥料会社のなかには戦争被害の比較的軽微なグループと、被害が大きいか、ないしは転換が順調にはこばないグループとがあつて、前者は設備復旧、転換のための資金を主として興銀を幹事とする肥料シンジケート団から貸し出され、旭化成、三菱化成等がそれであつた。後者は復興、生産再開が遅れ、二二年一月に発足した復金の融資にたよることになった。昭和電工、東洋高圧等がこのグループに属している。

肥料工業については一貫して設備資金貸出が重要な部分を占めている点が石炭とは異なっていて、積極的な設備復旧・増設による増産体制の確立が急がれたことがわかる(表1-11)。とりわけ二二、二三年の復興初期の段階で肥料工業にとくに重点が置かれたことは、これらの年における復金融資全体に占める肥料工業の高い比重から明らかである。昭和二四年三月末現在の設備資金調達の状況は表1-12のごとくであるが設備資金のほとんどすべてを外部資金(借入金)に依存しており、しかもその六〇%は復金よりの借入れである。復金設備資金・融資の重要性がうかがえる。

しかし、前述のように、肥料会社には復興状況の差からくる経営状況の較差が大きかった。日本窒素、日産化学、旭化成、三菱化成等の優良企業は主として市中銀行ないしシンジケートからの借入れが主であり、昭和電工、東洋高圧、東洋合成、日本水素、別府化学、東北肥料等の戦争の打撃が大きかったグループに復金融資は集中していたから、これら企業はほとんど大部分の設備資金を復金に依存していたこととなる。

一方、運転資金も表1-11で明らかのように、一般産業企業への融資総額中五〇%と、かなりの比重を占めており、相対的に比重が高かつたというべきであろう。石炭、電力、鉄鋼業等と全く同様に低物価政策とインフレーション

表 1-13 復金債務保証の状況(昭和24年3月末現在) (単位：千円)

	保証元高	回収高			残高
		保証中額	保証債務履行額	計	
硫 安 設備	826,360	400	165,750	166,150	660,210
運転	472,600	81,100	321,500	402,600	70,000
石灰窒素 設備	86,242	1,952	18,000	19,952	66,290
運転	64,500	40,500	11,000	51,500	13,000
過磷酸石灰 設備	204,002	—	40,802	40,802	163,200
運転	8,000	8,000	—	8,000	—
合 計 設備	1,116,604	2,352	224,552	226,904	889,700
運転	545,100	129,600	332,500	462,100	83,000
計	1,661,704	131,952	557,052	689,004	972,700

出所：復興金融金庫調べ。

表 1-14 化学肥料の生産高の推移 (単位：千トン)

	硫 安	石灰窒素	過磷酸石灰
20 年 度	242(100)	94(100)	12(100)
21 年 度	544(224)	193(205)	309(2575)
22 年 度	739(305)	217(230)	827(6891)
23 年 度	974(402)	274(291)	1,054(8783)

(注) (1)()内は昭和20年度=100とする指数。(2)過磷酸石灰の指数がとくに高いのは、終戦時鉍石原料の輸入が途絶し、生産が停止状態にあったためである。

出所：復興金融金庫調べ。

エンの高進という、企業の立場からみて相矛盾する事情から発生した赤字の補填を目的とする赤字融資にほかならなかった。市中金融機関からはこのような赤字融資は望めなかったから、「他金融機関からの融資がのぞめないもの」に対する融資を優先する復金にそれが集中したのは当然であった。

経営状態の良い企業に対しては市中金融機関が融資したのであるが、資金の使途、金額等の理由からそれが不可能な場合は、復金の債務保証制度が利用された。二四年三月末現在残高は九億七三〇〇万円にのぼった(表1-13参照)。以上のような復金融資は、化学肥料工業の生産能力を著しく高めた。昭和二二年三月末には、終戦当時に比べて硫酸六倍、石灰窒素一・二倍、過磷酸石灰二・五倍であり、二四年三月末には、それぞれ九倍、二倍、三・八倍にも及んだ。その生産額も表1-14にあるように、いずれも顕著な伸びをみせている。

(四) 鉄 鋼 業

産業復興、生産の再開にとって鉄鋼業の立直りが基本的に重要な役割を果たすことはいうまでもない。しかし、現実の鉄鋼業の回復は主要産業中もっとも不振であり、これが産業全体の回復速度を遅らせる結果となった。昭和一〇一二年を一〇〇とした指数でみて、昭和二一年の総合生産指数は二四・六であり、これに対して、鉄鋼業は六・六にすぎず、二二年にも総合生産指数三一・五に対して一一・九、二三年は五二・九に対して三五・五にすぎなかった。生産全体との比較でいって著しい立遅れがみられたこと、その回復のテンポの遅いことが、これらの数字から明らかである。

このような鉄鋼業の不振は、戦争による設備の破壊というよりは、むしろ鉄鉱石、石炭、重油等の原材料、燃料が不足していたことよっていった。植民地の喪失、国際関係の断絶に加えて、国内的にも前述のような石炭生産力の低

表 1-15 鉄鋼生産、鉄鉱石供給、配炭量の推移

	普通鉄鉄	普通鋼鋼材	鉄鉱石供給	配炭量
	トン	トン	トン	千トン
21年度	152,462	326,470	597,786 (—)	1,448 (—)
22年度	294,160	577,614	539,548 (44,675)	2,357 (87)
23年度	750,554	1,225,377	1,311,139 (729,679)	4,941 (1,080)
24年上半期	667,972	1,021,027	1,422,201 (1,004,258)	3,504 (907)

(注) ()内数字は輸入分(内数).
出所：『復金融資の回顧』, 73—74ページより作成。

表 1-16 復興金融金庫の鉄鋼業への融資

(単位：百万円, ()内%)

年度末	設備資金	運転資金	合計
21年	15(5.5) (0.5)	275(94.5) (8.7)	291(100) (4.9)
22年	103(5.5) (0.4)	1,754(94.5) (10.6)	1,858(100) (4.5)
23年	1,943(55.1) (2.2)	1,582(44.9) (5.6)	3,526(100) (3.1)
24年	1,758(57.5) (2.1)	1,293(42.5) (10.5)	3,052(100) (3.2)

(注) (1)上段()内数字は合計に対する割合を示す。
(2)下段()内数字は公団融資を除く一般産業への融資総額に対するそれぞれの割合を示す。
出所：大蔵省銀行局資料。

下が大きな原因であった。たとえば、昭和一八年に一三六五万トンの配炭をうけた鉄鋼業が、二一年にはわずか一四五万トンと一割近くに減少し、二二年にいたってもわずか二二七万トンの水準にとどまっていたという事実からも明らかである。

表 1—15は鉄鋼生産高と鉄鉱石、配炭の推移をみたものである。石炭生産の低下は前述のように炭坑設備の補修改善を放置した濫掘によっていたが、石炭増産に不可欠な鉄鋼資材が不足していたこと、石炭の不足が逆に鉄鋼生産のネックになるといふ悪循環があり、この鉄鋼生産の遅れが、他産業に影響を与えたとするのが実情であった。前述のように、二二年に「石炭鉄鋼超重点増産計画」いわゆる傾斜生産方式が採用され、この石炭、鉄鋼両部門への重点的政策が実施されたのは、このような悪循環の根本を絶つという点にねらいがあった。(9) 復金はまさに傾斜金融としての鉄鋼業への融資を積極的に開始したわけである。

そこでまず表 1—16をみよう。二二年までは圧倒的に運転資金の融資が多く、設備資金供給は二三年に入ってから増加したにすぎない。鉄鋼業に対してこのように当初運転資金融資が集中した理由は、石炭、電力の場合と同様、物価抑制の目的で公定価格が設定されていたのに対し、生産コストはインフレ進行に伴って上昇の一途をたどり、赤字が累積したからにほかならない。

周知のように二二年四月に成立した片山内閣は物価と賃金の悪循環を絶つため新物価体系をたて、生産者価格と消費者価格の二重価格制を国庫からの補給金で調整し、同時に重点産業に復金を通じて国家資金を融資し、経済危機からの脱出を図ろうとした。復金はこうして国庫補助金とならんで鉄鋼業の赤字補填に対する融資を展開したのである。しかし、二三年度に入って価格改訂が行なわれ、しかも鉄鋼生産は石炭、重油、鉄鉱石の順調な輸入によって好転し、価格改訂基礎となった計画額を上回ったこと、加えて、インフレ速度が弱まったことなどの事情から、鉄鋼各社の営業状態が好転した。このため、復金の運転資金貸出は二三年後半から減少したのである。

一方、設備資金貸出は二二年まではほとんど小規模にとどまり、二三年から増加しているにすぎない。これは他の

表 1-17 復興金融金庫の繊維工業に対する融資の推移
(単位：百万円, ()内%)

		22年度	23年度	24年4月 —25年1月	合 計	25年1月 末 残 高
綿 糸	設備資金	104	1,380	36	1,520	1,459
	運転資金	9	0.8	—	9	5
生 糸	設備資金	138	876	14	1,029	962
	運転資金	4	0.7	—	4	4
化学繊維	設備資金	76	468	7	551	531
	運転資金	1	0.3	0.2	2	1
そ の 他	設備資金	300	1,650	55	2,006	1,781
	運転資金	8	4	0.2	13	8
合 計	設備資金	619(96.5)	4,374(99.9)	112(99.6)	5,105(99.5)	4,733(99.6)
	運転資金	22(3.5)	6(0.1)	0.4(0.4)	28(0.5)	18(0.4)
	計	641(100)	4,380(100)	113(100)	5,133(100)	4,751(100)

出所：復興金融金庫資料より作成。

維工業の復活には慎重な意見があったためである。繊維会社のなかでも綿紡績については、いわゆる十大紡とよばれる大企業は市中金融機関からの借入れが可能であったため、復金融資は戦後新規にスタートした新興二〇社に集中した。このほかの融資は、綿スフ織物業を中心とする中小業者に集中し、大企業中心の化学繊維については、旭化成一社のみであった。このほか絹人絹織物、製糸業等もそのほとんどが中小・零細業者が中心であったから、同業への復金融資は自然中小業者への小口融資に集中せざるをえなかった。このように、繊維工業への復金融資は中規模以下の業者へ集中していた点に特徴があった。

さて、前述の総司令部によって認可された繊維産業生産目標の達成には、最終的に約一七〇億円の設備資金が必要とされたが、その二一%は復金にたよる予定であった。しかし、インフレの高進と市中融資の困難から、そのほとんどが結局復金によって供給されざるをえなかったのである。

表1-17は、繊維工業への融資が積極化した二二年以降の復金融資の推移であり、表1-18は繊維工業融資総額における復

産業とちがった鉄鋼業固有の事情によつていた。戦時期の鉄鋼設備は軍需の膨張から拡大に拡大を重ねた。戦災による被害も比較的軽微で済み、膨大な設備が戦後復興に利用されるかにみえた。しかし、前述のような石炭、鉄鉱石等の原料不足、労働争議等から設備の大部分が遊休化して生産再開が順調にすすまなかった。このような相対的に過剰な設備は鉄鋼業のコスト高に拍車をかけた。

復金の設備資金貸出も鉄鋼業に対しては、当初は修理程度を目的としたものにとどまったのである。しかし、二三年度以降、前述のような事情から生産増加が期待されるにいたったから、設備改良・復旧のための資金、遊休高炉の再開のための資金が供給されることになった。しかし、それら多くが旧設備の利用に関するものであり、新規設備拡張を伴うものはかぎられていたから、貸出額は、石炭、電力、肥料等に比べて相対的に小規模なものにとどまった。本格的な鉄鋼生産の開始とそれによる鉄鋼業の営業状態の好転は復金停止以後であったから、設備拡張、設備改良等、前向きな設備資金需要は見返資金借入れとか、株式・社債の発行等、資本市場の利用によってみたされることになったのである。

(五) その他産業

これまでにみた重点四業種以外で、復金融資の比重が高いものには、繊維業、機械器具工業、水産業、海運業等がある(前掲表1-5参照)。

戦前から日本の中核産業のひとつに位置していた繊維工業は、平和経済への転換と早急な経済復興という観点からみて、戦後経済における主要産業のひとつたるべきであると考えられた。しかし総司令部が繊維産業の設備復元を認めたのはようやく昭和二二年に入ってからであった。⁽¹¹⁾戦前「ソシヤル・ダンピング」の国際的悪評を買った日本の織

表 1-18 繊維工業への融資に占める復興金融金庫の比重
(単位：百万円)

	全金融機関(A)		復 金(B)		B/A (%)	
	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金	設備資金	運転資金
24年3月末	11,088	58,778	4,975	20	44.8	0.0
24年12月末	11,800	109,998	4,753	18	40.3	0.0

出所：日本銀行統計局「金融機関業種別貸出調査」より作成。

表 1-19 復興金融金庫の海運業への融資
(単位：百万円, ()内%)

年度末	設 備 資 金	運 転 資 金	合 計
21 年	37(58.7) (1.3)	26(41.3) (0.8)	63(100) (1.0)
22 年	1,200(96.2) (4.9)	46(3.8) (0.3)	1,247(100) (3.0)
23 年	4,723(99.0) (5.5)	43(1.0) (0.2)	4,766(100) (4.2)
24 年	4,066(99.5) (5.0)	25(0.5) (0.2)	4,092(100) (4.3)

(注) (1)上段()内数字は海運業への融資に占める割合。(2)下段()内数字は一般産業(公団を除く)への復金融資総額に対する割合。

出所：大蔵省銀行局資料より作成。

表 1-20 水産業に対する復金融資の推移 (単位：百万円)

年度末	設 備 資 金	運 転 資 金	合 計
21 年	473(96.3) (16.8)	18(3.7) (0.6)	491(100) (8.2)
22 年	2,804(98.8) (11.4)	34(1.2) (0.2)	2,839(100) (6.9)
23 年	5,271(99.4) (6.2)	30(0.6) (0.1)	5,302(100) (4.7)
24 年	4,615(99.4) (5.6)	27(0.6) (0.2)	4,643(100) (4.9)

(注) (1)上段()内数字は合計額に対する割合。(2)下段()内数字は復金の一般産業(公団を除く)への融資総額に対する割合。

出所：大蔵省銀行局資料より作成。

状況は、終戦時の七三万総トンに対し一六二万総トンと二倍強に達した。水産業も海運業と同様に戦前世界漁獲高の四五%に達し、世界最大の水産国を誇っていたが、戦後は、戦争による漁船・漁区の喪失、労働力の不足から漁獲高は半減するという状態であった¹⁴。水産業は、農業生産の復興と並んで、

金融資の比重をみたものである。復金融資は設備資金に圧倒的比重があり、二二年から二五年一月までの三年間に一億円の設備資金、二八〇〇万円の運転資金が貸し出された。また、全国金融機関による繊維工業への融資総額に占める割合も、設備資金では四〇〜四五%と、きわめて重要な部分を占めているのである。

こうして二四年度の復金融資停止にいたるまで、同業に対する復金融資は着実な効果を生み、二四年末における設備復元率は、復元計画に対してスフの二一九%をはじめ、製糸一〇九%、紡毛紡九九%、梳毛紡九五%、綿紡九三%等、ほとんど計画を達成し、わずかに人絹が五八%にとどまったにすぎない。

繊維工業と同様、機械工業に関しても中小企業に復金融資が集中した。この点のちにあらためてふれる中小企業融資に叙述をゆずり、次に海運業への融資についてみておこう。

戦前、世界有数の海運業を誇っていた日本の海運業界は、戦争で壊滅的打撃をうけ、戦前三〇万トンの船腹が、戦後わずか一〇分の一の六三万トンという状態であった。平和経済への転換という至上命令から、海運業の復活、船舶保有量等について重大な議論をよび、結局は四〇〇万トンというストライク案が発表された¹²。

しかし、戦時補償打切りと戦時補償特別税の納入で資金事情が悪化していた海運業界にとって、この計画達成に要する資金は外部に依存するほかなかった。経済復興に果たす海運業の役割の重要性からいって復金融資が優先的に計画されたのは当然であった。海運業への復金融資が増加したのは二三年度においてであったが、同年度末における設備資金貸付残高は船主に対する直接融資が四七億円、船舶公団¹³を通ずるものが八〇億円の合計一二七億円であった。運転資金は合計でも一億四二〇〇万円にすぎず、圧倒的部分が貨客船新造、鋼船修理、沈船引揚修理等の設備関係の融資であった。こうした復金融資の展開は海運業の復興に大きな役割を果たした。二四年八月現在における船腹復元

食糧増産という観点からその復興が緊急課題とされた。しかし、復興に要する資金の大きさにもかかわらず、市中金融ベースに乗りうる企業が少なかったために、復興融資の必要性は非常に高かった。⁽¹⁵⁾

復興融資の水産業への貸付は表1—20のように二二年度末二八億円、二三年度末五三億円と急増しており、運転資金はほとんど取るに足りない額である。設備資金貸付の内訳は二三年度末現在で、五三%が一般漁業、三二%が捕鯨業とこの二業種に八五%が集中している。これは一般漁業用船舶の建造資金と南氷洋捕鯨三社の漁船建造資金の貸付を内容としている。このほか二三年九月には「農林漁業復興資金融通に関する暫定措置」⁽¹⁶⁾が閣議で決定され、復金による農林債券の引受が行なわれた。さらに二四年一月には、復金支払保証付漁業手形制度⁽¹⁷⁾が設けられるなど、復金の直接的な融資活動を補完する各種の措置もとられた。

こうして水産業の復興状況は、漁船復旧計画が順調な進捗をみせ、二三年末には戦前・戦後の比較でいって漁船数、トン数いずれも戦前を上回った。しかし、戦争による漁区の喪失が回復されなかったため、漁獲高は二三年において、終戦時(二〇年)の三七%増とはなったものの、戦前水準にははるかに及ばなかった。

(一六) 中小企業

戦争による軍需産業の崩壊は、巨大な軍需生産組織に強力に組み込まれていた中小企業に深刻な打撃を与えた。しかし、大企業に比べて産業転換が容易であった中小企業は、手持ち資材を利用していち早く消費材生産に乗り出した。経済民主化をかかげる総司令部は、平和産業としての中小企業の育成に積極的であった。しかし、傾斜生産方式が採用されて大企業中心の基礎産業に政策の重点が移行するに伴い、中小企業の状態も大きく変わってきた。資材・資金の割当は大企業優先となり、加えてインフレーションの高進から資金難に陥ることになった。

ここにいたって中小企業の救済が重大な問題となった。中小企業の産業構造に占める地位や、おりからしだいに表面化しつつあった失業問題等からみて、中小企業をめぐる問題は放置できなかった。昭和二三年八月には中小企業庁が設置され、中小企業の指導、強化にあたり協同組合方式による中小企業の組織化が図られた。さらに金融面からは同年八月一日に「中小企業金融対策要綱」⁽¹⁸⁾が閣議決定され、復金を利用して直接貸付を行なわせると同時に、二三年九月からは、従来の貸付に加えて、中小企業代理貸と中小企業損失補償による特別中小企業融資を開始することになった。

復金中小企業代理貸は「原則として設備資金の供給を目的とし、一件二百万円以下の融資につき、代理店において専行処理し得る途をひろく」というものであり、損失補償制度は「復興金融金庫は一般金融機関の中小企業に対する一件二百万円以下の融資につき、一定金額を限り、無審査で損失補償に応ずるものとする。右の損失補償は、融資総額の一定割合を限度とする部分保証とする。なお、本融資により金融機関が資金繰りに不足を生じた場合には、日本銀行は、所要資金を円滑に供給する⁽¹⁹⁾」というものであった。ちなみに、この要綱でいう中小企業とは払込資本金二〇〇万円以下のもの、およびこれに準ずるものとされていた。

中小企業は一般金融機関よりの受信が困難なため、特別の金融機関の必要性が叫ばれ、中小企業金融公庫の設立が要請されていたことに対応して開始されたのが、この代理貸であった。復金の従来の中小企業融資は資本金一〇〇万円以下、融資額三〇〇万円以下とされ、一件五〇万円以下のものは代理店専決とされていたから、この代理貸の開始で、払込資本金二〇〇万円以下、一件二〇〇万円以下は代理店(興銀、勸銀、商工中金、北拓)で専決処理できるようになり、その枠が広げられると同時に事務処理の迅速化が可能となった。さらに一般銀行、信託、商工中金、農林中

表 1-21 業種別中小企業融資残高(昭和24年3月末)
(単位：百万円, ()内%)

業 種 別	設 備 資 金		運 転 資 金		合 計	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
鉄 業	273	353(5.9)	76	284(35.5)	349	637(9.4)
織 維 工 業	1,378	1,718(28.6)	30	14(1.8)	1,408	1,732(25.4)
金 属 工 業	178	149(2.5)	47	33(4.1)	225	182(2.7)
機 器 工 業	1,033	964(16.0)	343	260(32.5)	1,376	1,225(18.0)
窯 業	201	159(2.6)	31	18(2.3)	232	177(2.6)
化 学 工 業	517	596(9.9)	73	55(6.9)	590	651(9.6)
電 気 業	6	4(0.1)	1	0.4(0.1)	7	4(0.1)
ガ ス 業	5	3(0.0)	—	—(—)	5	3(0.0)
水 産 業	603	795(13.2)	11	11(1.4)	614	806(11.8)
交 通 業	426	431(7.2)	1	1(0.1)	427	432(6.3)
そ の 他	1,099	836(13.9)	203	123(15.4)	1,302	959(14.1)
合 計	5,719	6,008(100)	816	800(100)	6,535	6,807(100)

出所：復興金融金庫資料より作成。

表 1-22 規模別融資残高(昭和24年3月末)
(単位：百万円, ()内%)

規 模 別	設 備 資 金		運 転 資 金		合 計	
	口数	金 額	口数	金 額	口数	金 額
100万円未満	3,550	1,758(29.3)	692	300(37.5)	4,242	2,059(30.2)
100万～200万円未満	1,582	2,302(38.3)	85	373(46.6)	1,667	2,675(39.3)
200万円以上	587	1,947(32.4)	39	127(15.9)	626	2,074(30.5)
合 計	5,719	6,008(100)	816	800(100)	6,535	6,807(100)

出所：復興金融金庫資料より作成。

金の一件二〇〇万円以下の融資については無審査で損失補償することとなった⁽²⁰⁾。損失補償は部分保証とし、各金融機関の損失補償融資額を融資実行の四半期ごとに集計し、次四半期以降二カ年以内に回収不能な場合には、当該損失の補償総額の三〇％を限度として肩代り補償を行なうことになった。この措置の実施に伴って、二三年度第二・四半期の復金資金計画では中小企業金融のために一〇億円を確保し、うち五億五〇〇〇万円を補償基金に当てるとされた。しかし、その実行は第三・四半期にずれた。しかも二四年四月には新規融資が停止されたから、保証債務の履行のみが行なわれた。

表1—21は、二四年三月末現在の復金中小企業融資の業種別残高である。設備資金融資が運転資金融資の七倍強と圧倒的に多く、とくに前述のように、繊維、機器、水産業に集中し、この三業種で全設備資金の五割以上に達している。表1—22は右の数字を融資規模別に分類してあるが、一〇〇万～二〇〇万円のものゝ融資総額でいってもっとも多い。表1—23は代理貸と損失補償融資に関するもので、前者が総額一四億円、後者が一〇億円足らずであり、前者が設備資金、後者が運転資金にそれぞれ集中しているのが目立つ。業種では融資とほぼ同じであるが、機器工業の比重がとくに高い点に特徴がみられる。

(七) 公 団

昭和二二年五月から二三年三月の間に一五の公団が設立された。これら個々の公団そのものについては、別の巻でくわしく論じられているからここではふれないが、復金と関係する範囲でのみ、以下その概略についてみておこう。復金の融資対象となった公団は、一五のうち貿易関係の四公団を除いた一一公団、すなわち石油、配炭、肥料、食糧、食料品、飼料、油糧、酒類の八配給公団と産業復興、船舶、価格調整の三公団であった。これら公団の多くは、

表 1-23 中小企業代理貸と損失補償融資残高(昭和24年3月末)

(単位：千円, ()内%)

業 種 別	中 小 企 業 代 理 貸		中 小 企 業 損 失 補 償 融 資		合 計	
	設 備 資 金 口数	金 額	設 備 資 金 口数	金 額	口数	金 額
鉄 業	16	16,450	8	6,800	26	20,950 (2.2)
織 維 工 業	210	193,598	80	84,905	136	132,630 (13.9)
金 属 工 業	66	74,400	5	3,450	51	30,535 (3.2)
機 器 工 業	442	435,310	20	15,895	288	226,436 (23.7)
窯 業	46	53,743	2	2,800	25	17,510 (1.8)
化 学 工 業	137	151,346	12	12,070	116	108,729 (11.4)
製 材 業	41	45,784	11	10,605	176	131,058 (13.7)
木 材 業	2	600	—	—	3	1,600 (0.2)
農 業	44	40,492	4	1,600	26	17,860 (1.9)
水 産 業	60	65,787	43	39,430	89	73,220 (7.7)
交 通 業	182	162,135	42	40,100	52	48,750 (5.1)
そ の 他	233	187,915	21	23,820	178	146,187 (15.3)
合 計	1,479	1,427,562	248	241,475	1,166	955,465 (100)

出所：復興金融金庫資料より作成。

戦後の経済的混乱と物資の欠乏のなかで、基礎的生産財、重要消費財に関して収集、配給、保管という流通機構全般にわたって、国家的政策という観点から適正な物資の配分、価格維持を行ないつつ、同時に産業復興の促進という面からも強力な国家機関を通じる生産計画の実施、融資の展開を目的としたものである。日本経済は混乱のさなかにおいて、正常な再生産が不可能であったから、商業ベースに直接かわりのない国家機関が、経済計画、生産、流通、金融の各段階で強力な主導的役割を果たす必要があったわけである。とくに物資の不足、はげしいインフレーションのもとで、政府は低水準での価格管理と国民生活の確保、生産再開という目標から物資の適切な配分・流通を図らなければならなかった。復金が関係した一一公団中、九公団がこういった流通機構に関係するものであったことは、当時に於けるこの問題の深刻さを表わしているといっていだらう。

これら一一公団に対する復金の関係は、むしろそれぞれの公団が機能するに必要な資金を供給することにあつた⁽²¹⁾。公団は各公団法によって、資金はすべて復金からの融資によるものとされた。それは「公団が物資の独占的買取、販売をする関係上、一時に巨額の運転資金を必要とし、そのために金融市場を圧迫することが考えられ、またその反面資金的な面からの圧迫によって公団の機能が麻痺せしめられる懸念から、公団の資金源を税金のみに限った⁽²²⁾」からであるといわれている。産業復興公団と船舶公団以外はその活動内容が流通関係であったことから、復金融資は各公団の運転資金に限られ、前二公団に対しては設備資金供給が中心となった。個々の公団の活動内容が異なるため、復金融資の内容もそれに応じて異なっていたわけである。

そこでさしあたり、まず公団融資全体の推移をみると表1—24のようになる。二二年度から開始され同年一八二億円(復金融資全体の三〇%)、一三三年も一八二億円(同一三%)、二四年一一六億円(同一一%)と高水準に推移して

表 1-25 復興金融金庫の公団別融資残高
(単位：百万円, ()内%)

	22年度末	23年度末	24年度1月末	24年度1月末	
				設備資金	運転資金
配炭公団	7,170(39.4)	760(4.2)	760(6.4)	—	760
石油配給公団	1,160(6.4)	1,440(7.9)	—(—)	—	—
価格調整公団	3,446(19.0)	2,799(15.4)	2,799(23.6)	—	2,799
産業復興公団	1,028(5.6)	898(4.9)	897(7.6)	680	217
船舶公団	1,332(7.3)	8,145(44.8)	7,388(62.4)	7,367	21
肥料配給公団	3,132(17.2)	—(—)	—	—	—
油糧配給公団	415(2.3)	811(4.5)	—	—	—
食料品配給公団	290(1.6)	2,195(12.1)	—	—	—
食糧配給公団	147(0.8)	800(4.4)	—	—	—
飼料配給公団	55(0.3)	334(1.8)	—	—	—
酒類配給公団	24(0.1)	—(—)	—	—	—
合計	18,199(100)	18,181(100)	11,844(100)	8,047	3,797

出所：復興金融金庫資料より作成。

表 1-26 船舶公団の営業実績
(単位：百万円, ()内%)

	隻数	総トン数	所要資金		
			公団分	船主分	合計
新造船	93	千トン 187	8,483(56.5)	6,520(43.5)	15,003(100)
続行船	74	184	1,184(64.3)	658(35.7)	1,842(100)
沈船引揚・ 修理・改造	168	388	4,470(41.9)	6,189(58.1)	10,659(100)
合計			14,137(51.4)	13,367(48.6)	27,504(100)

出所：『日本船主協会二十年史』, 214ページ。

表 1-24 復興金融金庫の公団融資残高
(単位：百万円, ()内%)

年度末	設備資金	運転資金	合計
22年	1,294(7.1) (2.2)	16,904(92.9) (28.4)	18,199(100) (30.6)
23年	8,725(48.0) (6.6)	9,456(52.0) (7.2)	18,181(100) (13.8)
24年	7,802(67.4) (7.2)	3,775(32.6) (3.5)	11,578(100) (10.7)

(注) (1)上段()内数字は合計に対する割合。(2)下段()内数字は復金融資全体に対する割合, ただし24年度は25年1月末の復金融資残高に対する割合。

出所：復興金融金庫資料より作成。

海上運賃の統制等から運航採算にのらないおそれがあり、そのうえ資金力の弱い船主にとって巨額な資金借入れを行なうことが困難だったため、船舶公団を利用した新船建造が実施されたのである。

公団方式の特徴は、公団と船主が新造船を共有し(公団七割以内、船主三割以上)、公団持分を一〇年以内に共有船主に売却するというものであった。船舶公団が二五年三月に解散するまでに投資した金額は総額一四一億円であ

いる。とくに初年度二二年度末には全体の三割を上回る規模に達している。その内訳は表1-25のとおりである。二二年度は配炭公団、価格調整公団、肥料配給公団の三公団に集中し、運転資金供給が中心であったことを物語っている。これに対して二三年度に入ると、前述の海運業への融資、とくに計画造船が積極的に行なわれたことから、船舶公団への融資が一億円と公団融資全体のほぼ半分近くが集中しているのである。その多くが設備資金供給であったことは、二四年度末の数字から推察されよう。復金の公団融資について個別具体的にふれることはできないので、以下では、設備資金融資が集中した船舶公団をとりあげて、資金利用状況についてみておくことにしよう。

二三年度に入って急増した船舶公団向け融資は、前項でもふれたように、いわゆる計画造船に伴うものであった。前述の復金融資によって船舶を建造しても、高い金利(年一・三%)とインフレによる船価の高騰、

り、そのうち八五億円を復金から借り入れたが、復金停止によって残り五七億円の契約済分については政府出資によった(表1-26参照)。

さて、このように公団の活動が積極的に展開されればされるほど、その所要資金は増大し、それに応じて復金からの公団融資額も急激に増加したわけである。とくに、設備資金のような長期金融についてはともかく、配給関係の運転資金を復金が融資することについては適当でないという強い批判があった。かくして、昭和二三年二月、大蔵省銀行局は「公団に対する復金の融資を最少限度に止める方策」を決定し、三月一七日「公団認証手形による融資に関する件」という日銀総裁あて通牒を⁽²⁴⁾発した。要するにその主旨は、公団の短期運転資金調達のためには、公団が商品・資材を公団に売り渡した業者に代金決済する際、日銀が引渡人振出の約束手形にスタンプを押し、業者はそれによって取引銀行から融資を受ける。またこの手形は日銀再割適格手形として優遇するというものであった。この制度によって、復金の公団向け貸付資金は節約された。前掲表1-24でみたように、公団運転資金貸付が二三年度以降減少しているのは、このような理由によっている。

(三) 赤字融資の展開

これまでに明らかのように、復金の貸出資金は設備投資向けが中心であった。しかし、運転資金の供給も決して少なかったわけではない。二三年度末には全体の二九%にとどまったが、二二年度までは運転資金供給が設備資金供給を上回っていた(二一年度末五三%、二二年度末五六%)。この運転資金の少なからぬ部分が実は赤字融資だったのである。すでに業種別に、こういった赤字融資が石炭はじめ重点産業に対して集中的に行なわれていた点について、部分的にふれておいた。

いま、この赤字融資なるものについて、復金自身が定義しているものを紹介すれば、次のようになる。すなわち「一定期間内における企業の損失を補填し、その企業の運営を維持せしめるための融資」⁽²⁵⁾である。復金のこの赤字融資が実施された背景としては、「(1)賃金の上昇、(2)資材費その他諸経費の高騰、(3)資材割当不足、電力制限等による

生産減、(4)低物価政策強行の為の公価の矛盾、(5)価格改訂の⁽²⁶⁾時期的ズレ」などであって、これによって企業の運転資金に不足が生じたため、復金⁽²⁵⁾がそれをカバーすることになったものである。要するに、はげしいインフレのもとでコスト上昇は避けられず、したがって企業はその製品価格を採算点まで引き上げなければならぬものを、インフレ抑制—低価格維持という政策のもとで価格を一定水準に固定されていることから生じる赤字と流動性の低下を政府が金融面から救済するという性格のものである。低物価政策あるいは労働政策のしわ寄せを受けている主要産業企業に、政府が救済手段を講じたとみていいわけである。

その額は、二三年一月「企業三原則」によって赤字融資が禁止されるまでの間に一八八億八七〇〇万円の巨額に達した。これは二三年三月末の復金運転資金貸出残高三七六億二三〇〇万円の五〇%に相当する。運転資金の半分が赤字融資だったことになる。表1-27は二三年一二月末現在の赤字融資の業種別残高である。そのほとんどは石炭に集中してお

表 1-27 赤字融資残高(昭和23年12月末)
(単位：百万円, () 内%)

	貸出額	回収額	残高
石炭	17,257(70.1)	4,685(79.8)	12,573(67.0)
鉄鋼	1,345(5.5)	362(6.2)	983(5.2)
電力	2,839(11.5)	165(2.8)	2,673(14.2)
肥料	1,685(6.8)	422(7.2)	1,264(6.7)
非鉄金属	366(1.5)	54(0.9)	312(1.7)
その他	1,138(4.6)	181(3.1)	957(5.1)
合計	24,630(100)	5,868(100)	18,761(100)

出所：復興金融金庫資料より作成。

り、全体の六七%を占めている。これに電力、肥料、鉄鋼を加えた超重点産業で九〇%以上に達している。これは、これら基礎的産業資材の価格を低位に維持し、産業復興を促そうとした政策の事後的措置であり、財政支出による赤字補填ないし価格引上げに代えて融資を実施したものにほかならない。

(四) 融資の仕組みと条件

これまでにみてきたような復金の融資活動は、各年度の四半期ごとに経済安定本部が中心となって資金計画をたて、閣議決定と復興金融委員会が承認するというのが建前であった。すなわち各四半期ごとに重点を置くべき産業種類、資金の内容を予算、生産、需給計画、輸出入計画等との関連で決定した。傾斜金融になった復金の主たる対象は石炭、鉄鋼、肥料、電力、海運等であったことは、前項でみたとおりで⁽²⁷⁾ある。その他産業については、その時々⁽²⁷⁾の計画によってある程度の変動は免れなかった。

ところで、具体的な融資の実施は、復興金融委員会官制により二一年一〇月二九日に発足した復興金融委員会が、復興金融金庫融資準則、復興金融金庫融資取扱規則、復興金融金庫融資取扱暫定規則に従って行なったのである。委員会の議案についての下審査を目的とする幹事二五〜二六名が、関係各省庁の関係局長、日銀・復金の関係局部長、産業界、金融界から選ばれた。

一方、前述のように東京では一件三〇〇万円以上、地方では一件一〇〇万円以上の融資について、復金は日銀支店長の意見をもとめ、さらに日銀支店長は地方融資懇談会の意見を徴してその結果を復金に通知し、復金はこの意見に従って融資を実施するという仕組みであった。一件五〇〇万円以上の大口融資と重要かつ異例なものについては復興金融委員会の承認が必要とされていた。しかし、昭和二二年一月二六日に東京地方融資懇談会は廃止され、従来

の復興金融委員会の下審査組織としての幹事会が復興金融委員会幹事会として、下審査以外に、三〇〇万〜五〇〇〇万円の融資を認定することになった。

さて、このような復金の融資機構は金融機関としての復金に特異な性格を与える結果となった。この点について、復金自ら『復金融資の回顧』で次のように述べている。⁽²⁸⁾

復金は国家資金を国家が緊要と認める産業に融資するという使命を与えられた政府機関としての性格と、自らの責任において融資を実行する金融機関としての性格と、二つの性格を併せもつものである。この二重人格的な性格のために、政府機関いわば政策代行機関としての性格が前面に強く押し出され、金融機関としての性格が稀薄となったことは否めない。更に民主的且つ公正な運営のため設けられている復興金融委員会、同幹事会及び地方融資懇談会の存在と、これらの活動は復金の自主性を失わせる結果となった。即ち融資の責任の所在が不明確となり、偶々昭和二三年七月頃の昭電事件を契機として、復金の性格及びその運営機構が世人の注目を惹くに至った。

要するに責任の所在が不明確となり、後述のような昭電事件をひき起こす結果となった。復金の性格、運営機構の欠陥が指摘され、批判的となったのである。その結果、二四年二月に復興金融委員会幹事会が廃止され、さらに地方融資懇談会も日銀支店長の諮問機関的存在から復金理事長の直接的諮問機関に変えられた。しかし、関係各省庁、日銀等との緊密な連絡はいぜんとして必要であったから、幹事会に代わって「融資連絡会」が設けられて復金理事長の諮問に応ずることになった。こうして機構面では一応復金の自主性が保てる仕組みになったが、実際には、ドッジ・ラインの実施がこれにつづいたため、現実のものにはならなかった。なお、この点は復金改組の問題として、のちにあらためてふれることにする。

表 1-28 復金貸出基準利率の推移
() は年率%

		最高日歩	最低日歩
特別利(設立前) 融資基準	21年8月	1 銭 4 厘 (5.1)	
	21年10月25日	1 銭 5 厘 (5.5)	
復金貸出基準金利	22年1月	2 銭 (7.3)	1 銭 6 厘 (5.8)
	22年4月	2 銭 2 厘 (8.0)	1 銭 7 厘 (6.2)
	23年2月	2 銭 6 厘 (9.5)	2 銭 (7.3)
	23年7月	2 銭 9 厘 (10.6)	2 銭 5 厘 (9.1)

出所：日本銀行資料より作成。

表 1-29 業種別基準利率 (単位：銭, () 内%)

年月	公 団		超重点産業		そ の 他 工 業			
	短期	長期	短期	長期	1000万円未満		1000万円以上	
					短期	長期	短期	長期
22. 7	1.7 (6.2)	1.8 (6.6)	1.7 (6.2)	1.8 (6.6)	1.9~2.0 (7.0~7.3)	2.0~2.1 (7.3~7.7)	1.8~1.9 (6.6~7.0)	1.9~2.0 (7.0~7.3)
22. 9	1.8 (6.6)	1.9 (7.0)	1.8 (6.6)	1.9 (7.0)	2.0~2.2 (7.3~8.0)	2.2~2.3 (8.0~8.4)	1.9~2.1 (7.0~7.7)	2.1~2.2 (7.7~8.0)
					短 期		長 期	
23. 2	2.0 (7.3)	2.1 (7.7)	*2.0 (7.3)	*2.1 (7.7)	2.1~2.5 (7.7~9.1)		2.2~2.6 (8.0~9.5)	
23. 7	2.6 (9.5)	2.7 (9.9)	*2.5 (9.1)	*2.6 (9.5)	2.7~2.8 (9.9~10.2)		2.8~2.9 (10.2~10.6)	

- (注) 1. 23年2月より融資規模による差別撤廃。
 2. 超重点産業とは石炭、鉄鋼、肥料(22年9月まで)。
 3. *印は石炭(亜炭を除く)のみ、他の3重点産業(鉄鋼、肥料、電力)は短期、長期の各最低利率を適用。

出所：復興金融金庫資料より作成。

融資に当たって復金は基準利率、引受料、保証料等を、それぞれの時点での市中金利の状況を考慮しつつ、復興金融委員会の承認のもとに決定した。基準利率は資金の用途によって、超重点産業には最低利率を、重要度が劣る産業には高利率が適用される、というのが原則であった。表1-28に復金貸出基準利率の推移を掲げよう。

みられるように、市中金利一般に比べて優遇的に低位に抑えられていた。もちろん、これはあくまでも基準金利であったから、実行利率はこれを基準として実施されており、しかもその率は事業の重点度によって差がつけられていたのである。たとえば、二二年四月四日には第一〇回復興金融委員会において貸出基準利率は最高二銭二厘(年八・三%)最低一銭七厘(同六・二%)と決められたが、実行利率は従来どおり最高二銭(年七・六六%)に据え置かれていた。しかし、市中金利全般の上昇傾向を勘案して七月一日より二銭一厘(年七・六六%)に引き上げられ、さらに九月一五日にはこれが二銭三厘(年八・四%)に引き上げられたのである。その理由は金利情勢一般の変化により、市中の動きに追随していることを物語っている。こうして、基準金利だけをみても復金設立前の特別融資基準金利日歩一銭四厘(二二年八月)にはじまって、五回にわたり引上げ改訂が実施された。

次に業種別の実行利率をみよう。表1-29から明らかのように、公団と超重点産業については各最低利率が適用されている。ただし、超重点産業の扱いは年によってちがいがみられた。すなわち、二二年九月の改訂時までは石炭、鉄鋼、肥料の三業種であったが、それ以降は電力業が新たに追加されて四業種となった。ただし二三年二月の改訂時には、超重点産業として公団並みないしそれ以下の利率が適用されたのは石炭だけで、他の三業種は石炭、公団より一厘ないし二厘高(ただし一般産業向け融資利率のうち最低)が適用されているのである。⁽²⁹⁾表1-28の市中貸出利率と比べて復金の石炭融資がいかに優遇されたものであるかが明らかであろう。

二 資金調達

(一) 政府出資

復興金融公庫は当初資本金一〇〇億円で発足した。資本金の金額は、復金法第四条によって政府出資によるものとされていた。⁽³⁰⁾ すなわち「政府は、復興金融公庫の資本金の全額を復興金融公庫に出資しなければならない。政府は、その出資額に対して、設立の当初において四十億円を払い込み、その残余は、主務大臣の定めるところにより、これを払い込むものとする」というものであった。この第四条の規定で、政府による四〇億円の払込みがなされたのである。しかし、資本金は二三年一月に一四五〇億円にまで増額されたにもかかわらず、政府払込金は同年末までに二五〇億円にとどまった。一二〇〇億円が未払込資本として残されたわけである。政府予算が大幅な赤字を抱えていたことから、出資には限度があったためである。

このため結果的には、復金資金の大部分を債券発行によって賄わざるをえなかった。復興金融公庫法第一八条には「復興金融公庫は、復興金融債券を発行することができる。復興金融債券の発行額と第十五条第一項の規定により引き受け、又は保証した債務の現存額の合計額は、復興金融公庫の未払込資本金額を超えることができない」とある。すなわち、復興金融債券（復金債）発行は未払込資本金額の範囲内に限定されていたことから明らかのように、政府出資が完了するまでのつなぎ金融を目的としており、政府払込の完了と同時に償還される予定であった。しかし、実際には政府払込が実行できなくなったため、復金債発行が主要な資金調達手段とな

らざるをえず、復金債の累増がすすんだのである。前述の第一八条はこうして復金債増発のために逆用される結果となり、政府払込が実際にはほとんど行なわれなかったにもかかわらず、名目的に資本金額を増額することによって、未払込資本金額を増加させ、復金債発行の枠を広げていった。

表1-30にみるように、二二年から二三年にかけて、わずか二年の間に資本金額は名目的に一挙に一四倍に増額され、政府払込がそれに伴わないまま未払込資本金額もこの間六〇億円から一二〇〇億円に二〇倍に増加している（表1-32参照）。この結果復金債の発行枠も急速に拡大され、二一年度末に三〇億円だった復金債発行残高は、二三年度末には一〇九一億円の巨額に達した。

表 1-30 復興金融公庫資本金額の推移

資本金額(千円)	変更年月日
10,000,000	22年 1月25日(設立)
25,000,000	4月1日
55,000,000	9月5日
70,000,000	23年 2月9日
90,000,000	4月12日
135,000,000	7月12日
145,000,000	12月28日
115,000,000	25年 3月31日
108,063,000	9月30日
95,463,000	26年 3月31日
85,220,367	解散時

出所：復興金融公庫資料による。

表 1-31 政府出資額の推移

年 度	出 資 額	財 源
21 年	40	一般会計
22 年	30	〃
23 年	180	〃
24 年	300	〃
	625	交付公債
合 計	1,175	

出所：復興金融公庫資料による。

表 1-32 復金主要資産・負債内容 (単位：百万円, () 内%)

年度末	資 産				負 債				合 計
	未払込 資本金	貸 出	有 証 価 券	その他	資本金	債 券 発行高	剰余金	その他	
21 年	6,000 (45.8)	5,987 (45.7)	837 (6.4)	278 (2.1)	10,000 (76.3)	3,000 (22.9)	21 (0.2)	89 (0.7)	13,102 (100)
22 年	63,000 (48.3)	59,464 (45.6)	2,284 (1.7)	5,795 (4.4)	70,000 (53.6)	55,900 (42.8)	465 (0.4)	4,188 (3.2)	130,543 (100)
23 年	120,000 (44.8)	131,965 (49.2)	2,887 (1.1)	13,258 (5.0)	145,000 (54.1)	109,100 (40.7)	3,247 (1.2)	10,763 (4.0)	268,110 (100)
24 年	2,533 (1.9)	105,906 (78.5)	7,005 (5.2)	19,452 (14.4)	115,000 (85.3)	— (—)	*5,875 (4.4)	14,021 (10.4)	134,896 (100)
25 年	2,533 (2.3)	86,869 (80.5)	7,885 (7.3)	10,591 (9.8)	95,463 (88.5)	— (—)	*7,625 (7.1)	4,790 (4.4)	107,878 (100)

(注) *印は「各年度益金」。

出所：復興金融金庫資料より作成。

和四四年三月二十九日、二一億円の最後の発行にいたるまで、八四回にわたり合計一六八〇億円が発行された(表1-33参照)。

復金債の発行方法は公募によらず、縁故募集の方法によっている。市中金融機関に資金余力が乏しく、公募による消化が実際には困難だったためである。債券の期限は一カ年の割引債であり、発行条件も割引興業債券と大差なく、日銀借入れの担保に利用できるという国債同様な扱いという好条件であった。しかし、個人消化はまったく絶望的であったばかりか、市中金融機関も前述のような状況であったから、そのほとんどの部分が日銀引受によらざるをえなかった(32)のである。すなわち、総計で六九%が日銀引受であり、残りは市中銀行が中心であった。表1-34は各年度末現在の復金債引受状況であるが、市中消化の増加傾向がみられるものの、二三年度末でも日銀が六四%と圧倒的で、市中銀行は二八%である。

ともあれ、右のような復金債発行が、当時の金融事情のもとで、いかに大きな負担であったかは、債券発行全体に占める復金債の割合をみれば明らかである。表1-35は、復金債を公

ところで、右のように、復金資本金のうち実際に政府によって払い込まれたのはきわめて少額にとどまった。昭和二二年度から二四年度までに合計一一七五億円が払い込まれているが、復金の活動がピークに達した二三年度まではわずかに二五〇億円で、二四年度の九二五億円の払込は、後述するようなドッジ・ラインによる復金債全額償還のためのものであった。

表1-31にみられるように、昭和二二年度払込の三〇億円は、第一回、第二回の復金債償還のために行なわれたものであり、二三年度一八〇億円も第三回以降の復金債償還を目的とするものであった。したがって、政府払込金は復金債のための資金としてではなく、そのほとんどが市中手持の復金債の償還金として払い込まれたわけである。当初の計画とはちがって、復金債は当初払込四〇億円以外はすべて復金債によって調達され、のちにみるように、その大部分が日銀引受によったのである。政府払込はすべて、こうして発行された復金債で償還期限のきたものに対する現金償還のためだったのである。

二四年度における九二五億円の払込は、政府出資(一般会計)三〇〇億円とアメリカ対日援助見返資金で現金化される予定の政府出資国債六二五億円を内容とし、原則として前者が市中手持復金債の償還に、後者が日銀手持復金債の償還に、それぞれ当てられることになったのである。この点は、ドッジ・ラインに伴う復金債の回収との関連で、次節であらためてふれることにする。

(二) 復興金融債券(復金債)発行と消化

上述のように、復金債は原則として政府出資金払込によって調達される建前であったが、財政上の理由からそのほとんどの部分が債券発行によって調達された。昭和二二年二月二〇日に第一回の一五億円が発行されていらい、昭

表 1-33 復興金融債券の発行状況
(単位：百万円, ()内%)

	総 額	日 銀	そ の 他
21 年 度 (第 1～2 回)	3,000(100)	2,824(94.1)	176(5.9)
22 年 度 (第 3～32 回)	55,900(100)	42,463(76.0)	13,437(24.0)
23 年 度 (第33～84回)	109,100(100)	70,305(64.4)	38,795(35.6)
合 計	168,000(100)	115,592(68.8)	52,408(31.2)

出所：復興金融金庫調べ。

表 1-34 復興金融債券の消化状況
(単位：百万円, %)

	昭和22年 3 月末		23年 3 月末		24年 3 月末	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
発 行 額	3,000	100	55,900	100	109,100	100
日 銀	2,824	94	42,463	76	70,305	64
市 中	176	6	13,437	24	38,795	36
市 銀	176	6	9,399	17	30,350	28
預 金 部					4,300	4
農 中・庶 民			3,882	7	3,824	4
信 託			128	—	280	—
無 尽			18	—	18	—
保 険			5	—	19	—
信 用 組 合 会			4	—	4	—
農 業 会			1	—		

出所：復興金融金庫調べ。

債、事業債の発行と比較したものである。二二年度、二三年度には、債券発行のほとんどが復金債によって占められているのである。

一方、復金債の償還状況をみると、表 1-36 に明らかなように、二五年三月二九日には全額償還されたのであるが、問題はその償還方法であった。つまり全額を政府払込出資による現金で償還できなかったため、一部を公債発行にたよらざるをえなかった。二二年限到来分三〇億円は政府出資によって全額償還されたが、二三年度期限到来分五五九億円について市中手持分約一三〇億円は現金償還が行なわれたものの、日銀手持分四二五億円については大部分が借替債券の発行によったのである。のちにふれるように、ドッジ・ラインの実施に伴って復金債償還が重大問題とされるや、二四年三月末現在一〇九一億円の残高だった復金債は、政府出資三〇〇億円、対日援助見返資金勘定による交付公債六二五億円、石炭鉱業等損失補償のための交付公債一四一億円、自己資金二五億円によって全額償還された。⁽³³⁾一〇九一億円中わずか三〇%が現金償還されただけで、七〇%は交付公債による肩代りにすぎなかった。

「復金インフレ」として世上の非難をあげた事態は、かくして巨額の復金債の日銀引受Ⅱ日銀信用膨張によってもたらされたのである。昭和二二年半ば以降、物価騰貴率が通貨膨張率をこえるという異常な事態、いわゆるインフレ「第三期」といわれる事態に陥った。⁽³⁴⁾復金債の引受による通貨膨張が金融面からの主因であったことは、表 1-37 にも明らかである。昭和二二～二三年には、日銀券発行増加額の約四〇%が日銀の復金債引受到起しているのである。

「復金インフレ」に対する評価は、たんに「インフレ悪」という視点からだけで簡単になしうるものではない。世上非難をあげたこのインフレについて、復金自身はその『復金融資の回顧』で、次のように述べている。⁽³⁵⁾

表 1-35 年別公社債発行高 (単位：百万円)

種 別	22 年			23 年			24 年		
	発行額	うち 公募分	件	発行額	うち 公募分	件	発行額	うち 公募分	件
国 債	16	55,202	45	12	37,874	12	6	90,691	16
地 方 債	109	745	30	67	929	120	103	3,166	1,007
金 融 債	62	42,776	400	66	88,262	52	58	56,957	2,013
(うち復金債)	(23)	(40,900)	—	(43)	(87,100)	—	(18)	(40,000)	—
事 業 債	13	340	102	16	514	495	149	16,555	16,550
合 計	200	99,063	578	161	127,581	679	316	167,370	19,587

(注) 日本興業銀行『第53回全国公債社債明細表』より作成。

表 1-36 復興金融債券の発行・償還高 (単位：百万円)

	発行高		償 還 高		残 高		日 銀 保有率
	日 銀	日 銀	日 銀	日 銀	日 銀	日 銀	
21 年 度	3,000	2,824	—	—	3,000	2,824	94%
22 年 度	55,900	42,463	3,000	2,824	55,900	42,463	76
23 年 度	109,100	70,305	55,900	33,062	109,100	79,706	73
24 年 度	—	—	88,155	61,067	20,945	18,639	89
計	168,000	115,592	147,055	96,953	—	—	—

(注) 昭和25年3月29日全額償還された。

出所：復興金融金庫調べ。

表 1-37 日本銀行券発行と復興金融債券の関係

	日銀券発行増加額 (A)	復興金融債券日銀引受増加額 (B)	B/A
21 年 度	157 億円	28 億円	17.8 %
22 年 度	1,030	396	38.4
23 年 度	938	372	39.7

(注) 21年度は22年1～3月の合計である。

出所：復興金融金庫調べ。

復金が果してインフレーションを促進したか、或はこれを抑制したかということの判定は、にわかには下し難い。インフレーションの進行に伴って企業の資金圧迫を来すことは、既に理論的にも証明せられた所であって、復金に対する資金需要も窮極において、ここに帰することは疑を容れない。しかも総合生産指数は短日月の間に二二・六から五五・二(対戦前昭和九一一年平均——引用者)へと飛躍的向上を見せており、これが復金の融資による生産力の増加に原因することも否定し得ない事実である。復金の融資が、追加信用によって賄われる場合には、それ自体インフレーション的性格を帯びてくることは否定し得ない。然し当時の実情においては、資金が極端に潤渇しておいたので、早急に産業設備の再建を図るためには、どうしても新しい資金の造出による外なかつたのである。かくて復金の融資は、その大半が日銀引受による復金債の発行によって調達せられたので、一時的にはインフレーションを促進したとしても、インフレーションの収束は、窮極的には生産の回復を条件としたので、復金融資は、生産増強の側から、日本経済の再建に大きな役割を果たしたのであって、現在のインフレーション収束の基盤をつくつたものというるのである。

(1) この時期の石炭鉱業融資がいかに重視され、いかに優先的に処理されていたかは、次に掲げる昭和二十一年一月十九日付日銀資金調整局長の各支店宛通達にはっきりあらわれている。

支店長あて資金調整局長通知

昭和二十一年度下期ニ於ル石炭鉱業関係長期資金(起業資金及戦後復興費)ノ供給ニ関シ、予而炭鉱会社ヨリ石炭鉱業会ヲ通シ融資斡旋方申出有之候処、今般経済安定本部、石炭庁、大蔵省其他関係方面ト打合ノ結果、復興金融ニテ融資(融資限度総計八億円)ノコトト方針決定致候間、右資金ノ借入申込アリタル際ハ、左記御含ミノ上可然御処理相成度、此段御通知旁々及御依頼候也。

記

- 一、臨時資金調整法許可設備資金ニ付テハ、許可書其他ニヨリ許可済ナルコトヲ確認シタル上、迅速ニ処理スルコト。
- 二、臨時資金調整法手続未済ノ設備ニ付テハ、同手続ニ関シ簡略ナル措置ヲ講ズルコト。

三、制限会社ノ設備ニ付テハ、石炭貯ニ於テ連合最高司令部ニ折衝中ニシテ、近ク何等カノ措置講ゼラル、筈。
四、個々ノ案件処理ニ際シテハ、猶内容十分検討ノ上、苟モ石炭増産関係以外ノ部門ニ流用セラル、コトナキ様留意スルコト。

(大蔵省所蔵日本銀行資料)

(2) 炭鉱住宅資金の供給によって新築された家屋数五万戸、改築・補修七万戸に達し、二三年度末融資残高は一五二億円と設備資金供給の四七％に相当した。

(3) 『復金融資の回顧』、四六、五七ページ。

(4) 戦争による直接的被害は火力発電所(可能出力の三〇％)と戦災都市における配電施設の被害が中心で、水力発電所はほとんど被害はなかった。むしろ設備の老朽化がひどく、設備の酷使、資材・資金難から事故が増加したことなどが電力供給不足をもたらした。しかし、終戦直後の時期には一般産業の生産が停止したこと、需要は交通、通信、家庭にかぎられ、一時的には電力過剰現象すら起きた。しかし、石炭・石油不足からエネルギー源を電力に切り替える傾向がみられたこと、二一年なかばごろより、生産が徐々に再開されたこと、とくに電力消費の多い化学(肥料)工業の復興がはじまったこと、などの事情から、電力不足が目立ってきた。復金の電力融資が二二年から急速に増加したのは、こうした電力業のネットワークが顕在化してきたことによる。

(5) 昭和二三年度から電力復興五カ年計画が実施された。経済安定本部の計画では、所要設備資金として五カ年で二五〇億円という膨大な額が見込まれ、一年間均等割りにしても五〇〇億円に達する規模であった。しかし、後述のように二四年度から復金貸出が停止されたため、見返資金に引きつがれたといえ五カ年計画の達成にとって重大な蹉跌をきたした(『復金融資の回顧』、六三ページ)。

(6) 『復金融資の回顧』、六四―六五ページ。

(7) 昭和二一年、肥料会社各社は社債発行を計画した。三月、日銀のあっせんによって社債引受シンジケート団が結成されたが、起債可能な金融条件はなく、結局、農林中金の資金が社債発行までのつなぎ資金として日本肥料株式会社を經由して貸し付けられた。しかし、二二年三月同社が閉鎖機関に指定されたため、新たに興銀を幹事とするシンジケートが組織され、同シンジケートによる融資が継続された。

(8) 昭和二四年三月末現在の主要化学会社の復金借入額は、昭和電工二六億五七四〇万円、東洋高圧六億三三三万円、日本

窒素四億三九〇〇万円、東北肥料三億七五八〇万円、日本水素二億四〇五万円で上位五位を占め、日産化学は一億三四八〇万円、東亜合成、旭化成はそれぞれ六五〇〇万円にすぎない。ちなみに一社五〇〇〇万円以上の大口融資企業は一九社、金額でいって化学肥料業融資の九五％を占めていた(『復金融資の回顧』、九七―九八ページ)。

(9) 鉄鋼業への優先的配炭と炭鉱への優先的鋼材配給によって、相互に増産をすすめ、二大基礎産業の拡大をテコに日本経済全体の拡大再生産をおしすすめようとした傾斜生産政策を実施するにあたり、重油、石炭の輸入許可があった点は注目に値する。かねがね日本政府はGHQに鉄鋼用重油の輸入許可を申し入れていたが、了解をえられなかったものである。この年一万八〇〇〇キロリットルの重油輸入がみとめられ、それが鉄鋼増産に重要な意味をもち、とくに傾斜生産の引き金の役割を果たすと同時に、それを補強する役割を果たした。

(10) 補給金は価格調整補給金にとどまらず、輸入補給金という形でも供与された。購入する石炭は特定産業向けとして一般産業向けより安価であり、石炭向け補給金を事実上支給されたことになるし、鉄鉱石その他の輸入原材料は、実際の輸入価格より低位だったから、実質的な輸入補給金を受けたことになる(くわしくは『現代日本産業発達史・Ⅳ鉄鋼』、交詢社出版局、四〇一―〇三ページをみよ)。なお、昭和二一年度から二六年度の補給金撤廃までの間に、総額九一六億円の巨額にのぼる価格調整補給金が支払われ、輸入補給金等、表面に出ない実質上の補給金を考慮すれば、一層その重要性が明らかである(日本鉄鋼連盟『戦後鉄鋼史』、五六八ページ)。

(11) 二二年二月、連合軍総司令部から発表された暫定的中間設備能力の承認によって、生産復興の設備枠が与えられた。これによると、綿紡四〇〇万錠(戦前最高一三〇〇万錠の三分の一)、スフ紡五〇万錠(同約四分の一)、梳毛七三万錠(同五割弱)、紡毛八一五台(同七三三台を超過)を限度としていた。これを目標に三カ年計画がたてられ、総所要資金四五九億円(うち設備資金一一二億円)とされた。しかし、インフレの影響と市中融資の困難から、修正、増額が余儀なくされ設備資金だけで約一七〇億円と算定された。

(12) 昭和二〇年十一月、ポレー使節団の対日賠償計画案は、日本の船舶保有量を鋼船一五〇万総トン(最高船型五〇〇〇トン、最高速力二ノット)、造船能力年間一五万トンというきわめて厳しいものであった。極東委員会では船舶保有二五〇万総トンが議論され、さらにストライク案では、一挙に四〇〇万総トンという数字が出されたわけである。

(13) 船舶公団は昭和二二年四月に設立された。全額政府出資による基本三億円、その他必要資金は復金融資によることとさ

れた。その事業は鋼造貨物船と油槽船の建造、修理、船舶用造機、資材の買取・売渡しを行ない、船主との共有形式で建造費・修理費を負担し、船主の資金不足を補った。

(14) 昭和一六年の漁獲高九億九六〇万貫に対し、二〇年にはわずか四億六二万貫と半分以下に減少し、二三年にはやや回復したといふものの五億五二八九万貫にとどまった(復興金融金庫調べ)。

(15) 昭和二十一年一〇月、農林省水産局長は各水産業界あてに「戦争等に因る漁船及漁具の復旧に復興金融金庫を活用する件」で「今回漁船及漁具の復旧、特に徴備漁船及漁船戦争保険加入の漁船で損害を受け代船建造の必要があるものを、優先的に復興金融金庫から融資を為し水産業の復興に資する……」という通牒を發している。さらに二二年三月の日銀資金調整局長の各支店長宛通知で、漁船建造資金の復興融資順位は、A級として他に優先する旨が伝えられている。

(16) 二三年九月三日の閣議で「農林漁業復興資金融通に関する暫定措置」が決定された。それによれば「農林漁業の復興のため必要な資金は、資金の特質上これを一般金融機関に仰ぐことが極めて困難な現況にある。従つて、これを打開するため必要な恒久的な金融機構については新たに制定せらるべき金融業法の趣旨に基いて考究し、その実現を図ると共に、それまでの期間においては取敢へず左の要領により暫定的金融措置を講ずるものとする。／＼一、農林中央金庫は農林漁業復興資金に充てるため昭和二三年度第二、四半期以降同年度中に於て四〇億円を限度として農林漁業団体に対して融資するものとする。／＼二、右所要額は、農林中央金庫においてこれに相当する額の農林債券を發行し、復興金融金庫においてこれを引受けるものとする。(以下略)」とあり、復金の農林債券引受による資金が、農林中金によって小規模沿岸漁業者に融資された。二三年度の貸付総額は二〇億九〇〇〇万円に達したが、その全額が農林債券の復金引受によって調達された。このうち漁業関係は五億五〇〇〇万円(二六%)であった。しかし、二四年のドッジ・ライン実施による復金活動の停止によって、この措置も二三年度のみ短命に終わった(「公文類集」昭和二三年・産業門・五)。

(17) 昭和二十四年一月二〇日付、日銀資金局長の各支店長宛通知の「漁業手形取扱要領」によれば「最近に於ける海流異変等による漁業者の漁具その他の仕入資金の調達難に鑑み、之が融資の円滑化を図る為、暫定的措置として、漁業手形制度を創設し(後略)」とある。資材購入費が主たる資金使途であり、復金の五〇%保証によって市中銀行から二三年度末までに二億三五〇〇万円が貸し出された。借入れは資材購入者が銀行(農林中金を含める)を受取人とした最高一年半を期限とする約束手形を振り出し、漁獲物の買受機関に連帯保証せしめるというものであった。

(18) 昭和二十三年八月一日の閣議決定「中小企業金融対策要綱」は、「中小企業金融問題は、これを緊急に打開する必要があるので、左の要領の措置を講じ、一般金融機関の融資を積極化すると共に、復興金融金庫の機能を活用して、中小企業金融の円滑な疏通を期するものとする」を目的とし、具体的には、一、中小企業金融受入体制の確立 二、信用保証制度等の活用 三、一般金融機関の活動促進 四、復興金融金庫の活用 四項目を内容としていた。復金の代理貸と損失保証融資制度については、この四番目の「復興金融金庫の活用」にその内容が規定されている。

(19) 「中小企業金融対策要綱」。なお、復金中小企業金融代理貸付については別に「中小企業代理貸付融資準則」が定められ、具体的融資のねらい、方針、手続、条件、その他の事項が定められた。このうち、とくに第一 総則、第二 融資方針に関する全文を掲げると、次のようになる。

中小企業金融代理貸付融資準則

第一 総則

一、趣旨 復興金融金庫(以下金庫という。)は、日本経済の復興を促進するに必要であり且つ他の金融機関から資金の供給困難と認められる中小企業に対する金融の円滑化を図るため、毎四半期、一定金額を限り、中小企業に対する融資につき、代理店をして専行処理せしめるものとする。

二、中小企業の範囲 中小企業とは、払込資本金二百万円以下の会社及びこれに準ずるもの(個人を含む。)をいう。

三、代理店 代理店は、差当り日本興業銀行、日本勧業銀行、商工組合中央金庫及び北海道拓殖銀行とする。

四、融資目標額 金庫は、毎四半期、復興金融委員会の承認を得て、代理店に融資目標額を予め指示すること。但し、指示後においても、状況により融資目標額を変更することができる。

五、代理契約 金庫は、本融資を代理店に委託するにつき、代理店との間に中小企業金融代理貸付業務委託契約を締結すること。

第二 融資方針

融資にあつては、中小企業の特殊性を考慮し、指導的態度を以て臨むと共に、本制度の趣旨に鑑み、簡易迅速且つ成るべく多数の企業が融資を受け得るよう考慮すること。

一、業種

(一) 一般的融資方針

中小企業の業種は、極めて多種多様であり、本融資の対象とすべき業種を明確に限定することは困難であるが、一般原則として次によるべきこと。

- (1) 資金融通準則による産業資金貸出優先順位表において、甲種のもの並に乙種中緊要度の高いもの
- (2) 緊要な輸出産業
- (3) (1)及び(2)の関連産業として必要なもの

尚、前各項に掲げるもの以外の事業であつても、経済再建上特に緊要なものについては、地方融資懇談会（東京においては復興金融委員会幹事会）に附議した上、融資の対象とすることができる。

(1) 商業

- (2) 教育事業、文化事業、慈善事業、社会事業、医療施設、娯楽施設及び公共土木事業

(二) 四半期別融資方針

個々の融資にあつては、金庫の定める四半期別融資方針によること。

二、企業体の組織

融資先は、必ずしも法人たるを要しないが、なるべく会社及法人格のある組合組織とするよう指導すること。

三、融資先の選択 融資にあつては、経営者の人物、手腕、自己資金使用の割合、経営条件等を勘案すること。尚、輸出産業については、輸出適格性につき検討すること。

四、使途

- (1) 原則として、設備資金の供給に限ること。
- (2) 設備資金については、設備の復旧又は補修に重点を置き、新設、拡張資金は、真に已むを得ない場合に限ること。
- (3) 運転資金については、四半期別融資方針に認めるものに限ること。
- (4) 旧償返済資金は認めないこと。

また、損失補償については「復興金融金庫損失補償融資準則」が定められている。

第一 総則、第二 融資方針、のみを左に掲げておく。

復興金融金庫損失補償融資準則

第一 総則

一、趣旨 復興金融金庫（以下金庫という。）は、日本経済の復興を促進するに必要であり、且つ、一般金融機関が通常では資金の供給困難と認められる中小企業に対する金融の円滑化を図るため、毎四半期、一定金額の範囲内において、金融機関の融資に対し損失を補償するものとする。

二、中小企業の範囲 中小企業とは、払込資本金二百万円以下の会社及びこれに準ずるもの（個人を含む。）をいう。

三、損失補償 金庫は、一定金額を限り、銀行、信託銀行、商工組合中央金庫、農林中央金庫（以下融資銀行という。）の直接取扱う中小企業金融につき、損失補償に應ずるものとし、融資銀行との間に損失補償契約を締結すること。

四、融資目標額 金庫は、復興金融委員会の承認を得て、本準則による融資銀行の毎四半期における融資目標額を予め指示すること。但し、指示後においても、状況により、融資目標額を変更することが出来る。

第二 融資方針

融資にあつては、中小企業の特殊性を考慮し、指導的態度を以て臨むと共に、本制度の趣旨に鑑み、簡易、迅速、且つ、成るべく多数の企業が融資を受け得るよう考慮すること。

一、業種 中小企業の業種は、極めて多種多様であり、本融資の対象とすべき業種を明確に限定することは困難であるが、一般原則として、次によるべきこと。

- (1) 資金融通準則による産業資金貸出優先順位表において、甲種のもの並に乙種中緊要度の高いもの
- (2) 緊要な輸出産業
- (3) (1)及び(2)の関連産業として必要なもの

尚、前各項に掲げるもの以外の事業であつても、経済再建上、特に緊要なものについては、産業資金貸出優先順位表中、丙種のものであつても、融資の対象とすることが出来る。

左記の業種については、融資の対象としない。

(1) 商業

(2) 教育事業、文化事業、慈善事業、社会事業、医療施設、娯楽施設及び公共土木事業

(3) その他、必要に応じ、金庫の指示するもの

二、企業体の組織 融資先は、必ずしも法人たるを要しないが、成るべく、会社乃至法人格のある組合組織にするよう指導すること。

三、融資先の選択 融資にあつては、経営者の人物、手腕、自己資金使用の割合、経営条件等を勘案すること。尚、輸出産業については、輸出適格性につき検討すること。

四、使途

(1) 運転資金については、極力市中金融機関の直接融資とし、本準則による運転資金は、償還長期に亘り又はその惧れあるものに等真に已むを得ない場合とすること。

(2) 設備資金については、未払込徴収或は増資等により、概ね一ヶ年以内に回収を見込まれるものに限ること。

(3) 旧債返済資金は認めないこと。

(20)

代理店四行に対する補償融資の目標額の配分は、従来の実績および店舗の配置状況等を考慮して次のように決定された。

A 級 (融資目標額各一五〇〇万円) 預金残高六〇億円以上のもの (九大銀行、特銀)

B 級 (同 各八〇〇万円) 同二〇億円以上のもの (農中は特にB級に繰入れ)

C 級 (同 各三〇〇万円) 同二〇億円未満のもの

D 級 同一億円未満のもの

D 級については、特に配分を行っていないが、必要の生じた場合は、予備金九〇〇万円の運用に依り考慮する。

(昭和二三年九月一五日資第二六一号 支店長宛資金局長通知「中小企業金融対策要綱による復興融資の取扱方に関する件」)。

(21)

公団の運転資金を復金が供給するという点には、総司令部と日本側とで相当な意見のちがいがあった。総司令部は、公団の資金が政府資金(具体的に復金)によって賄われるべきであるという考えから、各公団法にその旨を規定した。しかし、

各公団の前身である営団、統制会社あるいは一般株式会社等が市中金融に依存していたため、公団資金源が政府資金一本に限定され、市中金融機関の優良貸出先が奪われること、資金の効率性が失われることなどの理由から日本側が反対したが、総司令部は公団の巨額資金を市中から調達することは市場を圧迫するばかりか、公団の活動にも支障が生じ、市中金融機関の利害に左右される可能性もあることを理由に、日本側の反対を押し切ったといわれている。この点、くわしくは本巻「金融政策」編、第三章第二節「傾斜金融」の「公団金融問題」を参照せよ。

(22)

『復金融資の回顧』、一七三ページ。

(23)

「船舶公団設立の主旨は必ずしも海事金融のためだけでなく、造船政策もかなり含まれていた。しかし、公団が行なった業務は船主と船舶を共有するという船舶融資が中心をなすもので、事実上は海事金融機関といえることができる。船舶の共有は、共有持分を通じての融資であったが、それは通常の貸付融資と異なり、強力な働きをもつものであった。

すなわち、まず第一に高騰する船価に対して発注後の値上りの危険を避けることができた(後略)。

第二に、公団の持分投資は償却前利益がない場合には、返済の義務を負わなかった。また償却前利益の配分は、①船主の金利、②公団の金利、③船主の償却、④公団の償却の順により、金利、償却の全部を償って余りある時は船主の自由取得となった(後略)。

第三に、持分投資の性質上、一般金融のような副担保の問題がなく、投資金額に相当する船舶共有持分を公団が所有するだけであった。『日本船主協会二〇年史』、二一四―一五ページ)。

(24)

くわしくは本巻「金融政策」編第三章第二節「傾斜金融」の「資金統制の計画と実際」を参照せよ。

(25)

『復金融資の回顧』、一八〇ページ。

(26)

たとえば、開業年度の昭和二一年度の事業計画は、次のとおりであった。

事業計画書

本金庫の昭和二十一年度(開業日より昭和二十二年三月末に至る間)事業計画は左の通りとする。

一、運用資金総額

本金庫の業務を運営するための資金総額は、一応金庫の資本金総額百億円とする。

二、資金運用計画

経済安定本部で作成する産業資金計画に基き、左の区分に従ひ、第三四半期及第四四半期の計画を樹立し、常に之と睨み合せて資金の運用を計るものとする。

- (一) 最重要産業
 - 石炭及び肥料とし、各企業体別に計画を定めること。
- (二) (一)を除く重要産業
 - 差当り、鉄鋼、繊維、電力、鉄道車輛、自動車船舶、重要機械、ガスとし、各業種別に計画を定めること。
- (三) (一)及(二)以外のもの。
 - (一)及(二)以外の産業について、一括して計画を定めること。
- (四) 本支所別限度

(一)及(三)について、本支所別に限度を定めることとし、この場合、特に中小企業に対する融資額を織込むこと。右の資金計画は、各産業の業種別計画の具体化するに従つて随時変更し得るものとし、且つ所要資金の増加を予定して予備資金を留保して置くものとする。

三、資金運用方法

資金の運用は左の方法によるものとする。

- (一) 資金の融通
 - 資金の大部分は、証書貸付、及び手形貸付若しくは手形割引の方法により、之を運用するものとする。
- (二) 債務の引受又は保証
 - 本金庫が債務の引受又は保証をなせば、一般金融機関で融資し得るものについては、努めて債務の引受又は保証を行ふこととする。
- (三) 社債の応募又は引受

金庫の目的達成上必要な場合は、社債の応募又は引受により資金の運用を計ることとする。

四、資金調達方法

運用資金総額百億円は、左の方法により調達するものとする。

- (一) 政府の第一回払込資本金
 - 本金庫設立の当初において、政府より第一回払込資本金として四十億円の払込を受けるものとする。
- (二) 復興金融債券の発行
 - 本金庫は、未払込資本金額から本金庫が引き受け又は保証した債務の現在額を差引いた金額を限り、復興金融債券を発行するものとする。
- (28) 『復金融資の回顧』、一八三ページ。
- (29) これら基準利率の適用にあたっては、それぞれ改訂時に、適用方法に関するコメントが付されている。そのおもなものをあげれば、次のようである。
 - 〈二二年六月〉……「地方金利の情勢と著しい不均衡を生じ、高率の適用と認める場合は各利率共日歩一厘高を適用する。」さらに既貸出については、長期資金(証書貸付)の期限延長時に新利率を適用すること、短期資金(手形貸付)は手形書替の際新利率を適用するとされた。
 - 〈二二年九月〉……「地方金利の情勢により地方には一厘高を認める措置を一時見合わせた。また、期限延長にあたっては融通当初より起算して長短区分を決定する。例えば、当初期限一年で短期利率を適用されていた融資が、さらに六カ月延長された場合は長期利率を適用する。」
 - 〈二三年二月〉……「(1)つぎの超重点産業に付ては、各区分の内最低利率による。但し、保証等の関係により特に市中金利と調整を要するものに付ては、之と均衡を失しない様に適宜決定する(概ね市中金利の一厘安程度を目安とする)
 - (イ) 石炭(炭鉱労働者住宅建設資金を含む)
 - (ロ) 製鉄製鋼(産業資金貸出優先順位表甲一に属するもの)
 - (ハ) 肥料(同右)
 - (ニ) 電力(同右)

(2) 其他の産業資金については、事業の重要度、借入先の信用度等を勘案し、市中金利と著しく均衡を失しない如くすること。

(3) 優先順位丙のものに付ては、一般銀行に於ては金利調整法の規制を受けないが、金庫としては特に高率を設けない。」

〔二三年七月〕…「1 石炭以外の一般産業に付ては、差当り短期二・七銭、長期一割二厘（二・八銭）を適用し、中小事業等に対しては、短期二・八銭、長期一割六厘（二・九銭）による。」

（原注）短期金利は、融資斡旋等の関係で引上げの必要が認められれば、考慮する含みがある。

2 短期長期の区分

(イ) 償還期限の形式的長短によらず、実質的性質による。即ち、前貸に付ては本貸期間をも含めた期間により、期限延長する場合には当初貸出日より起算する。

(ロ) 短期とは貸出期間一ケ年以内のものを言う

（以上の資料は、日銀支店長あて資金局長の各通達「復興金融金庫の基準利率改訂に関する件」による）

(30) 復金がその資本金を全額政府払込によって調達すると規定されたのは、民需生産の再開が急がれたにかかわらず、融資に伴うリスクのため民間金融機関が消極的となり、民間企業の融資難に一層拍車がかけられた。復金は、リスクを政府資金で肩代りしつつ民間資金導入のための注ぎ水としての役割を果たそうとするものであった。この点は、次に掲げる復金設立の構想段階ですでに明確に打ち出されている。「(前略)、復興金融会社設立ノ目的ハ民需生産ノ再興ヲ阻害スル原因ノ一タル民需生産ノ金融獲得難ヲ除去スルニ在リ。然レドモ根本的解決ハ他ノ一切ノ阻害原因ヲ除去シテ初メテ達成セラレ得ルモノニシテ本案モ他ノ諸施策ト併行シテ初メテ効果ヲ生ジ得ベキコト言フ俟タザル処ナリ。即チ本案ハ民需生産再興ノ為ノ総合的諸施策ノ一環トシテ実施セラルベキモノニシテ其ノ狙ヒハ現在民需生産ニ付各種ノ原因ニ依リ其ノ将来ニ不安ヲ感ジ一般金融機関ガ之ニ対スル金融ノ危険ニ堪ヘ得ザル実情ニアル為政府ノ損失補償ヲ背景トシテ資金ノ融通ヲ為スベキ特殊金融機関ヲ設立シ以テ民需生産再興ノ為ノ注ぎ水ノ役割ヲ果サシムルト共ニ一般金融機関ガ不安定資産タル多額ノ軍需融資及在外企業ニ対スル融資ヲ未整理ノ儘保有シ居リ新ナル資金ノ融通ヲ行ヒ得ザル実情ニアル為本特殊金融機関ヲシテ一定ノ条件ノ下ニ之ヲ肩替リセシメ以テ一般金融機関ノ民需生産ニ対スル新ナル資金ノ融通ヲ可能ナラシメントスルモノナリ(後略)」（傍点引用者）。「復興金融会社設立要綱(試案)」昭和二年一月一三日、大蔵省資料乙五二六一三一

(31) 昭和二年度予算では一〇〇億円の復金資本金払込が計上されていたのであるが、財政資金繰りの都合から、償還期限の到来する復金債(第一回分一四億九九〇〇万円、第二回分一四億九九〇〇万円)の償還金額約三〇億円に限られたのである。この段階では、政府は、償還資金の調達が債券借換えによらずに、政府出資払込によるのが、復金債に対する市中の不

安感解消のうえからも好ましいし、将来の復金債消化にも好影響を与えるという判断があり、極力政府払込の実施につとめていた。次に掲げる「政府の復興金融金庫に対する本年度出資払込に付て」という大蔵省方針にそれがうかがえる。

政府の復興金融金庫に対する本年度出資払込に付て

一、復金の資本金は、現在五百五十億円であるが、目下七百億円に増額の手続中である。之に対し、払込金は、金庫設立当初法律の規定に依る四十億円のみであつて、其の後既定予算に百億円の払込が計上されているが、現実の払込は実施せられていない。従つて、所要資金の大部分は債券の発行に依り調達しており、発行額は四百七十八億円に達しているが、

此の内本年三月末迄に償還期の到来するものは第一回及び第二回分の三十億円である。

二、この債券償還資金の調達方法としては、政府出資払込に依る場合と更に債券を発行する場合(所謂借替え)とが考へられるが、前記の通り債券の発行額巨額に上り居り市中消化は必ずしも良好な成績を挙げて居らない状態であるので、此の際政府出資を回避して復金債の借替発行の途に出るといふことは、現に市中が抱いている復金債に対する不安感を激化して今後の復金債消化に大きな影響を及ぼすことは明瞭である。従つて、新発行債の市中消化を促進する最大の要素として、既発行債券の償還のためには、更に債券を発行せず、政府出資払込により資金を調達する建前を採る必要がある。

三、債券発行額中、市中手持分は九十九億円(日銀三百五十九億円)であつて、此の中、第一回分は市中一億四千一百万円、日銀十三億五千八百万円、第二回分は市中三千四百万円、日銀十四億六千五百万円、第一回、第二回合計市中一億七千五百万円、日銀二十八億二千四百万円となつてゐる。

前記二に依れば、払込徴収に依り市中手持分を償還すれば、日銀手持分は借替発行に依るも差支えないという意見も成立つと思ふのであるが、日銀の中央銀行としての性格上、運用資産の流動性に付ては常に万全の努力を払うべきであり、日銀手持復金債の償還に關しても、原則として政府払込に依り償還の建前をとるべきであると考へられる。

(原注) 日銀としても、尠く共本年度三十億円の償還に付て、政府払込による現金償還を強く要望している。

四、復金の経理構成の上からみても、債券発行額に対し一定の出資払込金を持つことが必要と考へられる。

よつて、本年度の問題としては、前記債券の償還に充てる分として三十億円、運用資金に充てる分として七十億円を予算通り実行することが望ましいが、最悪の場合においても三十億円の払込は是非確保したい。

尚、右運用資金に充てる分として払込を予定している七十億円は、三月分の所要資金として使用するものであるから、

遅くも二月下旬中に払込を完了する必要がある。又、今回の増資百五十億円は、右払込を行うものとして計算してあり、資本金の枠としては一杯一杯であるから、万一右運用資金分の払込を中止し債券の発行によらずれば、所要資金七十億円を得るため債券金額七十五億円を発行することとなり、約五億円の資金調達不能を生ずる。

(大蔵省所蔵日本銀行資料)

(32) 復金債の市中消化が困難をきわめたことから、さまざまな消化促進策が検討された。昭和二二年末に、次のような案が大蔵省で討議された。

復興金融債券の消化促進策について

復金債の発行額は既に総計二百四十九億円の巨額に達し然も市中消化率は僅かに一割前後であつて今日の通貨増発の有力なる要因となつてゐるので何らかの方法によつてこれが消化の促進を図ることは喫緊の事と思はれる。

以下基本的方策と助長の方策とに分つて促進策を述べる。

一、基本的方策

a 何らかの方法によつて復金の資金的負担を減じて債券発行額を抑制するか一般預金の増加によつて市中消化力の培養を期するか何れかによつて発行及び消化の調整をはかることを要する。

b 現状においては財政資金の一定比率を復金債の消化に確保する様法的措置をとることを考慮する。

二、助長の方策

a 債券引受先銀行(除日銀)に対し債券元金償還事務取扱を委託し取扱手数料を支払ひ実質利廻を引き上げる。

但し、本案を実行する時は現行の協定手数料(千分の六)の日歩換算率一厘六毛四糸だけ応募者利廻を高めて(一銭六九九となる)他の金融債(例、興銀債戻し三五銭として一銭六四二)を圧迫し延て一般金利に影響する。

b 引受当初より償還期日迄持ち続けた社債権者に償還の際「ボーナス」を付する。

本案による「ボーナス」を大蔵省公認の戻し三五銭以内にする時に前号の如き他の金融債に対する圧迫とはならぬが「ボーナス」と云ふも戻しに外ならず時勢逆行の憾みもあり、一般金利への影響も避け難い。

c 半年債券を発行する。

本案は市中金融機関の一般的な空気より相当の消化を予期し得るが登記登録税及び発行費等失費の増嵩によつて発

行者利廻を上昇せしめ延て他の金融債に対する圧迫となると共に半年ごとに借換の負担を生ずる。

(大蔵省資料Z五二六一一―一四)

また日銀も市中消化を促進するため、「歩留り」をねらつた復金債日銀買上げを行なつた。「復金債の消化に付ては、諸般の事情に鑑み、今後は相当強力に押し進めて参りたいと考え居りますが、その結果資金繰上手詰りを来たした様な場合は、相当寛大に買上げを認めて差支えありません。要するに引受けを多くさせ、歩留りを狙つて行きたいという主旨であります」(昭和二二年六月二五日、支店長あて総務部長通知、日本銀行資料)。

(33) 昭和二十四年六月十三日資第六六号

支店長あて資金局長通知

復興金融債券の償還に関する件

復興金融債券の償還については、茲に御通知致しておきました通り、政府現金出資三〇〇億円、米国対日援助見返資金により現金化される予定の政府出資国債六二四億円及び回収金の中より二五億円、石炭鉱業等に赤字補填の爲交付された交付国債一四一億円を以て全額償還し、内、現金出資三〇〇億円は市中手持復金債の償還に充当する建前をとり、之に従つて、四月乃至六月の市中手持復金債二四九〇百万円は政府出資二四〇〇百万円と回収金の内九〇百万円を以て、本行手持一二六〇九百万円は前記赤字補填交付国債によつて償還されることに決定しました。

しかしながら、赤字補填交付国債一四一億円は、七月一日償還期限到来の本行手持復金債の償還を行うためには約三億円の不足を来す一方、見返資金による政府出資国債の買上には尚若干日時を要するので、右不足分並に同日以降償還期限の到来する本行手持分については、市中手持分同様政府の現金出資及び回収金によつて償還を受けることとなりました。

今後、政府の現金出資は復金の手許状況を考慮して行われることとなりますが、見返資金の使用が可能な時期に至れば、併行的に交付国債に依る政府出資と同時に右国債の買上が行われ、復金債償還に充当されることは勿論であり、七月以降本行手持分を市中手持分と同様に現金償還しても、今後の復金債全額現金償還には些かも支障ありません。

右、御参考迄御通知致します。

(大蔵省所蔵日本銀行資料)

(34) 鈴木武雄『現代日本財政史』第二卷、東京大学出版会、昭和三十一年、五九ページ。

(35) 『復金融債の回顧』、一七九―一八〇ページ。

第三節 復興金融金庫の整理過程

一 復金整理の構想と背景

復金の積極的な融資活動を制限し、それとともに復金の改組を行なおうという構想は、すでに昭和二三年後半に入って出はじめた。前述のような復金インフレの弊害が目立ち、それが日本経済の復興・発展を阻害する恐れがあった。こうした状況のもとで、何よりもまず経済の安定を図ることが必要であると強く要望されていた。一方、金融機関再建整備も一段落し、銀行中心に資金の蓄積もしだいに増勢を示し、その融資活動もさかんになりつつあった。インフレを加速する恐れのある復金融資は極力抑え、金融の主力をできるかぎり市中金融機関に集中したいという政策的配慮が働いていたことも否定できない。

さらに、連合国最高司令部の占領政策が二三年をさかいに大きく転換した事実も、こうした復金の方向転換を促すきっかけとなったといえよう。すなわち、日本経済の戦争遂行能力の破壊という占領政策から、安定と復興による自由世界への参加という政策への転換である。経済の安定をドラスチックにすすめるために、二三年一月「貸銀三原則」、同年一二月「経済安定九原則」があいついで指令された。国内通貨の安定を第一義とするこれら一連の政策は、やがてドッジ・ラインとして二四年度予算に具体化されたのであるが、復金運営、復金機構の改革は、このよう

な経済政策の大転換の過程で実施されたのである。以下、この問題を具体的な現実の過程に即してみよう。

復金の融資活動については、発足後間もない昭和二二年秋ごろからすでに総司令部内部、さらにはワシントンにおいて批判的な空気が生まれつつあったといわれている。つまり復金貸付の回収が順調に行なわれていないという点が問題にされていたのである。⁽¹⁾こうした復金融資の回収問題に加えて、二三年以降における民間金融機関の資金力拡大と、復金インフレの激化という事実が、復金の改組、方向転換を促す結果になった。すなわち、金融機関再建整備が二三年度上半期には一段落し、預金増加とそれによる融資活動がしだいに活発化してきたことから、復金融資を可能なかぎり制限し、民間金融機関の融資に切り替えてゆくべきであるという考え方が現われてきたわけである。さらに、復金インフレが顕著になるにつれ、経済安定をめざしてインフレを終息させる必要があり、そのためには復金融資を制限しなければならぬ。とくに復金の赤字融資を含む運転資金貸出に大幅な制限を加える必要があるという考え方が強まってきたのである。この点について、復金は昭和二三年度を回顧して、次のように述べている。⁽²⁾

「前年度（昭和二三年度——引用者）の経済政策は、前期と後期において若干趣を異にする。…前期においては、概ね昭和二十二年度における経済政策の基調を踏襲しながら経済安定十原則などにみられるように漸くインフレ収束、経済安定に関する努力が真剣にとりあげられるようになったのであるが、後期においては、企業三原則の強力な実施を経て経済九原則の指令があり日本経済の安定に関する基本方針が確立され、その実施時期である昭和二十四年度予算編成を契機として強力な経済安定政策がとられた。

このような事情を反映して、復金の融資方針にも逐次変更が加えられた。例えば重要産業の設備であっても炭礦労務者住宅の如く直接生産に寄与しないものは、建設計画を或る程度打切ったこと、赤字融資は企業三原則によって、第三・四半期半以降全く排除されたこと、一般産業に対する運転資金の直接融資は事実上停止し、代って保証制度によって市中金融機関の資金を活用

することとしたこと、公団に対する運転資金の融資についても、公団認証手形制度を全面的に活用せしめることによってこれを最少限度に抑えたこと等によって、復金資金の利用を極度に抑制し、企業の自己資本調達、市中金融機関の正常化への促進によって、復金はあくまで例外的臨時的存在たらしめようとしたのであった。」

右のような復金の融資方針の変更については、総司令部の強硬な方針がその背後にあった。昭和二十三年一月二六日、総司令部は大蔵大臣（泉山三六）宛に経済科学局を通じて「復興金融金庫設立以降現在に至る間金庫融資の監査に関する件」という非公式覚書を発し、復金融資の厳重な監査を要求しているし、同じく一月三日には正式覚書として「炭鉱における経理並に帳簿の統一制度設定に関する件」を大屋商工大臣、泉山大蔵大臣宛に発しているのである。⁽³⁾ これら覚書では共通して復金融資に厳重な監査を要求し、不良貸付の発生をチェックする強い姿勢がみられる。その背景には、総司令部が復金融資制度に対して不信をもち、その改革の必要性を感じていたという事実があったわけである。

もちろん、基本的には、前述のように総司令部の対日管理政策の変化という事情を背景に、日本経済の安定、なかにんずく国内通貨の安定を第一義とする総合的均衡財政の実施によるインフレ克服という政策がしだいに現実化しつつあった。これがやがては二三年一二月の「経済安定九原則」となってあらわれるのであるが、この過程で、日本側でも復金改組の必要性が認識され、大蔵省、日銀、商工省をはじめ、当の復金自身もそれぞれ改組案を作成した。⁽⁵⁾

これら改組案は、いずれも従来の復金が果たした役割を評価し、爾後も金融機関として継続、機能すべきものという前提のもとに、従来ともすれば批判の対象とされた運営、融資、資金調達等活動上の問題を改善すべく、組織、機構を改革するという点に焦点が合わせられていた。とくに大蔵省、日銀、商工省案は、本格的改革は金融制度全体

の改革に即して後日を期し、暫定措置としての改組をねらったものである。これに対して復金のそれは、日本経済の実状からして金庫存続、活動の長期化を必至とみなし、復興金融金庫法第一条の「経済の復興を促進するための必要な資金で他の金融機関等から供給を受けることが困難なものを供給することを目的とする」金融機関としての恒久的改組に関する案であった。

これら関係機関の各改組案の特徴、その比較等についての詳細はここでは省略するが、要するに融資決定の権限、責任の所在を明確にし、そのための組織・機構の改善に注意が向けられていた。また資金調達については、資本金の全額政府出資と市中消化による復金債発行により、復金債は現金償還を原則として借換は行なわないという点でほぼ一致していた。ただし、復金の改組案では、前述のように恒久的な金融機関への改組を目ざしていたため、取引先との融資金額範囲内での預金業務を意図していた点が特徴的であった。

このような日本側の意見に対し、総司令部の意向はどうであったか。この時点での正式な総司令部の見解は明らかでないが、この問題に関する司令部担当官フィリップス⁽⁶⁾ R. E. Phillips の個人的意見が大蔵省銀行局の文書「復金制度の暫定改組の件」（昭和二十三年一月一三日）にみられる。⁽⁷⁾ その全文は次のとおりである。

復金制度改革に関するフィリップス氏の意見 (三三、一〇、二七)

復金制度暫定的改組に関して復金幹事⁽⁸⁾において非公式に審議した経過を司令部フィリップス氏に報告したところ同氏個人の意見として左の様な返答があつた。

記

一、司令部においては目下経済安定政策を検討中で昨日も会議したところであるが、この政策が自分等の期待している様な形に

実現し得るか否かによつて復金の恒久的なあるべき姿が決まってくる。場合によつては復金は管理業務だけしかやらないということも考えられる。

金融業法下において興銀を長期金融機関として認めることは、司令部内でも次第に意見が纏まりつつあり、自分としては興銀及市中銀行に融資せしめ、その融資の一定割合を復金が保証するという案を考えている。この場合資金は日銀より興銀及市中銀行に供給させるのであり又復金の保証はその資本の範囲に止めることとするのである。

復金の恒久的な改革案は別として暫定措置が必要なことは自分も認める。この問題は今週中に経済科学局内で意見を纏めるつもりであるが、復金幹事会の審議経過案に付て自分個人の意見を言えば左の通りである。

(一) 融資決定の責任を金庫におき、この為個々の理事を強化することは責任の所在を明かにし且つ独立の銀行として運営させる為には是非必要である。参与理事を置く案は、これに如何なる権能を与えるにしても自分は反対である。

(二) 委員会は復金運営の大綱及び融資の方針を決定するに止め又幹事は委員会議案の下審査の機構として残置することは賛成である。併し委員会が特に重要異例な案件に付て意見を述べることは、第二の昭和電工事件を起させる危険があるので反対である。個々の融資は飽くまで直接的に金庫理事長の責任とすべきであり若し理事長が期待される活動をしなない時は委員会は其の辞任を要求すればよい。

(三) 地方に於ける融資機構については幹事案のやうにするのが良いかどうかは別として何等かの機構が必要なことは認める。自分が地方で見てきた経験でも日銀支店長其の他有力な銀行家が懇談会を運営しており市中融資に乗るか乗らないかの判定なども適切に行はれているやうに見受けられた。

(四) 産業行政との調整について事業主管官庁との間に連絡協議会を開いて個々の融資案件を問題にすることは反対である。

(五) 復金の地方機構を整備するため、大阪其他重要地点に独立の店舗を設置するということは暫定措置としては不適當と思う。これは前に述べたやうに復金の業務を拡張する方向にゆくか縮小する方向にゆくかを恒久案において決定するとき問題

にすべき事柄と思う。

暫定案としては重要地点に金庫の駐在理事を置くことだけで良いと考える。

(六) 資金調達については幹事の出したやうな意見にすることを希望する。

(七) 赤字融資の停止及既存の赤字融資の対策樹立は全面的に賛成である。

(八) 融資の管理及監査の強化は至急実現すべきである。

右のフィリップス個人の意見のなかに、すでに復金融資を市中金融機関に切り替えてゆこうという方針がうかがえること、安易な復金の融資態度を改め、企業の借入資格を厳格に審査すること、公団融資、赤字融資等に反対であること、委員会以外の理事会強化、諮問機関設置案等には反対であることなど、基本的な点で日本側意見には反対である点が明らかにされている。

「経済安定九原則」が指令された一二月の時点においてもなお、占領軍の復金に対する意見はまだ正式には明らかにされていない。翌二四年一月の「経済九原則下に於ける復金融資の諸問題」という大蔵省資料では、復金資金の調達方法、融資方針、管理回収の強化励行、赤字融資の停止及び過去の赤字融資の整理等々について、その計画が明らかにされているが、これらは、前述のフィリップスの意見に沿いつつ、経済九原則のねらいに復金融資をいかに合わせるかといった内容のものであった。すなわち、インフレ抑制の見地から増資、債券発行(市中消化のみ)をできるだけ圧縮し、企業への融資についても、企業の資金計画につき厳重な審査を行なうたうえ、自己金融をすすめる方向で実施し、赤字融資は廃止して合理化融資に集中すること、運転資金は公団への運転資金もふくめて、できるだけ市中金融にまかせること、融資の管理、回収を強化するなど、復金の機能、活動を根本から検討しなおすという種

類のものではなかった。

復金の運営にはっきりした形で制約が加えられ、やがては復金活動が事実上停止されるにいたるきっかけとなったのは、ドッジ・ラインにはかならなかった。「経済安定九原則」は昭和二四年度予算のなかに具体的におり込まれたが、そこに復金運営について、次のような大綱が示された。⁽⁹⁾

- (一) 復金の収支予算は国会の承認をうけること。
- (二) 復金債の新規発行は認められないこと。
- (三) 新規融資は、既往融資の回収予定額七五億円の範囲内とし、五〇億円を予定すること。
- (四) 既発行復金債一〇九一億円は、すべて当年度中に償還すること。

前述のように、政府、復金はすでに二四年度計画をたて、圧縮した規模ではあったが資金計画を予定していた。右の大綱は、それよりもはるかにきびしいものであった。⁽¹⁰⁾しかし、復金融資規模については総司令部と日本側（政府・復金）の間に、根本的な意見の対立はなかったといわれる。⁽¹¹⁾問題はむしろ復金債発行の停止、さらには新規融資の事実上の停止という、より根本的な復金存続そのものにもつながる問題にあった。日本側はもちろん強い反対の意向を示し、司令部と折衝を重ねることになったのである。

日本側は、司令部側の復金債発行停止―融資の全面停止が事実上復金の閉鎖を意味し、そのことが過去における歴大な貸付金の回収を一層困難にするという理由から、復金債発行の停止はともかくとして、新規融資を回収金の範囲内で継続させるよう折衝を重ねた。しかし、ドッジ・ラインによってインフレの原因を一挙に除去し、経済安定の達成を第一義的な目標にかかげる総司令部は日本側の申入れを受けいれず、復興金融は財政ときりはなして、民間金融

機関中心に行なわれるべきことを主張してゆずらなかつた。さらに時あたかも復金の昭和電工融資をめぐる疑獄事件が世間に喧伝され、復金の機構に対して深い疑惑がもたれていた。司令部が復金閉鎖の方向に傾いた背後にこのような事情があつたことはいうまでもない。⁽¹²⁾

二 融資活動の停止

ドッジ・ラインにもとづく総司令部の復金に対する以上のような政策転換にしたがって、二四年度以降の復金運営は貸出金の管理回収に重点が置かれることになり、新規貸出は事実上大幅に圧縮されることになった。これをうけて復金は二四年四月一日、「復金貸出金の管理回収方針」を決定し、二四年度の運営方針を固めた。復興金融審議会で決議された方針は、以下のとおりである。

復金貸出金の管理回収方針に関する件

(昭二四、四、一一、復興金融審議会)

昭和二十四年度における金庫の運営は貸出金が管理回収に重点を置くものとし、これが方針並に実施要領は左記による。

記

一、方針

- (1) 貸出金の管理回収は既定の貸出条件及び期限に従つて徹底的に之を行うこと。
- (2) 管理回収は企業の合理化を促進し、又合理化によつて償還能力を生ずるよう指導的態度を以て行うこと。
- (3) 管理回収に当つて市中金融機関との間に担保権弁済順位等の点について競合する場合も原則として既定の条件によるこ

(4) 取引先の業況を把握する為業況監査を強化し管理回収に資すること。

二、実施要領

- 1 金庫の機構及職員配置を管理、回収の強化に即応する様改めること。
- 2 返済の期限、担保その他の条件の未確定の融資には至急条件を確定すること。
- 3 増資又は社債発行を条件とするものは勿論その他のものについても極力之を行はしめると共に転換社債の発行をも勧奨し回収を図ること。
- 4 優良企業については増資株式及び社債による代物弁済を認めること。
- 5 回収促進の為他の会社との合併又は工場譲渡等により債務の承継を行わしめること。
- 6 回収困難なもので貸付によつて確実に償還能力を生ずると認められるものについては最少限度の貸付を考慮すること。右貸付は金庫が保証の肩替を履行して尚余裕ある場合に優先的に考慮すること。
- 7 償還期限の到来したものについては単純に期限の延長を認めることなく回収を励行すると共に延滞料の徴求を行うこと。
- 8 期限において回収の不可能なものについては特にその理由を厳密に検討し爾後の管理を一段と強化すること。
- 9 事業の継続困難或は経営者の誠意認められ難いもの等回収を強行することを必要とするものは担保物件について競売の手続を行い、或は債務者及び保証人の財産に対し強制執行をなすこと。
- 10 担保留保条項のものについては可及的に担保権設定をなさしめ担保権設定の条件あるものにして手続未済のものは可及的速かに設定手続をなさしめること。

なお必要ある場合は登記費用保険料等債権の保全上必要な費用立替払をも行うこと。

- 9 担保物件の有利なる処分を図る為これが処理機関の設置又は利用を考慮すること。
- 10 保証融資についても融資銀行と密接に連絡し管理に遺憾ない様措置し保証債務の履行を必要としない様回収に努めしめること。特に保証をなすにつき附した融資銀行に対する諸条件が不履行の場合は保証の履行を延期する様措置すること。
- 11 市中金融機関等の融資対象となり得るものについては極力これに肩替りせしめるものとし、特に運転資金はこの方法により早急に回収すること。
- 12 代理貸は必要に応じ直接融資に切替へると共に代理貸手数料については回収実績を加味して決定すること。
- 13 石炭について炭代^{ついで}よりの支払順序が規制せられる場合には金庫に対する弁済をなるべく高順位で規定する様措置すること。
- 14 必要に応じ取引先に対する金庫職員の派遣を考慮すること。
- 15 復金法第三十一条の融資先の検査には金庫職員をも当らしめ管理回収に資せしめること。

一方、政府も復金の新規融資の抑制、貸出金の管理回収への重点移行に伴う制度上の改正を実施し、同年四月「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」（昭和二四・四・一九法律第二七号）を施行した。ついで五月には、「復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律」（昭和二四・五・二八法律第一一四号）を施行した。

「公団等の予算及び決算の措置に関する法律」の要点は、

- イ 先づ公団等の事業年度を国の会計年度と同様毎年四月から翌年三月までの一会計年度に統一したこと。
- ロ 次に予算について公団等においてこれを作成し、参照書類を添えて主務大臣を経て大蔵大臣に提出することとし、大蔵大臣はこれを検討し又必要な調整を加えて閣議に提出し、その決議を経た上、内閣から国会に提出してその議決を経ること。
- ハ 予算の形式及び内容について公団等の性質に適合するよう大蔵大臣が主務大臣と協議して定める点を除き概ね国の予算に

ならひ款項に区分しその実行科目も目節に区分する。

ニ 予算の実行については国会において議決した各項に定める目的の外に予算の使用は出来ないことは勿論予算執行の必要に基きあらかじめ予算をもつて国会の議決を経た場合は国の予算執行の場合におけると同様一定の制限のもとに移用又は流用ができること。

ホ 決算については公団等において決算の形式に準じて決算報告書を作成し、これに参照書類を添付主務大臣を経てこれを大蔵大臣に提出することとし、大蔵大臣はこれを審査して内閣に送付し、内閣はこれについて会計検査院の検査を経た上、国の歳入、歳出決算とともに国会に提出してその承認を得ること。⁽¹³⁾
 であつた。

また、「復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律」の概要は、

イ 現在復金の資本金は一、四五〇億円でその中政府払込済金額は二五〇億円であつて残額は未払込となつてゐる。これに対し、二十四年度予算において三〇〇億円の現金出資を行ふ外、交付公債を以て六二、四六七百万円の出資が行われることとなつたのでこのため必要な規定を設けたこと。

ロ 復興金融金庫の剰余金は復金法第二十七条の規定により復興金融委員会の承認を受けて処分することとし、従来はこれを次年度に繰越の上貸出金に充当せられてゐたが、この法律によつて別に政令で定義せらるべき剰余金は国庫に納付することとなつた。…本年度については利息収入から事務費等を控除した残額がこの規定に基き一般会計へ繰入れられることとなつてゐる。

といふものであつた。⁽¹⁴⁾

この二法律によつて、復金の収支予算は国会の議決を受けなければならないこと、新規貸出は大幅に制限され、復

金債の新規発行は停止され、年度内に全額償還されることなどの基本方針が明確にされた。こうして二四年度の復金事業計画は、具体的にはほぼ次のように決められたのである。⁽¹⁵⁾ すなわち、

- (1) 既発行の復金債はすべて本年度中に償還されること
- (2) 新規の復金債の発行は認められないこと
- (3) 貸出金は債務保証の履行資金を主として五〇億円の範囲に止めること
- (4) 貸付金利息による収入から事務費等を控除した残額をすべて国庫に納付すること

右のような基本方針にしたがつて二四年度の事業計画が実施に移された。

しかし、所期の目的にもかかわらず、復興金融活動の大幅な抑制が、企業の資金繰りを困難に陥れ、急速な回収がしだいに困難になつてきた。目標どおりのきびしい回収計画の実施は円滑な設備資金供給を阻害し、産業全般に深刻な影響を及ぼすという観点から、回収を緩和せよという強い要望が出てきた。さらに回収が予定どおり実施されない場合は、回収金の一部をもって予定されるはずの保証債務の履行すら危ぶまれ、産業企業の金融難とあわせて市中金融機関への影響も無視できない状態が懸念された。日銀もまた、回収強行の緩和を大蔵省、復金等に要求した。⁽¹⁶⁾

このような事情のもとで、復金はその回収方針を緩和する方向に向つたのである。同年六月二日の復金審議会の決議は、この間の事情を如実に物語っている。以下その全文を掲げておこう。

昭和二十四年六月二日復金審議会決議

復金の回収に関する件

一、昭和二十四年度に於ける復金融資の回収予定額は、復興金融委員会及び国会に於て、七五億円と決定されたが、その中二五億円は債券の回収に、四十億乃至五十億円は保証債務の履行に使はれる予定である。従つて、若し、回収が予定通り実施され

ない場合には、保証債務の履行に支障を来し、結局市中銀行等に迷惑を及ぼすことになる。

二、然るに、他面復金の融資活動停止に伴い、金詰りによつて回収が相当困難であると共に、急激な回収を強行するときは、設備資金の供給が不円滑となるおそれがあるため、産業界及び金融界からは、復金の回収を緩和すべしとの要望がある。

三、右の事情に鑑み、本年度の回収は、前期目標を達成するよう所期すると共に、個々の場合については、左の如き事情を勘案し、弾力性ある運用を行うものとする。

特に、左記(1)、(2)の場合には、回収の猶予を認める必要の大きいものと認められる。

- (1) 金庫の設備資金融資に依り工事継続中のもので、工事完成になお資金を要する場合
- (2) 赤字運転資金
- (3) 当該設備資金の一部を、他の借入金によることを条件として融資した場合
- (4) 当該設備資金の一部を、自己資金(増資、社債)により調達する事を条件にして融資した場合
- (5) 金庫の融資により当該設備が稼動し、当該設備の償却及び稼動により収益の生じている場合

(備考)

なほ、保証債務については、極力期限前償還を勧奨し、保証債務履行の負担の軽減をはかるものとする。

一方、総司令部はドッジ・ラインにもとづくきびしい態度をそのまま保持し、右のような復金運営の実態を大いに不満とした。こうして二四年九月には、復金運営について、はじめて具体的な形でその計画を提示してきたのである。その全文は次のごとくであった。

昭和二十四年九月六日

日本政府あて経済科学局発覚書

復金に関する計画

一、七月三十日現在の復金融資は、一、一五〇億円であり、今迄に満期に來ているもののほんの一部しか回収されていない。

大蔵省は、復金政策に関しファイナンスディビジョンと数回会議をした後、融資の回収に関する非公式覚書を四月八日に提出した。この覚書は、健全金融方針により復金融資を管理、回収する意図を表明したものであり、その内に示された措置は、当司令部によつて非公式に承認された。

しかし、今迄のところ、この覚書を具体化する何等の措置がとられておらず、融資が回収期に來たときに、これを回収する効果的な措置がとられていない。予算を均衡させるために必要な非常に巨額な租税及び九原則並にドッジ政策に従つて日本経済を安定させるための大努力にかんがみれば、公共の利益に対しかく無関心なこと及び公の資金の手ぬるい取扱は、継続することを許されない。

二、復金融資の回収は、日本の納税者に対し、適度の軽減をもたらすであらう。又、企業金融の健全な方針を養成し、発展せしめる絶好の機会を与えるものである。復金は、借手の会社と交渉するに際し、固定資本の適当な額を得且つこの目的のために新たな政府融資又は私的銀行融資を永久に使うという慣行を排除するよう主張すべきである。かかる行為は、日本経済の金融的基礎を著しく強化するであらう。

三、復金融資の回収及び「リファイナンスング」については、次の目的を考慮して行うべきである。

A 回収可能の最高額

B 復金融資を私的機関に肩替りすることにより、日本政府は私的金融の分野より離脱すること。

C 操業を継続している会社に対し、適当且つ均衡のとれた資本構成をとるよう主張すること。

(原注) 三、Bの項は、財政と金融の安全な分離を明確に示したもので、復金のみならず預金部も亦私的金融の分野から除かれることが、別途司令部から明らかにされた。即ち、預金部は財政資金であつて、国債、地方債、公団以外の融資は

認められず、市中金融について大蔵省の権限がない如く、預金部資金の運用については、ポリシーボードは発言するべきでなく、従つて、農林債券、商工債券は、興銀債券同様の努力によつて消化されるべきであるというにある。

四、右の諸目的に鑑み、大蔵省は、復金に対し、左の措置をとるよう要請することを指示する。

A 復金融資の重要性及び緊急性の順序に従い、融資を左の如く分類すること。

- (1) 現在健全な融資であつて、適当な期間になしきず機会を与えられれば、全額回収可能なもの
- (2) 借手が、適当な「キャピタリゼーション」を行へば、ポテンシャルには健全な融資^(原注)
- (3) 或る期間中には、部分的な回収が可能な融資
- (4) 全損となる融資

(原注) 四、A(2)「キャピタリゼーション」は、増資の他に、社債発行を含む極めて広義なものである。

これらの分類は、一定期間毎に再検討し、そのリストは、ファイナンスデイビジョンに提出すること。

B 大口融資の個々の回収計画を用意すること。

借手側の会社の意見を求めると共に、ポテンシャルに健全な会社を潰さないようにあらゆる努力をすること。

必要な場合には、復金は、ポテンシャルに健全な会社が株式、社債の売却又は借入により、他の源泉から新資本を得るよう援助すること。

五大会社（日本水産及大洋漁業を含む。）に関する計画を、十月一日までにファイナンスデイビジョンに提出すること。

(原注) 四、Bの「五大会社」は、日本水産、大洋漁業以外何を採るかは、日本側に一任され、差当り日本発送電、三井

鉱山（石炭）、日立製作所を提出することとした。選択を日本側に一任した理由は、引続いて、次々に回収計画の提出を求める為、特に指定しない司令部の意旨による。

C 上記四の(3)及び(4)の融資については、融資に関する一般的取扱の計画を用意し、誰が清算を実行するかを決定すること。

D 既存の担保権のいかなる放棄をも停止すること。

E ファイナンスデイビジョンに相談し、且つ、計画及び進行を熟知せしめること。

五、融資回収計画を実行し、且つ、融資回収計画が実質的に改善され進行するまでは、復金は、新規貸付をしてはならない。

但し、ファイナンスデイビジョンの明確な承認があるか、現存の保証債務を実行する場合は、此の限りでない。

(原注) 新規貸付を認める意思は司令部には全くなく、此の点空文である。

又、保証債務の履行も、極力実行しない様見解を表明している。

六、大蔵省は、復金の現存融資一、一五〇億円の回収に関する責任を想起すべきであるが、何等かの措置を講ずる場合には、ファイナンスデイビジョンの事前の承認をとるべきである。

要するに、(1)大蔵省が同年四月に復金融資の管理・回収案を司令部に提示してきたにもかかわらず、何らそのための具体的措置がとられず、効果もあがっていないこと、(2)復金融資の回収は納税者負担を軽減し、企業金融を健全化させるのに役立つこと、(3)復金融資を私的金融機関に肩代りさせ、財政と金融を分離する、(4)融資回収計画を実行し、それが成果をあげるまでは新規貸付をしてはならないこと、などを内容とするものであった。

そのねらいの基本は、復金を事実上閉鎖して、復金が行なってきた復興金融を漸次民間金融機関に肩代りさせ、同時に借入れ側企業の健全な資金調達を促進しようとすること⁽¹⁷⁾にあった。右の司令部覚書をうけて、日本側は、復興金融審議会において新規融資の完全停止を決議し（一〇月七日）、⁽¹⁸⁾ ついで管理・回収方針を決定した（一〇月一四日）。

その要点は、(1)復金運営を既存融資の合理的回収を主眼に行ない、そのために管理回収業務に適した機構整備を行なう、(2)回収の促進をはかるため復金融資を安全性に応じて四分類し、返済期限、担保等の融資条件が未定のものについて早急に条件を確定する、(3)市中金融機関の融資対象になりうるものは肩代りさせる、(4)債権保全のため融資条件

の譲歩を原則として認めず、担保留保条項のものについては可及的に担保権の設定を行なうこと、(5)企業の合理化、なかならず資本構成の健全化を促進するため適切な措置を講じること、(6)公団融資の回収については、政府の公団整理方針に即応してその促進につとめること、などであった。

以上のごとく、二四年中には復金新規融資は停止され、貸出金の回収方針がほぼ最終的に決定されるにいたった。こうして終戦後昭和二二年一月に開始されてからわずか二年余という短い活動期間を経たのみで、復金は事実上その融資活動を停止することになったのである。

三 貸出金の管理回収

復金が昭和二四年いらい管理回収業務に集中する方針を固めたのに対応して、その組織、職制も改正された。すでに二三年六月一〇日に債権管理、回収事務の充実を図るためにその職制の一部を改正し、管理部が新設されたが、本格的な改正は二四年四月、新年度に入って復金運営の重点が融資から貸出金の管理回収に移行してから行なわれた。すなわち、新たに地方部を設け、支所、出張所、代理店の融資および管理回収事務の監督ならびに代理店の検査に関する事務を行なわしめるといふものであり、さらに同年一月には復金の全能力を管理回収業務に集中できるよう、全体的な機構の整備簡素化を図ったのである。

復金が事実上、従来の融資活動を停止し、貸出金の管理回収にその全能力を集中し、復金閉鎖の第一歩をふみ出した昭和二四年度の活動をやや詳細にみておこう。同年度の「業務報告書」の冒頭には、次のように記されている。

昭和二十四年度においては、超均衡予算の編成により経済安定政策が強力に実施せられることとなつた為、金庫の新規融資は四月一日以降大幅に制限せられ、その業務は既往債権の管理回収に重点が置かれることとなつた。第五国会において成立施行せられた「公団等の予算及び決算の暫定措置に関する法律」「復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律」及び「政府関係機関予算」は何れも、業務の変更に関する諸般の措置を規定したものである。

これによつて金庫の予算は国会の議決を受けなければならず、又利息、手数料収入から諸経費、税金を差引いた剰余金を国庫に納付することとなり、更に第六回国会において「復興金融金庫に対する政府出資等に関する法律」が改正せられ、元金の回収金より復金債の償還に要する経費、債務の保証の履行に要する経費、債権の保全のために必要な経費を差引いた金額をも国庫に納付することとなつた。

そこで、まず二四年度予算を概観してみると表1—38のようになる。その特徴は当然のことながら、活動面では回収金に比して貸付金が極端に少なく、復金活動の方向転換が明瞭に表われていること、回収金に加えて見返資金、政府出資金等の臨時収入によつて復金債償還を一挙に行なおうという政策がとられていることなどである。

さて、右のような方針のもとに、二四年度の活動が開始されたのであるが、同年度の当初予算では貸出金回収は一般産業六〇億円、公団一五億円の合計七五億円が予定されていた。二三年度末における貸付残高は前掲表1—32に掲げたように一三一九億六五〇〇万円であったから、二四年度末には一二四四億円ほどになる予定であった。しかし、このうち一般産業からは予定を約二八億円上回る八七億九一〇〇万円の回収実績があり、公団についても補正予算によつて農林五公団の預金部資金肩替りによる回収予算額の増額と現実の回収実績の好調とによつて当初予算の一五億円を大幅に上回る六六億円が回収された。その結果、両者合計で一五三億八九〇〇万円と当初予定額の二倍以上の実績をあげたのである。⁽²⁰⁾いま、右の回収金の産業別内訳をみると、表1—39のようになる。一般産業では貸付残高にお

表 1-38 復興金融金庫昭和24、25年度予算 (単位：百万円)

項 目	入		項 目	出	
	24年度	25年度		24年度	25年度
貸付金利息	9,500	8,507	事務費	199	231
手数料	19	4	税金	106	0.5
貸付回収金	11,640	12,055	事業費	560	624
石炭鉱業等の損失補償のための交付公債	14,114	—	復金償還金	109,100	—
政府出資金	30,000	—	貸付金	4,140	1,600
対日援助見返資金による交付公債	62,467	—	国庫納付金	13,590	18,795
その他	—	741	予備費	44	57
計	127,740	21,307	計	127,740	21,307

出所：復興金融金庫「昭和24年度業務報告書」による。

表 1-39 昭和24年度中の主要業種別回収状況 (単位：円)

	一 般 産 業					
	鉱 業	(石 炭)	金 属	機械器具	化 学	電 気
第1四半期	346,401	256,255	44,738	139,262	199,765	59,892
第2 〃	434,730	295,304	126,804	155,640	378,871	153,788
第3 〃	417,881	309,412	255,519	483,635	335,093	186,577
第4 〃	563,577	309,937	369,102	388,263	488,336	479,715
合 計	1,762,589 (11.4)	1,170,908 (7.6)	796,163 (5.2)	1,166,800 (7.6)	1,402,065 (9.1)	879,972 (5.7)
	一 般 産 業		計	公 団	合 計	
	交 通	そ の 他				
第1四半期	241,409	270,828	1,302,295	1,400,089	2,702,384	
第2 〃	303,731	385,882	1,939,446	4,639,587	6,579,033	
第3 〃	317,493	572,793	2,568,991	283,563	2,852,554	
第4 〃	180,835	510,610	2,980,438	274,602	3,255,040	
合 計	1,043,468 (6.8)	1,740,113 (11.3)	8,791,170 (57.1)	6,597,840 (42.9)	15,389,010 (100.0)	

出所：復興金融金庫「昭和24年度営業報告書」より作成。()内は%。

いて最大の業種である鉱業(とくに石炭)の回収金額が一七億六二〇〇万円と全体の一〇%を越え、次いで化学工業、機械器具工業、交通業の順になっている。

ところで、以上のように、二四年度の回収実績が一五四億円弱であるにもかかわらず、前掲表1—32の復金資産残高表では貸出残高が二四年度末一〇五九億円と二四年度中に二六〇億円、およそ二〇%が減少したことになっている。これは前述の回収金以外に石炭鉱業、非鉄金属鉱業及び電気事業等に対して政府の損失補償が行なわれ、その分が復金に返済されたからである。⁽²¹⁾

一方、右の貸出金回収と併行して減資も行なわれた。前掲表1—30でみたように、資本金額は二三年一二月末の一四五〇億円から二五年三月末の一五〇億円に三〇〇億円が減資された。これは前述のように、基本的に総司令部の意向にしたがったものであるが、具体的には、次のような経緯をへたものであった。すなわち、二四年度末の政府出資払込残高は一七四億六七〇〇万円(表1—31参照)となるので、公称資本金一四五〇億円(表1—30参照)からこの政府出資金と保証債務残高二〇億五〇〇万円を差し引いた二五五億円が減資可能額とみてよい。そこで政府は第六回国会の議決を経て、資本金一四五〇億円を二五〇億円減資して一二〇〇億円とし、二四年度決算時から実施することにした。しかし、二四年度には補正予算によって貸出回収金のうち五〇億円を国庫に納付し、これを減資にあてることにしたため計三〇〇億円の減資が可能になったのである。以後、貸出回収金が国庫に納付された場合には、納付のあった年度の末日に、その納付金額に相当する金額だけ減資することになった。⁽²²⁾

同年度には復金債の償還も実施された。前掲表1—32でみたように、二三年度末の復金債発行残高は一〇九一億円に達していた。その金額を二四年度中に償還することにしたのであるが、償還資金は政府出資金三〇〇億円、対日援

表 1-40 昭和24年度復金債の償還状況 (単位：百万円)

年 月	償 還 額	日銀保有分	その他保有分	備 考	
24年 4月	1,600	820	780	政府出資, 交付 公債, 自己資金 等による償還	
5	7,000	6,053	947		
6	6,500	5,737	763		
7	6,400	4,078	2,322		
8	3,900	2,201	1,699		
9	10,600	6,713	3,887		
10	8,400	4,785	3,615		
11	10,700	8,557	2,143		
12	30,496	22,123	8,373		
25年 1月	2,559	—	2,559		見返資金による 償還
2	6,645	—	6,645		
3	14,300	—	14,300		
合 計	109,100	61,067	48,033		

(注) 10万円以下は4捨5入した。
出所：復興金融金庫「昭和24年度業務報告書」による。

表 1-41 復金債務保証残高と保証履行額の推移 (単位：百万円)

	保 証 残 高	保証債務履行額
21 年 度 末	10	—
22 〃	3,004	—
23 〃	7,552	—
24 〃	2,005	3,448
25 〃	774	699
解 散 時	236	*297

(注) *印は26年4月から解散時まで。
出所：復興金融金庫調べ。

助見返資金による交付公債六二四億六七〇〇万円（以上については前掲表1—31および表1—38参照）、交付公債一四一億一一〇〇万円、自己資金二五億二一〇〇万円が充当された。これらはまず償還期限の到来したもから実行され、二四年一二月に日銀所有分二二〇億七一九〇万円の全額が見返資金によって期限前償還され、次いで二五年三月には市中銀行保有分の二七八四億円と預金部保有分二六億円がいずれも同じ見返資金によって期限前償還された。そして年度末になって残額の二〇億九一〇〇万円の償還によって復金債が完全に姿を消すことになったのである。以上を表にまとめると、表1—40のようになる。

市中銀行の融資に対する保証も実施された。二三年度末現在七五億五一〇〇万円に達していた保証額は二四年度中に期限が到来し、やむをえないものについてだけ保証の履行が実施された。その金額は三四億三八〇〇万円にのぼった。しかし、同年度中に二一億円余りが原債務の償還によって自然消滅したため、二五年三月末日における保証残額は二〇億円程度にとどまった。復金債務保証残高の推移は、表1—41に示すとおりである。

さて、以上みたように、復金が解散に向かった第一年度は、ほぼ計画どおり順調にその貸出金の管理回収がすすんだのであるが、翌二五年度も基本的には二四年度と全く同様な事業計画が実施された。その事業計画書の冒頭は「昭和二十五年度においては、金庫の全能力を貸付金の管理回収業務に集中する。そのために、本所においては、人員の主要業務への重点的配置を行い、地方においては、支所の回収業務強化及び代理店の監督強化のため主要支所に責任職員を配置する」ではじまり、大略次のような回収計画がたてられた。

貸付金の回収は一般産業より七一億三三〇〇万円、公団より四九億二三〇〇万円の合計一二〇億五五〇〇万円が予定され、保証債務履行は一六億円とされた。一方、国庫への納付金は、一八七億九五〇〇万円が予定された（前掲表

表 1-42 復金の主要資産負債残高表 (昭和24年度～解散時)
(単位：百万円, ()内%)

年度末	資			産		
	未払込 資本金	超 過 納付金	貸出金	支払承諾 見 返	有価証券	預 ケ 金
24 年	2,533 (1.9)	3,398 (2.5)	105,906 (78.5)	2,006 (1.5)	7,005 (5.2)	8,820 (6.5)
25 年	2,533 (2.3)	3,398 (3.1)	86,869 (80.5)	774 (0.7)	7,885 (7.3)	856 (0.8)
27年1月 (解散時)	—	905 (1.0)	78,743 (85.7)	236 (0.3)	9,467 (10.3)	60 (0.0)

年度末	資 産		負 債				資産・負債 合 計
	国 庫 納付金	その他	資本金	積立金	本年度 益 金	その他	
24 年 度	5,192 (3.8)	36 (0.0)	115,000 (85.3)	3,730 (2.8)	5,875 (4.4)	10,291 (7.6)	134,896 (100)
25 年	5,509 (5.1)	54 (0.1)	95,463 (88.4)	3,730 (3.5)	7,625 (7.1)	1,060 (1.0)	107,878 (100)
27年1月 (解散時)	2,436 (2.7)	39 (0.0)	85,220 (92.7)	1,237 (1.3)	4,819 (5.2)	610 (0.8)	91,886 (100)

出所：復興金融金庫資料による。

表 1-43 復興金融金庫による国庫納付金の推移 (単位：百万円)

	貸付回収金による分	剰余金による分	合 計
24 年 度	5,000	8,590	13,590
25 年	12,690	6,105	18,795
26 年	7,620	4,532	12,152
合 計	25,310	19,227	44,537

出所：復興金融金庫調べ。

1—38参照)。その内訳は貸付回収金(前年度貸付回収金の繰越金を含む)から貸付金(保証債務履行金)を差し引いた残額一一億九五〇〇万円と事業収入(前年度利益金の繰越金を含む)、雑収入から事務費、税金、事業費(貸付金を除く)を差し引いた残額七六億円である。なお、右のうち前者に相当する金額は減資に充当するという計画であった。⁽²³⁾昭和二四年度中にすでに復金債は全額償還されていたから、その計画はもっぱら貸付金の回収とそれによる減資の実行に集中していたのである。

右計画も予定どおり実施された。表1—42は二四年度末、二五年度末、解散時二七年一月一六日現在の復金の資産負債残高を示したものである。貸出金は二四年度末と比較して二五年度末は一九〇億三七〇〇万円減少しており、予定額の一八八億円を上回り順調な回収が行なわれたことを示している。また国庫納付金については、表1—43のように、計画どおり一八七億九五〇〇万円が納付され、ほぼそれに見合せて、資本金は二四年度末の一五〇億円から二五年度末九五四億六三〇〇万円に減少したのである(表1—42)。

ところで、きびしいデフレ政策に加えて復金融資の停止、貸出金の回収は市中金融全般を逼迫させたため、金融緩和を求める声はますます強まってきた。復金の国庫納付金は四半期ごとに行なわれていたが、納付にいたる短期間、その余裕金が市中金融機関に一時的に預託されることになった。すなわち、上述のように二五年度中に納付された剰余金は約一八八億円のほり(表1—43)、三月末日現在で八〇億円の余裕金が見込まれた。このうち五〇億円が納付期日の四月末まで、三〇億円(二五年度中納付予定)が一年期限の翌三月末まで市中に預託されることになったのである。⁽²⁴⁾

表 1-44 復 金 融 資 の

	23 年 度 末			解 散	
	設 備	運 転	計(A)	設 備	運 転
鉄 業	35,295	16,190	51,485	31,692	2,520
(石 炭)	32,819	14,700	47,519	30,220	2,186
織 維 工 業	4,963	20	4,984	3,607	17
金 属 工 業	2,494	1,895	4,389	1,723	869
機 械 器 具 工 業	2,363	4,158	6,521	1,220	3,528
窯 業	335	112	447	257	16
化 学 工 業	8,164	1,895	10,059	7,061	838
(肥 料)	4,466	1,564	6,030	4,439	651
製 材 工 業	277	105	382	194	117
電 気 業	19,129	3,270	22,400	16,240	—
ガ ス 業	8	0	8	0	0
土 木 建 築 業	40	195	235	84	167
農 林 業	202	27	229	125	29
水 産 業	5,271	30	5,302	3,666	29
交 通 業	5,758	63	5,821	3,979	11
(海 運)	4,723	43	4,766	3,496	4
そ の 他	1,312	203	1,515	698	44
小 計	85,616	28,167	113,783	70,552	8,190
公 団	8,725	9,456	18,181	0	0
合 計	94,341	37,623	131,965	70,552	8,190

(注) △ 印は増加額。

出所：大蔵省銀行局資料より作成。

回 収 状 況

(単位：百万円, %)

時 計(B)	回 収 額			回 収 率 (A-B/A)		
	設 備	運 転	計(A-B)	設 備	運 転	計
34,213	3,603	13,670	17,272	10.2	84.4	33.5
32,406	2,599	12,514	15,113	7.9	85.1	31.8
3,624	1,356	3	1,360	27.3	15.0	27.3
2,593	771	1,026	1,797	30.9	54.1	40.9
4,748	1,143	630	1,773	48.4	15.2	27.2
274	78	96	174	23.3	85.7	38.9
7,899	1,103	1,057	2,160	13.5	55.8	21.5
5,090	27	913	940	0.6	58.4	15.6
311	83	△ 12	71	30.0	—	18.6
16,241	2,889	3,270	6,159	15.1	100.0	27.5
0	8	0	8	100.0	0	100.0
251	△ 44	28	△ 16	—	14.4	—
155	77	△ 2	75	38.1	—	32.8
3,695	1,605	1	1,606	30.4	3.3	30.3
3,990	1,779	52	1,831	30.9	82.5	31.5
3,500	1,227	39	1,266	26.0	90.7	26.6
742	614	159	773	46.8	78.3	51.0
78,742	15,064	19,977	35,041	17.6	70.9	30.8
0	8,725	9,456	18,181	100.0	100.0	100.0
78,742	23,789	29,433	53,222	25.2	78.2	40.3

表 1-45 開発銀行が復金より承継した権利義務の内容

(権利)		(単位：千円)	
勘定科目	金額	備	考
*超過納付金	905,046	設備資金	70,552,121
貸出	78,742,733	資	8,190,612
債権保全立替金	8,421	資	8,035
		料	372
		費	14
支払承諾見返券	235,913	他	
有価証券	9,467,101	国債証券	9,459,300
		国庫債証券	2,870,420
		食糧証券	6,588,880
		地方債証券	7,801
預け金	60,355	当座預け金	58,039
代理店基金	788	別段預け金	2,315
		代理店で受け入れた貸付回収金、受入利息などを代理店から所轄本支所へ送金途上のもの	
営業用土地建物什器	21,696		
支払金	128	訟務関係概算払	
訟務費	2,149	債権保全のため支出した訴訟費用	
供託金	5,760	債権保全のための仮差押、仮処分などにつき支出した供託金	
現金	8		
合計	89,450,098		
(義務)			
勘定科目	金額	備	考
資本金	85,220,367		
本立金	1,240,864		
引継	2,489,136		
貸出	258,766	一時受入金	17,792
		元利引当金	240,974
支払承諾	235,913	支払保証	193,743
受入税金	460	損失保証	42,170
仮受金	4,592	貸出金返済または利息	2,793
		充当予定金	
		債権保全費返済または	1,115
		その利息充当予定金	
		取引先から諸費用充当	619
		金として一時預り金	
		その他	65
合計	89,450,098		

*超過納付金は、国庫納付の算定基礎としての現金主義による国庫会計と、発生主義による企業会計方式による復金会計との差によって、24年度において発生したものである。

四 復金解散と日本開発銀行への承継

昭和二四年度にはじまった回収は、こうして二七年一月まで続けられた。二三年度末に一三一九億円あった貸付残高は、二七年一月解散時には七八七億円に減少し、回収率は四〇％に達した(表1-44参照)。一方、債務保証残高は右と同じ期間に七五億円から二億円に減少したが、この減少額のうち四四億円が保証履行によるもので、二九億円が原債務の返済によって自然消滅した分であった。

右の貸付回収の内訳は表1-44のとおりであるが、回収率四〇％とはいふものの、復金融資の中心である長期の設備資金貸付の回収は二五％余りと低率である。これに対して運転資金は七八％と高率であつて、これが、貸付全体の回収率を四〇％に高めている。しかも、このうち、公団への貸付がその整理に伴って全額回収されているから、民間産業への貸付の回収率は全体で三一％弱にすぎず、設備資金にいたっては、一八％足らずにとどまっている。復金貸出のうち最大の部分を占めていた石炭業の場合は、全体で約三二％の回収率であるが、それは運転資金の回収による部分が大きく、設備資金についてはわずか八％が回収されたにすぎない。

このように長期の民間産業設備資金の大部分は回収されないまま復金は解散し、未回収債権はそのまま日本開発銀行に承継されることになった。

ところで、開銀設立の経過については、別稿でくわしく述べられる予定であるから、ここでは省略するが、要するに、以上述べたような復金清算過程、貸付金回収過程で、ドッジ・ラインによるきびしい金融逼迫と経済復興促進の

必要性という事情から、昭和二五年以降復金に代わる新しい政府関係金融機関が設置されるべきことが強く要望されたのである。こうして二六年四月に開銀が設立されることになった。さらに復金は日本開発銀行法第四三条の規定によって二七年三月末までに解散すべきこと、その権利義務は開銀に承継されるべきことが決められた。二六年一二月二六日付政令第三九一号「復興金融金庫の解散および業務の引継に関する件」によって、この復金の解散、開銀の承継が実施されることになった。

二七年一月一六日、復金が設立された二二年一月二四日から数えてちょうど五年を経過していた。開銀が復金から承継した権利、義務は表1—45のごとく、八九四億五〇〇九万八〇〇〇円であった。

(1) 「二二年の八月ごろでしたか、財政金融の問題を打合せますために、総司令部の財政金融部長が資料を携えてワシントンへ行ったのです。そのときに復金の資料等をもって行ったのですが、その資料のうちでこれは私の想像ですが、ワシントンで非常に問題になったと思いますのは、復金の貸付金が非常に膨大になっておるにかかわらず、回収が約束通りに行われていない、これは非常に不良貸付であって、こういう機関を存続させておいてはいけないということでした。これは復金の立場からいえば無理もないことであってやむを得なかったことと思うのであります。日本は戦災によって何もかもなくなりました。この復旧ですから、復興資金を貸すといっても、当初から担保も何もない貸出しであったのです。設備が復旧して初めてそれを持ち込み担保にするというふうな事になっておりましたし、また設備ができ上って操業を始めて見ないと償還の計画も立たないわけです。普通の時代ではないものですから、資金を出しますときには暫定的に期限を、半年とかせいぜい一年ぐらいにきめておきまして、その間に設備ができ、償還の見通しがはっきりついたときに長期の契約をして、その収益のうちから分割的に返してもらおう、こういうつもりで契約を結んでおりましたから、貸出資金の大部分が半年とか一年で、形式上はそのときに返済されることになっておったのであります。それがちっとも返っていないじゃないか。これは非常に不良貸付だという烙印を押されたわけです。」(工藤昭四郎述「戦後復興金融金庫の果たした役割」「戦後財政史口述資料」第四冊・理財、所収)

(2) 『復金融資の回顧』、二五ページ。

(3) 昭和二十三年十月二十六日 総司令部経済科学局

非公式覚書

大蔵大臣 泉山三六殿

復興金融金庫設立以降現在に至る同金庫融資の監査に関する件

一、日本経済復興のため多数の民間企業に対し、昭和二十三年九月三十日現在に於て、約七八〇億円の融資がなされている。

尚其の外に、復興関係の公団をも通じて産業に対して融資がなされている。報告によれば、融資総額のうち、約五四〇億円は、昭和二十三年八月三十一日現在に於て、借入金額一億円を超える八十三の重要企業に対して、融資されている。二、最近の報告によれば、某会社に不正があり、又他の会社に於ても不正のありうる事が示されている。当該金額が多額な事及び公益に直接関係がある事に鑑み、貸出資金の処分について適切な監査を即刻行うことが、極めて緊要である。

三、依つて、既往に実施した監査の程度或は現在実施中の監査の程度を示す報告書及現在の監査が不相当と思はれる場合に於ては、是等主要融資の適切な監査計画を可及的速かな時期に作成せられたい。

経済科学局長

陸軍少将

W・F・マーケット

(4) 炭礦における経理並に帳簿の統一制度設定に関する件

昭和二十三年十一月三日付 総司令部経済科学局覚書

大屋商工大臣
泉山大蔵大臣 宛

一、過去二ヶ年に亘り日本の炭礦は日本経済の再建に最も重要な石炭生産を可能なる凡ゆる方法によつて促進すべく日本政府諸機関から莫大な金額を或は補助金として或は貸付金として請求し且つ受領し來つた。同時に炭価の決定並に特定水準

の賃金を支払ら「う」べき炭礦業者の御力の決定は安定計画にとつて最優先的重要性を有する決定に属して来た。

二、莫大な政府資金の支出乃至貸付額、石炭労賃及物価水準は炭礦業者の金融状態に基づいて決定されるとゆう事実を鑑みると明瞭にして且つ即「座」に理解し且つ容易に監査し得べき一連の帳簿を凡ての炭礦業者に常備せしめることが是非必要である。然し乍ら石炭会社の金融状態に関する正確な経理は今日まで入手し得ぬ状態である。現在彼等の採っている経理並に帳簿の制度は不明瞭不完全であり且つ誤つて運用されて来た。

三、不正を防止し公共の利益を保障し且つ炭礦業者の金融状態の実情を明確にする為には、明確にして且つ統一された会計並に帳簿の制度を迅速に且つ最大の努力をもつて炭礦業に設定することが必要である。之に関しては日本銀行復興金融金庫及同種の機関から選ばれた役員から成り特別に構成され「た」一団から専門家の援助が得られるであらう。昭和二十二年の炭礦国「家」管理法に於ける指定炭礦に対する政府の特別な権限を考えれば之等の炭礦並にそれを経営する会社に対して優先権を与えることは非常に容易なことである。

四、斯かる目的の実践遂行の為効果的にして且首肯し得る計画を可急的に速かなる時期に立案準備することを要求する。

経済科学局長

陸軍少将

W・F・マーケット

(5) 現行法上差当り採らるべき復金改善に関する件(日銀意見) 昭二三、一〇、二二

一、融資決定

融資実行に関する一切の責任は法律上当然に金庫が負うべきで、従つて融資の決定も本来金庫の責任に於て為さるべきものである。

二、委員会

委員会は業務運営の大綱、債券発行其他現行法に定むる事項を審議し個々の融資には関与しない。又融資の管理、監査についても委員会は関与しない。(現行委員会通牒の改正に依る)

三、幹事会

現在の幹事会は之を廃止する、但し金庫の融資業務運営の円滑を期する為金庫内部に理事長の諮問機関として現行の幹

事会に代る連絡協議会(仮称)を設ける。此の場合融資の決定が金庫に依つて為されることは勿論である。

四、地方融資懇談会

地方融資懇談会を廃止し新に理事長の諮問機関として前項に準じ地方連絡協議会(仮称)を設ける。

五、資金調達

債券は必ず現金償還とし借替は絶対に認めない。

今後増資の場合は必ず全額政府出資として当該年度の予算に計上する。現在の未払込資本金に対し出資の為同金額を本年度追加予算に計上する。

(原注) 大蔵省証券、政府貸上金と同様日銀としては予算に計上された範囲内で復金債券の発行引受を認むべきである。

六、融資対象

返済の見透しなき融資(特に低^④又は貸上げに起因する赤字融資)は絶対に行はない。財政と金融は厳格に区分する。

七、金庫に対する監督

財政資金を以て融資を行う金庫の特殊性より見て大蔵大臣は監理官を置いて金庫を強力に監督すべきである。

八、融資先に対する監査

金庫は管理監査機構を拡充し大蔵大臣の監督の下に融資の管理、監査(を)徹底的に行うべきである。

復金運営に関する暫定措置について(案)

昭二三、一〇、二二 商工省

復金運営に関する暫定措置として、世論に鑑み、復興金融金庫に自主性を有たせること、即ち、復興金融金庫の融資の責任の所在を明確にし、その責任を金庫に有たせ、従つて、復興金融委員会は復金運営の大綱及融資方針の決定をなすことが唱へられている。然し、復興金融金庫の如き、膨大な国家資金をもつて、経済の復興を大きく左右し、産業政策の死命を制するような融資機関が、産業界、産業界その他一般国民の意思とかけ離れた金庫当事者のみによつて行はれることは首肯できない。ところが最近の世論にも拘はらず従来金庫は、石炭、電力等の特殊の融資を除いては、概ね自主性を有ち、自ら融資申込に対し、それを選択し、審査し、又融資先の監査を実施し委員会は寧ろ形式的な意思決定をなしてゐるに過ぎないのである。

従つて、委員会は、本来の使命に忠実でなかつた責を負うべきであると同時に不当な非難を蒙つてゐるべきである。以上の諸点に鑑み、復金運営については暫定的に次のように措置するものとする。

一、方針

国家資金を、経済復興のために、国民の納得しうる組織によつて、融通すること。

二、措置

- (1) 金庫は、金融機関の本来の性格に鑑み、自主性を有つこと。
- (2) 但し、金庫の有する使命の重大性及び膨大な国家資金を運用することの二点に鑑み、その自主性を機動的にチェックすると共に、広く各方面の意見を参酌する組織として、金庫理事長の諮問委員会を中央及び地方に設け、同委員会は、関係官庁、産業界、金融界、労働界及び言論界の関係者を以つて組織すること。(金庫の自主性を所謂ガラス張りの中で發揮させること)
- (3) 諮問委員会の委員は、主務大臣の監督に属し左記事項について調査審議するものとする。
 - (イ) 個々の融資の決定
 - (A) 復金融資の対象であるかどうか
 - (B) 復興金融委員会の意見を徴する必要があるかどうか
 この場合諮問委員会で、復金委員会の意見を徴することとなつたときは、復金理事長は理由を具して、復金委員会の議に付さなければならぬこと。
 - (ロ) 貸出金の管理
 - (ハ) 資金調達
 - (4) 諮問委員会の設置は、復金法の改正によつて行うこと。(復金運営の改善を国民の意思に問う必要がある)
 - (5) 産業界との調整を図るため、産業官庁は、四半期毎に、融資実行計画に関する基礎資料を、諮問委員会及び金庫に説明すること。
 - (6) 復興金融委員会は、復金運営の大綱及び融資方針を決定し、且つ、法律に定められた権限を行使するものとする。

(ロ) 復金委員会の委員は、官制に特掲するものの外、衆議院及び参議院の同意を経て内閣総理大臣之を任命するものとする。

(7) 固有の理事を強化拡充すること。この場合産業界代表を参加させること。(兼任を認める)

(8) (イ) 復金融資の監査については、復金の自主性に伴う当然の要請として、監査部を拡充すると同時に、主務大臣の権限(法第三十一条)により監査を実施すること。

(ロ) 監査部拡充の手段として、復金融資先の取引銀行に対し監査を委託すること。

(ハ) 主務大臣による復金自体の監査を行うこと。

(9) 資金調達については、極力当初より政府払込を徴することとして、この場合、公債発行を認めること。但し繋ぎ資金の調達のため、復金債券の発行を認めること。

(ロ) 融資の対象としては

(イ) 明かに財政において負担すべきもの、又は価格政策によつて措置すべきものは、復金融資の対象として取上げない方針を確立すべきこと。

(ロ) 但し、償還の見透確実な赤字資金の融通は個別的に検討の上差支へないものとする。

備考

- (一) 産業官庁は、産業合理化に関する基本調査
- (二) 個別的に企業の合理化を促進する体制を確立すること。
- (三) 価格政策に基因して生ずる企業の赤字は、価格補給金特別会計(仮称)を設け処理するものとする。

復興金融制度の暫定的改組に関する件(案) 二三、一〇、二七 大蔵省

復興金融金庫の組織及び運営の根本的改革案は目下審議中の金融制度の恒久的改革に即応して追つて決定せられる筈であるが、差当り左の要領により暫定措置を実施すること。

要領

一、融資決定の責任について

復興金融金庫の融資決定の責任の帰属を明らかにするため専ら復興金融金庫理事長の責任において個々の融資の決定を行ふように改めること。此のため復興金融金庫理事者の拡充強化をはかると共に全般的に同金庫職員等の充実を行ふこと。

二、復興金融委員会及び幹事会の権限及び運営について

従来復興金融委員会は復興金融金庫の監督に關し法律によつて与へられた権限を行ふ外主務大臣の諮問機関であり亦五千万円以上の個々の融資案件について可否の決定を行つてゐたがこれを左の通り改める。

- イ 復興金融委員会は復興金融金庫運営の大綱及び融資の方針を決定する。
- ロ 復興金融委員会は個々の融資に關与しない。但し、必要と認める場合意見を述べることが出来る。
- ハ 復興金融委員会の主たる業務として融資管理の監督及び監査を行ふ。
- ニ 復興金融金庫正副理事長を復興金融委員会に参加せしめる。但し、復興金融金庫の監督等に関する事項については議決権を制限する。

ホ 幹事会規則に依る幹事会はこれを廃止する。但し、幹事は委員會議案の下審査を行ふ。

三、地方融資懇談会の改組について

従来東京以外の地方においては復金融資に關し日本銀行支店長が中心となりその諮問機関として財務局、商工局、金融関係者等の代表者による地方融資懇談会が設置せられ復金融資の適否及び市中融資斡旋の可否を認定することとなつてゐたが、これを左の通り改める。

- イ 東京地方融資懇談会はおかない。
- ロ 東京以外の地方融資懇談会は左による。
 - 1 日本銀行支店長の諮問機関たることを廃し、復興金融金庫理事長の諮問機関として概ね現在のメンバーを委嘱する。
 - 2 地方融資懇談会は提出された案件が経済復興の促進に必要なものであるか否か及び他の金融機関等から融資を受け得ないか否かの認定のみを行ふ。

四、復興金融金庫の地方機構の整備について

復興金融金庫の責任制の確定に伴つて当然現在の地方機構を整備強化する必要があるが取敢へず措置としては重要地点に駐在理事をおくことに止める。

五、産業行政との調整

融資決定の責任を復興金融金庫に帰属せしめた場合に国家資金運用に伴ふ産業行政との調整は極めて重要な問題であつて取敢へず左の措置を講ずる。

産業行政との調整は事実上復興金融金庫と夫々の事業〔所〕管官庁との連絡協議会によつて行ふ。

六、融資対象の範囲について

復興金融金庫は経済復興の促進のために必要な資金であつて他の金融機関等から融資困難な資金の供給を目的として設立されたものであつて現在に至つては融資対象についても再検討を要するが取敢へず左の措置を講ずる。

イ 財政において負担すべきもの又は価格政策によつて措置すべきもので返済の見透のないものは復金融資の対象としてとりあげない方針を確立する。

ロ 既存の赤字融資処理に付ては至急対策を樹立する。

ハ その他については金融業法との関連もあり恒久的措置として考慮する。

七、監査の強化について

取敢へず左の措置を行ふ。

- イ 復興金融法第三十一条による監査
 - 速かに強力なる監査班を編成し重点的に監査を継続推進する。
- ロ 復興金融金庫監査部による監査
 - 復興金融金庫の監査、管理の機構を充実する。
- ハ 政府は速かに復興金融金庫自体の監査を行ふ。

備考

復金の増資の場合原則として当初より政府払込を徴すること及び今後の債券の償還は必ず現金償還とすることとし此等の場合公債発行を認めるといふ案は資金調達等の面に国会の審議が充分行届くようにする目的等に鑑み適当と認

められるので恒久的措置として至急検討するものとする。

復興金融金庫恒久的改組に関する意見（未定稿）

昭和二三、一〇、二九 復興金融金庫

我が国経済、金融の現状に鑑み金庫の長期化は必至と考えられる。従つて本案は現行復金法第一条の性格を有する金融機関としての金庫の改組案である。

一、融資決定

(1) 融資決定の責任を金庫理事会に置く。

(2) 政策金融についてはその責任を政府がとる形を明確にする。

二、諮問機関

産業界、金融界関係者を以て構成する金庫の諮問機関を設ける。

三、委員会、幹事会、地方融資懇談会

委員会、幹事会、地方融資懇談会は之を廃止する。

(原注) 金庫運営の大綱及び融資の方針に関する主務大臣(バンキング・ボード)の諮問機関は官庁、産業界、金融界、

言論界、労働界の代表者を以て構成する。

四、地方機構

独立の店舗を設ける。

必要あるときは官庁、産業界、金融界等の関係者を以て構成する諮問機関を設けることができる。

五、産業界との調整

金庫融資の一応の目安として安定本部において産業種類別所要資金の大枠を策定し、個々の融資に当つては金庫は産業官庁と協議を行う。但し制度としての協議会は設けない。

六、資金調達

(1) 運用資金は極力政府払込によることとするが、復金債を以て調達する場合は一般公募の方法をも考慮する。

債券は現金償還とし借替は行わない。

(2) 復金債発行までの繋ぎ資金調達の方法として借入金制度を設ける。

七、預金業務

取引先に対し当該融資金額の範囲内において預金の受入れを認める。

八、融資対象

(1) 中小企業金融

中小企業に対する特殊金融機関の整備をまつて漸次融資対象外とする。

(2) 公団金融

配給公団は逐次市中融資によることとし、建設関係公団の資金は直接政府資金による。

九、融資方針

(1) 明らかに財政において負担すべきもの又は価格政策によつて措置すべきものは融資の対象としない。之らについては金庫以外において別途の措置を講ずべきである。

(2) 金庫融資の勘定を普通融資勘定と特別融資勘定とに分離する。

(原注) 特別融資勘定とは特定の行政方針に則し融資対象等に関し例外的取扱を要するものを謂う。

十、監督

バンキング・ボード発足までは大蔵大臣のみを主務大臣とする。

十一、監査機構

(1) 金庫自体の行う監査につき法的根拠を与える。

(2) 金庫の管理、監査を強化する。

(3) 復金法第三十一条による監査を強化する。

十二、業務の公表

経理並びに融資の状況を定期に公表する。

(6) フィリップス R. E. Phillips は、当時ESSの財政課で金融係に所属し、ルカウント課長、ビープラット係長のもとで

(7) 信用政策 (Credit Policy) を担当していた。
復興制度の暫定改組の件 (昭二三、一一、一三 銀行局)

復興制度暫定改組の問題につき、司令部担当官フィリップ氏の個人的意見は、曩に十月廿七日付を以て報告済であるが、十一月十二日出張先より帰京したので本十三日同氏を訪れ、留守中に於ける日本側各機関の本案に関する審議経過を報告したところ、同氏より左のような説明があつた。

一、本問題に関しては、近く、司令部より日本政府に対して覚書を出すようになると思うが十五日迄にフライン博士その他上司と相談し、司令部側の意見がもう少しまとまつたところで日本側の関係者と相談をしたい。
二、日本側各機関に於て意見の一致をみた点についても若干の意見があるが、その他に自分として気の付いたことは、左の通りである。

- (1) 今後は、復金の支払保証及び損失保証の制度を更に大幅に活用するようにしたい。例えば本日説明をうけた配炭公団の亜炭取扱停止に伴う亜炭山の運転資金の如きは、市中銀行をして融資せしめ、これに対し、復金は、一定割合(例えば2-3)を限度として損失を補償すると思うのがよいと思う。
- (2) 設備資金の問題についても復金が融資する場合には、長期金融機関も必ず或程度融資するとゆうふうにした。
- (3) 復金の融資実績をみると、業種内容が殆んど凡ての分野に行き亘つてのみならず、僅かな自己資金に対し莫大な融資をしている例が多い。これでは、企業者は復金の融資さえ得ればよいとゆう甚だ安易な気持になるので面白い。従つて今後は増資等自己資金の調達にもつと強力に努力させ、経営がうまくいかなければ自分が損するとゆう態制にもつていきたい。
- (4) 現状に於ては第三者が船舶公団等公団を通じて復金の融資を利用しようになつては、復金と第三者との関係が直接的でないのは、不適當と認められるのでこれを是正したい。
- (5) 赤字融資の停止は徹底的にやりたい。
- (6) 委員会の外に復金理事長の諮問機関をおくとゆう考え方については、自分は反対である。
- (7) 復金の理事及び一般人員を拡充強化することが日本側の案にかいてあるがこれは慎重に考究したい。
右の(1)(2)に示したように今後は一般市中銀行を極力活用しようとする考え方であるから復金の人員を沢山ふやして日

(8) 本全国各地に置くとうゆうようなやり方は賛成できない。
経済九原則下に於ける復金融資の諸問題 (昭二四、一、五 銀、復)

一、復金資金の調達方法

経済九原則により、健全財政及び健全金融を堅持する方針に則り、昭和二十四年度に於ては復金融資の面よりするインフレ発生を抑制するものとし復金資金の調達は左の方法によると共に年度当初以外に於ては増資を行わないものとする。

- (1) 新規発行債券は、日銀引受を認めず、市中消化可能の限度内に止め、概ね六〇〇億円を予定する(昭和二十四年度に於ける新規貯蓄目標額を五、〇〇〇億円とし、その中金融機関分を四、〇〇〇億円と見込み、その一五%を右債券消化に充当する)。

但し、右の市中消化迄の嚙ぎとして、短期債券を発行し、日銀の引受けを認めること。

- (2) 政府出資の額は、既発行の債券償還に必要な資金一、〇七一億円より、別途、既往の企業赤字整理のため、政府より企業に交付され、復金の赤字融資返済に充当されるべき交付公債の額一〇〇億円を控除した九七一億円とすること。
右の九七一億円の中市中手持分六五一億円は、少くとも経常歳入を以て賄うものとし、止むを得ざる場合には、日銀手持分三二〇億円は国債発行を行い、日銀引受を認めること。

(備考) 昭和二十三年末債券残高見込

	昭和二十三年十二月末残高	昭和二十四年一月一—三月 (推定)	計
新規発行分	六七二億	二〇〇億	八七二億
昭和二十二年発行	一九九億	上記八七一億に含む (一八〇億)	一九九億
昭和二十三年度借換分			
計	八七一億	二〇〇億	一、〇七一億

- (3) 昭和二十四年度の回収見込六〇億円、利息収入八〇億円計一四〇億円は、新規融資に充当すること。
- (4) 支払保証の限度は概ね復金の赤字融資が交付公債により、返済されることにより生じた資本金の余裕一〇〇億円の程度に止めること。

(備考) 昭和二十四年度に於ける復金資本金の増加は概ね六〇〇億円程度となる。

二、融資方針

- (1) 復金資金総額の制約に伴い企業の自己資金調達度を極力増大せしめると共に、経済再建上の重要度に応ずる優先順位に基き早急に資金計画を策定すること。
 - (イ) 但し傾斜金融方式の合理的調整を行うこと。
 - (ロ) 現在実施中の復興計画(例えば炭住建設計画等)及び経済復興五ヶ年計画を再検討すると共に電源開発新坑開発等の資金調達方法を至急決定すること。
- (2) 融資に当つては、企業の資本構成収益状況等融資先の経理内容を念査し、健全金融の線に沿うと共に資金の効率的運用を図るものとする。
- (3) 輸出産業に対する復金融資は、単一レートにて引合う企業及び現在は引合はざるも単一レート実施の時期より一定期間内に引合うようになる見透しの確実な企業に限定すること。
- (4) 企業合理化に伴う復金融資
 - (イ) 復金融資は一定の制限の下に於て、企業合理化の促進に寄与する如く運営すること。
 - (ロ) 企業合理化に伴う再建資金については、企業の不要資産の売却整理統合等により、企業の自己負担を大ならしめるよう措置し、復金依存度を極力減少すること。
 - (a) 退職金支払いのための復金融資は経済再建上不可欠の企業であつて返済の見透し確実なものに限定すること。なお同一企業中の経済再建上不可欠ならざる部門の人員整理により緊要部門の強化に資する如き場合に融資を行うべきや否やは特に慎重に検討すること(理研工業及日本冶金の例)
 - (b) 転業のための資金については、転業後の事業の緊要性及回収性によつて判定する。
- (5) 運転資金の供給については、極力市中融資に依存することとし右に依り難い場合に於て、生産が短期間に上昇し得る緊要産業の長期固定的な運転資金については、支払保証を考慮すること。
- (6) 設備資金については、企業の固定資産の償却を十分になし、設備の補修改良は企業の自己負担に於て行い出来る限り復金資金の節減を図るよう措置すること。

三、管理回収の強化励行

復金融資の管理、回収を強化励行すること。

- (1) 償還期限の到来した融資については、必ず回収を励行し、単純に期限の延長を認めることなく、必要あるときは、新規の融資を考慮すること。

- (2) 融資先の経理状況を常時把握し、増資等償還条件を確実に履行せしめるよう措置すること。

- (3) 既往融資の延滞状況及び理由を綿密に調査し、今後の融資の参考に資すること。

四、赤字融資の停止及び過去の赤字融資の整理

- (1) 今後赤字融資は、絶対に行わないこと。

石炭鉱業その他の重要産業の企業赤字にして企業者の責に帰すべからざるものについては、財政上及び価格上の措置を講じ復金融資の整理を図ること。

- (イ) 財政負担とすべきものについては、昭和二十四年度予算に計上し得るよう至急準備すること。

- (ロ) 価格に織込むべきものについては、織込むべき総額及び償却年限等を至急決定し、次期価格改訂に於て織込み得るよう至急準備すること。

五、復金融資先の監査を励行すること。

六、復金資産の償却に関する規程を整備すると共に復金職員の給与統制を検討すること。

(大蔵省資料Z五二六―五一九)

(9) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

- (10) 前注(8)に示したように、政府・復金の計画では二四年度の債券発行は市中消化で六〇〇億円とし、回収見込額六〇億円と利子収入八〇億円の計一四〇億円は新規融資に充てるというものであった。ドッジ・ラインで示された方針は、復金債の新規発行停止に加えて、融資額も回収予定額を下回る五〇億円という小規模に抑制されていた。

(11) 大蔵省所蔵日本銀行資料。

(12) 昭電事件が総司令部の復金解散という方針決定にどのように関係していたかについて工藤昭四郎元復金副理事長は、次のように述べている。

「ちょうどアメリカにも復興金融会社というのがありまして、この復興金融会社の金が当時は不当な融資に使われたという問題がありまして、総裁、理事等の更迭が行われたのでありまして、アメリカ側から見ると、自分のところでもそういう問題が起ったのだから、今敗戦によって混乱しておる日本ではそのくらいのが起るのが当然だと考えたのかもしれない。それでアメリカのRFCのそういう不正に関連して、日本のRFBにも同じようなことが行われておるといふ推定も加わりまして、復興金融金庫はこの際解散してしまった方がいいという考えになりました。設立当時の復金の考え方は、一応設立期限は五年としてあったと思いますが、しかし経済復興というのはそう容易に行われるわけではありませんから、この金融機関は恒久的に相当長い間続けて運用せられるというふうなことに政府でも考えておられたでしょうし、私どももそういうふうな信じておったものであります。今お話のようなことから解散という線が出てきたのでおどろいたわけでした。」(工藤昭四郎述「戦後復興金融金庫の果たした役割」「戦後財政史口述資料」第四分冊・理財、所収)

(13) 「昭和二十四年度における復興金融金庫運営の概要について」(銀復第三二二号、大蔵省銀行局長愛知揆一より各関係者宛書、昭和二十四年四月、大蔵省資料Z五二六所収)。

(14) 同右資料。

(15) 同右資料。

(16) 「去る四月十一日の復興金融委員会に示された大蔵省及び復金の回収方針案は、予定の回収を励行するため相当強硬なものであったが、之に対して復金融資は、その性格上償還に長期を要するものが多いにも拘らず、貸出に際して定められた償還期限等に相当無理なものがあり、従つて、此の条件によつて回収を強行する時は、企業は、増資又は社債発行によつて得た資金の大半を復金借入の返済に充てることとなり、新規事業資金の調達が困難となり、或は、今後の円滑な事業経営に支障となる様なものも尠くない反面、市中銀行の立場からは、復金に回収される様な資金の貸出を極力忌避しようとする気配が濃厚であるのみならず、復金の回収強行により当該企業に対する既往融資が脅かされる懸念がある等の事情から、産業界及金融界の意向を反映して、復興金融委員会に於ても回収方針を緩和する様強い要望があつた。本行としても、最近の金融

情勢や重要企業の育成復興という復金設立の趣旨にも鑑み、企業の実情に則した回収を行うべきで、徒らに回収を強行すべきでないという見解をとり、差当つての問題として、新規事業資金の調達に支障を来さしめないこと、及び見返資金による融資及びその繋ぎ融資の斡旋の面からも、復金の回収により見返資金の負担を重からしめる様なことのない様に考慮せねばならぬ点等をあげて、大蔵省、復金に、個々の事例について慎重な取扱方を申入れて来た。」(昭和二十四年六月一日支店長宛資金局長通知・資第六五号「復興金融金庫の貸出債権管理回収方針に関する件」)

(17) 復興金融委員会は昭和二十四年五月三十一日、復興金融審議会と改称された(昭和二十四年政令一四九)。内容的な変化はなく、その構成は会長(大蔵大臣)、副会長(経済安定本部総務長官)、委員七名(農林・商工各大臣、日銀総裁、学識経験者)で、その目的は事務所設置、増資、定款の変更、業務の範囲、方法および融資条件、復金債の発行、剰余金の処分、事業計画、経費予算に対して承認を与え、役員を推薦しその任期を定めるほか、復興金融金庫の運営に関する重要事項を調査審議することにあつた。

(18) 昭和二十四年十月十四日復金審議会決議

復興融資の管理回収方針に関する件

一、方針

復興金融金庫の運営は、既存の融資の合理的な回収を確保することを主眼として、次の方針により、これを行うものとする。

- (一) 貸出金の管理回収は、その貸出条件及び期限を尊重して、これを促進すること。
- (二) 管理回収に当つては企業の合理化を促進し、これによつて償還能力を生ぜしめる様配慮すること。
- (三) 管理回収に当つて、復金以外の融資との間に、担保権、弁済順位等につき譲歩を要求せられた場合は、原則としては、既存の条件による。
- (四) 貸出先の業況を把握するため、業況監査を強化して、管理回収に資すること。
- (五) 経済界に著しい変動があつた場合には、本方針を再検討すること。

二、実施要領

(一) 機構の整備

金庫の全能力を融資の管理回収業務に集中できるように、機構の簡素化、職員の配置転換を行うと共に、支所、代理店の監督を強化するため、主要都市に対し専任職員の常駐を行う等至急体制を整備すること。

(一) 回収の促進

(1) 復金融資を、次の四種に分類し、毎四半期毎に検討すると共に、特に大口融資については、個々の回収計画を常時検討すること。

- (1) 現在健全な融資であつて、適当な期間になしきず機会を与えられれば、全額回収可能なもの
- (2) 借手が、適当な「キャピタリゼーション」を行えば、「ポテンシャルイ」には健全な融資
- (3) 或期間中には、部分的な回収が可能な融資
- (4) 全損となる融資

(2) 返済の期間、担保その他の条件の未確定の融資は、至急条件を確定すること。

(3) 償還期限の到来している融資に付ては、天災等不可抗力によるもの又は特に宥恕すべき事情ありと認められるものを除き、延滞料を徴収すること。

(4) 保証融資についても、融資銀行と密接に連絡し、管理に遺憾ないよう措置し、保証債務の履行を必要としないよう回収に努めしめると共に、特に保証をなすにつき付した融資銀行に対する諸条件が、融資銀行の責に帰すべき事由により不履行の場合は、保証の履行を見合せ、融資銀行をして善処せしめること。

(5) 市中金融機関等の融資対象となり得るものについては、事情により、これに肩替りせしめること。

(二) 健全なる企業については、事情により、増資株式又は社債による振替決済を認めること。

(三) 債権の保全

(1) 復金融資と見返資金融資との期限、償還方法、担保等の調整については、個々の企業の実情に即して、協議の上決定すること。

(2) 市中金融機関の融資及び社債との期限、償還方法、担保等の調整については、譲歩が回収の促進に又は企業の健全化に寄与する場合を除いて、既存の条件の譲歩を認めないこと。

(3) 担保留保条項のものについては、可及的に担保権設定をなさしめ、担保権設定の条件あるものにして手続未済のもの

のは、可及的速に設定手続をなさしめること。

尚、必要がある場合は、登記費用、保険料等債権の保全上必要な費用立替払をも行うこと。

(4) 担保物件の有利なる処分を図るため、これが処理機関の利用等を考慮すること。

(四) 企業の合理化或は整理

(1) 増資又は社債発行を条件とするものは勿論、その他のものについても、極力これを行わしめ、以て企業の資本構成の健全化を促進すること。

(2) 企業を合理化して回収を促進するため、他の会社への合併又は工場譲渡等により、債務の承継を行わしめること。

(3) 事業の継続困難又は経営者の誠意認められ難いもの等で、回収を遅延することにより回収額を減少せしめる惧れのあるものに対しては、担保物件等に対し、速かに法的強制措置を講ずるものとする。

(4) 公団融資の回収 公団融資は、政府の公団整理方針等に即応して、その回収を促進すること。

(19) 復金は、二四年九月六日に総司令部より発せられた前掲の勧告にもとづいて、その融資対象企業に償還計画をたてさせ、復金内部に設置された「査定委員会」にそれを分類、査定させた。その結果は次のようなものであった。

A 適当な期間に全額回収可能なもの……三六三億四〇〇万円

B 適当な「キャピタリゼーション」を行えば回収可能なもの……六九〇億八二〇〇万円

C 一部回収可能なもの……四四億二三〇〇万円、内回収不能額二〇億二三〇〇万円

D 全額回収不能なもの……九億二二〇〇万円、内回収不能額八億八〇〇〇万円

すなわち、債権総額一〇七億六七〇〇万円中回収不能と認められたものは二九億三〇〇万円(二・六%)という結果であった。なお、この結果について、復金自身は「このことは復金融資によって企業の再建が齎らされ、その収益又は信用によって復金よりの借入金償還のめどがついたものであって、復金融資本来の使命を果したものと見えよう」と評価している。

『復金融資の回顧』、三三三ページ、傍点は原文。

(20) 復興金融金庫「昭和二四年度業務報告書」、一ページ。

(21) 同右資料、五ページ。

(22) 同右資料、四ページ。

(23) 「昭和二五年度復興金融金庫事業計画」による。

(24) 復興金融金庫余剰金の預託について

一、復興金融金庫は、本年二月十日現在において百二十億円に上る余剰金を有し、これは主として食糧証券に運用されているが、本年第四、四半期において納付すべき国庫納付金二十三億円、肩替り資金十七億円を控除しても、本年三月末においてなお八十億円の余剰金を有する見込である。

二、本年三月末における右余剰金八十億円の中、五十億円については、本年四月末までに国庫に納付する必要があるが、残額三十億円については、昭和二十五年度中に国庫に納付すればよいことになっているので、別紙に詳しい如く、五十億円については四月末まで、三十億円については一ヶ年の期限で、それぞれ市中金融機関及び興銀、農林中央金庫に預託することとしたのである。

三、復興金融金庫の余剰金を、左の要領により預託する。

(一) 銀行(無尽、信用組合を含まない。)に対し、四月末まで五〇億円を限度として預託を行う(日歩一銭七厘)。

銀行別配分は、その預金残高に応じ、左の基準によるものとする。

預金四〇〇億円以上	二百五十万円 (六行)	一〇〇—五〇 〰 五〇 〰	(二四行)	
四〇〇—三〇〇億円以上	一七五 〰	(四行)	五〇—三〇 〰 二五 〰	(二八行)
三〇〇—二〇〇 〰	一二五 〰	(四行)	三〇—一〇 〰 一五 〰	(二六行)
二〇〇—一〇〇 〰	七五 〰	(六行)	一〇—一 〰 一〇 〰	(七行)

(二) 興銀、農林中央金庫、商工組合中央金庫に対し、三〇億円を限度として、期限一ヶ年の預託を行う(日歩二銭一厘)。

右三行に対する配分金額は左の通り。

興 銀	二〇億円	農中、商中	各	五億円
-----	------	-------	---	-----

(備考) 昨年未実施した預金部資金の金融機関に対する預託金百億円の中、興銀に対して行つた八億五千万円は、右二〇億円の預託に際し、預金部に払戻しさせるものとし、預金部は、右資金を無尽、信用組合に預託するものとする。

(昭和二五年二月一五日 復興金融金庫理事長あて大蔵省銀行局長通牒・銀総第二五号「復興金融金庫余剰金の預託に関する件」、大蔵省所蔵日本銀行資料)

第二章 特殊金融⁽¹⁾

第一節 特殊金融機関の再編成と政策金融

一 四金庫の改組

日本勸業銀行、日本興業銀行、北海道拓殖銀行を除くと、戦後存在した特殊銀行としては、恩給金庫（恩給担保金融）、庶民金庫（庶民階級のための小口金融）、商工組合中央金庫（商工協同組合のための協同組合金融）、農林中央金庫（農業協同組合のための協同組合金融）、その他農林水産金融）の四金庫があげられる。これら四金庫も、金融制度全般の民主化のなかで改組されることとなった。日本側でも、二回にわたる金融制度調査会で金融制度のあり方が検討されたが、大蔵省は、特殊銀行の改組について、マッカーサー総司令部との折衝を、昭和二二年以降つづけた模様である。その経過の詳細を知ることが資料上困難であるが、たとえば二二年四月二三日に、総司令部経済科学局財政課金融係ウォーラーと大蔵省銀行局係官との間で、次のような質疑応答が行なわれた。すなわち、前回（四月二

日)の話合いに基づき、銀行局側が、私案として「国民金融金庫(仮称)の設立」(内容の詳細は不明)案を提示したところ、総司令部側は、慎重考慮を要する問題であるから次の議会への提出は無理かもしれぬと答えた上、(1)同金庫の発行する債券に政府保証をつけることには難色があること、(2)政府と民間との共同出資には問題があること、(3)同金庫については系統団体から出資せしめ、危険ある貸付については政府から補助をしてはどうか、という三点の指摘があった。日本側は、危険の多い金融については、債券への政府保証か、復金と同様に全額政府出資でゆくよりほかないことを主張したので、両者の考え方は対立した。そのほか、商工中金、農業会の改組についても話し合ったが、特殊金融機関の措置について、金融制度調査会の答申(二二年一月二月までかかる予定)をまって決定したいという大蔵省の考え方に対して、総司令部側は、答申がでなければ処理できないのか、大蔵省自体の案はできないのかといった考え方に立って、国民金融金庫以外の特殊金融機関についても速やかに案をたてるよう要請した。これに基づき大蔵省は、普通銀行の改革に先立ち、まず特殊金融機関の問題を先に決めることとし、そのために、独自の立場で研究を進め、可及的速やかに案を提出することとなった。

その後の二二年中の交渉経過は必ずしも明らかでないが、四金庫に関する大蔵省側の再編計画ができ上がったのは、二三年一月一〇日のことである。同計画による四金庫の再編成は、次のスケジュールであった。すなわち、①一般金融機関と同様に、三月末日までに未払込出資金の徴収を行ない、再建整備法による新旧勘定の合併を行なうこと、②右の新旧勘定合併の直後において、暫定措置として、合併勘定に増資を行なうこと、この場合の出資者を政府とするか、政府以外のものとするかは、当該金庫の恒久的再編計画の内容により決定すること、恒久的再編計画に従えば、事業譲渡の上、解散をなすべき金庫については、この暫定措置としての増資は行なわないこと、③前記の措置と

並行して、これら金庫の恒久的再編計画に必ず立法措置を第二回国会において講ずること、④上の恒久的再編計画は次の方針に従って立案すること、すなわち、(イ)現在の四金庫がその最終処理の結果、現在の出資金の全部が確定損を負担する場合と否とにかかわらず、原則として新法に基づく機関に組織変更を行なうか、または事業の譲渡を行なわしめること、(ロ)一般金融機関の対象となすことの困難な金融分野に限り特殊銀行または金庫の制度の存置を認めること、(ハ)原則として政府出資は認めないこと、ただし国家的見地より見てとくに育成の要ある金融分野でかつ民間資本により金融機関を設立することが困難なもの(たとえば庶民金融、中小企業金融のごとく)に限り、政府の全額出資による金庫を設立すること、(ニ)金庫の監督権を大蔵省に一元化すること、とされた。

そして、再編の具体的構想としては、まず、恩給金庫については、①同金庫は出資の全額を切り捨て、なお相当額の政府補償を要する見込みであること、②同金庫の事業分量は軍人恩給の廃止により半減しているため、今後単独経営を認めることは困難である。しかし一般金融機関に恩給担保の貸付業務を認めることは適当ではないので、今後において、何らかの特殊の金融機関にその業務を承継させることが必要であること、③したがって、同金庫については、暫定措置としての増資を行なうことなく、(a)庶民金庫法の改正を行なって改組後の庶民金庫に事業を譲渡するか、または、(b)新しく庶民金融機関(国民金融金庫)を設立し、これに事業譲渡を行なったとき解散すること、というものであった。次に、庶民金庫については、①同金庫は出資の全額を切り捨て、なお三億円程度の政府補償を要すること、②同金庫の行なった庶民階級に対する小口貸付の業務は、わが国の現状においては今後ますますその必要の度を加重するものと認められること、しかも、その業務は今後においても採算が困難と認められるゆえ、なんらかの形式による政府の助成を必要とすること、③したがって、恒久的制度としては政府の全額出資による金融機関とした

なければならないこと、そしてそのための具体案としては、(a)現在の庶民金庫法を改正し、出資金額の増額（たとえば二〇億円）を行なうとともに、恩給担保貸付をなしうる途をひらき、恩給金庫の事業をもこの新庶民金庫に譲渡すること、(b)新しく庶民金融を営む金庫として、国民金融金庫を設立し、これに、現在の庶民金庫および恩給金庫の全業務を譲渡し、庶民金庫および恩給金庫を解散せしめること、の二案が考えられること（なお、後者案の国民金融金庫に対して当時の商工組合中央金庫の業務のうち、一般金融機関の対象としたい部分を限り譲渡することも一案とされた）。また、商工組合中央金庫については、①商工組合中央金庫は出資の一割三〇〇万円が残る予定であること、②本金庫の恒久的制度としては、(a)おおむね現状どおり商工協同組合の中央機関たる金庫として存続せしめること、(b)商工協同組合の中央機関たる協同組合銀行とすること、(c)新しく国民金融金庫を設立し、これに現在の庶民金庫、恩給金庫および商工組合中央金庫の事業を譲渡すること、(d)復興金融金庫の中小事業部の機能と現在の商工組合中央金庫の機能とを統合し、新しく全額政府出資の中小企業金融金庫を設立すること、の四案が考えられるが、今後のわが国の経済情勢としては、中小企業の維持育成を必要とするものと認められるが、この見地に立つときは、(d)の案がもっとも望ましいこと、③暫定措置としての合併勘定における増資は、以上の恒久的制度のあり方のいかんにより相違すること、すなわち、(a)(b)の案においては、商工協同組合の出資により増資を行なうが、(c)(d)の案によるときは必ずしも暫定措置としての増資は必要ではない、④上のいずれの案によるとしても、監督権は大蔵省に一元化すること、とされた。さらに、農林中央金庫については、①同金庫は出資の全額を切り捨てた上、なお二十数億円の政府補償を要すること、②同金庫の恒久制度としては、(a)おおむね現状どおりとして、農業協同組合の全額出資による金庫とすること、(b)別途金融業法で予定する協同組合銀行に改組することの二案が考えられるが、農業金融の中枢的機関

としてその信用の維持をはかるためには、(a)の案が望ましいこと、③上のいずれの案による場合においても、暫定措置として、合併勘定において、農業協同組合の出資により四億円程度の増資を行なうことが必要であること、④同金庫の監督権は大蔵省に一元化することとされた。

その後、二三年一月一九日付の「金庫の再編成計画について」が策定されているが、それによれば、前掲一〇日付案と異なり、再編成のスケジュールが落ちており、さらに具体的な再編構想については、次のようになっていす。すなわち、①恩給金庫に関しては、一〇日付案のなかの(b)案に立ち、一般原則のとおり、三月末日までに旧勘定の最終処理を完了し新旧勘定の合併を行なうが、合併勘定における増資をなすことなく、当分の間（国民金融金庫設立の日まで）、現在のまま金庫として存続させ、国民金融金庫の設立の際には、国民金融金庫法の定めるところにより、その事業を国民金融金庫に譲渡の上、解散するものとしている。また、庶民金庫についても、同様に一般原則に従って三月末日を期して新旧勘定の合併を行なうが、合併勘定における増資をなさず、国民金融金庫が設立されたときは、国民金融金庫法の定めるところにより、国民金融金庫にその事業を譲渡の上解散するものとしている（まず国民金融金庫に、商工組合中央金庫の業務のうち、金融業法〔昭和二二年一二月、大蔵省で立案した「金融業法要綱」〕に基づく協同組合銀行が取り扱うことを困難とする業務、および今後取り扱うことのできない中小企業金融を行なわしめることとした）。さらに、商工組合中央金庫については、金融業法成立後商工協同組合を出資者とする協同組合銀行に改組し、商工協同組合およびその他一般中小企業金融を取り扱わせるものとし、当面所要資金の調達が困難な間は預金部から資金を供給する途をひらいたり、復金の代理貸の機関として活用するものとした。最後に、農林中央金庫についても、金融業法成立後農業協同組合を出資者とする協同組合銀行に改組するものとされた。以上のように、一

○日付案と一九日付案とでは、かなりの差異がみられる。すなわち、一〇日付案では、具体的構想としては、諸案併記の形をとっていたが、一九日の案は、①恩給金庫と庶民金庫および商工組合中央金庫の民間ベースでは行ないえない中小企業金融の機能を、新たに全額政府出資で設立する国民金融金庫に継承せしめる、②商工組合中央金庫、農林中央金庫については、それぞれ協同組合を出資単位にもつ、金融業法に基づく民間金融機関に改組するという骨子とするものであった。

以上その内容を説明してきた四金庫の再編計画に基づいて、一三年一月二〇日に、大蔵省側と総司令部財政課ウォーラーとの間で協議が行なわれた。その内容を要約してみると、まず、恩給金庫については、これを解散することについては総司令部側も異存がなかったが、引き継ぐべき金融機関を、①地方銀行、貯蓄銀行、②預金部、としてはどうかという質問を發した。これに対して、大蔵省側は、①については恩給担保貸付という零細な金融を民間の一般金融機関が行なうことは採算上無理であり、結局高利貸のばっこする結果を招く恐れがあること、また、②については、預金部の個人取引は総司令部の指令により禁止されていると答えた。そうになると、業務を現存の庶民金庫に引き継ぐか、新設の国民金融金庫に引き継ぐか、いずれが適当かということになるが、この点について、大蔵省側は、現在の庶民金庫につき、改正を要する点もあるし、かつ新機関を設立する方がフリクションが少ない旨述べている。次に、庶民金庫については、もっぱら国民金融金庫案の内容についての応答が行なわれた。このなかで示されたウォーラーの基本的な考え方は、国民金融金庫の事業を極力制限したいということであり、この点については、大蔵省と意見の一致をみた。おもに問題となった論点をあげると、①出資者については、全額政府出資の大蔵省案に対して、ウォーラーは、一部を日本銀行に出資させてはどうかという意見を述べた(理由、(イ)政府だけが出資者となると、政府

はその時の政治的圧力により左右されたり、人気取り政策を行なう恐れがあること、(ロ)現在の庶民金庫が弱体であること、(ハ)日銀を出資者として経営に関与せしめると、商業的になり、健全金融を行なうのに役立つであろうこと)。これに対して、大蔵省側も異存ない旨答えた。②出資金額は二〇億円を予定することとし、その算出根拠については別途資料を提出すること、③経営を民主化するため、国民金融委員会を設け、委員のなかに日銀より代表者を入れること、④資金吸収方法に関して、(イ)季節的な資金需要をいかにして賄うかという質問について、預金部または日銀より融資するという大蔵省案に対して、総司令部側は、預金部が救済機関に融資するのはおもしろくないから、日銀から資金を供給すべしという意見を述べたこと、(ロ)債券発行についても、同様に預金部による引受は業務をチェックすることにならないので不適当であるというのが総司令部の意見であった。(ハ)預金の取扱いの範囲については、無尽会社や信用組合から預金を受けることは両手でビジネスと救済とを行なうことになり適当でないで、これは商工中金で取り扱わせるべしとの意見であった。この点、大蔵省側としても再検討することとなったが、ウォーラーの意見は借手の預金以外は取り扱わぬことが適当であるというものであった。⑤店舗の数についてはさらに考究することとなった。⑥貸出業務について、(イ)小口貸付の金額は現状においては、原則として三万円、例外の場合は五万円を最高限とすること、(ロ)貸出の相手方にパートナリシップやオペラティブをふくむ点にウォーラーも同意したこと、(ハ)貸出の条件や最高金額等の規制については、大蔵省側は委員会の決定事項と答えたのに対し、総司令部側は、法律に明記した方がよいという見解を示した。

次に、商工組合中央金庫については、再編後の協同組合銀行に関し、①資本金は五〇〇〇万円ないし一億円とすること、②出資者は商工協同組合に限るが、その加入は任意的であること、③債券発行については、発行限度は資本金

の一〇倍とし、債券の応募者は所属団体および一般公衆とし、預金部による引受は不賛成であること、④預金の受入については、組合その他の一般中小企業より、預金の受入を行なうとの大蔵省の考え方に対して、総司令部側は、主として資金の流動性保持の見地から、組合以外の者からの預金の受入は不賛成であると述べた。⑤復金との関係については、復金がこの金庫を通じて貸し出すべきであるという意見を総司令部側が述べたが、この場合の「通じて（スルー）」の意味が、資金融通にあるのか、代理店関係を意味するのかが不明確であった。⑥事務所の数、代理店の要否については、さらに研究することとした。また、農林中央金庫については、①当時余裕金の運用として、所属外の農林水産業関係法人に対して資金の貸付を行なっている点について、(イ)一般金融機関に行くべきものではないか、(ロ)農林中金はこれらの貸付を示すのに適した知識陣容をもっていないのではないか、(ハ)県農に資金を融通してこれらに貸し付けさせることも考えられるといった論点が総司令部から出され、これについて大蔵省側も検討することとなった、②債券発行機能を与える必要があるのかという総司令部側の質問に対して、できるだけ認めたいという大蔵省側の意見がだされた。また、債券発行限度と預り金の関係について、前者を後者の何パーセントとするという基準を設ける必要があるか否か検討することとなった。③余裕金の運用に関し、(イ)投資証券は国債、地方債および日本銀行の認める有価証券に限定すること、(ロ)株式所有を認めないこと等強い意見が総司令部から示された。

なお、これより先の昭和二十二年二月二三日付で、「中小企業金庫設立要綱（案）」が策定されている。この機関は、商工組合中央金庫、復興金融金庫中小事業部の業務を吸収するものであった。その目的は、「一般金融機関が、大企業を中心とする金融機能を有し、中小企業金融の特殊性に応じた金融を円滑に行うには不十分であるので、中小企業者を対象とする特殊金融機関を新設すること」にあり、新機関の概要は、①特別法による特殊金庫とする、②名

称は中小企業金庫とする、③資本金は一〇億円で、全額政府出資とする（ただし、将来適当な機会をみて、民間出資に切り換える）、④中小企業金融委員会の推薦に基づき、役員を主務大臣が任命する、⑤対象は中小企業者およびその組織する協同組合その他の団体であり、業務内容は事業資金の融通、預金の受入その他の銀行業務、⑥出資金の一〇倍までの債券発行を認めることと税金の免除の特典を与える等となっている。この仮称「中小企業金庫」はついに実現をみなかったが、すでに商工組合中央金庫の改組と結びつけて、二三年当時、中小企業に関する政策金融の担い手たる政府金融機関を設立してゆこうとする動きがあったことは注目される。⁽³⁾

以上、戦後存在した特殊銀行のうち、四つの金庫について、その再編の方向に関する総司令部と大蔵省の考え方を述べてきた。両者の考え方には基本的な違いはない。すなわち、金融業法に基づく民間の一般金融機関への転換を原則としつつも、特別な場合には、政府出資による特殊金融機関の設立をも認めてゆこうとするものであった。債券発行のあり方、預金部との関係をはじめ、細部について、なお両者の間にはかなりの問題点を残しつつも、特殊金融機関を設立してゆこうとする構想がかなり早い時期から芽ばえていたことは、きわめて重要な意味をもっているように思える。すなわち、当時の混乱した経済事情のなかで、中小企業、農業、庶民は、ファイナンシャル・ギャップによって一層激しい格差のもとにおかれることになり、ここに特殊金融機関の育成を図らなくてはならない背景が存在していたように思われる。ここで取り扱った各機関のうち、民間金融機関に転換してゆく商工組合中央金庫と農林中央金庫については、「金融制度」を扱う編にゆずることとし、以下特殊金融機関をめぐる構想がどのような展開をとげてゆくかについて考察してみたいと思う。

二 特殊金融機関構想の展開

特殊金融機関の設立構想は、その後もひきつづいて活発にうち出されるところとなった。まず、昭和二年四月三日付の「臨時金融助成法案要綱(案)」があげられる。同案の目的は、「わが国経済の再建に必要な中小商業金融および住宅金融等を助成すること」にあった。そして具体的には、中小企業金融の場合は信用保険により、住宅金融の場合は利子補給制度が用いられるものとされた。前者については、同業者により設立され、かつ一定の定款をもった信用保証組合が信用保険に加入しうるものとされ、後者については、官公庁またはわが国経済再建のため必要な事業を営む会社または組合の職員が住宅組合を設立した場合においては、政府はその組合の申請により適当と認めるときは、その組合員の住宅資金の借入について、総額〇億円内の範囲内において、年五分に相当する金額を補助するとなっている。この構想には、具体的な実施条件が付されているが、そのままでは、ついに実現しないままで終わつたようである。ただこの構想に盛り込まれた考え方は、次の「特殊金融に関する諸制度について」のなかにうけつがれてゆくし、のちに中小企業信用保証制度や住宅金融に対する利子補給制度は、別の形で現実化してゆくこととなるのである。

昭和二年八月一七日、総司令部経済科学局から、「新立法による金融制度の全面的改正」と題する指針が示された。そこでは「現行の金融関係法令中に見られる諸戦時規定その他の種々の欠点を除去し、政府の有効な規制と監督の下に、健全な通貨為替制度及び独立にして自由競争の基礎に立つ民間銀行その他の金融制度の確立、運営を規定す

べきである」という見地に立って、特殊金融機関については「上述の金融立法の作成と同時に、従来より日本にて運営されて来た各種特殊信用機関及びその他の金融機関の設置の基礎となつて法律はすべて慎重に検討されねばならず、必要と認められ、且つ健全なる基礎の上に再編成され得るが如き特殊銀行乃至信用機関に関してのみその存続につき考慮が払われるべきである。」(傍点引用者)と述べている。このような基本的な考え方が明らかにされてから、日本側の特殊銀行設立構想は、にわか活発となるにいたつた。

すなわち、二三年九月には、相次いで特殊金融機関に関する構想が出てくる。「政府特殊金融公社の設立」(二三年九月三日)、「特殊金融に関する諸制度について」(同年九月九日)、「特殊金融機関について問題となる諸点」(同年九月二七日)等がこれである。

まず、「政府特殊金融公社」については、その目的を「恒久的に一般金融機関より融資を受けることの困難な長期又は中期の農林漁業金融、中小企業金融、住宅金融、庶民金融等に対する金融の疎通を図り、国民生活の安定並びに国民経済の復興に資すること」におき、全額政府出資の機関とする。したがって、業務は融資業務(長期および中期の農林漁業金融、住宅金融、中小企業金融、庶民金融で一般金融機関の資金の供給をうけることの困難なもの)とほぼ同じ目的から一般金融機関の行なう金融に対する損失補償の二つとなつており、さらに、同金融公社に業務の運営に関する諮問機関として、政府特殊金融審議会をおくこととなり、金融種類別に、部会を設けることとなっている。

次に「特殊金融に関する諸制度について」の構想では、その方針を、同じく「敗戦により荒廃した国民経済を再建するため必要な金融であつて、暫定的に一般金融機関の融資すること困難なるものならびに住宅金融、農林水産金融、中小企業金融、庶民金融、地方財政金融等、諸般の事情により恒久的に一般の金融機関の融資すること困難と認

められるもの等に対し、必要に応じ資金を円滑に供給するため、現在の復興金融金庫の制度について改編を行なうほか、次の要領により、特殊金融機関の設置改編、政府補償による特別融資、政府による利子補給、信用保証制度等の諸措置を講ずる」ところにおき、具体的には、①暫定的な政府特殊金融機関、(i)復金は当分の間存続するものとし、同金庫法は新金融立法にふくませず単独法として存続する、(ii)しかし復金自体が暫定的な機関であり、かつその融資がきわめて膨大な金額に達し、社会の批判の対象となっているので、次の方針により漸次縮小整理する、すなわち、(i)現在復金の融資対象となっている分野であって、恒久的に特殊の金融を必要とするもの（たとえば、中小企業金融、住宅金融、引揚者金融）については、特殊の恒久的な政府特殊金融機関を設置し、それに移す、(ii)復金の融資対象を今後国営企業たる石炭、その他これに準ずべき肥料製造業等に限定するよう再検討する、(iii)前二項によって、復金または特殊金融機関の融資の対象となるもので、かつ一般金融機関より融資を受けることの困難な分野で、国民経済復興上必要なものに対しては、後述の損失補償、利子補給、信用保証の方法を講じ、極力一般金融機関において金融をなしうるよう所要の措置を講ずる、②恒久的な特殊金融機関の設置、(i)農林漁業復興金融公社の設置、(ii)住宅金融公社の設置、(iii)国民金融公社の設置、(iv)中小企業金融公社の設置、(v)地方団体金融公社の設置（このうち、(i)については、現存の開拓資金融通特別会計を吸収する、(ii)については、国民生活安定のため喫緊な住宅の復旧建設を促進するため、住宅復興建設計画に即応した融資を行なうものとし、(iii)については、従来庶民金庫および恩給金庫の担当していた一般金融機関の融資することの困難な庶民金融を担当するものとし、(iv)については、復金融資のごとき暫定的ではない恒久的な特別の融資を中小企業に行なうものとし、(v)については、近時における地方公共団体の金融難の状況ならびに従来地方公共団体に対する金融を主として担当してきた大蔵省預金部における資金の不足等のため、地

方公共団体の金融難を緩和し、地方財政の円滑な運営に資するため設立するものとしている）、(vi)大蔵省預金部については、従来そのまま特別会計とするが、その資金については、国債、地方債への運用は余裕金の範囲内にとどめ、原資が郵便貯金、簡保資金を主とすることから、本来の資金元に還元するという趣旨の下に庶民金融、中小企業金融、農業金融、住宅金融に運用するよう総司令部に懇請するとしている。また以上の多数の恒久的な政府特殊金融機関については、預金部および地方公共団体金融公社を除き、これを一つの政府特殊金融公社にすることも考えられるとしている、③損失補償制度の活用（恒久的な特殊金融機関を設立し、特殊の金融を行なうことを適当としない金融の分野で、一般の金融機関より金融を受けることの困難なものについては、政府の補償による特殊の金融の途をひろく、その分野としてはさしあたり復興金融、住宅金融、中小企業金融が考えられ、損失補償の方法としては、とりあえず復金または日銀から市中金融機関に資金供給し、復金がこれを部分補償するとし、新金融立法により、特定目的のため国庫による損失補償を行なう途をひろくものとしている）、④利子補給制度の活用、⑤信用保証制度の活用、⑥長期債券発行会社の設置（企業に対する長期金融資金を供給せしめるため、一般金融機関の長期金融債券の発行について司令部に懇請するが、その了解をとれないときには、長期債券を発行する投資会社を創設するものとする）等となっている。

九月三日付の構想は、従来の考え方を一歩すすめて、長期および中期の農林漁業金融、住宅金融の分野にまで政府特殊金融機関の機能を拡大しようとした（同構想であげている中小企業金融、庶民金融については、すでにそれ以前の構想でも掲げられていた）が、九月九日の構想では、全特殊金融機関をもう一度体系的に洗い直す作業をすすめるなかで、暫定的な機関と恒久的な機関が必要となり、後者には従来の構想の上に、さらに地方財政金融公社、長期債

表 2-1 特殊金融資金の部門別所要額と査定額 (単位：億円)

	要 求 額	額 行		摘 要
		(イ) 査定額 復金の可能	(ロ) 査定額 復金の不能	
産業	184	50	50	(イ)の場合には復元 金融に40億円の 他に出費3億 による
林業	244	0	40	
水産	46	20	20	
中小企業	139	20	15	
民生	50	10	5	
住宅	663	100	130	
教育		300	300	
宗教		400	430	
計				
復合				

券発行会社等が、損失補償、利子補償、信用保証等の制度とともに、体系的なかに組み入れられている。このように、政府金融機関の機能が拡張していく背景には、当時における資金の各部門における涸渇があげられる。いま、大蔵省が作成した特殊金融資金の部門別所要額と査定額を示すと、表2-1のとおりである。

この表の示すごとく、各分野とも、要求額のきわめて一部が査定されているにすぎず、ここに特殊金融機関による資金供給の必要性が強調されてきたものと思われる。

さて、以上のような構想に対して、問題点の指摘がなされている。それが昭和二三年九月二七日付の「特殊金融機関について問題となる諸点」である。ここであげられた問題点が、どこで検討されたものか、どこで提起されたものが明らかでない。考えられるのは、大蔵省と総司令部との折衝の際に問題になったものか、あるいは大蔵省内部の検討事項であったかである。こうした限定を付した上で、ここでとりあげられている特殊金融機関の問題点を一応示してみよう。①長期金融および一般金融機関の資金を供給することの困難な金融をどうするか、(イ)特殊金融機関(公社、金庫、公団、特別会計)設置の可否、(ロ)損失補償制度、(ハ)元利補助の方法、(ニ)信用保証制度、(ヒ)

長期債券発行会社創設の可否、②復興金融金庫、(イ)復金融資運営方法、(i)バンキング・ボードと復金との関係、(ii)復興金融委員会の取扱、(ロ)融資対象の範囲、(i)市中金融機関と復金との関係、(ii)長期金融における復金の役割、(ハ)財政および価格政策と復金融資との関係、(ニ)復金資金の調達方法、(イ)復金が損失補償付をもって資金を一般金融機関に供給する途をひらくことの可否、③農林漁業復興金融、(イ)政府特別金融機関設置の可否、(ロ)農林漁業復興金融の範囲、(ハ)開拓資金融通特別会計の問題、利子補給制度採用の可否、④住宅金融、(イ)政府特殊金融機関設置の可否、(ロ)住宅復興計画、(イ)損失補償または元利の一部国庫補助活用可否、⑤庶民金融——国民金融公社、⑥地方団体金融、(イ)特殊金融機関の設定の可否、(ロ)預金部との関係、⑦預金部。以上がその内容である。問題点が箇条書に羅列してあるだけなので、ここからどのような問題について検討がすすめられたかが明らかでないが、一応政策金融の体系を示した九月九日付案に対して、改めて①特殊金融機関を創設することの可否を問い、さらに、②それぞれの特殊金融機関の融資分野の確定と、③利子補給制度や損失補償制度との関係が問われたように思える。ただ、この問題点の項目のなかから、中小企業金融が抜けていることに注目しておきたい。

以上、二三年までの議論が、構想を作りあげるための考え方について主として展開されてきたのに対して、二四年に入ると、具体的な特殊金融機関の設立方法や、特殊金融機関を必要とする分野にいかにして資金を供給してゆくか、どの程度の資金量を供給してゆくのかわ、といった問題がとりあげられてくる。二三年末には経済安定九原則も出されて、インフレの収束策が明確になるにつれて、ますます特殊金融機関設立の要望が高まったと思われる。まず、はじめに二四年一月二四日付で、「特殊金融について」と「特殊金融の方法」の二つの文書がまとめられている。後者の内容は、

一、復興金融金庫を通じて特殊金融資金を供給する方法
 二、一般会計又は特別会計から特定の金融機関に特殊金融資金を供給し、融資せしめる方法
 三、特殊金融資金を総合的に調達しその適正なる配分を図るため特別会計を設置し、この特別会計から、各特殊金融機関に資金を供給し融資せしめる方法

四、農林漁業復興金融庫、住宅復興金融庫等の如き特殊金融機関を個別的に設置し特殊金融を担当せしめる方法

五、特別会計を設置し、行政機構の一部として特殊金融を行う方法

六、預金部資金を特定の金融機関を通じて特殊金融の分野に導入する方法

七、市中金融機関の特殊金融の分野に対する融資につき政府において損失補償をなす方法

八、特殊金融の分野に対し資金の供給を行う市中金融機関に対し、経費補助又は損失補填のための補助金を交付する方法

となっている。ここでは、特殊金融のための資金の調達・供給ルートについての一応総合的な検討がなされたように思える。

次に、前者、すなわち「特殊金融について」の内容は次のようになっている。

① 農林漁業復興金融、住宅復興金融、中小企業振興金融等一般金融機関から資金の供給を行なうことの困難な特殊金融の分野に対しては、従来、復興金融金庫を通じて資金を供給するという方針ですすんできたのであるが、右の方針に対しては総司令部の強力な反対が明らかになったので、これらの特殊金融については政府において別途その途をひらく必要があること、⁽⁴⁾

② また、備考欄には、このうちの民生安定金融については、国民金融公社法案についての総司令部との折衝の際に、政府資金の運用として、行政機関の一部によって行なわれるべきである、という総司令部の意見が示された

という記述がある。

③ そして、その線に沿って考えられる政府資金の供給方法として

第一案、一般会計から政府資金を供給する方法

① 政府は一般会計から特殊金融のための政府資金を、特定の金融機関(以下指定金融機関という)に供給し、融資せしめる。

② 指定金融機関は、特殊金融資金につき、特別勘定を設け、それ以外の勘定と区分経理する。

③ 審議会を設け、特殊金融の運営の適実を期する。

④ 指定金融機関の融資先に対しては大蔵省において監査を行なう。

第二案、特別会計から政府資金を供給する方法

① 特殊金融の分野に導入すべき政府資金の資金源たる特別会計を設置し、この特別会計において一般会計からの繰入れたは公債の発行により調達した資金を、指定金融機関に供給し、融資せしめる。

②③④は第一案と同じ。

④ 右の指定金融機関としては、農林漁業復興金融、中小企業振興金融、または住宅復興金融につき、それぞれ農林中央金庫、商工組合中央金庫または日本勧業銀行を予定するが、その他の金融機関のうち、農林金融、中小企業金融または住宅金融に経験を有する金融機関に対しても、特殊金融資金を供給しうる途をひらくものとする。また、民生安定金融については、

① 現在の庶民金庫を庶民銀行に改組し、預金の受入とそれによる庶民金融を行なわせると同時に、これに特殊金融としての庶民金融をも行なわせしめる(この場合には、市街地信用組合の中央機関を別途新設するものとする)。

◎ 市街地信用組合の中央機関を新設し、これに特殊金融資金を供給し、庶民金融を行なわしめる（この場合、庶民金庫の債権債務は、この中央機関に引き継ぎ別勘定において整理せしめる）。以上が一月二四日案の骨子である。

ここで新たに生じてきた問題は、①総司令部が復金を通ずる特殊金融には反対し、民生安定金融についての討議のなかで、政府資金の運用として、行政機関の一部によって行なわしめることが主張されたことである。この考え方によれば、特別会計を通ずるにせよ、通じないにせよ、一般会計の資金のみが原資にあてられることとなり、従来政府が考えてきた政府の構想と若干食い違ってくるのではなからうか。②特殊金融である農林漁業金融、中小企業金融、住宅金融の分野に、それぞれ既存の特殊金融機関である農林中金、商工中金、日本勧業銀行をあてようとしたことである。これら特殊金融機関については、いまだ再編、改組の方向が明確になっていない時期であったので、一つの案としてこのような考え方が打ち出されたものと考えられる。③民生安定金融については庶民金庫の「庶民銀行」への改組か、市街地信用組合の中央機関を新設するかという二案が出され、これまで主張されてきた国民金融金庫案ないしは、国民金融公社案が消えていることである。この点、当時すでに総司令部の方針も大きく転換しつつあり、財政の均衡化が強く主張される下で、安易な政府金融機関の設立によって、財政資金の安易な膨張を避けようとしたものと思われる。

こうして、一時、特殊金融機関の設立構想は後退し、新設よりは既存のものを活用してゆこうとする方向が強まったようにみえる。

以上のように、特殊金融機関の設立構想は紆余曲折を経て進行していったが、ともあれ、この時点での分野に特殊金融機関の機能を必要とするかという一応の結論はでていたように思う。すなわち、民生安定金融、中小企業金融、農林漁業金融、住宅金融、教育金融等が政策金融の体系を形成するもの、というコンセンサスはでき上がっていたように思える。そしてそれぞれの専門分野の金融について、どのような政府金融機関が担い手となるのか、といった案についても、ほぼいくつかのものに整理されてきているように思われる。そして、ここを起点として、各特殊金融機関の設立構想が固められてゆくこととなる。

まず、民生安定のための特殊金融機構については、二四年二月一五日に構想がまとめられている。その内容は次のとおりである。

すなわち、

① 民生安定のための政府の特殊金融ならびに庶民金庫および恩給金庫の再建整備の方法としては、次の三案が考えられる。

第一案 政府の行政機構の一部において、民生安定のための特殊金融を行ない、庶民金庫および恩給金庫は解散する。

第二案 公共企業体である国民金融公社を設立し、民生安定のための特殊金融を行なわしめる。庶民金庫および恩給金庫は、その債権債務を、国民金融公社に引き継ぎ、解散する。

第三案 市街地信用組合の中央機関を設立し、これに政府から資金を供給し、民生安定のための特殊金融を行なわしめる。この場合、右の中央機関は、政府特殊金融資金は別勘定において経理するものとし、庶民金庫および恩給金庫は、その債権債務を、この別勘定に承継し、解散する。

② 右の三案のうち、第一案については、政府資金の運用を政府自体が行なうという形をとっている。これは国会

の完全な統制に服し、かつ財政法、会計法等の完全な適用を受ける点においては、政府資金の運用という性格には適合することとなる。しかしながら、この案における難点は、①経済九原則の実施に伴い、相当の行政整理の予想される今日、行政機構を拡大することは適当でないこと、②官庁自体が直接金融を行なうことは、ややもすれば政治的に運営される恐れがあり、健全金融の趣旨に反する。また政府自体が民生安定の金融を行なうことは、企業形式による場合に比し、自主的な弾力性ある活動能力を阻害する恐れがある。政府資金による金融を有効かつ適正に行なうためには、その金融を政府から独立した機関に行なわしめ、政府はこれを監視監督する方が好ましいこと、③民生安定のための金融は、きわめて少額の金融であるから、政府自体が行なうのは適当でないこと、④民間企業の職員と官庁職員とは給与のベースが異なるため、従来の両金庫の職員を直ちに官庁職員の給与とすることは困難である。

③ また、第三案は、実質的には、庶民金庫を、それが従来付随的に行なっていた市街地信用組合の中央機関業務に重点をおいて改組し、これに政府から資金を供給し、付随的に庶民金庫本来の業務であった民生安定のための金融を行なわしめるものであって、庶民金庫を私的金融機関に改組すると同時に、市街地信用組合の中央機関の問題をも解決し、かつ政府特殊金融資金を、既存の金融機関を通じて供給するという機構の一環をなすものであって、すでにそれと同様の考え方は農林漁業復興金融における農林中央金庫にみることができ、しかしながら、この案の難点は、①政府の資金でありながら、財政法、会計法の適用を受けないし、また、国会および会計検査院の厳重な統制ないし、監督を受けない恐れがあること、②民生安定のための特殊金融は、政府の民生安定対策の裏付けとして行なわれるべきものであるが、これの取扱いを私的金融機関に委ねることは、必ずしも上に

あげた方針に合致しないきらいがあること、③私的金融機関であるべき市街地信用組合の中央機関に、政府の特殊金融を兼ね行なわしめることは、ややもすれば、その本来の業務に支障を与える恐れがある。

④ 以上の観点に立って考察すると、民生安定のための政府特殊金融機構としては、一方政府機関としての性格をそなえつつも、他方政府と独立の法人格を有し、私企業と同様の自主的弾力的活動能力によって、国家的作用を遂行しうる公共企業体の形態、すなわち、第二案を採用することも望ましいこととなる。しかも、この案によると、①政府資金の運用として国会の統制に服するとともに、財政法、会計法（金融業務を行なう公共企業体に適当な会計法規が制定されるときは、さらに適切である）の適用を受ける。また、その経理につき会計検査院の厳重な監督もうけること、②政府から独立の法人格を有することにより、政治性の介入を排除し、企業形式による合理性および活動性を保持しうること、③行政機構の拡充にならないこと、④公社は政府から独立ではあるが、政府と表裏一体のものであるから、よく政府の民生安定政策の裏付けとしての金融を行なうことができ、といった利点をもっている。さらに、アメリカにおいて、多年国会を通じて争われたパブリック・コーポレーションの「企業形式による経営を通ずる合理性および自主性の確立」と「国会による財務統制および会計検査院による監督」の論争の結果として、Government Corporation Control Act が制定されたことをみて、政府資金による特殊金融機関としては、右の要件をそなえた公共企業体をもっとも適切であると思われること。

⑤ 右のように、庶民金庫を公共企業体である国民金融公社に改組するときは、国民金融公社は市街地信用組合の中央機関となることができないから、市街地信用組合の中央機関をいかにするかの問題が残る。これについて

は、別個に市街地信用組合の中央機関を設立することが適当と思われることとなつてゐる。

以上やや詳細に示した内容から明らかなごとく、民生安定金融のための案には、再び公共企業体による方法が加わり、行政機構の一部による方法、市街地信用組合中央機関による方法、の三案が比較検討された。その際、財務統制と財政会計法規の適用、大蔵大臣の責任と指揮、既存金融機関の利用または改組の方向等の観点も、検討に影響を与え、アメリカにおける事例にも照らしつつ、結局第二案、すなわち公共企業体による方法を採用することを可とする結論が導きだされ、この線で総司令部に対する説得が行なわれたものと思われる。もちろん、このほかでも、他の政府金融機構との関連、市街地信用組合中央機関設置の可否、商工中金との問題をはじめ、新設の公共企業体による金融機関の融資範囲について、「生業資金の金融のみを行ない、それといゆる中小企業金融のうち、小金融をふくませるといふ考え方」、「その場合、住宅金融をも行なわしめる考え方」とどう調整するのか、といった問題が残されて、なお今後検討されることとなつた。

次いで、二四年二月二五日には、「特殊金融の方法について」がまとめられている。それによれば、①農林水産復興金融、住宅金融、庶民金融、教育金融等国民経済の復興または民生の安定のため緊要なる金融であつて、一般の金融機関より資金の供給を受けること困難なものについては、現在関係各省よりそれぞれ独立の金庫を設立し、金融の疎通を図りたいという要望が提出されているが、上にあげた各金融分野に一律に独立の金庫を設立することについては、次のような問題点があるので、にわかには賛成しがたいこと、すなわち、①現下の情勢において、金庫を新設することは建物および職員の調達が困難であり、かつコストが高くつくこと、②各特殊金融の分野ごとに独立の金庫を

設立するときは、それ自体として金融が政治的に行なわれやすいのみならず、産業官庁よりの発言が強くなり、いわゆる健全金融の建前に反すること、③いったん独立の金庫を設立すると、その整理がきわめて困難であること、④新たに独立の金庫を設立することは、総司令部に反対の意向が強いこと、等があげられている。

②そうした考え方に立つとき、政府特殊金融については、いかなる方法によることもよいのであろうかという問題については、独立した金庫を設立する案以外のものとして、①復興金融金庫を通じて特殊金融資金を供給する方法、②一般会計または特別会計から、特定の既存金融機関に特殊金融資金を供給し、融通せしめる方法、③特殊金融資金を総合的に調達し、その適正なる配分を図るため、特別会計を設置し、この特別会計から、各特殊金融機関に資金を供給し融資せしめる方法、④特別会計を設置し、行政機構の一部として特殊金融を行なう方法、⑤預金部資金を特定の金融機関を通じて特殊金融の分野に導入する方法、⑥市中金融機関の特殊金融の分野に対する融資につき、政府において損失補償をなす方法、⑦特殊金融の分野に対し、資金の供給を行なう市中金融機関に対し、経費補助または損失補填のための補助金を交付する方法等があること。

③以上のように、政府の特殊金融の方法としては、各種の方法が考えられるが、それぞれの分野に応じて次の方法が好ましい。

① 庶民金融 庶民金融については、現存の庶民金庫および恩給金庫の第二機関として特殊金融機関（国民金融公社）を新設し、庶民金融を行なわしめる。

② 農林復興金融、住宅復興金融および教育金融 一般会計あるいは預金部より、それぞれ農林中金、勸業銀行等の金融機関に対して、特殊金融資金を供給し、それぞれの特殊金融を行なわしめる。その場合、次の方法によ

る。すなわち、(i) 指定金融機関は特殊金融資金につき、特別勘定を設け、それ以外の固有の勘定と区分経理すること、(ii) 審議会を設け、特殊金融の運営の適正を期すること、(iii) 特殊金融の融通先に対しては、大蔵省において監査を行なうこと、(iv) 以上に関して、それぞれ特殊金融につき、特別融通法を設けること、となっている。

この二四年二月二五日案は、二三年九月九日案からみると、政府特殊金融機関の設立についての考え方について、大幅に後退している。九月九日案では、各分野に一つずつの金融公社を設立することが考えられていたが、二月二五日案は、すでに具体化が進行し、事実上庶民金庫、恩給金庫といった既存の金融機関を解散することを前提に設立される庶民金融機関以外には、独立した特殊金融機関を認めないということであった。当時は各分野から、それぞれの監督官庁を通じて、独立した特殊金融機関を設立する要望がなされたことから、大蔵省としては、できる限り乱立を防ぐという姿勢があったのではなからうか。ただ、民間金融機関を通じて特殊金融を行なう場合、たとえ別勘定で処理して、政府資金を流すとしても、採算上、民間金融機関にはきびしい条件となるので、多くの人員を投入して積極的に取り組むことになるのか、疑問視される面も多い。やはり、何らかの形の政府金融機関の設置の必要性が生じてくるのではなからうか。以上のように、二月二五日案は、農林漁業金融、教育金融、住宅金融とは独立した政府金融機関の設置を認めないというものであったが、その後の動きはどのようなものであったのだろうか。次に、各分野ごとにその推移をたどってみたい。

まず、農林漁業復興金融については、この時点で、同時に並行して、農林漁業復興金融機関の設立構想がすすんでいたとみられる。つまり、一方には独立した特殊金融機関の必要性を認めない考え方があり、他方、独立した金融機関を、この分野に新設しようとする考え方が根強く存在していたように思われる。そこで積極論を、総司令部に提出

された案である「農林漁業復興金融機関の設立の必要について」(二四年二月二五日付)を通じて考察してみたい。この日付は、前述の「特殊金融の方法について」と同一であるので、農林漁業復興金融機関の設立の必要性を力説した考え方と、否定する考え方の二つが同時点に存在したことになる。ところで、同案の内容を要約すると、次のとおりである。

- ① 日本経済の復興には工鉱業製品の生産の増大とともに、食糧をはじめとする農林水産物の供給の確保が必要であるが、農林水産業は戦争以来、資源の荒廃と施設の消耗から、未だ回復しえない状態にあり、その生産力を急速に向上させることは目下の喫緊事であること。
- ② しかも、この農林漁業の急速な復旧を図るについての重大な隘路の一つは、資金調達の高難なことにある。すなわち、融資の対象である農林漁業は元来零細経営であるため、受信能力に乏しく、また農林漁業金融は融資期間が長期であり、金利が低利でなければならない等の条件を必要とするため、預金部資金を供給する場合は格別として、この途が閉ざされている現状では、既存の金融機関からの融資は事実上、無理であること。
- ③ したがって、日本経済復興の総合的見地よりみて、工鉱業復興のための復興金融金庫からの融資と相並んで、農林漁業に対してもその復興のため、長期生産資金を政府の責任の下に供給することが必要であること。
- ④ 以上の趣旨から、政府は、「農林漁業復興資金融通に関する暫定措置」として、二三年一〇月以降、復金が農林中央金庫の発行する債券の引受をすることにより、農林中央金庫より、農林漁業の復興資金、すなわち耕地の改良造成、造林、林道開発、漁礁、船だまり修築、共同利用設備のための所要資金の供給を行なってきた。
- ⑤ しかし、復金の融資先は本来工鉱業方面の超重点産業に限定されることが至当であり、農林漁業のごとき原始

産業部門に対する資金の供給は別個の機関をして専担せしめることが妥当であるので、この際、上の暫定措置を改め、ここに恒久的な措置として、復金とは別個に農林漁業に対する長期生産資金を供給する金融機関を設置したいこと。

⑥ 目下の金融情勢では、長期資金の造出は一般金融機関に頼ることがきわめて困難だから、農林漁業復興資金の供給にあたる金融機関は政府の全額出資による公共企業体として成立せしめたいこと。

以上のとおりであるが、ここでは農林漁業の復興金融が特殊金融の分野であり、そのために独立した政府金融機関が必要であると主張されているが、なぜ前述の農林中央金庫による別勘定案では、資金供給の円滑化がすすまないかの理由の説明はない。したがって、同じく二月二五日に策定された二つの案の相違点を比較検討することは不可能であるが、農林漁業界から、長期資金を供給する特殊金融機関の設立が強く要望されたことだけは指摘できよう。

次は住宅金融である。住宅金融についても、二四年二月二四日付で構想が具体的に打ち出されてくる。それは「住宅金融について」(大蔵省)である。この構想の内容は次のとおりである。⁽⁵⁾すなわち、

① 目下の深刻な住宅難の状況および住宅建設資金を一般金融機関から調達することの困難な状況に鑑み、政府資金による住宅建設資金の供給が強く要望されていることから、建設省からは、昭和二四年度一般会計から一〇〇億円を出資し、「住宅復興金庫」を設立し、これに住宅金融を行なわしめる案がでていること。

② 経済の復興または民生の安定のために資金を必要とするにもかかわらず、一般金融機関から資金の供給を受けることが困難な分野に対して、政府資金を供給する特殊金融のルートとしては、各種のものがあろうが、住宅金融については、総司令部の意向や金融の観点から、一般会計から特定の金融機関に特殊金融資金を供給し融資

せしめる方法が適当であると思われること。

③ その場合、次のような措置が必要となること。(イ)政府は、一般会計から住宅金融のための政府資金を、特定の金融機関(以下指定金融機関という)に供給し、融資せしめる、(ロ)指定金融機関は、上の政府資金については特別勘定を設け、それ以外の勘定と区分整理する、(ハ)審議会を設け、住宅金融の運営の適実を期する、(ニ)指定金融機関の融資先に対しては、大蔵省において監査を行なうこと、(ホ)上の諸事項を規定した住宅資金通法を制定する。

④ 建設省案である「住宅復興金融金庫」の構想については、地方公共団体を全面的に利用し、これらを経由して住宅金融を行なわしめる計画であるようであるが、かかる方法はややもすれば、政治的に運営されがちなこの種の金融を一層政治的に運営せしめる恐れがあり、健全金融の趣旨に反するとともに、また金庫案自体としても、現存の復金の方向や総司令部の意向にも応ずるとき、また、役員、事務所の調達の困難性、コスト等からみても、上のように既存の金融機関を利用する方法に比して適当でないと思われること(建設省案については、第三節「住宅金融公庫」参照)となっている。

このように、二月段階では、まだ建設省の住宅金融のための独立した特殊金融機関(ここでは住宅復興金庫)案は否定されており、既存の金融機関を利用する方法が強調されている。この段階では極力、特殊金融機関の新設が抑えられたものと思われる。

しかし、二四年四月になると、「住宅復興金融公社の設立について」なる構想がだされ、住宅金融の独立した特殊金融機関設立が具体化してきた。その内容は、

① 国民生活における住居の安定を確保することは、民生を安定せしめ、経済の再建を図る上に欠くべからざる要件の一つである。終戦後三カ年を経過した今日において、終戦から現在までの建設戸数は一八〇万户を数えるにいたったが、なお三〇〇万户の住宅不足の状態であつて、国民の住生活はいまだに安定が得られず、とくに都市居住の一般庶民層は、深刻な住宅難になやみ、これに起因する社会不安は、経済復興にも悪い影響を与えている。しかも住宅の建設には、次のような理由によつて、一般金融機関からの資金の供給が困難であるため、極度の資金不足を告げ、その進捗が阻害されている状況であること、すなわち、(イ)住宅金融は、その性質上低利かつ長期であることを要する、(ロ)現在の住宅の粗悪なこと、および住宅難に基づく居住権の強化のため、住宅の担保価値および投資価値が激減していること、(ハ)賃金水準と建築費との関係上、投資採算の成り立つ経済家賃に比して、実際支払いうる家賃あるいは統制家賃はるかに低位にある。したがつて、現在の経済下においては、住宅建設を民間資金に依存することは、きわめて困難であるから、これに対して政府資金を供給し、住宅の建設を促進し、もつて国民生活の安定ないしは経済の復興に資さなくてはならないものと思われること。

② 従来も、この種の一般庶民層に住宅を供給するために、国庫補助金の交付または預金部もしくは復金からの融資という方法によつて、政府資金を供給していたが、国庫補助金については、国の財政の見地から、その額に限度があり、かつ国庫補助という形態よりも所要資金を将来返還することにより自主的に解決する手段として金融の方法によることが望ましく、また復金または預金部より融資の方向としてこの種の資金の多きを期待できない現状に対応して、この際、住宅金融のための恒久的な政府特殊金融機関として全額政府出資の「住宅復興金融公社」を設立し、住宅金融を円滑にし、これによつて住宅の建設を促進する必要があると思われること。

③ この種住宅金融のための恒久的政府特殊金融機関は、二三年八月一七日総司令部提案C項に示されたものであること。

となつている。こうした構想に対して、種々の問題点が提起され、討議された。おもな問題点をあげると、①上のように、住宅金融を特殊金融分野として政府金融機関の対象としたとき、このことを経済安定九原則とどう関係づけるか、②住宅金融のための資金量の規模の問題、(イ)四〇〇億円の政府出資額をもつとして、復興融資その他の金融資金との関連、(ロ)公共事業費との関連で妥当なものか否か、③融資対象住宅の範囲を、(イ)個人住宅、(ロ)住宅組合住宅、(ハ)長期割賦分譲住宅、(ニ)産業労務者住宅、(ホ)民営賃貸住宅のそれぞれについてどのように限定してゆくか、ということであった。こうした論点については、住宅金融公庫を扱う部分でもう一度ふれたいと思う。

最後は教育金庫の問題である。教育金庫の設立の問題については、戦後の私学の窮状のなかで、早くからその要望が強かった。すなわち、昭和二二年六月には、日本私学団体総連合会によつて「教育金庫設立趣意書」が提出された。そのなかでは、第二次大戦後、私学の過半が戦災によつて校舎と施設を失い、しかも、新学制の実施に当たつて、各種施設の拡充を図る必要にせまられ、その上物価高にあえぐ教職員の待遇改善について何らかの方策をもたざるをえない時期にきている。こうした実状のなかで、私学の振興と復興には「教育金庫」の創設以外にまったくその途が考えられないという結論に到達したことが述べられている。そして、教育金庫設立要項として、①教育金庫は、私学における教育の振興ならびに戦災校の復興に必要な資金を融通することを主たる目的とすること、②教育金庫の資本金は一〇〇億円とし、政府は毎年一〇億円宛分割払い込むものとする、なお同金庫は、この政府による払込出資金の一〇倍以内の教育債券を発行することができること、③教育金庫は特別法による法人とし、その役員は教育

資金委員会の推薦に基づいて政府がこれを任命すること、④学校に対する資金融通の限度その他の条件は、教育資金委員会がこれを決定すること、教育資金委員会は、教育者および朝野の適任者をもってこれを構成すること、等があげられている。また、この要綱の線に沿って、教育金庫法案まで準備されていた。こうした要望に基づいて、教育金庫設立の構想が、その後常に、政府の特殊金融機関の設立の構想の一環にすえられてきたことは、これまでにもふれたとおりである。つまり、教育金融も他の特殊金融分野と同様に、政策金融の体系のなかに、組み込まれてきたのである。ところで、他の金融分野については、それぞれ独立した特殊金融機関を新設するという方向がでてきた二四年当時、教育金融についてはどのような構想がみられたのであろうか。二四年二月二四日、総司令部に提出された「教育金融公社の設立の必要について」の内容が、その方向を示しているように思える。すなわち、

① 従来、わが国の教育制度、とくに高等教育、専門教育の部面においては、私立学校がきわめて大きな役割を果たしているにもかかわらず、これら私立学校は、戦災による打撃がはなはだしく、さらにまた、学制改革により施設の拡張の必要に迫られており、その所要資金は膨大な金額に上っていること。

② しかも私立学校を経営している財団は、戦時および戦後の経済的な変動の影響を被っているため、目下のところ自己資金をもってしては、到底かような施設の復旧ないし拡充資金を賄いえないのであって、現状のまま放置するときは、私学の経営の前途がはなはだ憂慮される状態であること。

③ 他方、この種の教育事業は非営利的なものであり、かつこれに対する金融はおおむね低利で長期であることを要するため、銀行その他一般の金融機関から資金供給を仰ぐことはきわめて困難であるため、教育事業に対しては、特殊な金融の方途を講ずる以外には、この窮状を打開する途はないものと認められる。

④ もとより民主的で文化的な国家の建設は、教育制度の完備にまつことが多い点に鑑み、私立学校における教育の復興に必要な資金で一般の金融機関より供給を受けることの困難なものについては、政府資金を供給することとし、これに必要な機構を整備しなければならない。これがため、政府機関としての教育金融公社を設置し、この種資金の供給および債権の管理、保全のため万全を期する意図のもとに、所要の法律案および予算案を、今国会に提出することとしたこと。

となっている。こうして、教育金融についても、既存の金融機関を通ずる特別勘定による政府資金の供与から、独立した特殊金融機関設立の方向へと移っていったわけである。

以上のような経過を経て、昭和二四年初頭には、特殊金融機関の構想がほぼ出そろったのである。すなわち、必要とされる政策金融の体系としては、民生安定金融、中小企業金融、住宅金融、農林漁業金融、教育金融である。これらの金融分野はいずれも、一般金融機関の対象とはなりにくい分野である上、資金の性質上、長期にして低利の資金を必要とする分野でもある。つまり、融資対象が、政府の経済政策の何らかの目的を実現するものであるし、採算上、民間金融の対象とはなりにくいものである。また、融資条件についても、特別の配慮を必要とするものであった。そこで、これらの分野においては、二重の意味（融資対象、融資条件）で、政策金融は、民間金融の補完をなすこととなる。これが、政策金融による民間金融に対する質的補完といわれるものである。本来政策金融は、民間金融への量的補完ではなく、質的補完に徹すべきである。しかし、第二次大戦後のような特殊な資本蓄積機構のもとでは、必ずしも質的補完に徹する範囲に、政策金融を限定することはできにくい。一応、ドッジ・ラインによるインフレ収束のもとに、民間金融機関を中心とした資金の供給機構が確立されようとしたこの二四年の前半の時期に、政策

金融の体系がで上がり、しかもそれが民間金融の質的補完という形をとったことは評価されよう。もっとも、その後の動きからは、復興金融金庫→日本開発銀行・日本輸出入銀行の設立にみられるような基幹産業に対する量的補完という意味での政策金融の展開もみられたことも忘れられてはならない。

こうして政策金融の体系が形成されるとともに、政府金融機関もその担い手として新設されることが考えられてくる。すなわち、①庶民金融については、恩給金庫と庶民金庫の機能を継承した国民金融公社案、②農林漁業金融については、農林漁業復興金融公社案、③住宅金融については、住宅復興金融公社案、④教育金融についても、教育金融公社案、⑤中小企業金融については、復金の中小企業金融を承継するような中小企業金融公社案等がそれである。これらは、戦後の特殊事情にある程度依拠しつつも、政策金融の体系に依拠して、恒久的な金融機構の一環としての特殊金融機関という性格をもつものと考えられた。この点は、復金のような、暫定的な資金供給機構と異なるわけで、戦後の民間金融制度の整備によって形成された資本蓄積機構のなかに組み入れられることとなるわけである。

それでは、こうした特殊政府金融機関設立の構想は、その後どのような形で具体化していったのであろうか。以下庶民金融と住宅金融の各分野で、政府金融機関が設立される過程を考察してみたい。なお農林漁業金融については、「金融制度」編の農林中央金庫の項目、中小金融については同じく「金融制度」編の商工組合中央金庫の項目で述べたい⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

(1) 「特殊金融」および「特殊金融機関」の概念は、人によって捉え方が異なるが、一般的には、「政府が資本の全部ないし一部を出資し、何らかの経済政策の目標を達成するための金融およびその金融を担当する金融機関」とされている。たとえば、かつて石浜知行は、特殊金融機関を、「国家の金融的活動を担任する機関」と定義し、①大蔵省預金部、簡易保険局等

の国家機関と、特殊銀行、産業組合中央金庫、商工組合中央金庫等の準国家機関に分類し、特殊銀行のなかに、日本銀行、横浜正金銀行、台湾銀行、日本勧業銀行、日本興業銀行、朝鮮銀行等を包含させた(石浜知行『特殊金融機関史論』昭和一二年、育成社)。政策金融およびその担い手としての政府(系)金融機関という語句もほぼ上にあげた特殊金融および特殊金融機関と同様の意味に使われている。したがって特殊金融は経済政策全般にわたるかなり広い分野に行なわれうることになるが、ここでは庶民金融、中小企業金融、農林漁業金融、住宅金融、教育金融等、国民生活に根ざす、いわば社会政策的意味をもったものに、特殊金融の定義を限定して使っている。特殊金融機関についても、そのように限定された意味での特殊金融の担い手という意味で使用している。

(2) 昭和二三年一月一九日付「金庫の再編成計画について」に付された資料によれば、当時の四金庫の出資金内訳、要補償額概計は、次のとおりとなっている。

第1表 各金庫出資金調 (単位 円)

	農林中金	商工中金	庶民金庫	恩給金庫
公称資本金	六五、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇、〇〇〇
内政府	一七、五〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇、〇〇〇	六、〇〇七、〇〇〇
内政府以外	四七、五〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	二三、九九三、〇〇〇
内政府	四七、七九八、二九〇	二四、五七二、九七〇	二九、六九〇、〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇〇
内政府以外	一七、五〇〇、〇〇〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	九、六九〇、〇〇〇	一、二〇一、四〇〇
未払込額	三〇、二九八、二九〇	九、五七二、九七〇	二〇、〇〇〇、〇〇〇	四、七九八、六〇〇
内政府	一七、二〇一、七一〇	五、四二七、〇三〇	三二〇、〇〇〇	二四、〇〇〇、〇〇〇
内政府以外	一七、二〇一、七一〇	五、四二七、〇三〇	三二〇、〇〇〇	四、八〇五、六〇〇
政府以外	一七、二〇一、七一〇	五、四二七、〇三〇	三二〇、〇〇〇	一九、一九四、四〇〇

第2表 各金庫要補償額概計 (単位 千円)

	農林中金	商工中金	庶民金庫	恩給金庫
確定損	二、八四二、八〇〇	二七、五七〇	三二七、九八〇	四四、一二〇
確定益	四、九五〇	七六〇	五、三五〇	八八〇
差引損	二、八三七、八五〇	二六、八一〇	三二二、六三〇	四三、二四〇
右整理負担				
諸積立金	一〇、一〇〇	九〇〇	二二〇	一、七九〇
資本金	一〇〇%	八六%	一〇〇%	一〇〇%
整理債務	一〇〇%	二五、九一〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇
要補償額	一、七四五、四一〇		二九二、四二〇	九、二一〇

(備考) 農林中金分の差引損の数字が諸積立金、資本金、整理債務および要補償額の合計分と一致しないが、原資料のまま掲載した。

(3) ちなみに、昭和二三年一月末現在の、各中小企業向け金融機関の中小企業融資残高を示しておくと、次のとおりである。
(単位 千円)

金融機関名	新勘定融資額	旧勘定融資額	計
市街地信用組合	給付口掛金	一、四四一、一三一	一、五六九、六七七
無尽会社	貸付金	二、五八四、四八四	二、九三四、五九二
商工組合中央金庫	小口資金	一、四八三、七〇〇	一、九三九、二八二
庶民金庫	生業資金	一、二四七、二九七	一、五三四、六七五
復興金融金庫	計	九、二八〇、八三五	一〇、二二二、八二〇

(備考) 復金については承諾額三〇〇万円未満、資本金一〇〇万円以下該当のもの。

(4) ここで備考欄に、上のような特殊金融のための資金として、昭和二四年に要求されている資金は六一三億円で、内訳は農林漁業復興金融一八四億円、中小企業振興金融二四四億円、民生安定金融四六億円、住宅復興金融一三九億円で、ほかに、教育金庫の所要資金として五〇億円が要望されているとしている。この数字は、九月九日付構想に添付されたものと全く同一であるので、九月九日付の構想を中心に検討がすすめられてきたものと思われる。

(5) 本資料では、建設省案として「住宅復興金融金庫」と「住宅復興金庫」という二つの名称が不統一のまま使用されているが、ここではそのまま引用した。

(6) ちなみに、同構想につけられた資料を参考までに示すと、次の表のとおりである。これによって、当時の私学からの資金需要がいかに大きかったかを知ることができよう。

一、借入希望額(学校別)	一、借入希望額(使途別)				
	総額	二十四年度	二十五年	二十六年	二十七年
大 学	三、三〇八	一、〇八二	一、一九六	四三七	三二〇
専 門 学 校	三、〇八一	一、〇八二	七二八	四八九	四九二
高 等 学 校	六、三三九	一、九六八	一、五七六	一、一五〇	八六七
中 学 校	一七	九	二	三	二
幼 稚 園	一五二	七六	二四	一八	二
合 計	一二、八九七	四、二一七	三、五二六	二、〇九六	一、七〇二
戦災復興費	三、三六六	一、三一八	八八七	五四六	三七四
新学制実施経費	七、六四二	二、三九七	二、一九六	一、二一七	一、〇一三
人件費	一、八八九	五〇二	四四二	三三三	三一五
合計	一二、八九七	四、二一七	三、五二六	二、〇九六	一、七〇二

一、土地建造物状況

	土地		建造物	
	地積(千坪)	価額(百万円)	坪数(千坪)	価額(百万円)
現在所有	九、五三〇	八、六六三	四、八六七	五八、三四〇
被災	—	—	二、〇五三	八、二七六
復興希望	二八七	二六二	一九六	一、五九四
新設希望	三、二三二	二、九三八	二七〇	二、〇九三

(備考) 以上三表は日本私学団体総連合会の調査による。なお右の各表は一、四八七校(全私学二、七六九校の五三・七%に当る)より提出した資料を基礎として作成したものである。

一、教育金融公社の資本金及び債券発行限度(私学総連合会案)

(1) 資本金 五〇億円(全額政府出資)

設立当初払込 一〇億円(現金)

爾後五箇年間残額四〇億円払込(交付国債により払込をすることができる)

(2) 債券発行限度 資本金(五〇億円)と同額

(7) 昭和二四年度の政府出資予算調べは、次の表のとおりである。二四年の二月の時点で調査された各特殊金融分野の要求額は四七五億円であるが、これに対して対応できるのは復金債を発行するときでもしなるときでも、きわめて小さいものとなっている。一般会計による資金配分では、特殊金融分野における資金の要求にとっても応じることができないことが明らかとなっている。それだけに、専門の独立した特殊金融機関の設立が切実な要望となったといえよう。

昭和二十四年度政府出資(金融資金)調(案) (単位 億円)

	要求額	復金債を発行する場合	復金債を発行しない場合	
			A案	B案
農林水産	一六四	六〇	三三〇	六〇
中小企業	一五〇	復金中に含む(四〇)	二〇〇	四〇
民生安定	四六	二〇	二〇	二〇
住宅	一〇〇	外に交付国債 一三	外に預金部から 二〇	外に交付国債 一三
教育	一〇〇	一〇	〇	〇
地震保険	四七五	一〇	五	五
小計		一二五	七八	一六〇
復金		(二三八)	(八八)	(二七三)
合計		復金債償還 二二〇	復金新規融資 (三一八)	復金新規融資 三〇〇
		(三五五)	四〇〇	四六〇
		(三六八)		(四七三)

(備考) 本表第三欄の小計分は、計算すると(八八)ではなく(一三八)になり、また、合計分は四〇〇ではなく四〇三になり、さらにほかに(四五六)が加わることとなるが、資料のとおり掲載することとした。

(8) 本節の資料は大蔵省資料Z五二六―九一―、九一二による。

表 2-2-1 庶民金庫第13回事業年度貸借対照表
(昭和21年3月31日現在)

借方	金額	貸方	金額
	円		円
払込未済出資金	310,000.00	出資金	30,000,000.00
小口貸付	30,945,385.00	準備金	490,000.00
代理所小口貸付	48,304,409.97	特別積立金	910,000.00
資金融通	275,163,800.00	退職給与基金	318,000.00
当座貸越	1,347,014.50	債券発行高	52,880,000.00
国債証券	199,397,818.47	当座預金	701,034.45
地方債証券	3,692,191.93	普通預金	70,242,345.81
社債証券	100,752,202.70	通知預金	18,702,000.00
株券	25,000.00	定期預金	133,192,845.67
銀行預金	465,908,181.31	特別定期預金	530,317,403.44
統合出資金	48,075,000.00	別段預金	13,184.59
郵便貯金	330,964.46	特約預金	80,217,618.60
損失補償承諾見返	8,730,076.47	国債貯金預り金	51,791,211.55
代理所貸	6,237,459.02	借入金	201,939,500.00
業務用土地建物什器	806,880.93	損失補償承諾	8,730,076.47
仮払金	2,788,952.84	損失補償準備金	182,351.69
現当	64,813.61	代理所借	3,685,896.22
当期損失金	5,290,795.64	貸付内入金	168,033.77
		仮受金	9,173,708.49
		分類所得税諸税其他	75,554.78
		未払債券利息	898,960.00
		未払預金利息	2,843,822.14
		未払借入金利息	12,439.93
		未払雑利息其他	34,279.00
		未経過貸付金利息	650,680.25
合 計	1,198,170,946.85	合 計	1,198,170,946.85

第二節 国民金融公庫

一 庶民金庫の再建整備と解散

終戦直後における庶民金庫の経営の態様を、昭和二十二年三月末に終わる第一三回決算報告で示すと、次の表2-2-2のとおりである。この表によって明らかなく、庶民金庫は戦後巨大な損失を抱えることとなった。そのおもな原因は、戦時中の「戦災ならびに一般災害被害者に対する特別貸付」を中心とする小口貸付の対象者が、戦災による都市の混乱や都市人口の疎散により、大きな影響を受け、貸付の回収が不可能となるなどの事態が生じたことにある。また、資金統合銀行の閉鎖をはじめ、資金運用面の梗塞に基因する損失や物価高、とくに給料の異常な高騰による経費の膨張も損失の増大に拍車をかけた。この間、預金とくに二年満期の特別定期預金を中心とする貯蓄性預金が著しく増加した。預入先は主として、無尽会社や市街地信用組合で、戦後インフレの進行と格好の投資口のほとんど途絶えた事情のもとで、資金運用に利用された。他方、金庫が日本銀行から借入れし、これを無尽会社や市街地信用組合に貸し付ける資金融通も急増した。これは金融緊急措置の実施によって、旧円が金庫に預入れされ、新円が各金融機関の困難な資金繰り状態を緩和するため貸し出されたことを意味する。

金融機関の再建整備は、金融機関経理応急措置法と金融機関再建整備法に基づいて行なわれたが、庶民金庫も両法

表 2-2-2 庶民金庫第13回事業年度損益計算書
(自昭和20年4月1日)
(至昭和21年3月31日)

利 益 勘 定		損 失 勘 定	
損益勘定科目	金 額	損益勘定科目	金 額
	円		円
小口貸付利息	859,240.11	債券利息	2,582,145.27
代理所小口貸付利息	2,589,651.07	預金利息	13,916,621.80
資金融通利息	7,373,107.20	借入金利息	3,234,461.75
当座貸越利息	4,511.32	支払雑利息	254,031.64
有価証券利息	4,644,170.07	支払手数料	22,116.86
預ヶ金利息	1,911,043.19	代理所手数料	1,105,559.83
受入雑利息	134,905.95	給料手当	1,972,840.45
有価証券益	60.00	退職給与金	37,702.00
損失補償料	32,726.56	旅費	80,362.80
受入手数料	31,593.47	営繕費	41,441.47
未払債券利息戻入	799,512.65	事務費	1,372,938.28
未払借入金利息戻入	3,416.40	動産不動産価額銷却	162,719.57
未払預金利息戻入	374,910.42	滞貸金銷却	47,772.31
未払雑利息其他戻入	34,783.87	損失補償準備金繰入	32,726.56
政府補助金	867,000.00	未経過貸付金利息戻入	650,680.25
銷却債権取立益	16,698.34	雑損	3,572.79
雑益	530,632.39		
当期損失金	5,309,730.62		
前期繰越益金	(18,934.98)		
差引当期純損金	(5,290,795.64)		
合 計	25,517,693.63	合 計	25,517,693.63

の適用を受けることとなった。まず、昭和二二年八月一日午前零時を期して、庶民金庫の諸勘定を、新旧両勘定に分離したが、その内容は次の表2-3のとおりである。その後、旧勘定の整理がすすめられ、二三年一月一〇日に処理方法書（確定損および確定損の整理負担項目）が大蔵省に提出され、三月三十一日に認可された。その内容は次の表2-4のとおりであり、この結果、再び新旧勘定を同日に合併し再出発することとなった。合併後の貸借対照表を示すと、次の表2-5のとおりである。このなかで、とくに注目されるのは、確定損の大部分が有価証券の評価損であり、その整理に当たっては、大部分政府の補償金に依存したことである。

ところで、すでに昭和二三年三月末の合併貸借対照表に明らかなく、庶民金庫は二一年以降も新しい業務をすすめている。また、終戦と同時に、戦災者および海外引揚者への生業、生計資金の供給があげられる。二一年五月に「戦災、生業、海外引揚その他これに準ずる理由により生計または営業に困難を来した者に対し生計資金または生産資金を貸付ける」ための「特別小口貸付」が開始された。さらに、同時期に、恩賜財団同胞援護会の損失補償を付した協力貸付もはじめられたが、何といっても特筆されるのは、二一年八月からの生業資金貸付である。この趣旨は、「海外引揚者、戦災者、その他の生活困窮者にして自から生業を営み自立せんとして適當なる事業計画を有するも、之に必要な資金なき者に対して資金を融通して生活再建の途を開かしめようとする」ことにあり、その事業主体は都道府県であった。こうして出発した生業資金貸付は、多数の借入需要に応ずる形ですすめられ、二一年末に一応終了したが、ひきつづき資金需要が強かったので、二二年度に「第二次生業資金貸付」を行ない、さらに二三年度には、「第三次生業資金貸付」が開始された。

このように、生業資金貸付を中心に、庶民に対する民生安定金融の必要性が非常に高かった背景のもとに、庶民金

表 2-3 庶 民 金 庫
(昭和21年8月11)

借 方	新 勘 定	旧 勘 定
	円	円
払込未済出資金	—	310,000.00
小口貸付	—	36,546,574.00
代理所小口貸付	—	48,162,521.51
資金融通	290,682,578.40	—
当座貸越	347,183.13	—
コ-ル・ローン	124,000,000.00	—
国債証券	286,317,488.51	—
地方債証券	9,824,910.25	—
社債証券	26,839,160.58	265,001,697.93
株券	—	25,000.00
銀行預ヶ金	119,802,924.16	426,541.77
統合出資金	34,382,637.85	14,960,925.08
郵便貯金	48,275.32	—
損失補償承諾見返	8,365,122.34	—
代理所貸	4,934,403.81	—
業務用土地建物什器	—	862,482.82
仮払金	2,657,199.57	80,801.48
現金	122,359.06	—
当期損失金	—	7,104,554.18
未整理貸	342,780,443.82	—
合 計	1,251,104,656.80	373,481,093.77

貸 借 対 照 表
(日午前零時現在)

貸 方	新 勘 定	旧 勘 定
	円	円
出 資 金	—	30,000,000.00
退職給与基金	—	318,000.00
債券発行高	48,180,000.00	—
当座預金	885,873.67	—
普通預金	64,624,981.41	—
通知預金	44,247,206.58	—
定期預金	208,560,395.87	—
特別定期預金	650,711,942.69	—
別段預金	503,539.93	—
借入金	206,645,345.91	—
損失補償承諾	8,365,122.34	—
損失補償準備金	189,648.52	—
代理所借	4,191,459.02	—
貸付内入金	—	216,022.85
仮受金	1,222,048.51	160,010.57
分類所得税諸税その他	89,567.68	—
未払債券利息	592,416.00	—
未払預金利息	11,496,546.07	—
未払借入金利息	54,347.17	—
未払雑利息その他	27,437.19	6,621.53
未経過貸付金利息	516,778.24	—
未整理借	—	342,780,443.82
合 計	1,251,104,656.80	373,481,098.77

表 2-5 庶民金庫新旧勘定合併後の貸借対照表
(昭和23年3月31日現在)

借	方	貸	方
	円		円
出資金見合	30,000,000.00	出資金	30,000,000.00
小口貸付	43,049,593.86	準備金	5,471,863.75
代理所小口貸付	34,359,366.45	退職給与基金	106,000.00
第1次生業資金貸付	161,208,284.68	当座預金	2,301,181.26
第2次生業資金貸付	232,269,322.64	普通預金	72,397,381.35
第1次代理所 生業資金貸付	550,412,293.95	通知預金	14,113,977.14
第2次代理所 生業資金貸付	441,179,181.78	定期預金	25,588,255.63
資金融通	657,410,580.00	特別定期預金甲	173,837,734.13
当座貸越	3,306,135.70	〃 乙	82,560,237.97
コール・ローン	1,627,158.33	〃 丙	89,445,369.37
未収政府補償金	423,888,676.34	別段預金	2,516,608.04
国債証券	313,837,707.95	特別処理預金	493,827,327.00
地方債証券	8,375,025.35	借入金	1,218,612,316.83
社債証券	357,537,949.87	借入有価証券	38,500,000.00
日本銀行預ヶ金	2,063,603.24	損失補償承諾	11,027,865.03
その他銀行預ヶ金	57,668,313.13	損失補償準備金	34,485.62
統合出資金	8,472,975.45	代理所借	14,227,500.21
郵便貯金	312,066.44	貸付内入金	461,947.62
損失補償承諾見返	11,027,865.03	仮受金	20,203,200.64
代理所貸	81,645,685.27	特別仮受金	33,576,754.06
業務用土地建物什器	32,468,830.58	特別貸付基金	1,156,667,000.00
仮払金	38,054,921.24	再建整備調整勘定	516,083.65
建築費	655,420.00	分類所得税	370,608.39
現	864,016.25	諸税その他	2,087,111.35
		未払預金利息	16,641.02
		未払借用金利息	123,446.32
		未払雑利息その他	3,104,077.15
		未経過貸付金利息	
合計	3,491,694,973.53	合計	3,491,694,973.53

表 2-4 庶民金庫の処理方法書

(イ) 確定損	① 有価証券評価損	431,244千円
	内金融債	173,122
	在外社債	47,336
	その他債券	210,735
	株式	50
	② 貸出金評価損	23,210
	内特別経理会社に対するコール・ローン	383
	小口貸付金	22,827
	③ その他	6,695
	内統合出資金	5,417
	損失補償金	1,271
	動産不動産	6
	④ 旧勘定損益 (21年8月11日～23年3月31日の損失金)	69,455
	合計	530,605
(ロ) 確定損の整理負担項目		
	① 確定益 (国債, 地方債, 社債暫定) (益, 動産, 旧勘定収益)	20,480
	② 積立金	212
	③ 資本金	30,000
	④ 庶民債券	48,180
	⑤ 政府補償金	431,733
	合計	530,605

庫の改組に当たって、いくつかの構想が打ち出された。昭和二十二年二月三日には、早くも「第二庶民金庫」という構想がでていた。それは五億円の資本金を全額政府出資で賄い、業務の内容は、①小口貸付関係業務(小口貸付、金融機関に対する小口貸付資金の融通、金融機関のためにする小口貸付の損失補償、小口貸付に対する信用保証)、②対庶民金融機関関係業務(事業資金の融通、預金の受入)、③恩給担保付業務(恩給を担保とする貸付、共済組合の給付金を担保とする貸付、恩給もしくは給付金を受ける資格を有する者に対する貸付、恩給給付金および俸給の代理受領)、④付帯業務(一般預金の受入、為替業務、有価証券の

保護預りその他)、⑤余裕金運用(有価証券の応募、引受または買入、金融機関に対する貸付および預け金)、⑥庶民金融委員会における目的達成のための他の事業の経営等であった。議決機関としては、従来の出資者総会に代え、庶民金融委員会を設けることとし、同委員会は、日銀、庶民金融機関関係者、学識経験者をもって構成することとした。また、資本金の一〇倍までの債券発行を認め、その債券に対しては政府が保証をなしうるし、必要あるときは、特別貸付につきその損失補償および経費の補助をなしうることにした。さらに、現存の庶民金庫のみならず、恩給金庫、国民更生金庫も、同金庫成立と同時に新勘定の業務をこれに譲渡するものとされた。

結局、この構想は実らなかったが、翌三二年一月三〇日に、当時の庶民金庫理事長山住克己から、「庶民金融機構再建の方策ならびに庶民銀行設立要綱」がだされた。そしてこの構想には、前の第二庶民金庫構想の考え方が生かされていくように思える。同構想は二つの部分から成り立っている。すなわち、一つは「庶民金融体系の確立について」であり、他の一つは具体的な「庶民銀行設立要綱」である。まず「庶民金融体系の確立について」は、次のような内容となっている。

長期に亘る大戦争の膨大な消耗と更に之に引続く敗戦の結果として我国は狭隘而も資源之しき島国に稠密なる人口を擁し生産の停滞、通貨の膨張国民生活の不安等累積せる悪条件の下に国民生活は今や空前の危機に直面してゐる。

此の危機を打開して国民生活を再建するの道が一つに懸つて産業の復興にある事は論を俟たない所である。然らば産業復興の原動力となるべき勤労階級の生活の安定と新日本産業に重大機能を担ふべき中小商工業者の生業の確立が焦眉の急務であると共に日本の将来に課せられた重要な題目である事は之亦多言を要しない。茲に於て勤労者並に中小商工業者の所謂庶民階級の生活生業の確立に重大なる役割を有する庶民金融が新日本の再建に対して如何に重大なる使命を担当してゐるか又明かな所である。此の秋に当り庶民金融の主軸として我国金融界に特異の地歩を占めて居た庶民金庫を中心とする市街地信用組合及無尽会社

の所謂庶民金融機関は金融機関再建整備法の施行に伴ひ其の大半が解散の運命にあり而も再建については容易ならざる困難が予想される。この現状は国家的見地から断じて放任さるべきではない。斯の如き「麻痺」崩壊の危機に直面しつつある庶民金融機関に活力を与へ庶民金庫、市街地信用組合、無尽会社を中心とする強力なる庶民金融体系を再建するため現状に立脚して之等諸機関の機構人員を活用し左記の如き方策を必要とする。

◎庶民金融機構再建の方策

イ、庶民金庫を再建強化して国家の援助の下に強力なる庶民銀行(仮称)とする。庶民銀行は市街地信用組合無尽会社の中央機関として強力なる援助を行ひ、庶民金融機能の發揮に努めしむると共に之等機関の担当し得ない分野に直接業務を併営し之等機関に代行せしむる。

ロ、恩給金庫は右庶民銀行に合併せしめる。

ハ、市街地信用組合及無尽会社はその特質を發揮し各分野の庶民金融に邁進すると共に庶民銀行の直接業務を代行する。

ニ、再建整備法に依り解散すべき市街地信用組合無尽会社は夫々第二組合第二会社を設立再出發せしむる。之の設立に付ては庶民銀行に於て出資其の他強力なる援助を行ふ。

ホ、第二組合及第二会社の設立困難なるものに付ては暫定的に庶民銀行に於て其新勘定を引継ぎ業務を継承する措置を講ずる。

ヘ、准市街地信用組合は市街地信用組合に改組する。

この文面のなかで新しく設立される庶民銀行を無尽会社および市街地信用組合の中央機関として位置づけており、各庶民金融機関を通じて庶民金融の充実を図るとしている点が特徴となっている。次に、「庶民銀行設立要綱案」は、次のような内容となっている。

庶民銀行設立要綱案

庶民金庫

(一) 設立の趣旨

平和日本建設の為庶民金融の担当すべき役割は極めて重要であつて之が拡充強化は焦眉の急務であるにも拘らず庶民金庫を始め市街地信用組合、無尽会社等の庶民金融機関の大多数は金融機関再整備法の施行に依り解散の運命にある。茲に庶民金融の中核として庶民金庫の第二金庫たる庶民銀行を設立し中小産業者、勤労者等庶民大衆に対する金融の円滑を図ると共に、市街地信用組合、無尽会社等庶民金融機関の健全な発展に貢献せしめんとするものである。

(二) 設立要綱

- 一、名 称 庶民銀行
- 二、目 的 庶民金融の円滑を図る
- 三、性 格 特別法による法人として現庶民金庫の第二金庫とする、恩給金庫は本銀行に合併する
- 四、資 本 金 最低五億円（全額払込）とし全額政府出資又は政府及び日本銀行の出資とする。将来市街地信用組合及び無尽会社其の他の出資をも考慮する
- 五、庶民金融委員会
 - イ、経営の民主化を図るため庶民金融委員会を設置する
 - ロ、委員は官庁、日本銀行、両院議員、学識経験者、市街地信用組合並に無尽会社関係者庶民銀行役員及び庶民銀行従業員より政府が任命する
 - ハ、庶民金融委員会は経営上の重要事項に関し承認を与へ、又は所要の勧告をする
 - ニ、役員は庶民金融委員会の推薦により政府が任命する
- 六、役 員
 - イ、理事長、副理事長、理事、監事を置く
 - ロ、役員は庶民金融委員会の推薦により政府が任命する

七、業 務 (1) 庶民金融機関の中央機関としての業務

- イ、預金
 - ロ、貸付（手形割引を含む）
 - ハ、為替
 - ニ、損失補償
 - ホ、有価証券引受、売買、保証預り
 - ホ、有価証券引受、売買、保証預り
- 之等業務を行ふ為全国的に業務所網を完備して中央機関としての機能を強力に發揮すると共に系統機関との関係を緊密にするため之等に対する資本参加の途を開く

(2) 庶民大衆に対する業務

- イ、貸付
 - ロ、貯金
 - ハ、国、地方公共団体、其他公益機関の委託に依る社会政策的金融の代行
- 右業務の遂行に当つては他の庶民金融機関の対象としない分野に積極的に業務を滲透せしめる。特に貸付の部面に於ては勤労者に対する金融と並んで中小産業者に対する金融を円滑にするため個人のみならず法人をも貸付対象とする外

- 1 公益質屋 共済組合 労働組合 其他各種団体の共済部等準庶民金融機関に対し資金の援助を行ふ
- 2 消費組合 各種協同組合 合作社等の庶民事業に対する貸出を活発化する
- (3) 代理店の活用
 - 前記(2)に掲げた庶民大衆に対する業務は主として市街地信用組合無尽会社等の系統機関を代理店として夫々その機能を發揮せしめる

八、債券発行権

資金獲得の方法として庶民債券又は富籤の発行を為し得る。尚債券発行に当つては割増金、景品付低利或は無利息に依る発行を認め必要に応じ政府保証を受ける

九、其の他

イ、日本銀行其他との連繫

庶民銀行は庶民金融分野に於て中央機関たるの性格を有するものであるから日本銀行と資金其他の面に於て緊密な連繫を保つ。尚預金部、貯蓄銀行の資金は主として庶民階級の資金であるから必要に応じ之等機関から融資を受ける。

ロ、市街地信用組合及無尽会社の再建援助

再建整備法に依り解散すべき市街地信用組合、無尽会社の第二組合、第二会社、設立に付ては強力な援助を行ふ。第二組合、第二会社、設立困難なものある時は暫定的に庶民銀行に於て其の業務を引継ぐ。以上

この案は、先の「庶民金融体系」の構想の具体化となっていることはいうまでもないが、その主要な項目については、ほぼ第二庶民金庫案と同じものとなっている。ただ、①公益質屋、共済組合、労働組合、消費組合等、およそ準庶民金融機関といわれるものすべてに対象を広げること、②債券のほか富籤の発行を認めていること、③日銀信用を受けうる点として異なっている。庶民金庫は、この構想を、二月六日になって、大蔵大臣石橋湛山宛の陳情書という形で提出した。しかし、とうとうこの構想は陽の目をみることなくして終わった。

その後、前述のごとく生業資金の需要が旺盛となり、生業資金貸付が活発となるや、政府は、二二年三月五日に、第二次生業資金を国庫資金で賄うことにし、一〇億円の予算措置をとり、さらに日銀よりつなぎ資金を供給せしめるなどして、積極的に援助していることから、庶民金庫の改組が真剣に考えられていたものと思われる。

次いで、昭和二三年四月二六日に、庶民金庫理事長櫛田光男から、大蔵省銀行局長宛に、「当金庫は社会政策的金融機関としての設立の使命に則り、日夜努力を重ねておりますが、目下再建の途上にあります関係上、十分な資金調達力を有せず、不本意ながら大衆の要望に応えることができません……国民大衆生活安定資金の円満な融通を図るため

に、政府出資三〇億円を以てする国民金融金庫を設立せられ、当金庫の発展的解消を図られる案を御検討中の由拝承致しておるのでありますが、誠に構想雄大であり、国民経済の再建に直接貢献致すべきこと火を賭るよりも明かでありまして、最も時宜に適した御施策としてその一日も早き実現を待望して止まざる次第であります」なる文書を送り、これに別紙「国民生活安定資金について」なる資料を付している。同資料は、①国民大衆に対して生活安定のための資金を融通することの必要性について、②国民大衆に対して生活安定のための資金を融通するために政府の出資を必要とする理由について、③政府が直接にこの金融に従事するよりも、その代行機関（エージェンシー）としてこの金融をとくに専担する特別金融機関を設置することが適当である理由について、の三部から成っている。すなわちこの時点ではすでに庶民金庫を国民金融金庫へと発展的解消をとげる構想が固まってきたので、そのために必要な参考資料を提出したものであると思われる。その内容は、当時の大衆庶民の生活に根ざした資金需要が非常に大きいのに、庶民金庫が前述の生業資金貸付以外には応ずることができない事情を焦慮している姿がよくでてゐる。そして政府出資が三〇億円必要とされる理由についても明確にされている非常に興味ある資料と思われるので、ここに主要な部分を掲載しておく。上の文面から察して、国民金融金庫の構想には、事実上、庶民金庫の側からだされた考え方が強く入っていたように思える。

国民生活安定資金の融通について（大要）

第一 国民大衆に対して生活安定の為の資金を融通することの必要性について

一、序説

二、資金需要の内容

- 三、資金の生産性—単なる消費資金と目すべきではないこと
- 四、通常の金融機関が取扱ひ得ない事情
- 五、庶民金庫の場合
- 六、金融の対象となることの立証
- 七、金融の方法によることの望ましい理由（救恤の不可なる理由）
- 八、結び

第二 国民大衆に対して生活安定の為の資金を融通する為に政府の出資を必要とする理由について

- 一、安定資金の金額の推定（年間三十億円の内訳）及び五年間の外部資金調達所要額
- 二、長期低利の安定性ある資金を調達するの必要

三、戦前の場合

四、現在

五、預金部資金と宝籤債券発行

六、政府の出資

第三 政府が直接に此の金融に従事するよりも、其の代行機関（エージェンシー）として此の金融を特に専担する特別金融機関を設置することが適当である理由について

一、序説

二、責任の一貫性と資金の効率化

三、資金回収の促進

四、債務者の自力更生促進

その後の庶民金庫の改組問題および新庶民金融機関設立構想の展開については、前節で述べたのでここでは略すが、昭和二四年二月には、庶民金庫、恩給金庫に代わって国民金融公社を設立する案がほぼ固まっていた。そこで新機関ができたあとの措置について、大蔵省は審議したが、同年三月七日に「庶民金庫及び恩給金庫に対する善後措置」としてまとめられている。同文書によると、庶民金庫については、

(一) 存続する場合

- (1) 新資本金をどうするか
- (2) 日銀借入金、①借入金整理のため政府出資（交付公債）をなすか、②所有有価証券および担保権所有有価証券の範囲内で日銀借入金を整理するか、③現在のままにしておくか
- (3) 経営の合理化を図るため人員の整理を行なうか——退職金の基準

(二) 廃止する場合

- (1) 庶民金庫を廃止し、その業務は市街地信用組合の中央機関に委託業務として行なわしめるか（事実上庶民金庫を市街地信用組合の中央機関に改組することとなる）
- (2) 単独解散をなさしめるか、①役員に対する善後措置、②退職金の基準

この時点ではすでに、庶民金庫を国民金融公社に発展的に解消することが既定の事実と考えられていたように思えるが、この文面では、廃止する場合の一案として市街地信用組合の中央機関へ移行する案や存続する案もだされて興味深い。この段階でも、まだ庶民金庫をそのままの形で再建したいという意図もあったようで、事後処理案をめぐって混乱が存在していたように思える。

表 2-7 庶民金庫最終貸借対照表
(昭和24年5月31日現在)

借方	円	貸方	円
出資金見合	30,000,000.00	出資金	30,000,000.00
小口貸付金	70,747,529.52	準備金	102,969.09
生業資金		退職給与基金	106,000.00
第1次貸付金	139,477,318.18	当座預金	1,604,620.99
第2次貸付金	262,261,292.14	普通預金	40,032,875.59
第3次貸付金	229,759,908.42	通知預金	29,059,000.00
代理所小口貸付金	30,855,122.16	定期預金	23,280,000.00
代理所生業資金		特別定期預金甲	424,283.25
第1次貸付金	494,634,461.20	特別定期預金乙	22,286,725.72
第2次貸付金	491,711,764.28	特別定期預金丙	85,204,117.56
第3次貸付金	312,039,967.74	別段預金	1,299,938.12
資金融通	423,228,740.38	特約処理預金	527,276.653.51
当座貸越	4,617,599.68	借入金	1,014,201,005.70
コール・ローン	42,000,000.00	損失補償承諾	10,768,266.91
国債証券	444,054,943.15	損失補償準備金	64,865.76
地方債証券	8,171,560.27	特別貸付基金	1,804,133,000.00
社債証券	336,467,868.68	未払預金利息その他	3,256,913.01
銀行預ケ金	89,035,609.38	貸付金内入金	1,437,860.94
統合出資金	3,750,333.40	仮受金	20,761,121.84
郵便貯金	623,200.50	分類所得税諸税その他	1,180,372.65
損失補償承諾見返	10,768,266.91	調整勘定借	3,748,158.71
代理所貸付資金	31,343,662.00	本所勘定	641,770.53
代理所へ預け	19,022,070.92		
業務用土地建物什器	51,454,023.75		
仮払金	77,570,347.11		
損失金	16,228,259.73		
現金	1,046,670.38		
合計	3,620,870,519.88	合計	3,620,870,519.88

ともあれ、昭和二四年度に入ると、国民金融公庫に一切の業務をひきつぐことが明確になった。いま、昭和二四年度の庶民金庫予算案を示すと、表2-6のとおりである。この表に明らかなく、二四年度には、一三億円の政府出資の追加を受け、貸付金回収や生業資金を元に、四億二七〇〇万円の貸付と二億七三〇〇万円の債務償還をすることが予定された。しかし、実際には二四年の四月一日から五月三十一日までの間に、小口貸付二五〇〇万円（六一二〇件）、生業貸付六九〇〇万円（四六八三件）の事業を行なったのち、六月一日に、この予算の残りは、新設の国民金融公庫にひきつがれた。

表 2-6 庶民金庫予算案(昭和24年度)

款 項 目	金 額
[収入]	
金庫収入	1,862,344,000円
1. 貸付金利息	131,900,000
2. 有価証券利子	4,200,000
3. 生業資金取扱手数料	42,700,000
特別勘定収入	85,000,000
1. 貸付金利息	27,636,000
2. 有価証券利子	19,628,000
政府出資金	8,008,000
1. 政 府 出 資 金	1,300,000,000
生業資金	300,000,000
1. 生 業 資 金	300,000,000
貸付回収	100,000,000
1. 貸 付 回 収 金	100,000,000
雑収入	2,808,000
1. 雑 収 入	2,808,000
[支出]	
金庫支出	1,857,344,000
1. 報酬及給与	144,082,000
2. 諸手当	43,810,200
3. 旅費	24,053,800
4. 消耗品	5,876,000
5. 役務品	13,862,000
6. 備品	26,921,000
7. 手数料	4,750,000
税	24,809,000
1. 特別勘定支出	684,000
1. 特別勘定支出	2,428,000
減価償却費	9,900,000
1. 減価償却費	9,900,000
生業資金貸付	427,000,000
1. 生業資金貸付	427,000,000
債務償還	127,000,000
1. 債務償還	127,000,000
債 務 償 還 金	300,000,000
1. 債 務 償 還 金	300,000,000
予 予 備 費	1,273,250,000
1. 予 予 備 費	1,273,250,000
歳 出 合 計	5,000,000
1. 歳 出 合 計	5,000,000
合計	1,862,344,000

(注) 1. 貸付金回収額が予定額を超過した場合には、これを貸付に充てることのできる(予算総則第2条).
2. 庶民金庫の予算は、国民金融公庫成立の日から国民金融公庫の予算となる(同上第7条).

国民金融公庫にひきつがれる前の五月一八日、全国銀行従業員組合連合会庶民金庫従業員組合は、池田勇人蔵相に對して、「要望書」を提出した。そのなかには、①人員整理を撤回すること、②最低限現在の給与を維持すること、なお現在の退職金内規をひきつぐこと、といった内部の労働問題もあるが、③貸出資金を増加すること、(イ)日銀借入金金の返済延期、(ロ)預金部資金の利用、政府出資の増額、④勤労者生活協同組合等への貸出を認めること、⑤貸付限度を引き上げること、⑥独立採算制をとらず、金利を引き上げないこと、⑦国民金融審議会に利用者ならびに従業員代表を半数以上入れること、といった国民大衆の利益を守るための要望事項も入っていた。とくに資金の枠を広げ貸付限度を引き上げて、大衆の要望に沿うことを主張している点、独立採算制をとるために金利を引き上げないこと、等を主張している点などは興味深い。

なお、国民金融公庫にひきつがれるときの最終貸借対照表は表2-7のとおりである。

二 恩給金庫の再建整備と解散

恩給金庫も、金融機関経理応急措置法および金融機関再建整備法によって再建整備を行なった。まず旧勘定の確定損をあげれば、次のとおりである。

〔種別〕	〔金額〕
前期損金	一、一二一、三七七・九八 ^円
当期損金	六〇三、七六三・〇二

不良貸付金	一六、一一二、一三三・四四
外国債	一、三四八、〇五〇・〇〇
在外勘定	四、五四五、〇三七・七一
在外動産不動産	二三七、一二四・二六
不良立替金	四七一、四六六・〇四
最終処理引当金	七二七、九六四・一九
未払込出資金	一九、二〇〇、〇〇〇・〇〇
計	四四、三六六、九一六・六四

このうち、不良貸付金の内訳は軍人普通恩給、軍人扶助料、金鷄勲章年金等であり、外国債は南滿州鉄道株式会社債となっている。このような確定損の整理負担額は、

一、確定利益	八八四、六五四・七七 ^円
二、補償準備金	八八七、〇三九・二七
三、特別積立金	二六〇、〇〇〇・〇〇
四、退職給与基金	二二七、一三二・六七
五、法定準備金	三三八、〇〇〇・〇〇
六、資本金(九〇%)	二七、〇〇〇、〇〇〇・〇〇
七、整理債務(三三・四%)	一四、七八〇、〇八九・九三

となっている。⁽¹⁾このうち整理債務の内容は、第二封鎖預金等、恩給債券、借入金、未払配当金である。

こうして再建整備を完了したのは、昭和二三年三月三十一日であり、その後も貸付事業を行なったのち、昭和二四年

五月三十一日をもって国民金融公庫にその業務をひきついだ。

なお、恩給金庫についても、昭和二四年三月七日の時点で、善後措置が大蔵省によって検討されている。その内容は、

- (一) 廃止する場合
- (1) 単独解散をなし、恩給金庫は直ちに清算法人とするか
 - (2) 解散してその業務を庶民金庫にひきつぐか
 - (3) 役員員に対する善後措置——退職金の基準
- (二) 存続する場合
- (1) 独立採算の可能性があるか……独立採算を可能ならしめる方法いかん
 - (2) 共済組合等の共同出資による恩給担保金融を行なう機関とするか

④ 新資本金の量、⑤ 事業分量、⑥ 経営の合理化……人員の整理

となっている。恩給金庫の場合も、その業務を国民金融公庫にひきついだあと、廃止するか、存続するか、混乱があったようである。結局は国民金融公庫にひきついで解散した。

また、これより若干早い三月一日、恩給金庫と庶民金庫の役員員の整理が発表された。当時庶民金庫には六三六名、恩給金庫には一六七名の役員員がおったが、国民金融公社の成立に伴い、その業務、債権、債務を同機関にひきついで解散するが、全人員をひきつぐことは不可能であるので、庶民金庫については、役員は全員退任、職員は二割整理、恩給金庫についても役員は全員退任、職員は三割整理とした。こうして人材面の移行も行なわれた。

三 国民金融公庫の設立

庶民金庫、恩給金庫の改組問題との関連で、国民金融公庫の設立案が、すでに昭和二二年四月の段階に、構想として打ち出されてきたことは、すでに前節で述べたとおりである。また、この方針が同年一〇月三〇日付の「国民金融公庫法案要綱」となって具体化していったこと、その法案の主要項目の内容等についてもすでに前節でふれたとおりである。⁽²⁾ すなわち全額政府出資の「国民金融公庫」は、庶民金融業務（小口貸付、恩給担保貸付、生活協同組合に対する資金の融通）、中小企業金融業務（中小企業に対する資金の融通、中小企業に対する債務の引受または保証、商工協同組合に対する資金の融通）、中央機関業務（無尽会社および一部の信用協同組合）所属金融機関に対する資金の融通、所属金融機関の預金の受入、所属金融機関のためにする為替の取扱、所属金融機関のためにする有価証券の保護預りおよび委託売買）の三つの機能を営むものとされた。

ところで、国民金融公庫の手になる『国民金融公庫十年史』によれば、二三年六月に、「国民金融公庫法案」が閣議決定をみたとなっている。同書の記載によると、その法案の内容は前掲の「国民金融公庫法案」とほとんど異ならない。ただ前述注で打ち消されたはずの当せん金付証券法の準用による宝くじの発行が依然として残っている。恐らく「金庫」という名称が総司令部には認められなかったことから、二二年に誕生をみた各種公団にならって、「金融公団」という名称を使ったもので、実質的には、この国民金融公団法案は、前掲の国民金融公庫法案とほぼ同じものであったと考えられる。⁽³⁾

このようにして一度閣議決定をみた「国民金融公団法案」に対して、その後連合軍総司令部より修正の意向が示された。すなわち、「公文類集」によれば、一三年六月二八日付で法制長官は、内閣官房長官宛に、「連合軍最高司令部の意向等により、さきに閣議決定になった『国民金融公団法案』中、別紙の通り訂正せられたい」旨申しでた。別紙によれば、おもな訂正箇所は次のとおりである。①閣議稟議文、法律題名等の「国民金融公団」を「国民金融公社」に改める。②国民金融公社の目的に、「庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し」の文面に加えて、「銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする国民大衆に対して、必要な金融を行うこと」を入れた。③「国民金融公団の運営資金は、必要があるときは、日本銀行から借入れるものとする」という条項を削除した。④国民金融公社がその目的を達成するために行なうことのできる業務から、「消費組合に対する資金の貸付又は債務の引受若しくは保証」を削除し、小口金融と恩給担保金融の二つのみを残した。⑤「小口金融」の定義を、国民大衆の生活資金、生業資金、住宅資金、災害資金その他生活安定のため必要な資金の小口貸付に限定し、「生活安定資金に係る小口債務の保証又は金融機関のためにする生活安定資金の小口貸付の損失補償」の文言を削除した。⑥「当せん金附証券法第三条及び第四条に規定する場合の外、当分の間、国民金融公団は、大蔵大臣の認可を受けて、同法に規定する当せん金附証券を発売することができる」という条項を削除した。

『国民金融公庫十年史』は、公団法案から公社法案への修正には、二三年七月二三日付のいわゆる「国家公務員法改正に関する内閣総理大臣宛マッカーサー書簡」と、同年八月一七日付の「新立法による金融制度の全面的な改正」の勧告が大きく影響しているとしている。ともあれ、同年九月二四日には、北村大蔵大臣、芦田内閣総理大臣の連名で、芦田首相宛に、「国民金融公団法案については、さきに閣議決定を経たのであるが、関係方面の意向もあり、一

部修正することになったので別紙法律案及び理由書を添え、あらためて閣議を求める。追つて、六月七日付官房秘書一八五号閣議諸議案は、撤回したいから、御返戻願いたい」なる書面が出され、九月二七日の閣議に提出された。この法案は閣議に提出されたときには、「国民金融公社法案」となっていたが、同年一月二日付で閣議決定されたときは、「国民金融公庫法案」となっている（以上「公文類集」による。なお『国民金融公庫十年史』には、「国民金融公社法案」が九月二四日付で閣議決定されたとあるが、これは誤りと思われる）。

以上のように、国民金融公庫法案という形で、いよいよ昭和二三年秋の臨時国会に提出さるべく、一月二日に閣議決定をみたのであるが、しかし、ここで、総司令部（福祉課と公務員課）の反対が再びなされて、法案は行きなやみの状態となった。総司令部側の反対意見は、同公庫の行なう予定であった恩給担保金融についてであって、①恩給は退職官吏等の最低の生活を保証すべき生活資金であって、これを担保として恩給の前借をなすことは、将来の退職官吏等の生活を危殆に陥らしめる恐れがあること、②とくに恩給担保によって得た資金を退職官吏の事業資金に充てよつて危険であること、③疾病、罹災、その他非常の際における生活資金は、生活保護法または官吏の共済組合によつて賄われるものであつて、将来の生活資金たる恩給を担保とすることは、理論的によろしくないこと、④国民金融公庫は、恩給を担保に供さなくても、小口金融として退職官吏に対して金融をなすことができる、という理由からであつた。当時は、庶民金庫および恩給金庫とも、①前述のように、金融機関再建整備法による最終処理の結果、その資本金の大部分を切り捨てられ、自己資本に余裕がなく、かつ②大蔵省預金部からの資金の供給は、総司令部のディレクティブ（指令）により禁止されていたこと、③両金庫にも担保がまったくなく日本銀行から資金の借入をすることができない、等の理由から、二三年四月以降庶民金融はほとんど休止状態にあつた。しかも年末に向か

って庶民大衆から借入需要は強く、とくに引揚者に対する融資については、復金からの融資は総司令部の意向もあって中絶の状態にあったので、速やかに適当な措置をとらなくては、政治問題にまでなりかねない情勢であった。そこで政府は、総司令部の意向に沿って、国民金融公庫が行なう予定の恩給担保金融を削除して臨時国会に提出しようとして閣議の了承を得た。

しかし、その後昭和二三年一二月には、連合軍総司令部覚書による経済安定九原則が発表され、これによって同法案も影響をうけ、公法人としての「国民金融公社法案」という形に明確に改められて、再度提出されることとなった。前掲『国民金融公庫十年史』は、このとき的大幅の修正を、①業務範囲のいっそうの縮小、すなわち消費生活協同組合に対する貸付削除、恩給担保金融の削除につづいて、小口金融とは「国民大衆の生活資金、生業資金、住宅資金、災害資金その他生活安定のため必要な資金の小口貸付をいう」とあったのを、「前項に規定する生業資金の小口貸付とは、銀行その他一般の金融機関から資金の融通を受けることを困難とする者で独立して事業を遂行する意思を有し、かつ適切な事業計画をもつ者に対して、小口の事業資金を供給することをいい、生活困窮者に対する救済資金の供給を意味するものと解釈してはならない」としたこと、こうして民生安定金融、庶民金融の性格は消え、小零細企業金融という位置づけが与えられることとなった。②公社の性格を公法人とする旨明確にし、役職員の身分および公社の会計制度をそれぞれ国家公務員および国家財政に準ずるよう修正した。③資本金が当初の三〇億円から一六億円に減額し、そのうち一三億円までを公債発行による国債出資が認められていたものが、さらに今回の修正で、「公社の資本金は〇億円とする。但し、大蔵大臣の認可を受け、且つ、予算の定めるところにより増加することができる。2、公社の資本金は、政府がその全額を出資する」となった。つまり、ドッジ・ラインの登場によって、政府

出資自体の予算計上も容易に見通しのつかないまま、結局二四年三月二九日に、再度閣議で決定をみた⁽⁵⁾。

ここで、国民金融公社に対する庶民金庫日銀借入金整理のための政府出資の経緯について、明らかにしておこう。庶民金庫の日銀借入金が巨額に達しており、総司令部の意向も早急に償還することにあつたので、国民金融公社にひきつぐに当たっては、この旧債を整理することが必要となった。こうした声は昭和二四年の初頭から聞かれたが、本格的に着手されたのは三月に入ってからである。まず、三月二日付「庶民金庫の日銀借入金に関する経緯について」で、庶民金庫の日銀借入金的全貌が明らかにされている。そのおもな内容は、①庶民金庫の日銀借入金が、二三年一二月末で一二億五五〇〇万円にのぼつたのは、二一年九月の生業資金貸出業務の取扱いに端を發したこと、②この第一次生業資金の貸付は、引揚者団体の強い要望で年間一〇億円の規模で行なわれることとなった。このうち三億円は政府資金によるが、残り七億円は庶民金庫が自己調達する計画で出発し、事実金融緊急措置令の影響もあって市街地信用組合、無尽会社の預金が激増したため、可能のようにみえた、③しかし、その後は当初の期待に反し、系統機関自体で貸出が活発化するとともに、財産税、増加所得税納入のため預金払戻資金の需要が旺盛となったため、中央機関たる庶民金庫はその資金手当に追われることになった上、復金より調達する計画も実現しなかつたことから、庶民金庫は、つなぎ資金として日銀より借り入れた分の償還を延期しただけでなく、預金払戻資金の全部を日銀に依存することとなった。この結果、二二年七月末で庶民金庫の日銀借入金はずで一一億一九〇〇万円となつていた。④二三年末の日銀借入金の内訳は、①生業資金貸付開始前からの借入（主として戦災融資）二億七〇〇万円、②系統機関の預金払戻六億五二〇〇万円、③系統機関に対する資金融通二億五八〇〇万円、④生業資金貸付（自己資金充充分）一億七二〇〇万円となつて⁽⁶⁾いる。この巨額の日銀借入金に対して、庶民金庫は所有国債（二億九七〇〇万円）のほ

か、系統機関より保護預り国債（九億四五〇〇万円）の大部分を担保として差し入れたが、そのうち資金融通の担保となつている四億六〇〇万円を除いた残額は、系統機関による質入承諾はなかつた。さらに、担保の不足した分は念書借（のち補償国債担保に差替）を行なつた。しかし、その後一部系統金融機関より保護預り解除の要求がでてきたが、庶民金庫としては、生業資金の急速な回収は無理であり、社債その他の有価証券の現金化も不可能である以上、庶民金庫を国民金融公社に改組する際には、政府資金の増加で日銀借入金返済よりほか途がないと主張している。戦時戦後を通じて、日銀貸付が政府金融機関に直接行なわれるという今日の金融秩序ではとても考えられない措置がとられた。これがインフレーションに影響を与えていることは、いうまでもない。

ところで、翌三月三日付「国民金融公社の日銀借入金の処置について」においては、新公社が系統機関の中央機関として機能をもたないことが明確になつた以上、巨額の日銀借入金中系統機関よりの保護預り国債を担保とした部分八億九三〇〇万円は返済する必要があり、かつ総司令部の意向が公社の日銀借入金を早急に償還することにあるという指摘がなされた。これに対して、政府の二四年度出資は四〇〇億円に抑えられており、かつこのなかから、復金その他の政府特殊金融の資金を賄わなくてはならない。とくに石炭、鉄鋼、電力、造船等基幹産業の資金需要は膨大になつていたので、これらの産業資金を最少限度確保するためには、復金以外の国民金融公社等に対する政府出資は極力節減しなくてはならないとされている。しかも国民金融公社には、新規貸付所要額二〇億円を出資したほかに、一三億円（公社設立までにさらに増加するとして）を日銀借入金返済のために計上することは無理である。そこで公社出資金削減案をあげている。すなわち、

(一) 第一案 日銀借入金返済のための出資額一〇億円（総出資額三〇億円）

1、日銀借入金一三億円を右の政府出資一〇億円及び担保差入中の庶民金庫所有国債約三億円を以て整理し、保護預国債及び特約補償分国債の担保を解除する。

2、右により系統機関に保護預国債、特約補償分国債の返還が可能となる。

3、日銀との間に予め国債買取につき諒解をつける必要がある。

(二) 第二案 日銀借入金返済のための出資額八億円（総出資額二八億円）

1、右の八億円により先づ日銀借入金のうち五五〇百万円を返済して保護預国債中の要返還額（五四九百万円）の担保解除を行い、残額二五〇百万円を今後の系統預金払戻の準備にあてる（別に資金融通中七〇百万円程度の償還を予定し、系統預金三一八百万円を速かに返済する）。

2、この場合日銀借入金の残額（六一七億円）は保護預国債の残余四〇六百万円及び手持国債三〇〇百万円を以て代物弁済するものとする。

(三) 第三案 日銀借入金返済のための出資額五億五千万円（総出資額二、五五〇百万円）

1、右の五・五億〔円〕により日銀借入金の一部を返済して保護預国債中の要返還額（五四九百万円）のみの担保解除を行い、残余の日銀借入金については第二案の2、に準ずる。

2、この案によれば預金（三一七百万円）の払戻資金に不足することとなるため、前提として庶民金庫手持の地方債及び社債（二四三百万円）を記帳価格で預金部又は日本銀行が買取ることが必要となる。

(四) 第四案 日銀借入金返済のための出資〇（総出資額二〇億円）

1、日銀借入金の返済を手持国債の代物弁済の範囲に止め、借入金の残余については公社に対する無担保融通とする。（預金払戻のため新たに無担保で三億円程度の借入が必要となるから日銀借入金残高は一三億円見当と予想される。）

2、右の日銀借入金は公社の年々の貸出回収金の一部を以て三年乃至五年の間に返済することとする。

3、公社の日銀借入金の利子負担は年間約八千万円に上るため公社の自立は極めて困難である。

(四) 第五案 庶民金庫法を本年度内に改正し十三億円の国債の現物出資を行い、公社の資本金は二十億円とすることも一案である。
 となっている。⁽⁷⁾

結局翌三月四日付「庶民金庫の日銀借入金処理について」において、次の案が決められた。すなわち、

(一) 二億九一〇〇万円は、金庫所有国債で、二億二七〇〇万円は、金庫所有社債(特別経理会社および閉鎖機関を除く)で、八〇〇万円は金庫所有地方債で代物弁済とする(計五億二六〇〇万円)。

(二) 三億五七〇〇万円は、暫定的に金庫の国債担保系統貸付金を日銀に肩代りすることにより弁済する。

(三) 残額二億五四〇〇万円は、昭和二四年度一般会計からの政府出資のうちから返済する。

というものであった。(一)は、なお担保を代えて日銀借入金が残るわけであり、(二)は日銀借入金を系統機関に移しただけであり、総司令部のいう日銀借入金早期償還の意味に必ずしも適合する案ではなかったが、結局政府出資の増額が不可能であることから、この案がとられるところとなった。

さて再度閣議決定となった「国民金融公社法案」は、政府出資金の予算計上が昭和二四年度予算で未解決だったため、国会に提出されないままであった。その後、総司令部から政府に内示された二四年度予算案のなかに、国民金融公社に対する政府出資金一〇億円の計上がみられて、はじめて前にすすむこととなった。政府は、「国民金融公社法案」を、二四年四月二二日、国会に提出した。この間の事情を、前掲『国民金融公庫十年史』は、次のように述べている。

(一) まず、国民金融公社案から公庫案に変わったことについては、国鉄と専売の公企業体への組織替えが急速に具体化し、国民金融公社法案の再検討中の二三年一二月に、ともに公社への改組が法定された。そこで公社以外の適当な名称を付することにより金融機関としての特色を明確にすべきだという結論に達し、種々の案から選ばれたのが「公庫」という名称であった。

(二) 資本金については、一六億円をさらに下回る一三億円とせざるをえなかった。これは前述のように、二四年度予算に計上された政府出資額が一〇億円と低かったことによる。

(三) 国民金融公庫法案と国民金融公社法案の相違は、名称以外はほとんどなく、若干の条文の訂正があったにとどまった。

その後、国会の衆議院、参議院で審議された結果、国民金融公庫法は、五月二日、昭和二四年法律第四九号として公布、即日施行された。⁽⁸⁾

国民金融公庫法の施行後、まず五月二二日付で設立委員、国民金融審議会委員が、次のように発令された。

〔設立委員〕

〔国民金融審議会委員〕

内田 常雄 (経済安定本部財政金融局長)	内田 常雄
愛知 揆一 (大蔵省銀行局長)	愛知 揆一
豊田 雅孝 (日本中小企業連盟会長)	豊田 雅孝
杉 道助 (大阪商工会議所会頭)	杉 道助
湯河 元威 (農林中央金庫理事長)	湯河 元威

中山 均 (静岡銀行取締役頭取)	中山 均
藤田 逸 男 (日本協同組合同盟委員長)	藤田 逸 男
岡崎 茂 樹 (引揚者団体全国連合会代表)	岡崎 茂 樹
藤林 敬 三 (慶応義塾大学教授)	藤林 敬 三
榊田 光 男 (庶民金庫理事長)	
高木 三 郎 (恩給金庫理事長)	

そして、公庫設立前の五月二六日に、第一回の国民金融審議会が開催された。議事は、①委員長互選(豊田雅孝)、②議事規則決定、③昭和二四年度第一・四半期の事業計画および資金計画の審議、④業務方法書の審議、⑤貸付条件の変更、延滞元利金の支払方法変更について、⑥総裁(榊田光男)、監事(笹間庸雄、香西俊久)の推薦、⑦委員の任期決定等であった。昭和二四年度第一・四半期の事業計画・資金計画によれば、政府出資一三億円の大部分は日銀借入の返済にあてるが、貸付回収金や厚生省からの予算上の交付金(更生資金交付金)等を入れて貸付資金を調達している。次に、業務方法書については、普通小口貸付の貸付条件と代理業務に関する準則が規定された。

この審議に基づき、大蔵大臣が総裁を任命し、かつその他の手続きが完了した六月一日に、国民金融公庫は設立され、ただちに開業した。

四 国民金融公庫の初期の経営上の性格

第二回国民金融審議会は、昭和二四年六月二日に開催された。そこでは開業以来の業務状況が報告されたのち、

議事に入り、第二・四半期の事業計画と資金計画について審議し、さらに、更生資金貸付に関する業務方法書が決定された。更生資金貸付の借受人の資格としては、「引揚者、戦災その他の生活困窮者で、独立して事業を遂行する意思を有し、かつ具体的な事業の計画をもつ者で、成業の見込があつて、返済確実なもの」とされた。この点、普通小口貸付の借受人の資格でいう「独立して事業を遂行する意思を有し、かつ適切な事業計画をもつ者で、銀行その他の一般の金融機関から資金の融通をうけることを困難とするもの」と共通していた。すなわち、民間金融の対象とはならないが、適切な事業計画をもつていて返済可能という条件がついており、政策金融といえども金融という以上はそれなりの条件をもつものと限定されたのである。しかし、普通小口貸付の利率が年一二%、更生資金貸付の利率が年九%と、政策金融としてはきわめて高いものであった。

ここで更生資金貸付制度について、その後の制度上の展開についてふれてみたい。二四年七月一日に、「国民金融公庫法施行令の一部を改正する政令」がだされ、第三章の第十七条の次に、第十八条として、「公庫は、国又は地方公共団体から交付を受けた資金をもって、法第十八条の規定により生業資金の小口貸付の業務を行うことができる」という条文がつけ加えられた。これによって、公庫は庶民金庫と同じく国または地方公共団体からの交付金を更生資金貸付に運用することが可能となった。そこで引揚援護庁は、七月二四日に、「更生資金貸付事業運営強化改善要綱」をきめ、かつ「生業資金貸付に関する都道府県の庶民金庫に対する資金交付条件概目」を各都道府県知事宛に通達した。まず、前者では、財政支出と既往貸付金の償還の促進によって貸付資金を拡充すること、再貸付(更生資金貸付事業体で事業発展の過程において、運転資金に欠乏し、かつ一般金融機関より融資をうけることの困難な事業に短期資金の融通をなす)の途をひらいたこと、更生資金貸付については、国民金融公庫の責任において行なうことが強調

されている。また、貸付の適正を図るため、とくに新規貸付に当たっては、民生委員の調査、市町村長の副申、貸付機関の鑑定および都道府県更生審査委員会の審査を一層適正ならしめることが述べられている。このような基本方針のもとに、前掲「資金交付条件概目」がなされた。それによれば、①都道府県は政府の指示に基づき、現下における民生安定の一方策として、海外引揚者、戦災者、その他の生活困窮者にして自ら生業を営み自立しもって生活再建の途をひらこうとする者に対して生業資金の貸付を行なうこととしたが、国民金融公庫がこれに当たる、②都道府県は貸付資金を公庫に交付する、ただし交付の時期および金額は政府の指示による、③公庫は前項により交付された金額をもって①の趣旨による生業資金の貸付を行なう、となっている。かくして、庶民金庫時代の第一次―第三次までの貸付につづいて、第四次貸付が行なわれることとなった。その後二四年度一般会計予算の「生業資金貸付金補助金」三億円が都道府県に交付されてからは、更生資金貸付はさらに拡大した。

以後の更生資金貸付を追ってみると、二四年度補正予算による第五次更生資金貸付、二五年度予算による第六次更生資金貸付、さらには二六年度予算による第七次更生資金貸付が行なわれたが、引揚者の引揚が減少しはじめ、かつ引揚者や戦災者でも生業の基盤のできた者が貸付限度のより高い普通貸付を利用するようになった、等の理由から、その規模は徐々に小さくなっていった。

昭和二四年はしだいに安定恐慌の色彩を強め、中小企業者からの資金需要きわめて強く、かつ貸付限度引上げの要望も高かった。このなかで開かれた第三回国民金融審議会（九月二七日）で、当時の櫛田公庫総裁が行なった説明によると、六月一日の開業から八月末までの借入相談は五万八千余件、約四四億円に達し、貸付決定のものはわずかに一〇%にとどまった。しかも八月末までの貸付決定額はすでに二億円と割当額の九〇%に達しており、九月末までに

は全額消化しつくし、さらに不足を生ずると思われた。このような事情をふまえて同年二月八日に、「国民金融公庫法の一部を改正する法律」が制定された。すなわち、①第五条第一項中の「十三億円」は「十八億円」に改められた（政府出資の増加）。また、役職員の給与をきめた第十七条の二は、「公庫の役員および職員は、一般職の国家公務員としての給与をうける。ただし、総裁は、公庫の役員および職員に対して、その俸給総額の二〇〇分の一〇に相当する金額をこえない範囲内において、大蔵大臣の承認を受けて、特別手当を支給することができる」と改正された。これによって役職員の待遇改善を図ることとした。さらに、第二十一条の二として、「公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、政府から公庫の予算に定められた金額の借入金を行うことができる。公庫は、市中銀行その他民間から借入金をしてはならない。2 政府は、公庫に対して資金の貸付を行うことができる。3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができる」という「借入金」の条項が入った。これと資本金の増加は、公庫の貸付規模の拡大と普通小口貸付の貸付限度引上げが可能となった。ついで第二十三条中、「大蔵省預金部」の下に、「若しくは銀行」を加え、「預け入れて」を「預け入れ、若しくは郵便貯金に」と改めた。これは余剰金の運用先を拡大したことを意味する。この改正案の国会審議の過程で、「預金部資金を国民金融公庫に供給し、生業資金貸付をなさしめる用意があるか」という質問に対して、「現在のところ預金部から国民金融公庫を通じて、公庫に生業資金貸付を行わしめる考えはない。従って、昭和二十四年度補正予算においても、預金部からの借入金は、公庫の予算に計上しなかった。しかしながら、将来において預金部資金の運用の一環として考慮したいと考えている」と答えている。今日の財政投融资の主要な原資である資金運用部資金（当時の預金部資金）の借入が行なわれたのは、昭和二六年度からで、当分は出資中心の資金調達であった。

国債	二九七	特約処理預金	四九四
地方債社債	二四三	その他	一二八
特約処理預金見合	四九四		
その他	三六三		
合計	三、七九一	合計	三、七九一
備考 別に保護預国債九四五百万円あり。			
二、日銀借入金に対応する見合資産(二十三年十二月末)			
日銀借入金	一、二五五百万円		
見合資産			
小口貸付	八一		
生業資金貸付			
(自己資金充当分)	一七二		
資金融通			
(係統機関に対する貸越分)	二三一		
国債地方債社債	五四〇		
その他	二三一		
計	一、二五五		

庶民金庫の生業資金貸付に関する自己資金充当分は約三七〇百万円見当であるから残額約二〇〇百万円はその他勘定に含まれることになる。

(8) 国民金融公庫法案の国会における審議の様相については、前掲『国民金融公庫十年史』の一四三―一五一ページにくわしいので参照されたい。

ここでは別の角度から、とくに興味のもたれる問題点について、審議で明らかになったものを紹介しておこう。

① 新しく設立する国民金融公庫についてはその性格を一種の公共企業体に改めるとともに、その業務の範囲を、政府機関として行うのに適当と認められる生業資金の小口貸付に限定したほか、予算および決算についても国会の議決を経る取扱

とした。

② 国民生活の安定を期するためには、なるべく政府出資金の増加を図ることが望ましいが、二四年度の財政の实情から到底多額の出資金を計上することは困難であるところから、国民金融公庫の資本金は、庶民金庫および恩給金庫の整備を完了するために必要な最小限度、すなわち、日銀等からの借入金返済に必要な一三億円に限ることとなった。しかし、今後の貸出金としては、既往の貸出金の回収額約一億円のほか、二四年度において生業資金貸付制度による新規資金三億円を予算に計上することとした。なお将来においては財源の許す限度において資本金の増加を考慮することとした。

③ 公庫の業務の範囲が、生業資金の小口貸付業務に限定されるようになったのは、(i)金融機関に対する資金融通、損失補償、預金の受入、中央機関業務は、コマースナル・ベイシスの業務であるため、政府資金により運営される公社の業務としては適当でないこと、(ii)生業資金以外の小口貸付は、たとえば生活資金の供給等は九原則の建前より不適当であること、(iii)恩給担保金融は社会保険制度の趣旨に照らして適当でないこと、等によるものである。

④ 国民金融公庫と引揚者金融との関係は、国民金融公庫は一般金融機関から融資を受けることが困難な人々に対して、その生業に必要な資金を供給することを目的とする金融機関であるから、引揚者をはじめ生活困窮者に対して金融を行なう場合が多いと思われる。しかし、公庫は引揚者に対する救済金融を目的とする機関でないことはもちろんであって独立して事業を遂行する意思と適切な事業計画をもつ人々に対して事業資金を貸し付けることを目的とするのである。

⑤ 恩給担保金融制度を廃止する理由は、(i)恩給制度は定期的な一定金額の給付を継続的にうけとめることにその意味があるから、恩給権を担保に供し、一時に資金の前借をうけることは、反って後日恩給受給権者を不利な地位におくこととなり、恩給制度の本旨にそむく結果となる恐れがあること、(ii)恩給受給権者が病氣その他の不時の出費の必要を生じた場合においても、必ずしも恩給を担保に供することなく、生活保護その他社会保険制度により救済をうけることが筋道であること、(iii)恩給受給権者が小額の事業資金を必要とする場合のときは恩給権を担保に供せずとも、一般大衆と同様国民金融公庫から金融をうける途がひらかれていることをもって足りること、等である。

以上の論点のなかに、小口事業資金貸付という限られた範囲で、公法人として政策金融を担う国民金融公庫の機能なり性格が明確にされているように思われる。

(9) 本節で使用した資料は、特に記載したものを除いて大蔵省資料Z五二六―九一〇、九一一、九一二による。

第三節 住宅金融公庫

一 戦後の住宅事情と住宅金融政策

戦前不動産金融としての性格をもっていた日本勧業銀行の不動産金融の機能はほとんどなくなり、その上昭和二二一年に公布された「金融機関資金通準則」には、①産業資金供給総額の目標を金融機関に蓄積された自由預金増加額の五〇%とする。②産業資金貸出優先順位を設定し、石炭、鉄鋼、化学肥料の最重点産業を始めとする重要産業企業に対して、①の枠内で産業資金の重点的供給を図るといふ二項目がふくまれ、産業金融重点主義が貫かれた。このように、民間金融機関による住宅部門への資金配分にはほとんど期待できない事情のもとでは、財政資金の活用や政府金融機関の機能の発揮が強く要望されたのである。

しかし、現実には住宅金融のための特殊金融機関の設立はおくれ、民間の手による民間資金での住宅建設が中心とならざるをえなかった。住宅金融公庫の手になる『住宅金融公庫二十年史』によれば、終戦時から二三年度までに新築された二〇〇万戸の八〇%は民間の建設によっていた。この間公営住宅は毎年四万ないし五万戸程度建設されていたが、戦後の四二〇万戸といわれる住宅不足を解消することは到底望めなかった。しかも二三年を頂点として、民間自力建設戸数は大幅な減少を示し、住宅建設を誘導する長期低利の貸付に必要な資金の獲得に重点をおかざるをえ

なかった。

このような事情を背景に住宅金融のための特殊金融機関設立の構想が展開されてきた経過については、すでに第一節で明らかにしたが、住宅金融機関の設立に大きな影響を与えたのは、二三年八月一七日に、「新立法による金融制度の全面的改正」が、連合軍総司令部経済科学局財政課金融係長の談話形式の非公式勧告としてされたことである。同勧告のなかに、指針の一つとして、「必要な住宅建設並びに土地開発計画に対する資金供給につき普通銀行を補足するため必要な恒久的特殊金融機関を設けること」があった。これを契機として、住宅金融のための特殊金融機関の設立構想が急速に進展をとげるのである。

ところで、上の勧告がだされる直前の八月一四日付で、「住宅建設または復旧に対する預金部地方資金の融通について」が発表されている。これによれば、住宅の建設または復旧について預金部に地方資金の融通申請があったものは次の表2—8のとおりである。この表の総額四一億円の融資申請に対して、①政府職員住宅については全額融資、②賃貸庶民住宅についても全額融資、③長期割賦分譲住宅については、融資回収の確実性においては賃貸住宅よりまさるところがあるが、事業の緊要性において劣り、資金繰りからみて融資しないこととする、④北陸震災賃貸庶民住宅は全額融資、⑤北陸震災転貸資金庶民住宅については、罹災住宅復旧資金を地方公共団体を通じて住民に転貸する融資政策は、預金部の伝統的なものであり、また震災地の民生安定になるべく多額の融資をなすことが望ましいが、転貸については、総司令部の指令に抵触する恐れがあるので、②ないしは④に振り替えること、といった対策が述べられている。なお、この種の地方資金を充実するために、郵便貯金増加運動を実施することとし、①賃貸庶民住宅についての住宅貯金と②長期割賦分譲住宅についての住宅貯金の二つを対象とした。すなわち、前者については、(1)住

表 2-8 住宅の建設・復旧についての預金部地方資金の申請

種 別	所 管	事業主体	戸 数	融 資 申 請 額 百万円	摘 要
政府職員住宅	大蔵省 給与局	政府職員共済 組合連合会	1,293	300	事業費の全額
賃貸庶民住宅	建設省 建築局	地方公共団体	39,372	2,580	事業費の半額(他の 半額は国庫補助)
長期割賦分譲 住宅	〃	〃	6,000	600	事業費の2/3(1/3は 需要者即金負担)
北 陸 震 災	賃貸庶民 住宅	〃	3,000	66	事業費の1/4(3/4は 国庫補助)
	転貸資金 庶民住宅	被災者住宅組 合	10,000	584	全額は事業費の半 額他の半額は需要 者負担全半壊分は事 業費の1/3(2/3は 需要者負担)
計			59,665	4,130	

宅貯金は住宅建設資金の一部を住宅需要者共助の精神により負担する趣旨であることを徹底する。(ロ)賃貸庶民住宅の借入申請をしようとするものは、郵便局において五〇〇〇円の定額郵便貯金をし、「住宅貯金」のスタンプ付の貯金証書の交付を受け、これを添付して地方公共団体に申し込む、(ハ)地方公共団体は申請者の資格を審査するとともにその証書番号を登録し、証書には「登録年月日」と朱書して返戻する、(ニ)地方公共団体は、その申請書について抽籤によって住宅資金借入を決定することとし、また、後者については、十一月、一二月にわたって三〇億円を目標額とする定期郵便貯金増加運動を実施することとなった。とくに前者については、広義には、資金使途と結びついた貯金制度になるわけで、住宅需要者共助の精神を強調したこととともに興味深い。

ところで、前掲総司令部勧告がだされた翌八月一八日、大蔵省銀行局銀行課は「住宅建設金融についての経過」をまとめた。そこでは、まず四月はじめにおける建設省と銀行局との間の疑問、回答が紹介されている。すなわち、建設省より「庶民住宅

緊急対策として庶民住宅四万戸建設のため、預金部、復金および市中金融機関より資金の長期低利融通を考えられた」という中出に対し、銀行局は、(イ)預金部からの融資については、一般起債二五億円のうち、災害復旧、六三制実施その他のものとの関連において融通が考慮されること、(ロ)一般金融機関よりの融資については、長期資金の供給は困難である。その打開策の一つとしては、事業会社等においてその職員が住宅組合を設立した場合において必要とする住宅資金の借入について一定額の範囲内で年五％に相当する利子補給をなすよう措置することを考慮中である、と回答した。そして、銀行局は、重点を事業会社の社宅建設におき、市中銀行側の意見も徴したところ、融資の対象となりうるものには融資しようという一般的な答えを得ただけであり、とくに積極的な方策を見いだすことができないまま、この方法により、かなりの資金供給ができると考えたようである。かくて建設省は、この趣旨に沿って起案し、同年七月一〇日の閣議において建設大臣が報告した。その必要資金は四万戸分四八億円であった。銀行側はどのような社宅ができ、それが担保となりうるものであるかを見学したが、これには二〇行が関心をもった。なお融資準則の扱いとしては、事業会社従業員の住宅建設資金については、順位表甲の二として扱い、個人の住宅建設資金についても、許可坪数の範囲内で、一万二五〇〇円を限度として、甲の二の扱いとされた。ここでは、まだ民間資金の活用が中心となって考えられていたようである。

つづいて、復興金融庫の資金の活用が問題となった。昭和二三年八月一八日付「復金の住宅建設資金融資について」によれば、復金は、緊要産業労働者住宅中、石炭、亜炭、硫化礦については、それぞれ四半期資金計画に枠を特掲し、建設状況とにらみ合わせ、融資を執行し、大きな実績をあげた。なお、石炭の二三年度労働者住宅融資計画は三七億円であった。また、その他の産業については、その緊要度において一般設備資金に比較してまさるとも劣らぬ

ものが少なく、個々の企業の状況に応じて考慮することとなっているため、正確な計画金額は不明であるが、鉄鋼、肥料、化学工業等については、相当金額になっていたと述べられている。その他の一般庶民住宅については、分譲住宅資金として、二九〇〇万円が融資済みであるが、借入先住宅分譲者の資金使用状況は必ずしも満足すべきものではなかったため、二三年度には五〇〇〇万円を計上した。しかし、これだけの資金量を最大限効果的に活用する方法を講じなければならぬとして、分譲住宅業者のうち、実績その他に徴し、もっとも優秀なもの数社を選び、集中的に融資するのも一案と述べている。

このような経過に照らして、大蔵省は「住宅金融特別措置要綱」を八月二六日に決定している。その主要内容は次のとおりだが、復金資金の活用が中心となって考えられている。

住宅金融特別措置要綱

一、目的

住宅の早急なる復旧、建設は戦後の社会生活延いて経済再建にとつて緊急の要務であるに拘らず、従来資金、資材面の制約によつて必ずしも充分の成果をみせず、近時住宅不足に伴ふ社会不安の増加が強く認識せられるに至り、これが経済再建に及ぼす悪影響も看過し難い事情にある。ところが本年度は住宅用資材の割当は確保せられたに不拘資金面の措置が之に伴はない憾があるので今般復金資金の活用によつて住宅金融についての特別措置を左の要領により実施することとした。

二、要領

イ この特別措置に依り差当り本年度末迄を目途として概ね十億円の復金資金を供給することとし、内六億円は代理貸に、四億円は保証資金に充当する。

ロ 本融資の対象としては左記(1)(2)を含まじめない。十億円の四半期配分額は別に定める。

(1) 石炭、亜炭、硫化磺、鉄鋼、電業、肥料等の重点産業であつて従来特別の住宅金融を行つてゐるもの又は設備中住宅資金の供給を認めてゐるもの

(2) 住宅供給会社等に対する融資

ハ 融資を受け得る者は前記(1)に掲げた以外の産業に属する企業体であつて、個人たると法人たるとを問はないが、これらの企業体が個々に又は合同して、社宅又は共同住宅を建設する場合に限る。

ニ この特別措置による住宅建設は建設省又は都道府県知事の許可があり、且所要資材は正規のルートに依つて取得する場合に限ること。

ホ 建設費の三分の一以上は自己資金に依らしめることとし、本件融資の金額は一件差当り五百万円以下で、社宅にあつては一戸当り差当り十万円以下とする。

ヘ 代理店は差当り現行通り(興銀、勧銀、商工中金、北拓)とし、代理貸の条件は左の通りとする。

1 期限 最長十カ年

期限満了後回収不可能なるものについては五カ年を経過したものに限り三〇%を超える部分に付代理店に於て肩替せしめる。

2 担保 物的担保を徴求することは勿論保証人をたてることを要する。

3 金利 復金の貸出金利の内、長期金利の最低程度とする。

ト 保証融資は三〇%の部分保証とし、期限は最長五カ年、期限満了後回収不能なるものについては三カ年を経過したものに限り復金において肩替りを行ふ。

前項の部分保証は予め復金の承認を得るものとし、保証の実行は個々の貸付についてこれを行ふ。

担保及び金利については概ね代理貸の場合に準ずるも復金の承認を得て別段の定めをなすことができる。

チ 代理貸資金及び保証基金の各行別割当額は別に定める。
リ 融資の基準、肩替りの実行等についての細目は別に定める。

このように当時、会社の住宅または共同住宅以外の個人住宅については、二つの資金調達方法が考えられていた。すなわち、

- ① 復金法第一条の「経済の復興を促進するため必要な資金」という文面を広義に解釈し、復金の資金を利用すること、その方策としては代理貸または保証によることが好ましいとされた。
- ② 一般金融機関をして住宅金融を行なわしめ、政府は元金および利子の一部（たとえば三〇％）につき、一定期間を限り（たとえば一〇年）、損失補償の契約を結ぶとともに、日銀をして上の金融機関に対し、資金援助を行なわせる。

もっとも②については、予算外契約および予算を要するほか、補償契約が三カ年以上にわたるため、財政法の特例を認める単行法を必要とするとされた。結局②の案は実現にいたらなかった。

そこで、復金融資の意義が大きくなるが、昭和二十三年一月二二日付でまとめられた「復金の住宅金融については、当時の復金による住宅資金の供給を三種類に分類している。すなわち、

- (一) 閣議決定に基づき、とくに住宅資金の供給を行なっているもの
- (イ) 炭礦労務者住宅

本件は昭和二十一年度下期より閣議決定に基づき実施に移され、石炭礦業に対する設備資金融資の半ばを占め、一般の建築規則と別個の炭住規則に基づき且つ資材、資金、輸送等全般に亘つて特段の措置が講ぜられてゐる。（中略）

(イ) 亜炭労務者住宅

(二) 一般設備として住宅建設を認めてゐるもの

重点産業の中労務者住宅の特に緊要なものについては一般設備資金として住宅資金を一部認めてゐるものがある。例へば電気事業における業務設備の相当部分は住宅施設であり、石油業についても或程度の住宅資金がある外前項硫化礦、亜炭労務者住宅の中閣議決定以前の分もこれにあたる。

(三) 庶民住宅資金として住宅供給会社を通じて融資したもの

本件は昨年度第三、四半期に実施せられたが復金本来の趣旨に照して不適當と認められたので其の後実行はされてゐない。もう一つの住宅資金の供給ルートである預金部地方資金の融通については前にふれたが、この住宅建設事業に対する預金部地方資金のその後の実績および計画の資料をここでとりあげておきたい。預金部は、住宅建設事業についての起債に対して地方資金を優先的に融通する方針をとったが、二二年度における実績は、預金部地方資金総額八八億四〇〇〇万円の八・三％に当たる七億三〇〇〇万円であった。昭和二十三年度における計画は表2-9のとおりで、融資額約三三億円は地方資金見込額二三〇億円の一四％に当たった。

以上のように、当時考えられた住宅資金の供給対策としては、復金融資、預金部地方資金のいわば政策金融と、民間金融機関の住宅金融の促進方策であった。前者は量的にも限界があり、制度面でも制約が少なくなかったし、後者はほとんどすまなかつた。このような住宅金融の事情のもとで、当時の住宅事情はどのようなものであったのだろうか。建設省建築局住宅企画課の資料を使って、そのおもな実態を理解してみたい。

まず昭和二十三年一月一日に発表された資料のなかから住宅建設状況、住宅建設資金五カ年計画を示すと、図2-1および表2-10のとおりである。実績をみると昭和二十二年以降住宅建設戸数は着実に伸びているが、その間推定

図 2-1 住宅建設状況 (昭和21年1月—23年8月)

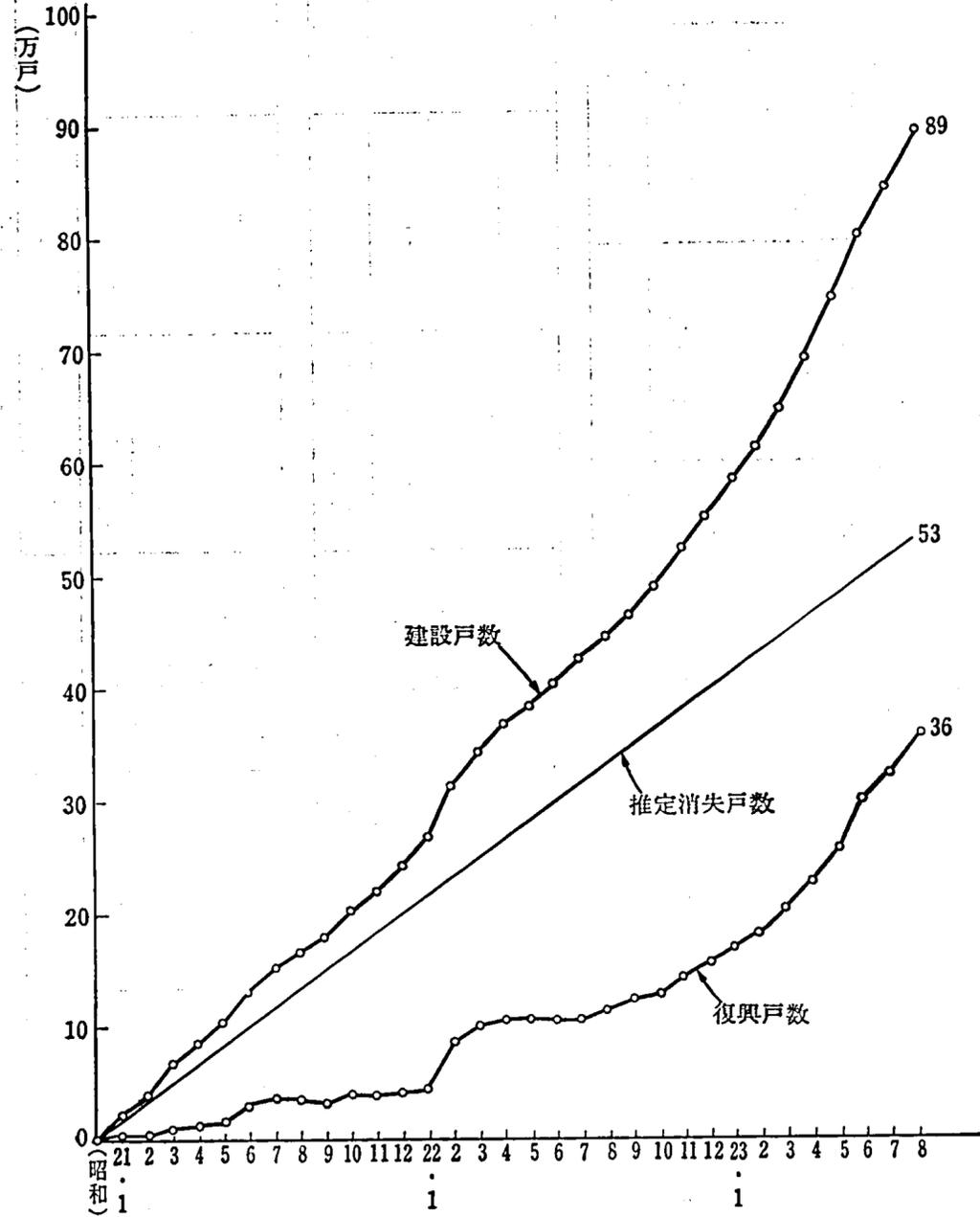


表 2-10 住宅建設資金 5 年計画(案)

建設省建築局(23. 10. 10)

区分	年度					計
	昭和 24 年	昭和 25 年	昭和 26 年	昭和 27 年	昭和 28 年	
戸数	木造住宅	457,000 戸	443,000 戸	435,500 戸	444,000 戸	422,500 戸
	耐火住宅	13,000	30,000	43,000	50,000	57,000
	準耐火住宅	30,000	37,000	41,500	46,000	50,500
計	500,000	510,000	520,000	540,000	560,000	2,630,000

(単位：千円)

区分	年度					計
	昭和 24 年	昭和 25 年	昭和 26 年	昭和 27 年	昭和 28 年	
資金	木造住宅	内訳不明	88,595,200	87,100,000	88,800,000	90,500,000
	耐火住宅	〃	12,600,000	18,000,000	210,000,000 ¹⁾	239,400,000 ²⁾
	準耐火住宅	〃	7,892,000	8,964,000	9,936,000	10,908,000
計	99,626,000 ³⁾	109,087,200	114,064,000	119,736,000 ⁴⁾	125,348,000	567,861,600

(単位：千円)

区分	年度					比率	計
	昭和 24 年	昭和 25 年	昭和 26 年	昭和 27 年	昭和 28 年		
国庫	19,146,800	21,817,440	22,812,800	23,947,200	25,069,600	20	112,793,840
預金部	6,126,400	5,454,360	5,703,200	5,986,800	6,267,400	5	29,538,160
金庫	32,086,560	38,180,520	39,922,400	41,907,200	43,871,800	35	195,968,480
自己資金	42,267,040	43,634,880	45,625,600	47,894,400	50,139,200	40	229,561,120
計	99,626,800 ³⁾	109,087,200	114,064,000	119,735,600 ⁴⁾	125,348,000		567,861,600

(注) 木造 坪16,000円 1戸 12.5坪, 耐火 坪30,000円 1戸 14坪, 準耐火 坪18,000円 1戸 12坪. 資金比率は24年度を含まず.
 (備考) 1) は21,000,000, 2) は23,940,000の誤りと思われる. また3) と4) の数字はそれぞれ一致しなければならないと思われる. しかし原資料とおり掲載することとした.

の住宅建築戸数の水準を維持するためには、どうしても金庫の存在が不可欠であることを、この資料は示しているようである。

次に昭和二四年一月に発表された「現下の住宅事情とその対策」(同じく建設省建築局住宅企画課)によって、住宅事情を把握してみよう。同資料は、はじめに住宅不足の現況を説明している。そのなかで二三年一二月末現在における住宅不足数を三七〇万戸と推定し、最も住宅不足になやんでいるのは都市における勤労者階級だとしている。戦後その時点までに建築された一一八万戸のうち、勤労庶民階層向けの住宅は、国庫補助による公営賃貸住宅をふくめ約三九万戸にすぎず、さらにそのなかで都市に建てられたものは約二二万戸であった。その結果、都市における一般庶民の住宅難は、深刻をきわめ、戦災都市においていまだ焼けトタンの壕舎に住んでいる者が約三〇万人にもものぼっている。また、職場と住宅との間の遠距離通勤に伴う労働力の浪費は、わが国経済復興の一大障害となっている。食糧問題がやや安定した今日、住宅問題が一日もゆるがせにできない重要な社会、経済、政治問題となっている、としている。

このような住宅事情に対して政府の行なってきた施策は、①自己建築と資材割当——臨時建築制限規則の施行は、重要資材の計画的統制の一環として供給の少ない建築資材をより効率的に使用し、不要不急建築を抑制するとともに所要資材の公定価格による入手を目的とするものであった。当初は住宅困窮者でも資材の入手が困難であったが、今日では住宅建築出願者は、ほとんど許可と資材切符を入手しうろようになっていた。これは資材の好転にもよるが、主として住宅購買力の低下を示すものである。すなわち、終戦後今日までの間に、自己の力で住宅を建てうる者は大部分建築を終わり、一般の勤労庶民階層は、自分で家を建てただけの資金をもたず、一般金融機関も金詰りのために、

住宅資金の供給を極度に忌避している。一方、建築費は一般物価の趨勢を上回って上昇しているため、勤労庶民階層は自分で住宅を建てることはますます望めなくなってきたことを如実に物語っているに外ならないとしている。②国庫補助による公営賃貸住宅——国庫より建築費の半額を補助し、地方公共団体に賃貸住宅を建設経営せしめる制度として二〇年度より出発した。その後二三年度まで九万四〇〇〇戸が建てられたにすぎず、はなはだしい場合には、一八〇〇倍も殺到する状況である。この方式による住宅供給の問題点として、①敷地獲得難、②補助金増額の問題（建築費の上昇を家賃に反映させないため）、③経営管理問題——今後建築戸数を増加させていったとき、財政的に困難であり、公共団体の事業としては、管理、経営の面で限界があるのではないか。③産業労働者住宅——重点産業に特別の措置を講ずるため、労働者住宅に対して所要資材の優先確保と所要資金の全額復金融資を行なった、としている。

次に、家賃統制と住宅対策の項目がおかれたのち、住宅建設上の二大隘路として、①住宅資金、②公営住宅用地の問題が説明されているが、ここでは前者のみをとりあげておこう。住宅資金確保の困難な原因を、次の三つに求めている。①住宅資金は本質上長期かつ低利なることを要するが、インフレ進行途上であり、先行不安の現在では、民間資金にこれを求めることは至難であるのみならず、国家資金といえども、インフレ抑制および資金の生産性よりみて、その支出が控え目となる。②一般的な金詰りは深刻をきわめ、産業資金についても事欠いている。③現行地家賃統制令をもってしては貸家経営は成り立たないため、直接の住宅向け投資はもとより金融も忌避される。以上のように、長期低利資金たる住宅資金の本質がインフレ下の経済情勢に背反すること、住宅経営が現状では企業として成り立たないことに帰着するとしている。ところで民間資金の状況をみると、一般銀行預金中の定期性預金は現在二割程度にすぎず、それも半年ないし一年の期間であるから、長期資金を一般金融機関に期待することは至難である。一

方、金利はますます高騰し、各種市中金利はいずれも高くなっており、住宅資金にかかる高金利の資金を求めるときは、家賃計算に占める資本利子額が多額であることから、入居者の負担が増大する。そこで、国家の資金にまたなくてはならないが、それには国の予算による直接の支出たる財政資金か、復金あるいは大蔵省預金部にその金融を求めると以外に方法がない。国の予算については、二三年度基本予算三九四億円中の公共事業費四三五億円のうちに二六億円の建築費補助が計上されているにすぎない。復金は産業金融を本旨とする建前とインフレの抑制の見地からする金融の引締めによって重要産業労働者用以外については否定的立場をとっている。大蔵省預金部資金にも限界がある。このことから、二三年度計画の四〇万戸の住宅建設予定に対して、資材は確保されているが、国が資金の裏づけをしているのは一二万戸にすぎず、資金調達が一步前進しない限り、一般庶民向け住宅の供給は足踏み状態にあるとしている。

このような隘路に対して、今後の施策として、①住宅金融専門機関の設置、②民営貸家企業の育成、③住宅敷地の確保、④住宅の不燃化、⑤地代家賃統制令の改正、⑥公租公課の減免があげられているが、ここでは①のみをとりあげてみよう。上の叙述で住宅金融の必要性は明らかであるが、昭和二三年八月に発表された総司令部の金融制度改革に関する指針中に述べられているように、問題は所要資金の調達である。前述のごとく、現状では国家資金による以外困難だが、民間資金の吸収を行なうことも必要である。国家資金の場合、国および地方公共団体に特別会計を設置し、国または公共団体において資金の融通、運営をなす方法も考えられるが、別に専門金融機関を設置する方法が有利である。それは①民間資金の吸収に便である、②金融技術よりして能率的な運営が期待しうる、③職員の異動による影響も少ない、④特別会計は会計年度に拘束され計画にも一貫性を欠くが、金融機関はその点恒久性を期待しう

る、^⑥住宅入居者の心理的影響も良好を期しようといった理由からである。

以上によって、住宅困窮度が極度に達した当時、住宅金融のための特殊金融機関の設立が強く要望されていた事情が明らかにされたわけである。

二 住宅金融公庫設立構想の展開

建設省は、昭和二四年一月、住宅金融専門機関の具体化をすすめるため、「住宅金融公庫設立計画」を立案した。同省のまとめた「住宅金融公庫設立計画概要」によると、①金庫の性格は、インフレ経済下の住宅資金の不足に必ずるとともに、将来にわたり国家公共の見地より住宅資金を調達し融通する恒久的機関である。その資金の調達については当分の間は全額政府より出資を受け、未払込分については債券の発行によるものであり、資金の融通その他については、政府の金融政策はもちろん、住宅政策よりする監督をうける特殊法人である。②金庫の目的は一般庶民のための住宅建設資金にして民生安定の見地より必要と認められるものを供給することにある。③金庫の資本金は一五〇億円とする（全額政府出資）。ただし初年度は一〇〇億円を払い込み、未払込資本金については、融資の必要に応じ債券の発行を行ないうるものとし、この債券には割増金を付することができる。金庫は当せん金品付証券（いわゆる富くじのこと）を発売しうる。④金庫は住宅金融公庫法に基づく法人とする。⑤金庫の業務は、(イ)資金の融通、(ロ)債務の引受および保証、(ハ)右に付帯する業務その他住宅金融公庫の目的達成に必要な業務。⑥金庫の対象は、(イ)一般庶民の自己住宅の建設、(ロ)住宅組合による住宅建設、(ハ)長期割賦分譲住宅の建設、(ニ)民営賃貸庶民住宅の建設、(ホ)前各

号のほか主務大臣の定めるもの。⑦住宅金融審議会——金庫の業務運営に関する重要事項につき、調査審議をなすため、理事長の諮問機関として住宅金融審議会を設置する。⑧金庫は主務大臣が監督する、となっている。このあと同概要には、住宅金融公庫の昭和二四年度の事業計画が詳細にたてられているが、ここでは省略したい。

以上のような設立要綱をみると、この段階では、国民金融公庫設立の当初の構想である国民金融公庫法案にきわめて類似している。

前節で明らかにしたごとく、すでにこの時点では国民金融公社構想ができて、特殊金融機関が政府とは別の公企業体、公法人の性格をもつものであり、全額政府出資による資本金で資金を調達するという考え方が明瞭になっていった。この考え方は、総司令部の勧告をうけたものであるが、当初のこの住宅金融公庫案には、そうした影響は及んでいないものと思われる。すなわち、①名称を金庫としている点、また一般的に特殊法人としている点、②資金の調達に、政府出資以外に、債券発行や富くじの発行までが考えられていること、等は当時の総司令部側の意向とは異なるものであって、むしろ最初の国民金融公庫法案に類似している。また、国民金融審議会と似た住宅金融審議会の設置を考えている点についても、同様のことがいえる。

次いで建設省は、二四年二月七日に、「住宅金融公庫の融資計画の概要と資金の償還確保の要領について」をまとめている。同資料は、融資計画の概要と償還確保の要領の二部に分かれている。前者においては前述の融資対象ごとに細かく貸付方法を述べており、後者においては、償還確保のために必要な手続をはじめ具体的な借入手続が明らかにされている。なお末尾には、二四年度の四半期別融資計画表と償還計画表が示されている。この時期に、かなり詳細な計画や手続方法までが与えられたことは、すでに準備が事実上かなりすすんでいたことを意味するのである。⁽¹⁾

次に二月一六日にいたって、住宅金融金庫設置要綱の一部を修正している。このときの修正は、住宅対策懇談会の審議と大いに関係がありそうである。というのは、二月一九日付でされた同懇談会の答申は、ほぼこの二月一六日案と同じものを骨子としてしていることから、同懇談会の審議の過程で修正が加えられ、二月一六日にほぼ固まったのではないかと推測されるからである。住宅対策懇談会は、二四年一月二五日に、建設大臣の諮問機関として設置され、住宅金融専門機関のあり方について審議した。いま住宅対策懇談会の設置規程と委員の名簿を示すと、次のとおりである。

住宅対策懇談会設置規程

- 第一条 住宅対策懇談会は建設大臣の諮問に応じて、住宅問題を解決するに必要な金融措置等に関する方策を調査審議する。
- 第二条 住宅対策懇談会は委員三十人以内で、これを組織する。
- 第三条 住宅対策懇談会に会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 第四条 委員は関係官庁の官吏及び学識経験ある者の中から、建設大臣が、これを委嘱する。
- 第五条 会長は会務を総理する。

会長に事故があるときは、会長の指名する委員が、その職務を代理する。

第六条 住宅対策懇談会に幹事を置く、建設大臣がこれを命ずる。

幹事は上司の指揮を承けて、庶務を整理する。

第七条 住宅対策懇談会に書記を置く、建設大臣がこれを命ずる。

書記は、上司の指揮を承けて、庶務に従事する。

住宅対策懇談会委員名簿

○金融関係

日本銀行

理事 井上 敏夫

庶民金庫

理事長 榊 田光男

日本勧業銀行

理事 堀 武芳

復興金融金庫

理事 森 寛造

○産業関係

経済団体連合会

会長 (懇談会会長) 石川 一郎

秩父セメント株式会社

社長 諸井 貫一

日本特殊鋼管株式会社

社長 大塚 万丈

○学界

東京大学

教授 大河内 一男

○言論関係

日本経済新聞社

編集局長 円城寺 次郎

○労働関係

日本労働組合総同盟

総理事 高野 実

○建築界

島藤建設株式会社

社長 島田 藤

○建設工業

全国建設業協会

会長 安藤清太郎

○各界

復興建築助成株式会社

社長 鈴木 敬一

日本不燃住宅普及協会

理事長 藤村 稲造

東京商工会議所

事務局長 吉坂 俊蔵

○関係官庁

経済安定本部

財政金融局長 内田 常雄

大蔵省

建設局長 高野 与作

銀行局長

愛知 揆一

主計局長

河野 一之

物価庁

第五部長 菅野 宗吉

建設省

建設次官 岩沢 忠恭

建築局長 伊東 五郎

建築局次長 師岡 健四郎

官房長 渋谷 操一

○地方公共団体

東京都

副知事 住田正一

神奈川県

副知事 豊原道也

同懇談会は一カ月足らずの審議を経たのち、前述のごとく答申書を建設大臣宛に提出した。同答申書には、次のような文面のあとに、既述の「住宅金融公社要綱」が付けられている。⁽²⁾

答申書

戦後四年を経た今日においても、深刻なる住宅難は、依然として緩和されることなく、経済再建の基盤たる国民生活の安定を甚しく阻害して居り、その及ぼす精神的、物質的悪影響は一刻もゆるがせにできない。

政府は、これに対して国庫補助による公営賃貸庶民住宅及び復金融資による炭鉱等の一部重要産業の労務者住宅の供給を行つて来たが今日の住宅対策としては、極めて不十分といわざるを得ない。

当面の住宅建設の最大の隘路は云うまでもなくその資金の獲得困難なることにあるのであって、自己資金による建築も既にその限界に達し、又現経済情勢下においては民間資金の供給も期待し得られない。かかる状態の下においては、政府の財政資金による長期低利資金の融通によらない限り住宅の建設を望み得ない。

昨年八月総司令部より発せられた金融制度改革の指針の中にも住宅建設に対する特殊金融機関の設置が述べられてゐることは、衆知の通りである。

よって政府は、昭和二十四年度より国庫から相当額の出資をなし左記要綱による住宅金融の専門機関を設置し、焦眉の急を要する住宅対策の解決に努力すべきである。

差当り、右本懇談会の意見として答申する。

なお住宅の建設を促進するため不動産取得税の減免の措置を講ずるよう併せて要望する。

昭和二十四年二月十九日

住宅対策懇談会会長 石川一郎

建設大臣 益谷秀次殿

ところで、二四年一月立案の「住宅金融庫案」と二月の答申書に付された「住宅金融公社案」とは、どこが相違するであろうか。おもな相違点を指摘してみよう。①金庫案にあった冒頭の金庫の性格が削除されている、②目的では、公社案には「他の金融機関等より供給をうけることが困難なもの」とし、国民金融公社案と同じく、政策金融の民間金融に対する質的補完の意味を徹底させた、③金庫案は特別法に基づく法人とあったものを、公社案では、公法上の法人（二月一六日案ではカッコ書で公共企業体という言葉が入っている）とし、公共的制度の性格を明確にした（マッカーサー書簡との関係は前節を参照されたい）、④資本金は全額政府出資で一〇〇億円に減じ、債券や富くじ発行による資金調達を公社案は全く否定した。これによって公社の公共性が一層明確になった。⑤住宅金融審議会の役割について、金庫案は「理事長の諮問機関として」「主務大臣に意見を述べることができる」となっているのに、公社案では、「主務大臣の諮問に應じ、又はこれに対して意見を述べるることができる」となった。この点も、国民金融公庫構想の展開のなかでも同様にみられた。より国の政策が反映するようにした配慮とみられる。⑥業務については、金庫案から、公社案では債務の引受および保証の文言が消えた。また対象について、(イ)一般庶民が個人となった、(ロ)「住宅供給を行なう会社その他の法人」という文言が第三、第四項に入った、(ハ)新たに公社法では「産業会社等による給与住宅の建設」という項目が入った等の相違がある、⑦全般に公社案の方が詳細な規定がなされていてわかりやすくなっている、といったことが、おもなものである。

右のような答申書をうけとった建設省は、同年三月三日付で次のような「住宅金融公社の設立要綱」を作成し、また、三月一日には、前述の「住宅金融公社要綱」に基づく「住宅金融公社法案」ができ上がった。これによって住宅金融公社の設立準備は完了し、閣議決定まで終えて、二四年度一般会計からの出資のための支出を働きかけたが、庶民金庫、恩給金庫の承継機関である国民金融公庫と異なり、ドッジ超均衡予算のもとでは、時期尚早として認められなかった。このため、昭和二四年度中の設立は見送らざるをえないこととなった。⁽³⁾

住宅金融公社の設立要綱

住宅の復興を促進するため必要な資金は、その特質上、現経済状況下において、これを一般金融機関その他民間資金に依存することは至難である。従って、この際国家の責任においてこれが解決を図り、国民生活を安定せしめるために、左記要綱により、住宅建設資金の供給を目的とする独立機関を設置するものとする。

- 第一 勤労庶民のための住宅建設資金を供給することを目的として住宅金融公社を設立する。
- 第二 住宅金融公社の資本金は、政府が全額出資する。
- 第三 住宅金融公社は、その資金調達及び業務の公共性及び資金の効率的運用の必要性に鑑み、これを公共企業体とする。
- 第四 政府に、学識経験者及び関係官吏をもって組織する住宅金融審議会を設置し、住宅金融公社の業務運営に関する政府の諮問機関とする。
- 第五 住宅金融公社は、住宅建設資金の融通を業務とする。
- 第六 住宅金融公社の業務方法及び事業計画については、政府の認可を必要とする。
- 第七 住宅金融公社の会計に関しては、公共企業体会計法の制定までは、国の会計規律に準ずるものとし、その経費に関する予算は、国会に提出し、その議決を必要とする。

第八 住宅金融公社の会計検査は、会計検査院が行う。

第九 住宅金融公社は、主務大臣が指導監督する。

備考

住宅資金融通の緊要性に鑑み、住宅金融公社の業務開始までの間、他の金融機関をしてその業務を代行せしめる等の必要な措置を講ずる。

昭和二四年に入ってから、二五年度予算の編成に向けて、公社設立の運動が建設省によって展開された（たとえば第一節の「住宅復興金融公社の設立について」を参照のこと。この案は三日付のものをうけていることは明らかである）。住宅対策懇談会は二四年九月八日付で解散されたが、その際各委員に送った益谷建設大臣の手紙のなかには、「本年度は財政上の理由から実現の運びにまいりませんでした。御審議の趣旨に副いまして、来年度は是非共実現致し度いものと鋭意努力中でございます」とあり、二五年度設立への強い要望を建設省はもっていたようである。

しかし、実現までにはなお迂余曲折を経ることとなる。大蔵省は当初（九月一〇日）、昭和二五年度予算編成に際し、住宅金融対策の基本方針として、次のような案をもっていた。すなわち、基本的には「深刻なる住宅不足を緩和し、国民生活の安定を図るため、国庫補助庶民住宅の建設を拡充する外、住宅金融につき次の方針により財政的措置を講ずる」ものとし、具体的には

一、(略)

二、

第一案

- (一) 五十億円を限度として財政資金を一般会計より別に定める条件に基づき金融債券発行会社法（仮称）により設立せられる

会社に長期資金を供給し、住宅金融を担当せしめる。

(二) 右の会社は左の基準により住宅金融を行う。

イ、融資対象 一般個人、住宅組合

ロ、融資条件 十五カ年元利均等償還 利率年五分五厘

ハ、融資限度 建築費の八割を限度とし、最高一七二、八〇〇円迄とする（木造十二坪、坪一八、〇〇〇円の八割）

ニ、担保 当該住宅は必ず担保に徴する。

(三) 住宅建設計画（別表第一）

備考 信託会社に担当せしめる考え方もある。

第二案

(一) 五十億円を限度として、預金部資金を国民金融公庫又は都道府県に融資し、住宅金融を担当せしめる。

(二) 国民金融公庫又は都道府県は次の基準により住宅金融を行う。

(第一案の通)

(三) 住宅金融のためにする預金部資金の融資条件利率は昭和二十四年度預金部地方融資融通要綱によることとし、国民金融公庫又は都道府県に、損失を生ずる場合は政府に於て之を補償する。

(四) 住宅建設計画（第一案の通）

三、建設省要求住宅金融公社案概要（別表第二）

四、住宅不足現状等参考資料（別表第三）

第一表

住宅建設計画（勤労者、庶民住宅）（建設省案）

	昭和 25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	計
国庫補助住宅	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	250,000
住宅金融	65,000	65,000	65,000	65,000	65,000	325,000
産業住宅	40,000	40,000	40,000	40,000	40,000	200,000
計	155,000	155,000	155,000	155,000	155,000	775,000

第二表

住宅金融公社案概要（建設省要求案）

(1) 資本金 全額政府出資 100億円(5ヶ年計画500億円)

(2) 融資対象

イ. 個人

ロ. 住宅組合

ハ. 住宅会社

ニ. 産業会社

(3) 融資の基準及び条件

イ. 住宅建設費の平均 70%(80%限度)

ロ. 融資期限 15年以内(半年据置)

ハ. 金利 5分5厘

ニ. 担保 当該住宅

(4) 住宅金融公社 25年度事業計画

a. 建設戸数	66,660戸	
b. 融資総額	150,000円	
c. 融資総額	10,000,000千円	
d. 融資計画戸数及融資金額		
一般個人	20,000戸	3,000,000千円
住宅組合	20,000	3,000,000
住宅会社	13,000	1,950,000
産業会社	12,000	1,800,000
調整分	1,660	249,000
計	66,660	9,999,000
e. 規格	12坪	建設費 216,000円(坪当18,000円)
	融資総額 = 216,000 × 0.7 = 150,000	
	自己資金 = 66,000	

第三表

1) 住宅不足の現状

- (1) 全国住宅数 13,044千戸(昭和23-8-1センサスによる)
居住人員 76,715千人
- (2) 住宅不足状況(24-4-1現在)

需要増加(→)	供給増加(需要減を含む)(←)	差引不足
a. 戦争原因不足 4,500,000戸	a. 戦災死亡減 300,000戸	
b. 終戦後24-3迄喪失 780,000	b. 終戦後24-3迄建設 1,940,000	
c. 人口自然増加 640,000		
計 5,920,000	2,240,000	△3,680,000

(3) 緊急建設を要する住宅戸数 (24-4-1調)

- a. 市部に住居なき世帯 133,750
- b. 過密居住世帯 415,900
- c. 遠距離通勤(2時間以上) 230,000
- 計 約800,000

2) 住宅建設状況

	住宅		非住宅		計	
	戸数	%	戸数	%	戸数	%
昭和20年8月~12月	144,565	92.0	12,435	8.0	157,000	100
21年1月~12月	237,377	82.3	51,384	17.7	288,761	100
22年1月~12月	315,576	77.7	90,620	22.3	406,196	100
23年1月~12月	486,739	72.9	181,093	27.1	667,832	100
24年1月~7月	279,299	72.2	107,294	27.8	386,593	100
計	1,463,556	76.8	442,826	23.2	1,906,382	100

3) 国庫補助住宅建設状況

	木造	鉄筋	ブロック	転用	余裕	計
昭和20年	42,959	0	0	38,171	0	81,130
21年	25,815	0	0	21,790	0	47,605
22年	30,840	48	44	8,080	2,799	41,811
23年	32,950	1,725	138	3,195	1,808	39,816
24年	20,646	2,499	398	1,031	508	25,082
計	153,210	4,272	580	72,267	5,115	235,444

以上のように、第一案は一般会計からの出資と債券発行、第二案は預金部資金の融資、また、第一案は金融債券発行会社、第二案は国民金融公庫または都道府県を通じて住宅金融を行なうこととなっており、いずれの案でも、住宅金融公社のような専門機関の設立を前提としていなかったことが注目される。

この間、建設省は五月に新たに発足させた政府諮問機関である住宅対策審議会の審議に委ね、一〇月一三日に第一部会案が、そして十一月には会としての答申「住宅建設資金の融通に関する機構」としての「住宅金融公社要綱」が提出された。その内容はのちの住宅金融公庫法の骨子となっているので、公庫法を説明する際にゆずりたい。

しかし、一月に入ってから大蔵省銀行局は、なお住宅建設資金の供給機構について検討を重ねていた。いまその経過を追うと、一月二二日付の「住宅建設資金の融通に関する件」では、法人である住宅金融通委員会に政府が五〇億円を出資し、同委員会は、①不動産銀行が住宅金融通のために発行する住宅債券の引受、②住宅建設資金の融通に関する債務の保証、③住宅建設資金の融通に関する利子の補給等の業務を行なうものとされている。この住宅金融通委員会の機構は可及的簡単なもの（七～八人程度）とするし、不動産銀行以外の金融機関が住宅建設資金の融通を行なう場合は、住宅金融通委員会が、①保証の方法は支払保証（期限到来とともに肩替り）または損失保証とし、保証の限度は原則として五割とする、②保証の期限は支払保証については三年以上、損失保証については、融資の限度と同一とするという要領で、その融資に対し債務の保証をなすことができるものとした。さらに、住宅金融通委員会の機能について、次のようなものが認められた。

① 住宅金融通委員会は余裕金があるときは、これを公債その他政府の指定する有価証券又は大蔵省預金部その他政府の指定する金融機関に対する預金に運用することができる。

② 住宅建設資金の融通を行う機関として不動産銀行を設立する。

不動産銀行は株式会社とする。

不動産銀行の営業所は本店及び支店とし、必要により他の金融機関を代理店とすることができる。

不動産銀行の資本金は一億円以上とする。

③ 不動産銀行は、資本金の三十倍を限って金融債を発行することができる。

金融債のうち、住宅建設資金に充てるもの（住宅債券とし、他の金融債と区別する）は資本金の二十倍を超えることができる。住宅債券の償還期限は五年以上とする。

④ 不動産銀行は金融債の発行による外、預金の受入によって資金の調達ができない。

不動産銀行は住宅建設資金の融通の外担保を徴して事業に対する設備資金又は長期の運転資金の融通を行うことができる。

⑤ 不動産銀行は余裕金があるときは、手形の割引又は買入或は銀行又は大蔵省預金部への預金の方法によつてこれを運用することができる。

さらに、二日後の一月二四日付の「住宅建設資金の融通に関する件」では、政府が五〇億円を出資して設立する住宅基金によつてその機能を行なわしめる、となっている。その内容は、次のとおりである。

住宅建設資金に関する件

一、住宅の建設に必要な資金の供給を円滑にし、住宅の建設を促進するため、政府は住宅基金を設立する。

住宅基金は、法人とする。

住宅基金の基本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資する。

二、住宅基金は、左の業務を行う。

- 1 不動産銀行が住宅建設資金融通のために発行する住宅債券の引受
- 2 住宅建設資金の融通に関する債務の保証
- 3 住宅建設資金の融通に関する利子の補給
- 4 不動産銀行の行う住宅建設資金融通のために要する事務費の補助

(備考)

- 1 不動産銀行が発行する住宅債券は原則として全額これを住宅基金において引受ける。
右債券の償還は、不動産銀行の住宅資金貸付の元利金の限度内においてのみ行われることとし、実質上住宅基金の保証と同様の効果をもたすこととする。
- 2 住宅基金は住宅債券の引受の後余力あるときはこれをもつて左の要領により債務の保証を行う。
イ、保証の相手方は不動産銀行以外の金融機関とする。
ロ、保証の方法は支払保証(期限到来と共に肩替り)又は損失保証とする。
ハ、保証の期限は支払保証については三年以上、損失保証については融資の期限と同一とする。
- 3 住宅基金は不動産銀行以外の金融機関が行う住宅建設資金の融通に対し、その融通の利子と通常の貸出利子との差額について利子の補給を行う。
- 4 住宅基金は不動産銀行の行う住宅資金の融通のために要する事務費を予算に計上された金額の限度において交付する。

三、住宅基金は余裕金があるときはこれを公債その他政府の指定する有価証券又は大蔵省預金部又は政府の指定する金融機関に對する預け金に運用することができる。

また、その直後の一月二九日付の「住宅建設資金の融通に関する件」がまとめられているが、これも二四日付と同じく、住宅基金の機能を生かすこととされている。内容は次のとおりだが、この文面にある「貴方」とは総司令部

をさすものと思われるので、この文書によって総司令部との交渉が行なわれたものと思われる。この文書では、五〇億円の支出が住宅政策の一環として、二五年度予算で認められ、住宅基金の機構を使うこととしつつも、まだ運営方法や基金と不動産金融機関との関係等で研究すべき点が残っているとされている。このほか、一般法で不動産銀行を設立することが考えられ、住宅基金の資金は、政府が全額出資する基本金のみで、債券発行等が考えられていない点が注目される。

住宅建設資金の融通に関する件

政府の住宅政策の一環として昭和二十五年年度予算において総額五十億円の支出が認められたが、これが運用に関しては不動産金融機関の制度、住宅基金の機構運営及び右基金と不動産金融機関との関係等について未だ研究すべき点が残っているが予算提出の期限の関係もあり、この際予算編成上必要な最少限度において左の如くその構想を概定することとして詳細については貴方との間の討議に委ねることについて御諒解を得たい。

記

- 一、住宅の建設に必要な資金の供給を円滑にし、住宅の建設を促進するため、政府は住宅基金を設立する。
住宅基金は、政府機関たる法人とする。
住宅基金の基本金は、五十億円とし、政府がその全額を出資する。
住宅基金の構成人員は必要最少限度に簡素なものとする。
- 二、別に一般法に基づき不動産銀行を設立する。
- 三、不動産銀行は住宅債券を発行することができるものとし、住宅基金をして引受けしめる。
- 四、不動産銀行は右によつて調達した資金を、担保を徴し住宅建設に限って融通する。
- 五、住宅基金は一般銀行がなす住宅金融に対して保証をすることができる。

六、住宅基金は不動産銀行以外の金融機関に対して利子を補給し、不動産銀行に対しては事務費を交付することができる。

この考え方に基づいて同日(二九日)、大月銀行課長と総司令部側のスミス、ヘンリー・ロビンソン、ハッチソン等との間に討議が行なわれた。その席上、総司令部財政課の意向として伝えられたものは、次のようなものであった。

一、五十億円の資金は政府の資金であるから、その資金の運用は政府自身でコントロールすべきである。故に、政府が住宅金融のための債券を引き受けるといふ方式はとらない。

二、従って、政府からの直接貸にするか、或は agency として銀行を使うかという方法によるべきである。銀行を使う場合でも、銀行は単にその事務を取り扱うのみであって、決して最終的な帰属点になるのではない。融資をするに当り銀行は政府に対して事実を調査し資料を提供するが、決して融資の可否について意見を述べたりこれをきめてはならない。それは政府自らがきめるべきである。

三、融資を受けようとするものは、融資申込の窓口である銀行に政府の定める調査手数料を支払わなければならない。この手数料は reasonable なものであるべきである。政府に直接に申し込んだ場合には、適當の銀行にこの調査を委託することになる。この取扱をする銀行は特定の銀行を指定するのではなく、全部の銀行がやりうることにすべきである。政府の地方機構としては財務部を使つたらよい。融資申込のときの調査手数料は、融資申込者が支払い、融資が拒絶されても、これは返還されない。

四、政府において融資すべきことが決定された場合には、政府機関の小切手を以て支払う。その經由機関は銀行とする。貸付利率は年五分五厘とする⁽⁴⁾。

五、融資後の管理・回収の事務は融資の時調査をし融資の經由機関となった銀行が別勘定を設けて取り扱い、これに対しては政

府から手数料(管理手数料及び回収手数料)を支払う。

六、政府機構 government agency の人数は司令部において決定する。

この内容で明らかのように、総司令部側は大蔵省案の「住宅基金に出資し、それが民間の金融機関の債券消化を通じて住宅金融を行なう」という線を否定した。五〇億円は政府の資金であるから、政府が直接貸すか、政府が融資の決定権をもつ形でエージェンシーに代行せしめるかという考え方に立っている。大蔵省側は九月以来、住宅金融公社のごとき住宅専門機関を新たに設立しないで、民間金融機関に対する債券引受や利子補給、債務保証を通じて住宅金融を行なうと考えてきたが、この考え方は総司令部の受け入れるところとならなかった。そして、再び建設省がかねてから主張してきた「住宅金融公社」案が前面に登場してくることになったようである。こうした紆余曲折を経て、ようやく「住宅金融公庫法案」が、政府提案として、二五年四月四日、第七国会に提出されることになった。法案提出がなされるまでの間には、なお種々の議論が展開され、制度面での細目決定が行なわれたものと思われる。この間の重要な変更は、「住宅金融公社」という名称が、「住宅金融公庫」という名称に変更されたことである。公庫という名称がでてきた経過については、前節の国民金融公庫の説明を参照されたい。全く同じような公法人としての性格をもたす以上、公庫が適當ということになり、以後設立された多くの政府金融機関が、この公庫という名称を使つたわけである。

ところで、国会における益谷建設大臣の住宅金融公庫法案の提案理由の説明のなかに、次のような部分がある。「すなわち、機構といたしましては、資本金の全額を政府の出資にかかる公的な独立の金融機関として住宅金融公庫を設立し、事業の運営に民間企業の長所を取入れるとともに、その公共性にかんがみ、毎年度の予算は国会の議決を

必要とし、役員任命、業務の運営等に関し、政府の監督を受けしめるようにいたしました。また、資金の貸付の対象、建設される住宅の規模、貸付の限度及び条件、償還の方法等に関する基本的事項は法律に規定することにいたしました。なお、本公庫の機構はできるだけ簡素なものとする必要上、貸付の決定以外の貸付及び回収の業務は、銀行その他の金融機関に委託するとともに、貸付金の用途を適正にし、建設される住宅の質の改善向上をはかるため、住宅金融公庫の審査及び指導を地方公共団体に委託することができるよう措置いたしました。」この説明のなかに、住宅金融公庫の性格、長い間議論されてきた大蔵省、建設省の住宅金融政策に対する考え方がよく表明されている。総司令部の意向を入れつつ、両者の考え方をまとめたのが公庫法案となったように思える。

住宅金融公庫法案は、二四年三月一日付の「住宅金融公社法案」を基礎において作られた。したがって大きな変更はないが、おもな相違点をあげると、次のようになる。

- ① 全額政府出資は変わらないが、資本金額を固定しないで増加できることとしたこと、また、米国対日援助見返資金を業務の限定を付した条件で財源とするため、予算の定める範囲で必要な金額を米国対日援助見返資金特別会計から公庫に交付できるようにしたこと、この金額については政府の出資があったものとする事。
- ② 業務の範囲が資金の貸付に限定され、かつ公社法案で一度消えた業務の対象が再び記載されていること、すなわち、①自ら居住するため住宅を必要とする者、②住宅組合法（大正一〇年法律第六六号）による住宅組合、③自ら居住するため住宅を必要とする者に対し、住宅を建設して賃貸する事業を行なう会社その他の法人となっている。この考え方にとくに目新しいものはないが、次にその対象となった者の住宅建設に関連する土地または借地権の取得に必要な資金を当該住宅の建設に必要な資金にあわせて貸し付けることができ、またそのほかに主務大

臣の承認を得て、①住宅の設計および工事に関する指導、②住宅の建設に必要な土地または借地権の取得に関するあつ旋、③貸付金の回収に関連して取得した住宅または土地もしくは借地権の管理および処分といった業務を行なうことができるとした点は、全く新しくつけ加えられた。これによって業務が広がり、住宅金融の実態に即したものとなった。

- ③ 貸付金の利率（年利五・五％）と償還期間（住宅の構造に応じて一五〜三〇年）が法律によって決められたこと、これは国民金融公庫法ではみられなかったところである。国民大衆に対する健康で文化的な生活を営むに足る住宅の建設に必要な資金ということで、とくに住宅金融に認められた制度である。⁽⁵⁾

ともあれ、住宅金融公庫法案は国会の審議を経たのち、二五年五月六日に公布施行された。その後ただちに設立のための活動が始められ、六月五日に正式に住宅金融公庫が設立された。住宅金融公庫法の国会での審議経過、住宅金融公庫の設立過程、住宅金融公庫の初期の経営上の性格等については、『住宅金融公庫十年史』および『住宅金融公庫二十年史』に詳細に記述されている。同書を参照されたい。⁽⁶⁾

- (1) 建設省の独立した金融機関設立案については、大蔵省側から疑問が二月二六日付「住宅金融について」で出されている。その詳細は第一節にくわしい。
- (2) 既述の二月一六日の「住宅金融金庫設置要綱」ではまだ金庫となっていたが、内容はほぼ同じであるのに、答申書に付されたものには公社とつけられている。第一節でも述べたように、二四年の二月になって公社という言葉が公共企業体を示すものとして定着したようである。その影響がわずか三日おくれた答申書にでたのであろう。
- (3) なお、住宅金融公社法案（二四年三月一日付）が、前掲「住宅金融公社要綱」と大きく異なる点が二つある。第一は、資本金が五〇億円に減額されていることである。これは二四年度予算がかなりきびしい性格のものになることが予想されたため、資本を減ずることによって政府出資を確保し、設立まですすめたいと考えた上での修正ではなかっただろうか、第二は

業務の対象についての規定が全く抜けたことである。

(4) この総司令部の意向で、はじめて年五・五%の貸付利率という考え方が明確になった。総司令部が五・五%の金利水準をどこを基準としてきめたかは明らかでないが、これがのちに住宅金融公庫法にうつがれてゆくのである。

(5) 前述のように年五・五%に貸付金利を法定する考え方は総司令部から出されたものだが、当時の金利体系からして定期預金の金利が参考にされたのではないかという説もある。

(6) 本節で使用した資料は、主として大蔵省所蔵「愛知文書」九一―一五、九一―一六による。

付 属 資 料

- 一 金融緊急措置令(昭和二年勅令第八十三号)……………八五
- 二 金融緊急措置令中改正事項……………八七
- 三 金融機関資金融通準則(昭和二年大蔵省告示第三十七号)(別表省略)……………八八
- 四 昭和二七年四月末日現在における金融機関資金融通準則(別表省略)……………八二
- 五 復興金融金庫法(昭和二年法律第三十四号)……………八五

一 金融緊急措置令

(昭和二十二年勅令第八十三号、昭和二十二年二月一七日公布)

第一条 金融機関ハ本令施行ノ際現ニ存スル預金其ノ他金融業務上トノ債務ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ(以下封鎖預金等ト称ス)ニ付テハ第三条第二項ノ規定ニ依ルノ外其ノ支払ヲ為スコトヲ得ズ

日本銀行券預入令第四条第二項ノ規定ニ依リ生ジタル預金、貯金及金銭信託ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

第二条 封鎖支払ニ基キ生ジタル金融機関ノ預金其ノ他金融業務上ノ債務ハ之ヲ封鎖預金等ト看做ス

前項ノ封鎖支払トハ手形、小切手、郵便為替証書其ノ他之ニ準ズル支払指図ヲ以テ為サル封鎖預金等ヘノ払込又ハ振替及金融機関ノ帳簿上ノ振替ノ方法ニ依ル封鎖預金等ノ支払ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノヲ謂フ

第三条 第一条ノ規定ハ左ニ掲グル者ガ金融機関ニ対シ有スル預金其ノ他ノ債権ニ付テハ之ヲ適用セズ

- 一 国又ハ都道府県其ノ他地方公共団体
- 二 金融機関

封鎖預金等ノ支払ハ命令ノ定ムル所ニ依リ現金ニ依ル支払、

現金以外ノ封鎖支払ニ非ザル支払又ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ

スベシ

第四条 本令施行ノ際現ニ存スル国債、地方債、社債其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル債券ノ元本ノ償還及利息ノ支払ハ封鎖支払ニ依リ之ヲ為スベシ本令施行ノ際現ニ存スル株式、出資其ノ他命令ヲ以テ定ムル之ニ準ズルモノニ対スル配当金、残余財産ノ分配金及合併又ハ減資ニ因ル交付金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ並ニ本令施行ノ際現ニ存スル保険契約ニ基ク保険金ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ支払ニ付亦同ジ

第五条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ封鎖預金等ノ債権ヲ譲渡シ又ハ之ヲ債務ノ担保ニ供スルコトヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第六条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金融機関其ノ他大蔵大臣ノ指定スル者ニ対シ資金ノ融通ヲ制限シ又ハ禁止スルコトヲ得

第七条 大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ金銭債務ノ弁済ニ関シ封鎖支払其ノ他命令ヲ以テ定ムル現金支払以外ノ方法ニ依ルベキコトヲ命ズルコトヲ得

大蔵大臣ハ命令ノ定ムル所ニ依リ資金ノ保有方法ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

第八条 本令ニ於テ金融機関トハ郵便官署、銀行、信託会社、

保険会社、無尽会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、恩

給金庫、庶民金庫、国民更生金庫、地方農業会、漁業会及市街地信用組合其ノ他貯金ノ受入ヲ為ス組合ヲ謂フ

第九条 封鎖預金等ニ付テハ其ノ債権者ハ第三条第二項ノ規定スル場合ヲ除クノ外支払禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ハ其ノ支払ノ請求ヲ為スノ権利ヲ有セザルモノトス

支払禁止ノ解除セラルルニ至ル迄ノ間ニ於テ封鎖預金等ニ付スベキ利息ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ依ル

支払禁止ノ解除前ニ於テ時効期間ノ満了スル封鎖預金等ニ付テハ支払禁止ノ解除後一月以内ハ時効完成セズ

第十条 本令ハ他ノ法令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ノ適用アル場合ニ於テモ仍之ヲ適用ス但シ他ノ法令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ガ本令ノ規定ニ依ル制限又ハ禁止ヨリモ重キトキハ当該法令ヲ適用ス

第十一条 第一条、第三条第二項若ハ第四条ノ規定、第五条若ハ第六条ノ規定ニ依ル制限若ハ禁止又ハ第七条ノ規定ニ依ル命令ノ違反アリタル場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル者ハ三年以下ノ懲役又ハ一万円以下ノ罰金ニ処ス

第十二条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ其ノ行為ヲ為シタル者ヲ罰スルノ外其ノ法人

又ハ人ニ対シ亦同条ノ罰金刑ヲ科ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

二 金融緊急措置令中改正事項

(一) 昭和二十二年一月一〇月七日(法律第三十四号復興金融庫法)第四十三条 金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。
第八条中「国民更生金庫、」の下に「復興金融庫、」を加へる。

(二) 昭和二十二年一月一日(法律第五十二号財産税法附則)第六項 金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。
第三条第一項に次の但書を加へる。
但シ財産税法第五十五条ノ規定ニ依リ同条第一項ニ規定スル旧勘定預金等ヲ以テ財産税ヲ納付スル場合其ノ他命令ヲ以テ定ムル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

(三) 昭和二十二年一月一九日(法律第三百三十三号農業協同組合法)の制定に伴う農業団体の整理等に関する法律

第三十四条 金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。
第八条中「地方農業会」を「農業協同組合、農業協同組合

連合会」に改める。

(四) 昭和二十三年七月二一日(法律第百八十四号金融機関再建整

備法の一部を改正する法律附則)

第五条 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第四条 削 除

第七条第一項を削る。

第十一条中「若ハ第四条ノ規定、」を除る。

2 この法律施行前になした行為に対する罰則の適用については、従前の金融緊急措置令第四条及び第十一条の規定は、この法律施行後も、なおその効力を有する。

3 この法律施行の際現に存する金融緊急措置令施行規則(昭和二十一年大蔵省令第十二号)に定める第一封鎖預金等は、その時において同規則に定める自由預金等となるものとする。この法律施行後同規則第一条の十の規定により第一封鎖預金等となつたものについてもそのなつた時においてまた同じ。

(四) 昭和二十三年一月二一日(法律第二百四十三号水産業協同組合法の制定に伴う水産業団体の整理等に関する法律)

第二十四条 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「漁業会」を「漁業協同組合」に改める。

(六) 昭和二十四年六月一日(法律第百八十二号中小企業等協同組

合法施行法)

第三十条 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「市街地信用組合」を「信用協同組合、中小企業等協同組合法第七十九条第一項第一号ノ事業ヲ行フ協同組合連合会」に改める。

(七) 昭和二十六年三月三一日(法律第百八号日本開発銀行法附則)

33 金融緊急措置令(昭和二十一年勅令第八十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「恩給金庫、庶民金庫、国民更正金庫、復興金融金庫、」を削る。

三 金融機関資金融通準則

(昭和二十二年大蔵省告示第三十七号、

昭和二十二年三月一日公布)

金融緊急措置令施行規則第十三条第二項の規定によつて、金融機関資金融通準則を次のように定める。

金融機関資金融通準則

第一 総則

一 銀行(日本銀行を除く)、信託会社、保険会社、農林中

央金庫及び商工組合中央金庫(以下金融機関という)は、資金の融通をなすに当つては、この準則の定めるところにより、自主的にこれが規制を行わなければならない。

二 金融機関は、資金の吸収に全力を傾注し、日本銀行借入れへの依存の傾向を排除し、健全な金融秩序を確立すると共に、資金の運用を日本経済再建の目的に即するよう最も効率的に行うことを旨としなければならない。

三 金融機関は、日本銀行の指導の下に、その所属団体の自主的申合せにより、融資残高の増加の最高限度を設定し、これを厳守しなければならない。但し、大蔵大臣の指定する資金については、右の最高限度の制限の適用を受けないものとする。

四 融通資金は、別表産業資金貸出優先順位表に定める基準に従つて先づ最重点産業の所要資金に充当し、次にその他の緊要な資金を供給するものとし、右以外の資金の融通を最少限度に止めるよう計画的に運用しなければならない。

五 資金の融通に当つては、左の事項に留意しなければならない。

(一) 金融緊急措置令に基いて定められた資金の融通に関する取扱を遵守すると共に、政府の物価政策、物資統制等

との関連を考慮し、これに協力すること。

(二) 最少の物資、資材及び資金を以て、最も迅速に生産増加を期待し得る企業に融資するよう配慮すること。

(三) 従来取引関係の有無等にかかわらず、中小企業の育成については、特に意を用うること。

六 融資した企業の資金効率、融資目的の達成等について常時調査し、適当でない認められるものは、融資の回収をなす等適當の措置を講じなければならない。

七 日本経済再建に対する金融機関の使命を自覚し徒らに復興金融庫に頼るような態度を慎まなければならない。

八 融通資金に余裕のある金融機関は、日本銀行の融資斡旋に協力すると共に、自主的に金融機関相互間の資金疏通を図り、以て必要な産業資金の供給を円滑にしなければならない。

第二 事業設備資金

一 現下の経済の实情に顧み事業設備資金については、差当り補修又は改良に要する資金のみを融資することとし、特別の事情のない限り新設又は拡張に要する資金の供給は、これを差控えなければならない。

二 事業設備資金の融通に当つては別表産業資金貸出優先順位表に定める設備資金の順位を厳守しなければならない。

三 別表産業資金貸出優先順位表に定める設備資金の順位に
おいて

イ 甲の一は、現下の経済再建上事業設備の新設拡張又は
補修改良が極めて緊急であつて、その資金の供給につい
て特別の配慮を加えなければならないもの、

ロ 甲の二は、現下の経済再建上事業設備の補修改良を必
要とし、場合によつては新設拡張も必要と認められ、そ
の資金の供給について優先的に考慮しなければならない
もの、

ハ 乙は、現下経済再建上差当り事業設備の補修改良のみ
を必要とするものであつて、その資金の供給は事情によ
つてこれをなすことを適当とするもの、

ニ 丙は、現下の経済再建上設備資金の必要度が低く、そ
の資金の供給を差当り差控えなければならないもの、
として取扱うものとする。

第三 運転資金

一 運転資金の借入の申込があつたときは、資金の使途、生
産の見込、手持の原材料、資金繰りの状況等について嚴重
に審査し、放漫に流れないよう特に留意しなければならない
もの、

二 融資先の経営の健全性に留意し、単なる赤字補填のよう
な救済的融資はこれを差控えなければならない。

三 運転資金の融通に当つては、別表産業資金貸出優先順位
表に定める運転資金の順位を厳守しなければならない。特
に高順位のものより順次に融資し、余裕のある場合に次順
位のものに融資するよう計画的にこれを行い、低順位のも
のを先に融資し、後になつて高順位のものに融資できなく
なるようなことは極力避けなければならない。

四 別表産業資金貸出優先順位表に定める運転資金の順位に
おいて

イ 甲の一は、事業育成のため運転資金の供給が最も必要
であつて、その供給について格別の配慮を加えなければ
ならないもの、

ロ 甲の二は、前項に準ずるものであつて運転資金の供給
について優先的に考慮しなければならないもの、

ハ 乙は、事業育成を必要とするが、収入状況が良好であ
るか、又は事業育成の必要度が比較的 low、運転資金の
供給は事情によつてこれをなすことを適当とするもの、

ニ 丙は、事業育成の必要度が低く、又は収入状況が充分
であつて差当り運転資金の供給を差控えなければならない
もの、
として取扱うものとする。

第四 特殊用途資金（事業設備資金及び運転資金以外の資金）

一 現下の事態に鑑み特殊用途資金の供給は原則として抑制
しなければならない。

二 已むを得ない事由によつて特殊用途資金の融通をなす
ときは運転資金の取扱に準ずるものとする。

第五 産業資金貸出優先順位表適用上の特例

一 大蔵大臣の指定する資金の融通に関しては、別表産業資
金貸出優先順位表に定める基準にかかわらず、特別の取扱
をなすことができる。

二 左に掲げる手形による貸付又はその手形の割引は別表産
業資金貸出優先順位表に定める運転資金の順位の甲の一に
準じて取扱うことができる。

(一) 日本銀行再割引の適格ある商業手形及びこれに準ずる
優良な手形で日本銀行の承認するもの

(二) 日本銀行のスタンプ手形

(三) 貿易庁の認証ある貿易手形

三 左に掲げる事業設備資金及び運転資金の供給は厳にこれ
を差控えなければならないが、金額が少額であつて、真に
止むを得ないと認められる場合に限りこれを供給するもの
とする。

(一) 別表産業資金貸出優先順位表に定める設備資金の順位

第一 総則
一 銀行（日本銀行を除く）、信託会社、保険会社、農林中

四 昭和二十七年四月末日現在における金融機関資金
融通準則

一 この準則の実施状況に關しては、大蔵省において監査す
る外、日本銀行をして常時監査せしめる。
二 この準則の実施状況を監査するため必要な報告は、大蔵
省において徴する外、日本銀行をして徴せしめる。

第六 監査及び報告

の乙に属する産業の事業設備の新設拡張に要する資金
(一) 同表に定める設備資金の順位の丙に属する産業の事業
設備の補修改良又は復旧（但しこの準則公布の日以後に
生じた火災、地震其の他の災害等特別の事情に基くもの
に限る）に要する資金
(二) 同表に定める運転資金の順位の丙に属する産業の運転
資金前項(一)の場合においては、日本銀行に協議しなけれ
ばならない。

中央金庫及び商工組合中央金庫（以下金融機関という。）は、資金の融通をなすに当つては、この準則の定めるところにより、自主的にこれが規制を行わなければならない。

四 融通資金は、別表産業資金貸出優先順位表に定める基準に従つて、先ず最重点産業の所要資金に充当し、次にその他の緊要な資金を供給するものとし右以外の資金の融通を最少限度に止めるよう計画的に運用しなければならない。産業資金貸出優先順位表の順位は、その産業の本来の事業の順位を示すものであつて、附随的又は臨時的事业を含むものではない。

三 金融機関は、大蔵大臣が別に定める方法により算出した各月の運用資金増加見込額のうち、当該運用資金増加見込額に大蔵大臣が別に定める割合を乗じて得た金額について、左に掲げる方法により運用した残額に限つてこれを他に融通することができるものとする。

五 資金の融通に当つては、左の事項に留意しなければならない。

- (一) 国債の取得
 - (二) 地方債の取得（発行について許可のあつた地方債の前貸及び国庫補助金等を見合とする短期資金の融通を含む。）
 - (三) 復興金融債券の取得
 - (四) 復興金融金庫が支払保証をなした資金の融通
- 前項の規定による運用資金増加見込額がその月の運用資金増加実績額と異なる場合には、その差額は翌月以降の運用資金増加見込額の算定に当り調整を行うものとする。但し、大蔵大臣が別段の指示をした場合にはこの限りでない。

- (一) 金融緊急措置令に基いて定められた資金の融通に関する取扱を遵守すると共に、政府の物価政策、物資統制等との関連を考慮し、これに協力すること。
 - (二) 最少の物資、資材及び資金を以て、最も迅速に生産増加を期待し得る企業に融資するよう配慮すること。
 - (三) 従来の取引関係の有無等にかかわらず、中小企業の育成については、特に意を用うること。
- 六 金融機関は、企業の資金効率、融資目的の達成等について常時調査し、融通が適当でないと認められるものは、資金の回収、契約条件の変更その他の適当な措置を講じなければならない。
- 金融機関は、融資を受けた企業が当初の借入目的以外に

資金を使用したときは、その資金を遅滞なく回収しなければならない。

順位表に定める設備資金の順位を厳守しなければならない。

金融機関は、既に融資をしている企業から新たに資金融通の申込を受けたときは、前に融通した資金の使用状況を調査しなければならない。

三 別表産業資金貸出優先順位表に定める設備資金の順位において

六の二 大蔵大臣は必要と認めるときは、金融機関に対して資金の融通を禁止し、又は融通した資金の回収若しくは担保権の実行を命ずることができる。

イ 甲は、現下の経済再建上事業設備の補修改良を必要とし、場合によつては新設拡張も必要と認められ、その資金の供給について優先的に考慮しなければならないもの、

七 日本経済再建に対する金融機関の使命を自覚し、徒らに復興金融金庫に頼るような態度を慎まなければならない。

ロ 乙は、現下の経済再建上差当り事業設備の補修改良のみを必要とするものであつて、その資金の供給は事情によつてこれをなすことを適当とするもの、

八 融通資金に余裕のある金融機関は、日本銀行の融資斡旋に協力すると共に、自主的に金融機関相互間の資金疏通を図り、以て必要な産業資金の供給を円滑にしなければならない。

ハ 丙は、現下の経済再建上設備資金の必要度が低く、その資金の供給を差当り差控えなければならないもの、として取扱うものとする。

第二 事業設備資金

第三 運転資金

一 現下の経済の実情に鑑み事業設備資金については、差当り補修又は改良に要する資金のみを融資することとし、特別の事情のない限り新設又は拡張に要する資金の供給は、これを差控えなければならない。

二 事業設備資金の融通に当つては、別表産業資金貸出優先

一 運転資金の借入の申込があつたときは、資金の使途、生産の見込、手持の原材料、資金繰りの状況等について厳重に審査し、放漫に流れないよう特に留意しなければならない。

二 融資先の経営の健全性に留意し、単なる赤字補填のような救済的融資はこれを差控えなければならない。

三 運転資金の融通に当つては、別表産業資金貸出優先順位表に定める運転資金の順位を厳守しなければならない。特に高順位のものより順次に融資し、余裕のある場合に次順位のものに融資するよう計画的にこれを行い、低順位のものに先に融資し、後になつて高順位のものに融資できなくなるようなことは極力避けなければならない。

四 別表産業資金貸出優先順位表に定める運転資金の順位において

- イ 甲は、事業育成のため運転資金の供給が必要であつて、その供給については優先的に考慮しなければならないもの、
 - ロ 乙は、事業育成を必要とするが、収入状況が良好であるか、又は事業育成の必要度が比較的低く、運転資金の供給は事情によつてこれをなすことを適当とするもの、
 - ハ 丙は、事業育成の必要度が低く、又は収入状況が充分であつて差当り運転資金の供給を差控えなければならないもの、
- として取扱うものとする。

第四 特殊用途資金（事業設備資金及び運転資金以外の資金）

一 現下の事態に鑑み特殊用途資金の供給は原則として抑制しなければならない。

二 已むを得ない事由によつて特殊用途資金の融通をなすときは運転資金の取扱に準ずるものとする。

第五 産業資金貸出優先順位表適用上の特例

一 大蔵大臣の成定する資金の融通に関しては、別表産業資金貸出優先順位表に定める基準にかかわらず、特別の取扱をなすことができる。

二 削除

三 別表産業資金貸出優先順位表上丙に属する産業の事業設備の補修改良又は復旧に要する資金並に運転資金の供給は、真に必要なやむを得ない場合に限りこれをなすものとし、この貸出残高の増加額は当該月の総貸出残高の増加額の百分の十五に相当する金額をこえてはならない。但し、やむを得ない事由がある場合において右の限度をこえて貸出をなさんとする時は、日本銀行に協議すること。

四 預金を担保とする当該預金者（本人及びその家族を含む。）に対する資金の融通については産業資金貸出優先順位表はこれを適用しない。

第六 監査及び報告

- 一 この準則の実施状況に関しては、大蔵省において監査する外、日本銀行をして常時監査せしめる。
- 二 この準則の実施状況を監査するため必要な報告は、大蔵

省において徴する外、日本銀行をして徴せしめる。

金融機関はこの準則の適用により、大蔵省又は日本銀行の徴する報告を、できるだけ速かに提出しなければならない。

五 復興金融金庫法

（昭和二十二年法律第三十四号、昭和二十二年一〇月七日公布）

第一章 総則

第一条 復興金融金庫は、経済の復興を促進するため必要な資金で他の金融機関等から供給を受けることが困難なものを供給することを目的とする。

復興金融金庫は、法人とする。

第二条 復興金融金庫は、主たる事務所を東京都に置く。

復興金融金庫は、復興金融委員会の承認を受けて、必要の地に従たる事務所を設置し、又は銀行その他の者に業務の一部を取り扱はせることができる。

復興金融委員会に関する規程は、勅令でこれを定める。

第三条 復興金融金庫の資本金は、百億円とする。

第四条 政府は、百億円を復興金融金庫に出資しなければならない。

政府は、その出資額に対して、設立の当初において四十億円を払ひ込み、その残余は、復興金融委員会の定めるところにより、これを払ひ込むものとする。

第五条 復興金融金庫は、定款を以て、左の事項を規定しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 事務所の所在地
- 四 資本金額及び資産に関する事項
- 五 役員に関する事項
- 六 業務及びその執行に関する事項
- 七 復興金融債券の発行に関する事項
- 八 会計に関する事項
- 九 公告の方法

定款の変更は、復興金融委員会の承認を受けなければ、その効力を生じない。

第六条 復興金融金庫は、勅令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記した後でなければ、これを以て第三者に対抗することができない。

第七条 復興金融金庫には、所得税、法人税及び営業税を課さ

ない。

都道府県、市町村その他これに準ずるものは、復興金融金庫の事業に対しては、地方税を課することができない。但し、特別の事情に基いて内務大臣及び大蔵大臣の認可を受けた場合は、この限りでない。

第八条 復興金融金庫について解散を必要とする事由が発生した場合において、その処置に関しては、別に法律でこれを定める。

第九条 復興金融金庫でない者は、復興金融金庫又はこれに類似する名称を用ひることができない。

第二章 役員

第十条 復興金融金庫に、役員として、理事長副理事長各一人、理事二人以上及び監事一人以上を置く。

第十一条 理事長は、復興金融金庫を代表し、その業務を総理する。

副理事長は、定款の定めるところにより、復興金融金庫を代表し、理事長を輔佐して復興金融金庫の業務を掌理し、理事長に事故のあるときはその総務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行ふ。

理事は、定款の定めるところにより、復興金融金庫を代表し、理事長及び副理事長を輔佐して復興金融金庫の業務を掌

理し、理事長及び副理事長共に事故のあるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長共に欠員のときはその職務を行ふ。

監事は、復興金融金庫の業務を監査する。

第十二条 理事長、副理事長、理事及び監事は、復興金融委員会の推薦に基いて、政府が、これを任命する。

理事長、副理事長、理事及び監事の任期は、復興金融委員会の定めるところによる。

第十三条 理事長、副理事長及び理事は、定款の定めるところにより、主たる事務所又は従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

第十四条 理事長、副理事長及び理事は、他の職業に従事することができない。但し、復興金融委員会の承認を受けたときは、この限りでない。

第三章 業務

第十五条 復興金融金庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行ふ。

- 一 資金の融通
- 二 債務の引受又は保証
- 三 社債（特別の法令によつて設立された法人で会社でない

者の発行する債券を含む。以下これに同じ。）の応募又は引受

四 前各号の業務に附帯する業務

前項第一号の資金の融通は、復興金融金庫を振出人とする約束手形の交付又は為替手形の引受により、これを行うことができる。

復興金融金庫は、復興金融委員会の承認を受けて、第一項の業務の外、復興金融金庫の目的達成上必要な業務を行ふことができる。

第十六条 復興金融金庫は、業務開始の際、資金の融通に関する条件その他業務の方法を定め復興金融委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも同様とする。

第十七条 復興金融金庫は、設立の日から三年を経過した後には、あらたに資金の融通、債務の引受若しくは保証又は社債の応募若しくは引受をすることができない。

前項の期間は、復興金融委員会の承認を受けて、これを短縮し、又は延長することができる。

第四章 復興金融債券

第十八条 復興金融金庫は、復興金融債券を発行することができる。

復興金融債券の発行額と第十五条第一項の規定により引き受け、又は保証した債務の現存額の合計額は、復興金融金庫の未払込資本金額を超えることができない。

第十九条 復興金融金庫は、復興金融債券の借換又は第十五条第一項の規定により引き受け、又は保証した債務の履行のため、一時前条第二項の制限によらないで、復興金融債券を発行することができる。

前項の規定により復興金融債券を発行したときは、発行後一箇月以内に、その発行額面金額に相当する旧復興金融債券を償還し、又は当該債務を履行しなければならない。

第二十条 復興金融債券は、割引の方法を以てこれを発行することができる。

第二十一条 復興金融金庫は、復興金融債券を発行しようとするときは、復興金融委員会の承認を受けなければならない。

第二十二条 復興金融債券の消滅時効は、元本については十五年、利息については五年で完成する。

第二十三条 この法律に規定するものを除く外、復興金融債券に關して必要な事項は、勅令でこれを定める。

第五章 会計

第二十四条 復興金融金庫の事業年度は、四月から翌年三月までとする。

第二十五条 復興金融金庫は、毎事業年度の事業計画及び経費の予算を定め、事業年度開始までに、これを復興金融委員会に提出して承認を受けなければならない。これらに重大な変更を加へようとするときも同様とする。

第二十六条 復興金融金庫は、毎事業年度に財産目録、貸借対照表、損益計算書及び復興金融委員会の定める統計書類を作成し、毎事業年度経過後二箇月以内に、これを復興金融委員会に提出して承認を受けなければならない。

復興金融委員会は、前項の規定による承認をしたときは、その財産目録、貸借対照表、損益計算書及び統計書類を附して、その旨を主務大臣に報告しなければならない。

復興金融金庫は、第一項の規定による復興金融委員会の承認を受けたときは、その財産目録、貸借対照表及び損益計算書を公告し、且つこれらの書類及び第一項の統計書類を各事務所に備へ置かなければならない。

第二十七条 復興金融金庫は、剰余金を処分しようとするときは、復興金融委員会の承認を受けなければならない。

第六章 監督

第二十八条 復興金融金庫及び復興金融委員会は、主務大臣が、これを監督する。

第二十九条 主務大臣は、必要があると認めたときは、当該官

の従業者がその法人又は人の業務に関して前項前段の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても同項の罰金を科する。

第三十三条 左の場合においては、復興金融金庫の理事長、副理事長、理事又は監事を五千円以下の過料に処する。

一 この法律により復興金融委員会の承認を受けなければならない場合において、その承認を受けなかったとき。

二 この法律に規定されてない業務を行ったとき。

三 第十八条第二項の規定に違反して復興金融債券を発行し、又は債務の引受若しくは保証をしたとき。

四 第十九条第二項の規定に違反して復興金融債券を償還せず、又は債務の履行をしなかつたとき。

五 第二十九条の規定による当該官吏の検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

第三十四条 左の場合においては、復興金融金庫の理事長、副理事長、理事又は監事を二千五百円以下の過料に処する。

一 この法律又はこの法律に基いて発する勅令に違反して登記をすることを怠り、又は不正の登記をしたとき。

二 第二十六条第一項の規定による書類に記載すべき事項を記載せず、又は不正の記載をしたとき。

三 第二十六条第三項の規定による公告をすることを怠り、

更に復興金融金庫の業務及び財産の状況を検査させることができる。

第三十条 政府は、復興金融金庫の役員が法令若しくは定款に違反し、又は公益を害する行為をしたときは、これを解任することができる。

第三十一条 主務大臣は、必要があると認めたときは、勅令の定めるところにより、左の各号に掲げる者からその業務及び財産の状況に関し報告を徴し、又は当該官吏にその業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

一 復興金融金庫から資金の融通を受けた者

二 復興金融金庫により債務を引き受けられ、又は債務を保証された債務者

三 復興金融金庫により応募され、又は引き受けられた社債の発行者

第七章 罰則

第三十二条 前条の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、これを六箇月以下の懲役又は五千円以下の罰金に処する。

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

若しくは不正の公告をし、又は同項の規定による書類を備へ置かなかつたとき。

第三十五条 第九条の規定に違反して復興金融金庫又はこれに類似する名称を用ひた者は、これを一万円以下の過料に処する。

附 則

第三十六条 この法律施行の期日は、勅令でこれを定める。

第三十七条 政府は、設立委員を命じ、復興金融金庫の設立に關する事務を処理させる。

第三十八条 設立委員は、定款を作成して復興金融委員会の承認を受なければならない。

前項の承認があつたときは、設立委員は、遅滞なく出資の第一回の払込を政府に稟請しなければならない。

第三十九条 出資の第一回の払込があつたときは、設立委員は、遅滞なくその事務を復興金融金庫理事長に引き継がなければならない。

理事長が前項の引継を受けたときは、理事長、副理事長、理事及び監事の全員は、設立の登記をしなければならない。

復興金融金庫は、設立の登記をすることに因つて成立するものとす。

第四十条 復興金融金庫の初事業年度は、第二十四条の規定に

かかはらず、成立の日から昭和二十二年三月までとする。

第四十一条 復興金融庫は、日本興業銀行から第十五条の規定による資金の融通に相当する資金の融通を受けてゐる者に対して、この法律施行の際におけるその融通に因る債務の現存額と同額の資金の融通をしなければならない。

第四十二条 復興金融庫でない者でこの法律施行の際現に復興金融庫又はこれに類似する名称を用ひてゐるものについては、この法律施行後六箇月を限り、第九条の規定を適用しない。

第四十三条 金融緊急措置令の一部を次のやうに改正する。

第八条中「国民更生金庫、」の下に「復興金融庫、」を加へる。

第四十四条 登録税法の一部を次のやうに改正する。

第十九条第七号中「戦時金融庫、」の下に「復興金融庫、」を、
庫、」を、「戦時金融庫法、」の下に「復興金融庫法、」を、
同条第十八号中「庶民金庫、」の下に「復興金融庫、」を加へる。

第四十五条 印紙税法の一部を次のやうに改正する。

第五条第六号の二の三の次に左の一号を加へる、

六ノ二ノ四 復興金融庫ノ業務ニ関スル証書帳簿及復興金融債券

昭和財政史——終戦から講和まで—— 第12巻

昭和51年3月25日発行

編者 大蔵省財政史室

発行者 宇梶洋司

発行所 東京都中央区日本橋本石町1の4 東洋経済新報社

郵便番号 103 電話東京(270)代表4111 振替口座東京3-6518

©1976 落丁・乱丁本はお取替えいたします。
Printed in Japan

3333-6242-5214

昭和財政史—終戦から講和まで—(全20巻)

第1巻	総説	(執筆) 安藤良雄ほか
第2巻	終戦処理・賠償 独占禁止	原 朗 三和良一
第3巻	アメリカの対日占領政策	秦 郁彦
第4巻	国際金融・貿易 関税	犬田 章 藤村幸雄
第5巻	財政制度 財政機関	高橋 誠 大森とく子
第6巻	歳計(1)	加藤陸夫・江見康一
第7巻	歳計(2) 政府関係機関等	江見康一・宇田川璋仁・藤村幸雄 山村勝郎
第8巻	租税	加藤陸夫・宇田川璋仁・石 弘光
第9巻	国有財産・造幣・印刷・専売	西村紀三郎
第10巻	政府債務 資金・基金	加藤三郎 山村勝郎・加藤三郎
第11巻	地方財政 税務行政	林 健久 植松守雄
第12巻	金融(1)	中村隆英・志村嘉一・原 司郎
第13巻	金融(2) 物価 給与	伊牟田敏充・原 司郎・塩野谷祐一・西川俊作 塩野谷祐一 西川俊作
第14巻	金融(3)	犬田 章・志村嘉一・伊牟田敏充
第15~18巻	資料(うち英文1巻)	
第19巻	年表・総索引	
第20巻	統計	

(お断り) 内容・構成を変更する場合があります。 * 印既刊。